

令和7年太宰府市議会第4回（11月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
11月5日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	報告・提案理由説明・質疑
		本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室
		協議会終了後	議会連絡会	全員協議会室
		連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室
11月6日(木)				
11月7日(金)	午前10時			2日目分質疑・討論通告締切
11月8日(土)				
11月9日(日)				
11月10日(月)	午前10時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託・提案理由説明
		本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室
11月11日(火)				
11月12日(水)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
11月13日(木)	午前10時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
11月14日(金)	午前10時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	午後1時	予算特別委員会	全員協議会室	
11月15日(土)				
11月16日(日)				
11月17日(月)				
11月18日(火)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
11月19日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
11月20日(木)	午前10時			最終日分質疑・討論通告締切
11月21日(金)	午前11時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
		本会議閉会後	議員協議会	全員協議会室

令和7年太宰府市議会第2回（12月）臨時会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
12月23日(火)	午前10時	本会議	議 事 室	議席の指定・正副議長選挙・提案理由説明・質疑・討論・採決

令和7年第4回（11月）定例会目次

◎ 第1日（11月5日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	12

◎ 第2日（11月10日再開）

1. 議事日程	13
2. 出席議員	14
3. 欠席議員	14
4. 出席説明員	14
5. 出席事務局職員	14
再 開	15
散 会	20

◎ 第3日（11月18日再開）

1. 議事日程	21
2. 出席議員	24
3. 欠席議員	24
4. 出席説明員	24
5. 出席事務局職員	25
再 開	26
散 会	101

◎ 第4日（11月19日再開）

1. 議事日程	103
2. 出席議員	105
3. 欠席議員	105
4. 出席説明員	105

5. 出席事務局職員	106
再    開	107
散    会	172

◎ 第5日（11月21日再開）

1. 議事日程	173
2. 出席議員	173
3. 欠席議員	174
4. 出席説明員	174
5. 出席事務局職員	174
再    開	175
閉    会	198

令和7年第2回（12月）臨時会目次

◎ 第1日（12月23日開会）

1. 議事日程	201
2. 出席議員	201
3. 欠席議員	202
4. 会議録署名議員	202
5. 出席説明員	202
6. 出席事務局職員	202
開    会	203
閉    会	224

◎ 審議結果

1. 審議結果	227
2. 諸般の報告	229
3. 審議結果	230

# 太宰府市議会第4回(11月)定例会会議録

令和7年11月5日(水)開会

( 第 1 日 )

太 宰 府 市 議 会

## 1 議事日程（初日）

〔令和7年太宰府市議会第4回（11月）定例会〕

令和7年11月5日

午前10時開議

於議事室

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 会期の決定  |
| 日程第3  | 諸般の報告  |
| 日程第4  | 報告第14号 専決処分の報告について（草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定）                     |
| 日程第5  | 議案第52号 太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて                        |
| 日程第6  | 議案第53号 太宰府展示館の指定管理者の指定について                                   |
| 日程第7  | 議案第54号 水城館の指定管理者の指定について                                      |
| 日程第8  | 議案第55号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について                              |
| 日程第9  | 議案第56号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について                                 |
| 日程第10 | 議案第57号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について                           |
| 日程第11 | 議案第58号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について                              |
| 日程第12 | 議案第59号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について                              |
| 日程第13 | 議案第60号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について                           |
| 日程第14 | 議案第61号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について                               |
| 日程第15 | 議案第62号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について                     |
| 日程第16 | 議案第63号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について                            |
| 日程第17 | 議案第64号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第18 | 議案第65号 太宰府市長等政治倫理条例の制定について                                   |
| 日程第19 | 議案第66号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第67号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第21 | 議案第68号 太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について               |
| 日程第22 | 議案第69号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について                            |
| 日程第23 | 議案第70号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について                    |
| 日程第24 | 議案第71号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について                     |

日程第25 議案第72号 令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第26 議案第73号 令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

## 2 出席議員は次のとおりである（16名）

2番	馬場 礼子 議員	3番	今泉 義文 議員
4番	森田 正嗣 議員	6番	入江 寿 議員
7番	木村 彰人 議員	8番	徳永 洋介 議員
9番	船越 隆之 議員	10番	堺 剛 議員
11番	笠利 毅 議員	12番	原田 久美子 議員
13番	神武 綾 議員	14番	陶山 良尚 議員
15番	小畠 真由美 議員	16番	長谷川 公成 議員
17番	橋本 健 議員	18番	門田 直樹 議員

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 会議録署名議員

8番	徳永 洋介 議員	9番	船越 隆之 議員
----	----------	----	----------

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	楠田 大蔵	副市長	原口 信行
教育長	井上 和信	総務部長 (経営企画担当)	轟 貴之
総務部理事 (市長室担当)	杉山 知大	総務部理事 (総務担当)	宮崎 征二
市民生活部長	友添 浩一	健康福祉部長	大谷 賢治
健康福祉部理事 (子ども担当)	添田 朱実	都市整備部長 (併営企業担当)	伊藤 健一
観光経済部長	竹崎 雄一郎	教育部長	添田 邦彦
教育部理事	平野 善浩	総務課長 併選挙管理委員会事務局長	鳥飼 太
総務課長兼経営企画課長 担当課長兼シニアプロモーション担当課長	平嶋 香代子	市民課長	今村 江利子
福祉課長	山崎 崇	都市計画課長	古賀 千年志
上下水道課長	田中 潤一	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	草場 康文
社会教育課長	井本 正彦	監査委員事務局長	松尾 誓志

## 6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	野寄 正博	議事課長	花田 敏浩
書記	木村 幸代志	書記	陣内 成美

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、令和7年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

8番、徳永洋介議員

9番、船越隆之議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（門田直樹議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から11月21日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております、会期内日程表によって運営を進めたいと思います。

また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（門田直樹議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。

監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第4、報告第14号「専決処分の報告について（草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定）」及び日程第5、議案第52号「太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、おはようございます。本日ここに令和7年太宰府市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、選挙なども間近に控える大変ご多用の中にご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本議会は、私にとりましても市長として最後の定例会となります。これまでの来し方を振り返りつつ、今後への思いも引き継いでいく大切な機会にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そうした中、11月2日、職員の不祥事と思われる事案が発覚し、現在、事実確認を行っております。今後の処分なども含め慎重に判断し、詳細が判明次第、速やかにご報告する予定であります。

議員各位をはじめ市民や関係者の皆様には、ご心配、ご迷惑をおかけしており、大変申し訳ございません。私自身初心に立ち返り先頭に立って綱紀粛正、信頼回復、再発防止などに努めてまいります。

この過程の中で、多くの皆様に応援をいただきましたM-1グランプリ3回戦の出場を辞退いたしました。心苦しくはありますが、これまでの望外の結果に対し心より感謝を申し上げます。

さて、前回9月議会以降も様々な取組を行い、結果も出てまいりました。昨年からはまった大東建託の自治体ブランドランキングでは、県内で初の1位、全国でも26位を獲得することができました。

1,700を超える全国自治体の中で昨年の48位から大きく上回りベスト30入りを果たせたことは、恒例の市町村魅力度ランキングの30番台と併せ有終の美を飾れたのではと自負しております。

また、このたび福岡国際音楽大学の設置が晴れて認可され、昨日、記者会見が行われました。福岡県で唯一の新しい音楽大学がここ令和の都だざいふに設立されることは、地元としてもこの上ない慶びであります。

本市の重点施策である「世界に羽ばたく人材育成」とも合致する新たな取組であり、市とい

たしましても引き続き企業版ふるさと納税制度や今後は個人版のふるさと納税制度も活用し、サポートしてまいります。

昨年、日本一の猛暑のまちとなった本市は、特に子どもたちや災害避難者の体調を守るため体育館の空調設備の整備に踏み出しましたが、順調に整備を進め、10月までに全て使用を開始しております。

初めてノミネートしたゆるキャラ選手権「ゆるばーす2025」では、令和の都だざいふ応援大使でもある「おとものタビット」が全国77位に選出され、元号令和と本市のつながりなどをPRできました。

また、副会長として最後の出席となった全国史跡整備市町村協議会の第60回記念小牧大会では、閉会の挨拶の大役をいただき、先進的多用途活用の重要性を改めて会員皆様に訴えてまいりました。

節目の20周年を迎えた九州国立博物館では、10月20日記念式典が行われ、私も市を代表して参列いたしました。九博ツアーズや太宰府タイムトリップなど市との連携もさらに密接になっております。

姉妹都市である韓国扶余郡からもパクジョンヒョン郡守やキムヨンチュン議長をはじめ16人の視察団を迎え、行政や議会はもちろん、子どもたちをはじめ市民の方々とも交流を深めることができました。

このほか九州市長会や福岡県市長会、福岡都市圏行政推進協議会など他市町との連携も積極的に進めてきましたが、最後の出席の機会を生かして挨拶を交わし、今後の変わらぬ連携を呼びかけております。

そして、そうした振り返りや引き継ぎの総決算といたしまして、私の市長任期を予定されている来年1月27日から年内に前倒しする決断をいたしました。かつての本市の混乱を名実ともにリセットするためであります。

僅か8年前の今頃、本市は当時の市長と議会が対立し市長不信任と市議会解散が行われました。ちょうど今、話題となっている静岡県伊東市のような事態が、この地でも現実に起こっていたのであります。

その後、議員各位、市民の皆様、職員諸氏、そして我々三役などが心を一つに混乱からの脱却を着実に果たしてきましたが、今なお残る混乱の最後の遺物とも言えるのが市長任期と市議任期のずれであります。

公選法34条の2のいわゆる90日特例を活用することにより、前回今回と同日選を行うことはできますが、これにより市議不在の期間が生じるとともに選挙後市長任期が1か月半ほど残ることになります。

このため、市議不在期間に災害など予期せぬ危機が生じたとき、議会の招集ができないケースや、一定期間任期が残っている前任市長が辞め際に専決などの独断を行い得るなどの問題点が生じ得ます。

こうした諸課題を解決しつつ、市長選、市議選の同日実施により数千万円に及ぶ税金を節約し、投票率アップにもつなげ、引き継ぎもスムーズ化するためには、退任を年内に前倒しするのが最善と判断いたしました。

あくまでも、世のため人のため、市のため市民のために、そして次代を担う子どもたちのためにという私の政治家哲学、人生哲学によるものとご理解いただき、その評価は後世に委ねさせていただければ幸いです。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告案件1件、人事案件1件、指定管理者指定11件、条例改正3件、条例制定2件、補正予算5件、合わせて23件の議案のご審議をお願い申し上げます。

特に、私にとりまして最後の補正予算の中で、子どもたちから大人まで快適で安心できる新しい公共の場を提供すべく、今まで根強い要望のありました学校や公園のトイレや時計の整備を行うことを提案しております。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第14号から議案第52号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第14号「専決処分の報告について（草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件は、令和7年6月23日に市職員が職員駐車場において草刈り機を使用し除草作業を実施したところ、飛び石により近隣駐車場に駐車中の車両の窓ガラスを破損する事故が発生したものであります。

その後、相手方と協議を行い、当該窓ガラスの修理費用及び修理中のレンタカー賃借費用を支払うことで合意に至りました。

この事故による損害賠償の額を定めることについて、令和7年10月10日付で、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定に基づき専決処分したので、同法180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、賠償金につきましては、本市が加入する損害賠償保険及び本市予算から相手方に全額お支払いいたしております。

次に、議案第52号「太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

井上和信教育長が本年12月24日付をもって任期満了となりますので、再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

井上氏は、昭和54年5月に那珂川町立安徳北小学校の教諭として教鞭を執られ、その後、平成28年3月に太宰府市立水城小学校校長として定年を迎えられるまでの間、各小学校の教頭、校長として学校現場でご活躍されるだけでなく、福岡教育事務所副所長なども務められ、教育行政の幅広い分野でご活躍をされてこられました。

また、平成28年4月から本市教育委員会の総括指導主幹として、令和4年12月25日からは本市の教育長として就任いただき、多岐にわたる高い見識、豊富な経験を持って、今日まで本市の教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。

今後とも、その知識と経験、情熱を十二分に発揮していただき、本市教育行政のさらなる発展のためにご貢献いただきたいと思いますと考えております。

略歴書を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

これから報告第14号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

次に、議案第52号について、質疑は11月10日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6から日程第16まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第6、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」から日程第16、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 先ほど、すみません、切りどころを間違えまして、失礼いたしました。

改めまして、議案第53号から議案第63号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人古都大宰府保存協会を令和8年度から3年間にわたり大宰府展示館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めます。

次に、議案第54号「水城館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人古都大宰府保存協会を令和8年度から3年間にわたり水城館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定す

るに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市民図書館の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、一般社団法人太宰府市スポーツ協会を令和8年度から3年間にわたり太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」ご説明申

上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市体育センターの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を令和8年度から3年間にわたり太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

議案第53号から議案第63号までについて、質疑は11月10日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17から日程第26まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第17、議案第64号「太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例につい

て」から日程第26、議案第73号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第64号から議案第73号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第64号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、観光客参拝客をはじめとする市外者が多く訪れる本市において、受益と負担の適正化の観点から市外の利用者に応分の負担を求め、市民と交流人口の相互発展を図ることを目的として、大宰府展示館の入館料に市外者料金を設定するものであります。

市外者料金につきましては、現在の料金の2倍の大人400円、高校生・大学生200円とし、令和8年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」ご説明申し上げます。

本条例につきましては、市長、副市長及び教育長が市民全体の奉仕者として、市のため市民のためにその人格と倫理の向上に努めることにより、政治の透明性を高め、市民の皆様の信頼を確保することを目的とし制定するものであります。

次に、議案第66号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、「児童福祉法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」「学校教育法」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正が行われたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、議案第67号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、「児童福祉法」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正が行われたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、議案第68号「太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

「児童福祉法」の改正が行われたことに伴い、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず保育所などに通園できる仕組みとして創設された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を令和8年4月から開始するために本条例を制定する必要が生じたものであります。

次に、議案第69号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ4億2,568万9,000円を追加し、予算総額を371億4,439万9,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、子どもたちが安心して学び、心身ともに健やかに成長できる教育環境を確保するため、学校のトイレ洋式化や運動場バックネット、時計の整備を行い、快適で安全な学校生活を実現する費用や、子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できる公共空間を確保するため、スポーツ施設や公園などの老朽化したトイレの改修や洋式化を行い、衛生面や快適性の向上を図る費用を計上しております。

その他、新たな公共交通体系の一つとして構築可能であるかを検証するためのデマンド交通運行事業について、令和8年度以降も継続して実証運行事業を実施するための費用に係る債務負担行為のほか、9月末で完了した市内街路灯LED化の際に全灯点検を実施した結果、老朽化が判明したポール等の修繕に係る費用、障がい者の社会活動や暮らしを支援するための福祉サービス給付や、障がいの除去・軽減を図ることにより生活能力や職業能力の回復や向上を目的とした更生医療の増加に係る費用、令和8年度の小・中学校の学級編制に対応するための費用などを計上しております。

あわせて、繰越明許費の追加を2件、デマンド交通運行事業を含めた債務負担行為の追加を3件、地方債の変更を1件計上しております。

次に、議案第70号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2,405万4,000円を追加し、予算総額を69億4,295万1,000円にお願いするものであります。

内容としましては、歳入につきましては、令和6年度決算において確定しました国民健康保険事業特別会計の剰余金を前年度繰越金に計上するための増額補正であります。

歳出につきましては、令和6年度に交付を受けました保険給付費等交付金の超過交付分を償還するための保険給付費等交付金償還金の増額補正及び剰余金から償還金を差し引いた残余分について国民健康保険事業特別会計財政調整基金へ積み立てるための増額補正として計上するものであります。

次に、議案第71号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ318万2,000円を追加し、予算総額を17億1,143万8,000円にお願いするものであります。

内容としましては、歳入につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合決算による令和6年度事務費負担金の確定に伴う返還金の増額補正及び後期高齢者医療保険料算出に係るシステム改修に伴う事務費繰入金金の増額補正であります。

歳出につきましては、歳入補正に伴う一般会計繰出金及び印刷製本費を増額補正として計上するものであります。

次に、議案第72号「令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出を3,729万円増額し、総額14億4,993万5,000円とするものであります。

内容としましては、大佐野浄水場の活性炭取替作業業務委託に係る費用であります。

そのほか、漏水調査に係る債務負担行為の追加を1件計上しております。

次に、議案第73号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出を439万6,000円増額し、総額15億3,469万9,000円とするものであります。

内容としましては、令和6年度御笠川那珂川流域下水道維持管理負担金の精算追加分に係る増額であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

議案第64号から議案第73号までについて、質疑は11月10日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、11月10日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 太宰府市議会第4回(11月)定例会会議録

令和7年11月10日（月）再開

（ 第 2 日 ）

太 宰 府 市 議 会

## 1 議 事 日 程（2日目）

〔令和7年太宰府市議会第4回（11月）定例会〕

令和7年11月10日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第52号 太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第53号 大宰府展示館の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第54号 水城館の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第55号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第56号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第57号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第58号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第59号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第60号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第61号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第62号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第63号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第64号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第65号 太宰府市長等政治倫理条例の制定について
- 日程第15 議案第66号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第67号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第68号 太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第69号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第19 議案第70号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第71号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第72号 令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第73号 令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 意見書第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第24 議案第74号 太宰府小学校教室棟増築工事（建築）請負契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |        |    |     |        |    |
|-----|--------|----|-----|--------|----|
| 2番  | 馬場 礼子  | 議員 | 3番  | 今泉 義文  | 議員 |
| 4番  | 森田 正嗣  | 議員 | 6番  | 入江 寿   | 議員 |
| 7番  | 木村 彰人  | 議員 | 8番  | 徳永 洋介  | 議員 |
| 9番  | 船越 隆之  | 議員 | 10番 | 堺 剛    | 議員 |
| 11番 | 笠利 毅   | 議員 | 12番 | 原田 久美子 | 議員 |
| 13番 | 神武 綾   | 議員 | 14番 | 陶山 良尚  | 議員 |
| 15番 | 小嶋 真由美 | 議員 | 16番 | 長谷川 公成 | 議員 |
| 17番 | 橋本 健   | 議員 | 18番 | 門田 直樹  | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

|                           |        |                      |       |
|---------------------------|--------|----------------------|-------|
| 市長                        | 楠田 大蔵  | 副市長                  | 原口 信行 |
| 教育長                       | 井上 和信  | 総務部長<br>(経営企画担当)     | 轟 貴之  |
| 総務部理事<br>(市長室担当)          | 杉山 知大  | 総務部理事<br>(総務担当)      | 宮崎 征二 |
| 市民生活部長                    | 友添 浩一  | 健康福祉部長               | 大谷 賢治 |
| 健康福祉部理事<br>(子ども担当)        | 添田 朱実  | 都市整備部長<br>(併公営企業担当)  | 伊藤 健一 |
| 観光経済部長                    | 竹崎 雄一郎 | 教育部長                 | 添田 邦彦 |
| 教育部理事                     | 平野 善浩  | 総務課長<br>併選挙管理委員会事務局長 | 鳥飼 太  |
| 管財課長                      | 松隈 誠宏  | 保育児童課長               | 竹浦 俊晴 |
| 都市計画課長                    | 古賀 千年志 | 上下水道課長               | 田中 潤一 |
| 観光推進課長兼<br>地域活性化複合施設太宰府館長 | 草場 康文  | 社会教育課長               | 井本 正彦 |
| 監査委員事務局長                  | 松尾 誓志  |                      |       |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 野寄 正博 | 議事課長 | 花田 敏浩 |
| 書記     | 陣内 成美 | 書記   | 三舛 貴市 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第52号 太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第52号「太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本議案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論、採決を行います。

議案第52号「太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第12まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第2、議案第53号「太宰府展示館の指定管理者の指定について」から日程第12、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと

思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第53号から議案第63号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第53号から議案第61号までは、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第62号及び議案第63号は、環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13から日程第22まで一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第13、議案第64号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」から日程第22、議案第73号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第68号について、通告があつていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番(神武綾議員) 議案第68号「太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」伺います。

令和7年度から進められている保育政策の新たな方向性の中で、こども誰でも通園制度の推進が取り組まれ、令和8年4月からの本格実施に向けた条例制定となっています。この制度は、就労要件を問わず、6か月から2歳までの子どもが時間単位等で柔軟に利用でき、障がい児や医療的ケア児を含む全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援することとなっています。

2件伺います。

1件目、通園が想定される6か月から2歳の子ども的人数と、受入れ保育施設等の数について伺います。

2件目、既に試行的に事業展開している自治体では、保育士の確保、保育スペースの確保、さらに一時的な預かりでの子どもの不安解消対応など、受入れ保育所、保育施設等の抱える負担、不安解消策が求められていますが、市としての対応策、独自の支援策などは検討されているのか伺います。お願いいたします。

○議長(門田直樹議員) 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事(子ども担当)(添田朱実) ご質問について回答させていただきます。

議員さんがおっしゃられたとおり、この条例は、令和8年4月から、全ての市町村において実施する乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を開始するに当たり、施設の設備や運営の基準を定めるために制定するものでございます。内容につきましては、国の基準に準ずるものとなっております。

こども誰でも通園制度とは、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設された新しい通園制度でございます。

1項目めの想定される通園対象乳幼児の人数と受入れ保育所数についてですが、令和8年4月からの実施に向けて、現在準備を進めているところですが、今のところ意向を確認しながら整理を行っているところでございます。

次に、2項目めの受入れ保育所等の抱える負担、不安解消策についてですが、事業の実施方法は、様々な形で実施されることから、施設の実情に合わせた実施方法を検討していただければと考えております。また、事業実施に当たりましては、その都度、寄り添いながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） こども誰でも通園制度、対象児が多くなるのではないかというふうに思いますけれども、何人ぐらい、何人の子どもたちを受け入れしなければならないというような想定をされているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） この事業は、ゼロ歳6か月から満3歳未満の子どものうち、保育所等に通っていない子どもたちが対象になります。令和6年度末で、ゼロ歳から2歳のうち保育所や認定こども園等に通っていない子どもたちが、本市では約600名程度になります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

議案第64号及び議案第65号は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第66号から議案第68号、議案第70号及び議案第71号は、環境厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第72号及び議案第73号は、建設経済常任委員会に付託します。

お諮りします。

議案第69号は、8名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の委員は、太宰府市議会委員会条例第5条第1項の規定により、

|               |             |
|---------------|-------------|
| 2番 馬場 礼子 議員   | 3番 今泉 義文 議員 |
| 6番 入江 寿 議員    | 8番 徳永 洋介 議員 |
| 9番 舩越 隆之 議員   | 13番 神武 綾 議員 |
| 15番 小畠 真由美 議員 | 17番 橋本 健 議員 |

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は、環境厚生常任委員会委員長の小畠真由美議員、副委員長は総務文教常任委員会副委員長の神武綾議員とすることに決定しました。

予算特別委員会は、さきの議会運営委員会で決定したとおり、11月14日金曜日午後1時から開催することとしております。各委員及び説明者の皆さんは、出席をよろしくお願いいたします。

議案第69号は、予算特別委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 意見書第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第23、意見書第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 日程第23、意見書第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、意見書の朗読をもちまして、提出理由に代えさせていただきたいと思っております。

提出者は私、徳永洋介、賛成者は、太宰府市議会、森田正嗣議員であります。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

今、地方公共団体は、少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備や子育て支援策の強化はもとより、人口減少下における地域活性化対策、多発化する大規模災害への対応、物価高騰対策、

DX化、脱炭素化、地域公共交通の再構築など、極めて多岐にわたる重要課題に対応していく必要があります。

このため、2026年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財源の充実・強化等を図るよう、以下の事項の実現を求めます。

1、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方一般財源総額の充実・強化を図ること。

2、子ども・子育て支援や介護、生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含め、十分な財源措置を講じること。

3、地域公共交通の維持・確保に係る経費について、子ども・子育て費と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第3号は、総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第74号 太宰府小学校教室棟増築工事（建築）請負契約の締結について

○議長（門田直樹議員） 日程第24、議案第74号「太宰府小学校教室棟増築工事（建築）請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（楠田大蔵） 改めまして、おはようございます。

さて、本日もご提案申し上げます案件は、契約締結1件の議案のご審議をお願い申し上げますのであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号「太宰府市小学校教室棟増築工事（建築）請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本契約は、太宰府小学校教室棟増築に係る建築工事についての契約を締結するものであります。

工事内容は、太宰府小学校の教室不足への対応及び長寿命化改良工事期間中の代替の教室を

確保するため増築工事を行うもので、令和8年8月31日までの完成を予定しております。

入札の状況につきましては、令和7年10月21日に一般競争入札を行いましたところ、2者の参加があり、株式会社キューボウが工事費1億6,500万円で落札し、11月4日に消費税を加えた1億8,150万円で仮契約を締結したところであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

議案第74号は、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号「太宰府小学校教室棟増築工事（建築）請負契約の締結について」可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第74号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、11月18日午前10時から再開します。

本日は、これをもちまして散会します。

散会 午前10時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 太宰府市議会第4回(11月)定例会会議録

令和7年11月18日（火）再開

（ 第 3 日 ）

太 宰 府 市 議 会

1 議 事 日 程（3日目）

〔令和7年太宰府市議会第4回（11月）定例会〕

令和7年11月18日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 神 武 綾<br>(13)   | <p>1. 子どもの居場所について<br/>子どもの居場所づくり事業が多彩に展開されているが、児童福祉施設である児童館の増設が必要と考え3点伺う。</p> <p>(1) 市内の子どもの居場所の運営状況とその効果について</p> <p>(2) 市内唯一の児童館である南児童館の設置目的と利用状況について</p> <p>(3) 子どもだけの意思で利用できる児童館開設について</p> <p>2. 指定管理者制度について<br/>現在進行中の史跡水辺公園（市民プール）、総合体育館の公募による指定管理者候補者選定について3点伺う。</p> <p>(1) 議会への指定管理者指定に関する議案提出と関連するスケジュールについて</p> <p>(2) 募集要項に反映させる民間事業者への意見聴取について</p> <p>(3) 選定基準として、指定管理者に具体的かつ明確に求めているものは何か。</p>                 |
| 2  | 馬 場 礼 子<br>(2)  | <p>1. 高齢者の「食支援」充実に向けた配食サービスの拡充について<br/>五条のジョイント太宰府店が11月末で閉店となるなど、市内の主に食料品を販売する商業施設が少なくなっている現状がある。また、買い物に行く移動手段も限られていることから、加齢に伴い夕食の準備が困難になる高齢者も増加していると思われる。特に独居高齢者の増加を踏まえると、今後「食の確保」は健康維持や生活支援の面からも重要であり、配食サービスの拡充は急務と考える。</p> <p>そこで、本市の配食サービスの現状、課題、利用促進策、今後のICT活用や地域連携による多機能型サービス展開の可能性について、市の考えを伺う。</p> <p>(1) 配食サービスの現状について</p> <p>① 現在の実施状況（利用者数・対象条件・開始時期）</p> <p>② 配食サービス導入の目的や位置付け（安否確認、健康維持、地域連携等）についての市の認識は。</p> |

|   |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |               | <p>(2) 利用者数が伸び悩む原因と市の認識について</p> <p>① 利用者数が伸び悩む背景にはどのような要因があると考えているか。</p> <p>② 市としての課題認識や、改善・利用促進に向けた取り組みの方向性について</p> <p>(3) 利用促進に向けた施策について</p> <p>① 利用しやすい価格設定に向けた補助拡大の検討について</p> <p>② 利用者が複数の業者から選択できる選択型サービスの検討について</p> <p>③ ICT活用による配達記録や健康状態の共有など「見える化」の取組状況・方向性について</p>                                                                                                                                                                                                                                          |
| 3 | 徳永洋介<br>(8)   | <p>1. 本市の道路整備計画について</p> <p>(1) 市道宮脇・土居線の整備計画について</p> <p>令和元年9月、令和3年9月にも一般質問を行ったが、本路線は吉松三丁目から大野城市への抜け道として車両の往来が激しいにもかかわらず、幅員が狭いため離合に苦慮し、しばしばトラブルも発生している状況である。</p> <p>当時の回答では関係機関と協議を行い、通行しやすくなる方策について検討を行うということであった。そこで、その後の進捗及びこの路線幅員にあたっての課題と今後の整備方針について伺う。</p> <p>(2) 土井踏切、中道踏切の整備計画について</p> <p>令和元年9月、令和4年3月にも一般質問を行った土井踏切及び中道踏切はどちらも道幅が狭く離合が困難な踏切である。両踏切の整備計画の現状と方向性について改めて伺う。</p> <p>2. 企業版ふるさと納税について</p> <p>(1) 本市の「企業版ふるさと納税」政策推進の基本方針について伺う。</p> <p>(2) 寄附活用事業に係るチェック機能の強化や活用状況の透明化等のための見直しについて検討しているか伺う。</p> |
| 4 | 長谷川公成<br>(16) | <p>1. 楠田市政2期8年における高齢者支援策について</p> <p>楠田市政2期8年の中で子育て支援策は十分行われてきたように思えるが、高齢者支援策はどのような施策を行ってきたのか伺う。</p> <p>2. 本市の教育施策について</p> <p>(1) 不登校児童生徒が全国的に増加傾向にあるが不登校になる前の対策が必要だと考える。そこで本市の不登校防止策について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                 | <p>(2) 本市のコミュニティ・スクールについては地域との連携が必要不可欠と考えるが、知るところでは学校側が地域に対して一方的な押し付けを行っており、地域との連携は全く感じられない。教育委員会は学校側からどのような報告を受けているのか伺う。</p> <p>3. 民泊について</p> <p>民泊施設の宿泊者と地域住民との間でトラブルになっている地域がある。</p> <p>民泊施設を認可するには民泊業者から地域住民へ理解、納得できる事前説明会が必要だと考えるが見解を伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 5 | 原 田 久美子<br>(12) | <p>1. 西鉄路線バス星ヶ丘線の乗合ジャンボタクシー運行について</p> <p>西鉄路線バス星ヶ丘線についてはこれまで幾度となく質問、提言してきた。今年10月1日からは慢性的な運転士不足等の理由により減便され、路線バスの運行がない時間帯で定員8名の乗合ジャンボタクシーが運行されている。そこで3点伺う。</p> <p>(1) 10月1日から1カ月の乗車人数について</p> <p>(2) 交通系ICカードが使えないため、現金での支払いとなるが、利用者からはどのような声が寄せられているか。また、障がい者手帳を持つ方の運賃割引はいくらか伺う。</p> <p>(3) 乗客が定員に達していたため、乗車できなかった利用者がいたと聞いた。乗車できなかった場合の対応について、どのような対策を考えているのか伺う。</p> <p>2. 災害時の障がい児の居場所について</p> <p>本市では福祉避難所として6箇所が指定されているが、それだけではなく、子どものための福祉避難所を行政、学校、地域が議論を深め協定を締結すべきと考えるが市の考えを伺う。</p> <p>3. 水質調査について</p> <p>私たちの生活に欠かせない井戸水や水道水は安心安全のために検査が行われている。水質調査に関して2点伺う。</p> <p>(1) 井戸水、水道水も含め、定期的に水質調査が行われている場所について、また、調査は年に何回実施されているのか。</p> <p>(2) 一般家庭で使用する水から異臭がしたり、サビのような水が出た場合、市に水質調査を依頼することはできるのか。</p> <p>4. 遺族年金制度について</p> <p>遺族年金は亡くなった被保険者によって生計を維持されていた配偶者や子などの遺族に支給される年金である。厚生年金の場合だと、厚生年金加入者が亡くなった場合、遺族厚生年金は配偶者に支給されるが、女性が亡くなった場合、死別時の男性配偶者の年齢に</p> |

|   |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |             | <p>よっては支給されない仕組みになっている。これは男女平等の観点から問題があると考え2点伺う。</p> <p>(1) 配偶者とは誰を指すのか。</p> <p>(2) 生計を維持している妻が亡くなった際、夫の年齢によっては遺族厚生年金が支給されない仕組みになっているが男女平等の観点から市の考えを伺う。</p>                                                                                                                                                                                |
| 6 | 橋本健<br>(17) | <p>1. 計画的なまちづくりの推進について</p> <p>長期的な視点に立ち都市計画などのルールを定めて、土地利用、市街地開発などを総合的に計画・実行し、安全で暮らしやすい魅力的なまちづくりの実現を目指すため3点伺う。</p> <p>(1) 福岡県保健環境研究所跡地の取得について</p> <p>(2) 佐野東地区の区画整理について</p> <p>(3) (仮称) JR太宰府駅の設置について</p> <p>2. NHKのど自慢の誘致について</p> <p>NHKのど自慢の誘致についてこれまで何度か質問させていただいたが、何ら経過報告もない。市制施行45周年あるいは50周年記念行事として積極的に進めていただきたいが、その後の進捗状況について伺う。</p> |

## 2 出席議員は次のとおりである(16名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 2番 馬場礼子議員   | 3番 今泉義文議員   |
| 4番 森田正嗣議員   | 6番 入江寿議員    |
| 7番 木村彰人議員   | 8番 徳永洋介議員   |
| 9番 船越隆之議員   | 10番 堺剛議員    |
| 11番 笠利毅議員   | 12番 原田久美子議員 |
| 13番 神武綾議員   | 14番 陶山良尚議員  |
| 15番 小嶋真由美議員 | 16番 長谷川公成議員 |
| 17番 橋本健議員   | 18番 門田直樹議員  |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(38名)

|                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 市長 楠田大蔵                 | 副市長 原口信行                 |
| 教育長 井上和信                | 総務部長 轟貴之<br>(経営企画担当)     |
| 総務部理事<br>(市長室担当) 杉山知大   | 総務部理事<br>(総務担当) 宮崎征二     |
| 市民生活部長 友添浩一             | 健康福祉部長 大谷賢治              |
| 健康福祉部理事<br>(子ども担当) 添田朱実 | 都市整備部長 伊藤健一<br>(併公営企業担当) |
| 観光経済部長 竹崎雄一郎            | 教育部長 添田邦彦                |

教育部理事 平野善浩  
 経営企画課長 宮原竜  
 防災安全課長 糸山邦明  
 環境課長 大石敬介  
 福祉課長 山崎崇  
 高齢者支援課長 大山清敬  
 子育て支援課長 松尾克己  
 建設課長 堀修一朗  
 上下水道施設課長 清武伸寿  
 国際・交流課長 淵上幸治  
 社会教育課長 井本正彦  
 文化財課長 井上信正  
 スポーツ課長 橋川史典

総務課長 鳥飼太  
併選学管理委員会事務局長  
 総務課兼担当課長兼経営企画課広聴  
 広報担当課長兼IT/ITソリューション担当課長  
 市民課長 平嶋香代子  
 今村江利子  
 国保年金課長 田上真也  
 生活支援課長 木村浩一  
 元気づくり課長 高野浩二  
 都市計画課長 古賀千年志  
 上下水道課長 田中潤一  
 観光推進課長兼 草場康文  
地域活性化複合施設太宰府館長  
 産業振興課長 満崎哲也  
 学校教育課長 鍋島順一  
 文化学習課長 茂田和紀  
 監査委員事務局長 松尾誓志

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 野寄正博  
 書記 木村幸代志  
 書記 三舛貴市

議事課長 花田敏浩  
 書記 陣内成美

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

本定例会での一般質問通告書は11人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日18日6人、19日5人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

なお、本日、8番徳永洋介議員から、一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付しておりますので、お知らせいたします。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） おはようございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

1項目、子どもの居場所についてです。

令和7年度より、こども基本法及びこどもの居場所づくりに関する指針の理念を踏まえた児童館運営が求められ、改正児童館ガイドラインが運用されることとなりました。

現在、太宰府市においては、家庭、学校のほかに子どもの成長に欠かせない子どもの居場所づくり事業が多彩に展開されていますが、児童福祉法に基づく児童福祉施設としての児童館が市内にはありません。子どもたちが安全に遊び、くつろぎ、異年齢で活動し、信頼できる大人に相談できる場所として、児童館の整備が必要と考え、3点伺います。

1項目め、市内の子どもの居場所の運営状況とその効果について伺います。

2項目め、市内にある南児童館は社会福祉法にのっとった施設になりますが、設置目的と利用状況について伺います。

3項目め、現在、子ども条例の制定に向けて検討が進められています。子どもが自らの意思で利用できる児童館の必要性について見解を伺います。

2項目、指定管理者制度についてです。

これまで様々な視点で何度も取り上げてきましたが、今回は令和8年、来年4月からの指定管理者の指定に向けて、現在進行中の史跡水辺公園（市民プール）、それと総合体育館（とび

うめアリーナ)の公募による指定管理者候補者選定について、ガイドラインに沿って3点伺います。

1項目め、指定管理者の募集があり、申請書類の受付期限が11月14日、審査結果の公表が12月8日となっています。ガイドライン上、指定管理者の指定についての議案の提案時期は12月議会ですが、市議会議員及び市長選挙が12月に行われる関係で、議会が、今11月に開催されていることから、今議会以降に指定管理者の指定議案が提案されることになると思いますが、それがいつになる見通しなのか伺います。

また、11月議会での提案がかなわなかった理由について伺います。

2項目め、公募を行う場合には、運営参加に関心のある事業者等から意見や要望を調査し、公募条件を設定する際の参考にすることとなっていますが、その内容について伺います。

3項目め、公募により選定する場合の選定基準として、市が当該施設の管理者に対して何を求めているかを具体的かつ明確に示すこととありますが、それはどういうことなのか伺います。

以上、2件、6項目についてご回答をお願いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長(門田直樹議員) 教育部長。

○教育部長(添田邦彦) おはようございます。

1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、子どもの居場所づくり事業については、子どもを令和の都だざいふの宝として真ん中に位置づけ、絶対的にその命を守り、すくすく伸び伸びと成長できるよう、居場所や出番づくりなど、様々な施策を推進しているところです。

子どもまんなかのパッケージの全世代交流フリースペースの活用推進事業として、いきいき情報センター1階の全世代交流フリースペースでは、多くの学生に自主学習スペースとして利用されるなど、にぎわいを見せています。今年度は、自習スペースの拡張を行うとともに、eスポーツ体験会を開催するなど、全世代の交流ができる場所としてフリースペースの有効活用を図っております。

ほかにもプラム・カルコア太宰府、男女共同参画推進センタールミナス、とびうめアリーナといった公共施設において、自由に使える学習スペースを開放しているほか、一部の地区公民館や大学等においても、地域の子どもたちを対象とした様々な事業が行われております。

公園遊具等の設置・整備事業として、市内の公園には子どもたちの思いを取り入れたブランコをはじめ公園遊具などの設置を行っており、子どもたちが使いやすい居場所として整備しております。

小中学校屋内運動場空調設備整備事業として、昨年度、日本一の猛暑のまちの児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、また、避難所としての環境改善を図るために、他市に先駆けて小学校6校、中学校3校の屋内運動場に空調を整備しました。

市内の小学校長寿命化改良事業や教室棟増築事業、中学校施設整備事業、学校施設バリアフリー化など施設整備事業として小中学校が建物の耐久性を高めるとともに、多様な学習形態へ

の対応が可能となるように省エネルギー化及び環境性能の向上、バリアフリーの推進など、学校施設の整備を計画的に進めているところです。

また、学校内での居場所づくりにおきましては、放課後子ども教室の拡充として、地域の実態に応じた子どもの居場所がつくられていくようコミュニティ・スクールの推進を図る中で、地域学校協働活動の取組の一つとして、令和3年度から放課後子ども教室を展開しているところでもあります。この教室では、地域コーディネーターが中心となり、学校や家庭だけではなく、子どもを取り巻く幅広い地域住民の方々の参画を得て、子どもを真ん中に据えた取組が行われております。

放課後子ども教室に参加を希望する子どもたちは年々増えており、学校の先生方や地域の皆様、保護者の協力の下、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、子どもたちにとって貴重な体験ができる場となっております。

また、ひきこもり・不登校等対策パッケージとしましては、小・中学校給食費の助成事業として、令和の都だざいふの宝である子どもたちが、ひとしく安心して栄養バランスの取れた食事を取ることができるように各家庭へ支援している不登校児童生徒への給食費助成事業を行っております。

また、メタバースを活用した不登校支援事業として、メタバースを活用したバーチャルとリアルハイブリッドな居場所支援を行っており、不登校児童生徒支援の推進事業として、令和6年度から開始した本市ならではの不登校児童生徒支援事業として、全ての小中学校にサポートティーチャーの配置及びサポートルームの設置並びに全ての中学校ブロックにスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校児童生徒及びその保護者に対する支援の充実を図り、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に継続して取り組んでおります。これまで取り組んでおります自立や学校復帰を支援する市内2か所のつばさ学級や筑紫女学園大学の学生たちの支援によるキャンパス・スマイルと、重層的に支援の体制を整えてきているところです。

特に、今年度から実施しておりますメタバースの取組はメディアでも取り上げられており、保護者の関心も高く、実際に不登校の状況にあった生徒が、メタバース上で先生方とつながり、学校のサポートルームを利用するといった、学校に来られるようになったという成果も出てきております。このようなきめ細やかな支援を行うことで、子どもたちの学力も向上してきているものと思っております。

このような様々な取組を通して、学校内外で子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に取り組んでおります。

子どもたちの居場所づくり事業として、家庭や学校にも居場所がない子どもたちの第3の居場所を運営するなど、学齢期以降の子どもたちの安心・安全な居場所づくりを行うとともに、適切に関係機関につなげていく取組も行っており、虐待防止等の一定の効果は出ているものと考えております。

さらに、新しい公共の仕組みづくりの具体的取組として、地域の居場所づくり推進事業を実

施しており、子どもから高齢者、不登校児童、ひきこもり者、障がい者など地域の方が気軽に安心して参加できるコミュニティ食堂、いわゆる子ども食堂を開催する団体に助成を行い、みんなが集える居場所づくりを実施しております。この事業では、様々な関係機関、団体及びボランティア等と連携し、全ての人の居場所や地域課題の早期解決につなげ、地域コミュニティの活性化を推進しているところです。現在12の団体が市内で子ども食堂を開催しており、参加された方からは、地域の人たちと会話しながら食事ができてよかったとの声をいただいております。一定の効果があっているものと考えております。

また、孤独・孤立対策の推進事業として、ひきこもり当事者とその家族が抱える課題の整理・助言・コミュニケーション能力の回復、復学や就労等に向けた活動支援などを行うとともに、自殺対策事業として、特に若年層の自殺の増加が社会的課題となっている中、自殺対策を「いきるサポート」と位置づけ、健康や生活、家庭などの様々な悩みを抱え、心が落ち込んでいる方などに対し、精神科医と連携して「こころの健康」に関する相談窓口を設置するなど、一人一人に寄り添った支援を行っております。このような窓口で相談することで、個人で抱えている悩みの解決に少しでもつながってきていると実感しております。

加えて、県内で若者の居場所づくりに取り組んでいる、一般社団法人ソーシャルワーク・オフィス福岡が、今年度4月より、いきいき情報センター1階の保健センターで「まちの保健室」を開設されています。このまちの保健室では、若者の居場所のほか、福祉的知識を有した専門の相談員が常駐しており、心や体の不調の相談のみならず、あらゆる悩みを気軽に話せるような身近な場所として設置されています。家庭や学校以外に集う場所があることで、訪れた学生からは、また来ますなどの前向きな言葉も聞かれ、徐々にではありますが、一定の効果が出てきているものと考えております。

これらの居場所づくり事業の取組は、行政、地域、関係機関等がそれぞれの立場から、子どもたちのために何ができるのかを考え、実施されているものだと認識しております。

次に、2項目めについてですが、南児童館については、人権センターの設置条例に基づき、地域及び周辺地域の住民の生活の改善及び向上を図り、社会福祉の増進及び人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的として設置されたものです。

その目的に基づき、地域の子どもたちの体験や学習の場のみならず、生活そのものの指導、支援を行っているところであります。今後も、子どもたちの学力保障を図り、人権・同和問題の速やかな解決に向けて施設の活用に取り組んでまいります。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 次に、3項目めについてですが、今回の児童館ガイドラインの改正につきましては、こども基本法及びこどもの居場所づくりに関する指針の理念を踏まえ、子どもの権利に関する理解を深めるような取組や中・高校生世代の利用、新たな居場所づくりをはじめとする多岐にわたる項目が新たに追加されたものと認識しております。

これらの改正内容につきまして、今後、国や県の動向を注視するとともに、本市では現在、

子どもの権利条例の制定に向けた検討を行っておりますことから、それらの進捗状況も考慮しながら本市の児童館に求められる機能はどのようなものであるかなど、様々な形で在り方を含め、近隣市の状況も参考にしながら、今後、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 1項目めの子どもの居場所の運営状況ですね。どういう場所があって、どういう子どもたちが来てるかということは、とてもよく分かりました。今までの事業の内容とか、推進だったりとかということは、これまでの議会の中でも説明等いただいていたので、想像していたものかなというふうに思ったところなんですけれども、やはり今の居場所は、それぞれの子どもたちに何か条件がつくとか、例えばさっきの説明の中にありましたけども、学校に行けない子とか、あと心にちょっと戸惑いがあるとか、何か悩みがあるとか、そういう子どもたちがこの場所にとり分けられてるといふような印象がありました。1項目めについては、分かりました。

2項目めの南児童館についてですけども、南児童館、今回1件目を取り上げるに当たって、児童館という言葉、冠がついてる施設は南児童館になるということなんですけれども、もともとの設置目的が違うというところで取り上げています。

この南児童館の在り方については、以前の一般質問でも取り上げていますし、予算決算にも取り上げてるところでありますけれども、ちょうど1年前に一般質問で取り上げたときに、この南児童館、人権センターの一つとして位置づけられていますけれども、これを条例改正するなり、この施設自体の目的を変えていくことも必要なんじゃないかというようにと、あと、老朽化の問題がありましたので、これについても早く手をつけるべきだということなどでの回答をいただいています、今後、検討するということなどだったんですけども。これについて、何か進捗があれば教えていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 繰り返しになるかもしれませんが、南児童館は、太宰府市人権センター一条例に基づき設置されている施設となっておりますので、社会福祉法及び太宰府市人権都市宣言に関する条例の規定に基づき、歴史的社会的理由により、生活環境の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民に対して生活の改善及び向上を図り、もって社会福祉の増進及び人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的にしているところは変わらないところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） それは、その内容を変えていくべきではないかということ質問していただつもりなので、今の回答だと、もうこのまま変えないということという理解でよろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 南児童館につきましては、今お答えしたふうにはなっておるんですが、南児童館に限らず既存の施設を他の利用目的に転換する場合には、施設の改修とか施設の利用者の理解、運営する人材の確保、運営ルールの設定など課題がございますので、新しいニーズも踏まえながら、現在行っております公共施設再編の検討の中でも可能性を探っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。恐らく1年前の回答とあまり変わっていないという印象で、今こういう、子どもたちの育つ環境が問題があるというようなことで、様々な活動がされたりとか場所がつくられたりしていっている中で、南児童館も一度検討すべきではないかという提案をしているということを理解していただいて、引き続き考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

そういう前提で、3項目めの児童館開設についてなんですけれども、南児童館は人権センターで、社会福祉法に基づいた施設である、地域の住民のための、福祉向上のための施設であるという前提であるならば、別の児童福祉法にのっとった児童館が必要ではないかというようなところの流れでお話ししたいというふうに思っています。

様々先ほどの回答の中に子どもの居場所があるということは理解しましたけれども、私もいろいろ活動には参加してきましたし、今もしているところですけども、例えば、ちょっと幾つか上げたいと思うんですけど、例えば子ども食堂ですね。この第3の居場所として、もう10年ぐらい前からスタートし、10年、10年にはならないかな、ぐらいから子どもたち、なかなか経済的に厳しいとか、食べれてない子がいるんじゃないかというところでスタートした子ども食堂ですけども、第3の居場所として活動も認められて広がっていきました。それが、今もうコミュニティ食堂ということで、太宰府市内も地域活動の一つのような、子どもに限らず年齢を超えて、集まって一緒に御飯を食べようというようなことに、そういう取組になっているというような変化があります。それが一つですね。

それから2つ目が、子ども会なんですけれども、子ども会、これは子ども会、さっき回答の中にありませんでしたけれども、子どもの居場所と、活動する場所として子ども会があると思いますけども、子ども会が、今、加入率が減っています。もう既に、地域に子ども会がないというところもあるんですけども、ここもやっぱり子どもの居場所だったわけですよ。学校以外の地域の公民館で時々子ども企画があつて、集まってきて遊ぶと、交流するというようなところがもう減ってきている。会自体は存続してるけど、活動自体も少なくなってきたという現状があると思います。

それから高校生の居場所ですね。小・中学生の義務教育を受けている子どもたちの居場所は十分にあると思いますけれども、高校生になると、太宰府市から出て、市外の高校に通ったりすることによって、小・中学校の友達となかなかゆっくり遊んだりとか、過ごしたりとかする

場所がない。先ほど回答の中にありました、まちの保健室を運営してある一般社団法人のソーシャルワーク・オフィス福岡ですけども、団体さんも今、やはり中・高生、思春期の子どもたちに対応が必要だということで、警固界限と言われる警固公園で、同じようにまちの保健室を開催したりとかいうようなことがあっています。そういう意味では、やはり警固まで、今行けない子たちもいるそうで、電車代がないんですね。行くすべがないということで、地域に戻ってきてるという流れもあります。そういうことが一つ。

それと、あとは私が感じているところは、先ほどの回答の中にいろんな居場所があると。それはやはり子どもの特性があって、個性というか背景があって、ここに行ったらどうか、ここだったらいいんじゃないかということが分けられてると思うんですね。そして、学校でも特別支援級だったりとか、放課後だと、これまでは学童と一緒に過ごしていたけれども放課後デイサービスを利用することによって分けられているというような今、環境になってきたときに、今の子どもたちが大人になって成人したときに、この太宰府市の中でどういうつながりが持てるのかというところがすごく、先を見て事業をつくっていかないといけないときに来てるんじゃないかなというふうに思っています。

そういう意味で、今、太宰府市が行っている居場所としては、ここを拠点にというようなことを今お話した内容が、この場所だったらカバーできるんじゃないかというようなところがあるというのがあれば、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 先ほど、全世代の交流の、フリースペースということもありますので、そこでコミュニティの場ということで使っていただければというところは考えております。  
以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 様々な居場所の拠点になる場所としても児童館が1つあれば、いろんな事業が市内にばらばらあつてるところを統括するとかというようなことにもなるのではないかなというふうに考えたのが一つあります。

この児童館が、今回改正された背景なんですけれども、こども家庭庁が児童館担当課長宛での通知文書を12月に出されていますけれども、この文書は、太宰府市に児童館がないので来てないかもしれませんが、この中で、施設の役割として、子どもや家庭における課題件解決のために遊びを通して関係性をつくって、ソーシャルワーク、相談事業の機能を強化していくことが一つ。それから、中・高校生の居場所が不足していることから、利用可能な環境づくりを進めるということが、背景にあるというふうにされています。

この改正ガイドラインなんですけれども、これをつくるためのワーキンググループの取りまとめの文章を読みますと、やはり18歳未満、思春期の子どもたちが、子ども自らの意思で来館することができる施設であるということを再度書かれていました。児童館が、子どもたちが親に断ることもなくあそこに行くとか、あそこに行くからお金頂戴とか、あそこに行ってい

いとか、そういう許可を取らなくても行ける、ふらりと来れる場所。そして行けば、小学生から高校生まで、異年齢で過ごせる場所。そして、そこで自分たちがどういう遊びをしたいのかとか、どういうふうな勉強をしたいのかとか、関わり合いたいのかとか、何かそういうことを話し合う場所だったりとか。そして、さらには先ほどの課題解決につながる子どもたちの困っていること、学校での悩みだったりとか、それこそ学校、学校に限らず家庭でのこととか、親のこととか、何かそういうことが困っていること、それから助けてほしいことを、そこにいる専門性を持った大人に話して解決していくというような場所になり得る児童館であるというふうに結論づけているんですけども、こういうことを含めて、この児童館というものを太宰府市に1つ、やはり造るべきではないかなというふうに思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先日、本当に偶然なんですけど、愛知県の小牧市に全史協の関係で行ってまいりまして、そこで、スーパーの跡地、建物を利活用して児童館にしているところを見に行きました。かなり、市長をはじめ当地の方々、職員、市民の方も含めて子どもたちの立場に立って、非常にアスレチック的なものとか様々工夫を凝らしておられて、もちろん最初は反対もあったらしいんですけども、かなり予算もかけて造られたということで、今では非常に人気のあるスポットになっているということでありました。

私は、2期8年の中で、そういう箱物的なものを極力、コロナ禍もありましたし、やれなかったし、やらなかったというのもあるんですけども、やはり今後、先ほど来、我々の取組はお伝えしましたが、まだまだやはり子どもたちにとって、本当の意味で手の届きやすいとかニーズに沿った、そういうものが、まだまだ市の中で工夫の余地はあるということは間違いないと思いますので、今後の新しい体制なり担当に引き継いでいきたいと思いますので、今後とも様々なご指摘・ご提案をいただければ幸いです。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 以前、児童館を、児童館建設をということではちょっといろいろ一般質問で取り上げたりとかということをしてきた時期があったんですけども、そのときには国土館大学の跡地を購入する際に、その一部分に児童館的なスペースをつくったらどうかとか、改修をしてというような提案をしましたし、とびうめアリーナ、総合体育館ができるときには、そういう児童館的なスペースをつくるということも提案をしてきましたけれども、それも全て今かなっていません。

こういう流れの中で、今、子ども条例を太宰府市がもうつくろうとしているというところで、子どもの意見を聞いて、反映させることができる施設がやっぱりこの児童館でもありますし、先日、条例制定のための子どもの権利のワークショップがありましたけど、子どもたちが来て、いろんな話を、どういうまちにしたいとか、どういう学校にしたいとか、どんな家がいいとか、何かそういう話とかしてましたけど、やはりそこに専門の職員さんが行って、子どもたちの意

見を出しながら、わあっと盛り上がっていて、たくさん言葉が出てくるというのは、すごくやっぱりいいなというふうに思ったとこなんですけども。子どもの権利条例をつくるときに、それを運用するときに、やっぱり必要なのって権利救済の窓口だと思うんですね。これは宗像市、持ってますけども、そういう子どもたちの悩みをきちんと受け止められる場所をその中でつくっていくということが必要だと思いますので、これまでの太宰府市の児童館に対する取組だったりとか、造ろうと検討したけどもできなかったというような今流れの中で、今、再度検討するときではないかなというふうに思っていますので、このことは要望したいと思いますが、再度ご回答いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ですので、先ほど申しましたけれども、ちょっと残念ながら私の代ではもう間に合いませんけれども、様々なご指摘を次につなげていく、そうしたことは、責任を持ってやっていきたいと思っておりますし、もうやはり子どもたちの絵を真ん中に置いた、そうした条例もせっかくつくる過程に入ってきましたので、条例がやはりできてから、どのように具体化していくかという順番にはなろうかと思っておりますので、せっかくのいい機会ですからしっかりと次につなげていってもらえるような、現段階での準備をしておきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 楠田市長におきましては、もう今期で退任されるということですので、今の言葉と、これまでの児童館への取組についての流れも、担当課のほうで受け止めていただいて、調査研究していただいて、ぜひ実現していただきたいということをお願いいたしまして、1件目を終わります。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 2件目について、ご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員のご質問にもありましたように、太宰府史跡水辺公園及び総合体育館において、令和8年度4月からの指定管理者の選定に向けて、作業を現在行っているところであります。

次期指定管理者の選定につきましては、ガイドラインに沿いながら本年4月に募集方式を公募によることの決定を行い、6月議会で補正予算の計上の提案に向けて、指定管理費の算定の作業を行いました。算定に当たりましては、現在の指定管理者へ資料となる見積書の提供を依頼するとともに、ほかの複数の事業者に対しましても資料となる見積書の提供の依頼を行ったところであります。

その結果、現在の指定管理者からは見積書の提供を受けることができましたが、見積書の作成に要する負担が非常に大きいことから、ほかの事業者からは提供いただくことが難しい状況でありました。このため、現在の指定管理者から提供いただいた見積書を資料として精査にしっかりと時間をかけ、市独自の積算を基本とした指定管理費の検討を行ってまいりました。あわせて、より多くの事業者からの応募を図り、筑紫地区の状況や昨今の物価高、最低賃金引

上率、企業向けサービス価格指数、消費者物価指数等を考慮し、妥当な金額となるよう調査、検討しておりましたことから、補正予算の計上の提案時期が、9月議会となったところであります。

その後、9月議会で債務負担行為の承認をいただきましたので、太宰府市指定管理者候補者選定委員会を開催し、募集要項、仕様書の検討を行い、募集等のスケジュール、評価方法等の詳細を決定したところであります。本来であれば、11月議会に提案すべくスケジュールを検討しておりましたが、より多くの事業者からの応募があることを優先的に考え、募集期間や現地説明会、質問事項の受付・回答、申請書類の提出の期間について、事業者が応募するために十分な時間が取れるように判断したものであります。

なお、指定管理者候補者の決定につきましては、12月8日が予定となっておりますが、議会への議案の提案等、以降のスケジュールにつきましては、今後の指定管理者候補者選定委員会の中で協議を行っていくことになると考えております。

次に、2項目めについてですが、募集要項、仕様書に反映させる意見聴取につきましては、見積書の提供を依頼しました事業者から実施することを考えておりましたが、事前に実施をすることができませんでした。このことから、近隣市町の状況を確認するとともに、10月14日に太宰府史跡水辺公園と総合体育館の現地説明会の開催に併せて今回の募集要項や仕様書の現地を見ていただいた上で意見聴取を行っております。また、事業者には、質問事項について上げていただき、10月28日にその回答をホームページ上で行っております。

次に、3項目めについてですが、次期指定管理者に対しましては、市と連携を取りながら施設の適切な維持管理や利用者のニーズを反映した事業運営を行い、市民サービスの向上に寄与する提案を行っていただくことを考えております。

また、民間のノウハウを生かしたイベントの企画など、創意工夫による市民満足度のますますの向上を図って行くことに期待をしております。

市としましても、次期指定管理者と共に、よい公共サービスの提供を目指しております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 総合体育館と水辺公園の指定管理についてですけれども、前回の指定管理指定の際に、いろいろトラブルと申しますか、指定に滞るようなことがありました。最終的に3月議会で指定管理の議案が出たわけですけれども、そういう前提の中で今回の指定については、やはりそういうことがないように万全を期して、スケジュールを進めていくということが必要だったと思っていますので、最低でもやはり12月議会、このスケジュールどおりに議案として出してくるということが必然だったというふうに思っていますが、今回、12月から11月に議会が前倒しになる中で、もうこれは以前から分かっていたことですから、11月に議案提案をするというようなスケジュールリングはされていたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） すいません。繰り返しになりますが、募集期間や現地説明会、質問事項の受付、申請書類の提出等の事務期間を考慮しますと大変期間が短くなり、より多くの事業者に応募をいただきたいという思いもあり、事業者にとって十分な時間が確保できるようにちょっと配慮したスケジュールとなっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） それは、始まってから起こったことであって、ガイドライン上に沿っていけば、12月に出さないといけないという前提であれば、もしかしたら前回のような何かトラブルがあるかもしれないという予想の下に開始時期を早めるとか、その間、何かあったときにはこういうふうに対処するとか、そういうようなことが検討されていたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 所管課におきましては、4月に公募の決定を行った後、6月に債務負担行為の補正予算の上限の議案を提案するように作業を行っておりましたが、その精査、作業に時間をちょっと要したところと、あわせて、やっぱりより多くの事業者様に応募いただくようにちょっと図ったということが考えでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 4月にこの公共施設を公募にするか非公募にするかという選定委員会が行われているわけですけれども、その際に、やはりこの体育館とプール、水辺公園については、担当課だけじゃないですよ、全体としてやはりきちんと取り組んでいかないといけないというような話がされていたのかということをお伺いしたいんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 検討に当たっては、本年4月に決定はしておりますが、そのときは関係部署で協議をして、行っているところであります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ちょっとかみ合わないところもあるかと思うんですけども。なぜそこにこだわるかといいますと、やはり前回のことがあるので、やはり議員、議会としても、この案件について、やはりきちんとチェックをしたりとか、審査をしたりしないといけないというようなことは私にはありましたので12月に、12月議会が前倒しになって11月に出ないということになれば、次はもう3月になりますので、3月に出されるのか、その予定で行っているのか、途中で臨時会を行われるのか。改選されて初議会はありますけど、初議会の中に入れるのか、これ多分、議案提案ないと思うんですけども。そういう予想は立てられてると思うんですけど、

そこら辺はどのように管理されてるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） いろいろとそこら辺についてご心配をおかけしているところでございます。

状況から説明すると、やっぱり相当程度、やっぱり物価高の影響で、非常に全体的な金額上がっているような状況も実際ございました。その精査に本当に時間がかかったというのが実情でございます。もちろんそれを見越して、もっと早めに手を打っておくべきであったというのは、それはおっしゃるとおり、それはもうこちらのほうで十分受け止めさせていただきます。

ただ、そこら辺で、実際、市民の皆様は税金ですから、それをぜひ適正な価格にということ、もちろん見積りも見積りで適正なんですけど、そこら辺の査定に非常に実際に時間がかかったというのが実情でございます。今度の議案についても、もちろんできるだけ早く実施させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議員としては、やはりきちんと審査をしたいという前提がありますので、12月、11月議会ですね、この今の4年間議会を、議員としてやってきたこの議員構成で審査するのがベストだったのではないかというふうに思います。ですので、改選されて、これは予測ですけど、3分の1の方は入れ替わられるんですよ。新人に代わりますので、そういう意味では、行政側も提案する、説明するのとても大変なことになると思うんですよ。ですので、そういうことは、それはもうお分かりになっていると思いますけれども、改選後の議案提案になるということですので、それについては審査に係る資料の提案、提出とか、何かそういうところは、今まで以上に細やかにやっていただきたいということをお願いしたいと思いません。

それから、先ほど金額が上がっているというお話がありましたけれども、実際に9月の債務負担行為補正の中で、前回の指定管理のときの金額は7億円ちょっとだったんですけど今回は9億円になってますので、5年間で2億円ですかね。だから毎年5,000万円ぐらい上がっているような内容になっていましたので、これは先ほどの人件費だとか物価高とかは、もちろんあると思いますけれども、これだけ額が増えてるということは、それだけ市民負担が増えてますし、市民もこの施設をやっぱり十分に使えるように、本当にあってよかったなど。太宰府にプールがあってよかったなというようなものにしていただきたいと、そういう説明ができるようにしていただきたいというふうに思います。その点、よろしいでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 議員おっしゃるとおり、そこら辺については重々説明をできる限り尽くしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 実際に4月から始まって、ここまで来てしまったわけですから、もう致し方ないところありますけれども、その後の対応をきちんとお願いしたいというふうに思います。

それから、2項目めの募集要項についてですけれども、募集要項については、募集要項に反映させるために民間事業者から意見聴取をするということにガイドラインにはあるんですけども、実際にはできなかったということでしたけれども。この運営参加に関心のある事業者から意見や要望を調査するというふうになってはいますが、これはどういうことを想定しているのか、どういうことが出てくるんじゃないかと想定されているのかということをお聞きしたいんですけども、例えばどういう事業者に尋ねるとか、どういう手順で行うとかいうようなことは、実際に考えられているのでしょうか。これは、もう体育館に限らず公募するに当たってはそういうことになると思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 公募をされるであろうという業者さんが、非常に、何ですかね、たくさんいらっしゃる時というのは、結構向こうのほうから、これはどういう意味ですか、この管理についてはどこまでしたらいいんですかとか、考え方ですよ、管理の考え方というのは結構、景気のいいときには結構そういうふうな業者さんもたくさんいらっしゃると思うんですけど、どうしても、何ですかね、そういうふうな業者さんが少なくなってくるというような、恐らく人手不足というのもあるんでしょうけど。要は、買手市場みたいな感じになって、買手市場みたいな形になって、結局、ある一定の、複数の、たくさんの業者さんがいらっしゃる時はそういうふうな意見が出てくるんですけど、とにかくぜひ受けてくれというこちらの立場で情報とか、いないかないか、こういう業者さんがいないかとかいうのは、我々も随分目を光らせてお願いをして、何かありませんかというような話もしていくのが通常なんですけど、もうそういうふうな機会がなかなかなくて、もうどちらかという、それはもうある一定の業者さんの中での範囲で、今、指定管理者がいらっしゃるでしょうというような感じで結構返されることが多いです。それについても、やっぱり我々も非常に問題意識を持っておって、どなたか、ここの業者さん、区域の中のいろんな業者さんに、どうかどうかというふうな形でお声がけしてみたらどうかとかというようなことも実際やっておるんですけど、そういうようなことで反応がなかなか返ってこない、そういうことは試みるんですけどね。先ほど申したとおり、説明会の中で来た業者さんにお伺いするとか、それとか公募の中で質疑が来たときに、質疑できちんと返していくとか、そういうふうな状況に実際にはなっているというような状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 説明会のときに質問があつて、それで答えるというようなことはあるかと思いますが、このガイドラインに書いてあるのは、募集要項を作成するために意見聴取

をするということになってますので、募集が始まってから聞くというのとはまたちょっと違うと思うんですね。ですので、事業者からの聴取がなかなかできないと、手を挙げてくれる業者が少なくなっているという前提はあるかと思います。そのところは理解いたしました。分かりました。

それから選定基準、すいません、3項目めですけども、選定基準についてですが、指定管理者に具体的に求めているものは何かということなんですけども、今まで体育館については、市民の方のいろんな情報公開請求だったりとか、窓口でいろんな対応だったりとかというようなことがあっていますので、実際に改善しないといけないことだったりとか、あと、その選定基準に盛り込まなければいけないことがあるのではないかとこのように思いましたので、何を求めているのかということをお話を聞いていただくと、ちょっと担当課には聞いたんですけども、その中で今、募集要項の中にある選定基準、指定管理者採点表というのの中の採点の点数の高いところが選定基準ということに、具体的に求めているものというふうにお話は聞いています。

そういう中で、ちょっといろいろあるんですけどちょっと時間がなくなってしまったので、申し訳ない、申し訳ないというか残念ですが、今回の採点表の中に30点という得点をつけているところが4項目ありました。基本方針、理念、目標が具体的である。それが運営にふさわしいものになっているとか、あと、維持管理、管理体制に対する方針計画が適切であるかというような項目があるんですけども、これは具体的なものがこの採点表の中にはないので、業者がこういうものをきちんとやりますというような、別のこの項目立てというのをつくっておくべきではないかなというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 要領書みたいな感じということでよろしいですかね。基本的に、そういうのも仕様書の中の範囲が広いものですね、仕様書の中の適正な管理の範囲が広いものについては、ちょっと今後は、そういうふうな要領書の作成とかも考えていこうかなと、提出を依頼していこうかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。そういう何か細かなところをはっきりさせておかないと、実際にその業者がやってなかったとか、これは行政側がこういうつもりだったというようなことでは解決しないということがあり得ますので、そのところはお願いしたいというふうに思います。

最後に、ガイドラインについてですけども、1項目めでもお話ししましたが、ガイドラインに基づいて、この指定管理者指定を行っていくということになりますし、あと、中身の公募による選定についてもこういう手続を取ってとか、こういう、さっきの選定基準を設けるとか、あと募集要項もこういうふうにつけていくとかというようなことが書いてあるんですけども、先ほどの回答の中で、スケジュールのことについてはやっぱり今回もちょっとずれずれになっ

てしまっているということですね。それから選定基準、ごめんなさい、意見聴取についてはできない、できていないというような結果があります。

そういう中で、このガイドラインを守ることについては、以前の一般質問で笠利議員もおっしゃってますけども、その回答の中で楠田市長も発言されていますけれども、これは遵守すべきものというふうに回答がされています。ですので、今このガイドラインが生きていの中で、できてないことがやっぱり幾つか出てきている中では、もう一度このガイドライン自体を守るというような、その行政運営が必要なのではないかなというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） ガイドラインについてなんですが、先ほど議員おっしゃられましたように、市長からも当時、回答いただいておりますが、実は、そのときの議会で、市長の発言後に、当時の総務部理事から補足説明を行っております。ガイドラインを見ていただいて、当然遵守といっても、あくまで規則のように全部一言一句を決めているという趣旨ではございません。基本的な例とか考え方という形で提示をしておりますということで補足説明をさせていただいているのが、まず、前提にあるところでございます。

今回、それを踏まえまして、ただ、とはいえ、ガイドラインに沿って担当課のほう、頑張ってもらいまして、史跡水辺公園と総合体育館につきましては、4月に募集方式を公募によることを決定しておるところでございます。

ただ、その後が、先ほど教育部長、副市長からも説明がございましたが、様々な理由により、このタイミングでの指定案件の提案となっているところでございます。ガイドラインにおいて、提案時期の目安を示しておるところでございますが、議員もおっしゃられるように、最も重要なことは、住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことございまして、それを踏まえて精査のほうを行ってきたというところがございます。

ただ、今ご指摘のことも含めまして、今後もそちらのほう、調査研究並びに充実のほうを図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） そうですね、指定管理制度を使って住民サービスを充実させていく。行政の負担も減らしていくということはあると思いますけれども、これまでの指定管理についてのその取組が、市民にきちんと説明されているか、説明責任が取れているかというところが、とても疑問を持つところですので、今回も取り上げさせていただきました。

先日、下関市のほうに視察に行っていました。お話を聞いてきました、ガイドラインについてですけれども。やはり以前も言いましたけども、第三者の選定委員会、委員を入れたりとか、それからそのガイドラインの進捗状況の状況についても、担当の係長、担当者を付けたりとかというようなこともやはりされていますので、そういうことは以前もお願いしましたけれども、また引き続きガイドラインの充実、遵守するための体制づくりを進めていただきたい

というふうに思います。

以上で終わります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番馬場礼子議員の一般質問を許可します。

〔2番 馬場礼子議員 登壇〕

○2番（馬場礼子議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、高齢者の食支援充実に向けた配食サービスの拡充について質問いたします。

市内では、五条のジョイント太宰府店が11月末に閉店するなど、食料品を扱う商業施設が減少しています。さらに高齢者の方々にとって、買物に出かけるための交通手段を確保することが、年々難しくなっている状況があります。

こうした中、加齢や体力の低下により、夕食の準備がおっくうになってきた、病院から帰ってきて、食事を作る元気がないという声を多く聞くようになりました。今後は、さらに増えることが予想されます。特に独り暮らしの高齢者が増加する中で、食の確保は、健康の維持だけでなく、生活支援、そして安否確認の面からも非常に重要な課題です。

そのような状況の中で、本市が実施している高齢者への配食サービス事業は、単に食事を届けるだけでなく、配達時の声かけによる見守りや安否確認の機能を兼ね備えた貴重な地域福祉の仕組みです。まさに命を守る支援であり、今後さらに強化すべきものと考えます。

本市の配食サービス事業の利用世帯数は、令和6年度が90世帯となっています。

一方で、本市の高齢者のいる世帯は、令和2年に行われた国勢調査によりますと1万2,486世帯、高齢者のみの世帯は平成27年国勢調査のおよそ6,700世帯から7,800世帯へと推移しています。この中で実際に令和6年度に配食サービス利用が90世帯という状況です。

そこで、1項目め、配食サービスの現状について伺います。

1点目、配食サービスの現時点での利用者数、サービスを受けるための条件と、この事業の開始時期について伺います。

2点目、配食サービス導入の目的と、市はこの事業の位置づけですが、食支援、安否確認、健康維持、地域連携など様々な側面があると思いますが、どのように捉えているのか伺います。

2項目め、利用者数が伸び悩む原因と市の認識について伺います。

1点目、特に私の周囲の高齢者の方々からは、そもそも、この配食サービスを知らなかった、民間のお弁当と何が違うのか分からないといった声を多く聞きます。利用が進まない背景と要因についてお尋ねしたいと思います。

2点目、民間の宅配弁当は安価で選びやすい一方で、安否確認や緊急対応の機能はありません。一方、市の配食サービスは、見守りの最前線です。配達時に反応がなく、包括支援センターへ連絡したことで、高齢者の命が救われた事例もあります。

このように、社会的に重要な役割を果たしているにもかかわらず、十分に活用されているとは言えない現状に対し、市の課題認識、利用を増やしていくための改善策や今後の方向性について伺います。

3項目め、利用促進に向けた施策について伺います。

1点目、価格に関しては、現在1食当たり450円ですが、毎日の利用となると負担が大きく、利用をためらう方もおられます。価格をもう少し利用しやすいものに見直すことで、利用促進につながると考えますが、補助を拡大することを検討されないか伺います。

2点目、現在は委託先が1社のみであるため、味が合わないが、選ぶことができないという声があります。複数の事業者から選べる形にすることで、満足度向上と事業の持続性が高まると考えますが、市の見解を伺います。

最後に3点目、ICTを活用した、見守り機能の見える化に関してですが、全国では、タブレット端末で配達状況を記録し、異常があれば包括支援センターへ即時に連絡する仕組み、ICTを活用することで、配達状況、安否確認、健康状態の共有が見える化され、より安心で効率的な見守り体制が構築できます。本市の見える化の取組状況及び方向性について伺います。

市内の買物環境が変化する中で、食を支える仕組みをどう守り、広げていくのかが今、問われています。

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、配食サービスを食事提供にとどめず、見守り・健康・地域連携を担う総合的な支援として位置づけ、今後の拡充を強く要望します。

以上、回答よろしくお願いたします。再質問は議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） ご回答いたします。

まず、1項目めの1点目についてですが、配食サービスの委託業者が、夕食のお弁当を利用者に直接手渡しにて配達をしているところですが、令和7年度の利用状況につきましては、10月末現在まで65世帯、延べ413人の方がご利用されていらっしゃいます。

対象者の利用条件については、①65歳以上の独り暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯。②加齢等の理由により買物、調理が困難な方。③安否確認が必要な方で、これら3つの要件を全て満たす方でございます。事業の開始時期は、平成12年7月より実施しております。

次に、2点目めについてですが、食生活の改善と健康増進及び高齢者の自立と生活の質の向上を図り、併せて安否確認を行うことを目的に、包括的支援事業の任意事業として実施しており、高齢者支援施策の重要な一つであると認識しております。

次に、2項目めの1点目についてですが、家族の支援や民間の配食サービス業者の参入によ

る選択肢の多様化があると考えておるところでございます。

次に、2点目めについてですが、現在、高齢者支援パンフレットや市ホームページで周知しておりますが、民生委員やケアマネジャーなど支援者への周知の強化を今後さらに図り、サービスの認知度向上に努めてまいります。

次に、3項目めの1点目についてですが、配食サービスの費用につきましては、現在、1食税込729円のお弁当を提供しておりますが、そのうち450円を利用者負担とし、残りの279円を市が委託料として補助しております。近年の物価高騰に伴い、お弁当1食当たりの単価も前回契約時よりも上昇しておりますが、増額分は市が負担することにより、利用者負担額が上がらないよう努めているところであります。

また、現在の委託契約は、今年度末で満了となり、次期契約に向け、物価高騰等による事業者の運営コストが増加している現状も踏まえながら、今後、検討してまいります。

次に、2点目めについてですが、現在は1社と委託契約を締結しておりますが、今後、他の自治体の事例を参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、3点目めについてですが、配食サービス事業は、安否確認も目的の一つであるため、お弁当は直接手渡しで配達しており、その際、可能な範囲で日常会話に心がけ、利用者の状態の変化に留意し、必要に応じて利用者の状態を市へ報告することとしておりますので、ICTを活用した配食サービスにつきましては、今後、他の自治体の事例を参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

本市の配食サービスは、単なる食事提供にとどまらず、高齢者の健康維持と地域の見守り体制を支える重要な事業でございます。現在、高齢者の食支援として、本市の配食サービスにとどまらず、高齢者の方々の多様な嗜好にも配慮し、民間業者の情報提供も行っておりますが、今後、高齢者の生活支援施策の一つとして、また、高齢者の総合的な支援を進めていく中で、サービスの充実と利用促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ご回答ありがとうございます。あっさりした回答を見て、これから私をご提案しようと思う気持ちがちょっとくじかれた感じです。

まず、1点目の配食サービスの現状についてなんですけども、本市の配食サービス、平成12年から25年間実施されていることになります。

しかし、実際の利用者25年に及ぶのに約65世帯という現状、この数字を見ただけでも、本当にこの対象者にこのサービスを届けたいのかと疑問に思います。その点についてどうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） まず、利用者の状況、近年の状況ではございますが、令和4年度が73世帯、令和5年度が79世帯、令和6年度が90世帯、現在が、7年度10月末におきまして65世

帯というふうな状況でございます。ご利用者の方々も、いろんな、多様な嗜好というのもございますので、本市のほうとしても、もちろん配食サービスもその中の選択肢の一つではございますが、ご利用者の嗜好によっては民間のサービスもご利用されたいというご意向というのも考えながらサービスの提供に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 年々ちょっと減ってる、65世帯にまで減ってるという状況はとっても残念です。いろんな嗜好によって選択肢があるということ、またこれは後ほど、私、触れたいと思います。

現在の利用者数の推移をおっしゃっていただきましたが、なぜ推移をお尋ねしたかということ、ほとんど数字が動いてない、あるいは減ってる。ということは、このサービス自体が埋もれているんじゃないか感じたからです。あわせて、サービスの対象者ですが、どのような状態の方が実際に利用申請されているのか、見守りが必要でも利用につながっていない方がどの程度いるのか、市として把握している範囲でお答えください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 実際にご利用されていらっしゃる方についてですが、まず1つとして、65歳以上の独り暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯の方、加齢等の理由によりまして、買物、調理が困難な方、かつ安否確認が必要な方というのが対象者のご利用条件でございますので、この3つの要件を全て満たす方が対象となっております。

利用につながっていない方がどの程度いるのかにつきましては、市として明確な数値を把握はできておりませんが、地域包括支援センターや民生委員の活動を通じまして、支援が必要と考えられる方の情報収集には努めているところでございます。今後、関係機関と連携しながら情報共有の強化を進めまして、必要な方へ確実にサービスが届くよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

把握していない。利用が伸びない原因を分析するにも、どの層に情報が届いていないのか、どの状態の方がサービスにつながれていないのか、把握してないことには、改善策が打てないと思います。先ほどご回答があったように、少なくとも包括支援センター、民生委員、ケアマネジャーと連携して、見守りが必要な未利用者の傾向を把握する情報共有の仕組みを早急につくっていただきたいと思います。ご提案します。

あと、現在、実際の利用が65世帯というのは、明らかに本市の高齢者人口から見ても非常に少ないと感じます。市民の方からは、サービスの存在を知らなかったという声をいただきます。いや、ほとんど知らないという声ばかりです。本来であれば支援につながるはずの方が、制度を知らない、あるいは利用に至っていない、そういった埋もれたニーズが相当数あるんじゃない

いかなと感じます。

次、2点目の配食サービス導入の目的、位置づけなんですけれども、配食サービスに関しては、食事の提供と、あと見守り、安否確認、それと、先ほど言ったように、地域包括支援センターとの連携、地域との連携、そこが導入の目的に一番ふさわしいんじゃないかなと感じますが、それはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 配食サービスの導入の目的及び位置づけにつきましては、本サービスは高齢者の栄養状態の確保とともに安否確認を兼ねた見守り機能を提供することを主な目的としております。特に単身高齢者や買物や調理が困難な方に対し、日常生活の自立を支援し、地域で安心して暮らし続けられる環境を整える施策の一つとして位置づけているものでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

声をかける。そして応答がない場合は通報といった体制により、孤独死の防止になる。そういったところにもつながると思います。実際、そのような事例とかございましたでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 高齢者の方の命等が救われた事例につきましては、過去ですけれども令和6年度でございますが、配達時に高齢者ご本人が、全く動けない状態であったため、配達員の方が近所の方と協力をしていただきまして、救急車を要請し、緊急搬送された事例というのがございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 今ご回答いただいた内容でも、やっぱり見守り、安否確認が十分に発揮できているなと感じました。

配食サービスというのは、先ほど言ったように食事の提供、見守り、安否確認、そして地域の連携という大きな3つの役割があると思うんですけれども、そこで質問です。市としてこの3つの役割のうち、どこに最も重点を置いてますでしょうか。食支援なのか、見守り安否確認なのか、地域連携なのか、どれも大事な事業だと思いますけれども、特に重点を置いているのはどこでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） ご指摘の3つの基準機能につきましては、議員もおっしゃられたとおり、いずれも重要でございます。今後、高齢者の増加を踏まえると、特に見守り、安否確認の機能の強化が必要であるというふうに考えているところでございます。高齢者の単身世帯が増加する状況におきまして、日常的な接点を通じて異変を早期に把握することは、重度化防止

や必要な支援につなげる上で極めて重要だと考えているところです。同時に、食支援の確実な提供や地域との連携強化につきましても、総合的な高齢者支援の観点から、引き続き充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） やはり見守り、安否確認という重要な機能が一番大事なかなと思いますが、それが十分発揮されるよう、今後、市としてはどのような強化策を考えていらっしゃるのか。例えば包括支援センターとの連携の仕組みをより明確にするとか、異変時の対応ルールを強化するとか、ICT導入で記録や共有が見える化するのか、市としての方向性を伺いたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 見守り、安否確認機能をより確実に発揮させるため、現在、契約の中におきましても、安否確認につきましては明記をしております。緊急時の対応、安否確認ができないときの対応など、状況に応じた体制を構築しておりますが、今後も配食事業者との情報共有体制の明確化・迅速化をさらに図り、異変があった際の連絡ルートや対応方法も再確認してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） お願いします。

また、この配食サービスの位置づけに関して質問いたします。

このサービスは、包括支援事業の中の任意事業と認識しています。この点に関して、包括支援事業の任意事業について少しご説明ください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） ご指摘のとおり、配食サービスにつきましては、地域支援事業のうち任意事業に位置づけられております。

任意事業とは、国が定めました基本的な枠組みの中で、市町村が地域の实情に応じて自主的に実施することができる事業のことを指しております。必ず実施しなければならない必須事業と異なりまして、地域の高齢化の状況やサービス需要に応じまして、内容や実施方法を柔軟に設定できる点が特徴となっております。配食サービスもその一つとして、市の判断で高齢者の生活支援や見守りの役割を果たす目的で実施しているものでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。配食サービスは、介護保険の給付対象外です。ご回答にもありましたように、地域支援事業の任意事業として市が地域の实情に応じて自由に取り組める事業で、生活支援の支援策の一つだということを確認いたしました。

では、この配食サービスは、本来任意事業として位置づけられているものですが、太宰府市

で、あえて実施している目的はどこにあるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） ご回答の繰り返しになるかもしれませんが、高齢者の食生活の改善と健康増進及び高齢者の自立と生活の質の向上を図り、あわせて安否確認を行うことを目的に実施しております。配食サービスは単なる食事提供にとどまらず、高齢者の生活の質向上や安全・安心の確保として、重要な施策として位置づけております。任意事業ではございますが、今後も継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 任意事業ですよね。市が地域の実情に応じて自由に取り組める事業、そして、あえてこちらの事業に取り組んであります。

なぜこの質問をしたかという、任意事業として取り組まれているのに現状の結果が極めて乏しいからです。実績が伸びていない状況を見ると、本気度というのが全く伝わりません。任意事業だからこそ、本気で取り組む理由を明確化させてほしいと思います。任意でやっているのに成果が出ていないのは問題です。市は何のためにやっているのかというのを強く、ちょっと申し上げたいと思います。

次に、利用者が伸び悩む原因と市の認識についてなんですけども、市としてこれまで配食サービスの利用につながらなかった理由、選択肢の多様化という回答がありましたけれども、果たしてそれでしょうか。そもそも、先ほど申し上げたように、私、このサービスを知らない、聞いたことがないという、ほとんどの方がこれです。周知不足だと私は思っていますが、そこはどう考えられますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 現状といたしまして、高齢者や独り暮らしの世帯など、本サービスの利用が特に有益な方々に情報が十分に届いていない可能性があることは、問題であるというふうに考えております。

そのため、本市におきましては、広報紙、ホームページや高齢者支援パンフレット、地域包括支援センターとの連携、自治会、民生委員との情報共有など、多様な方法で周知の強化に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 回答にもありましたように、周知不足が大いにあると思われませんが、実際、直近でこの配食サービスに関して、周知としてどのようなことをされましたか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 現在、市のホームページや相談者の方には、高齢者支援パンフレットを配付して、周知をしているところでございます。また、地域への出前講座毎などの身近な場を通じての周知も行っているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） そのような取組というのは、ずっと今までやってこられて、数字が伸びないという結果だと思います。そのような広報では、やっぱり利用につながらないと思います。長年この状況で、もっと届けるべき人に届けてないという状況を見て、やり方を変えようとか、そういったのは思われなかったのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 市といたしましては、従来の広報だけでは、特に高齢者やひとり暮らしの世帯など、一部の方に情報が十分届いていないというふうに認識をしております。現在、民生委員や地域包括支援センターとの連携による周知活動に努めておりますが、新しいアプローチとして、多様な手段による情報発信、地域イベントや相談会での直接通知などを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

そこで、私、2つご提案したいと思います。

1つ目、必要な方へ届く周知への転換です。単に広報誌に掲載するだけでは、高齢者の方に十分に伝わっておりません。

そこで、おっしゃったように地域包括支援センター、民生委員、自治会との連携強化です。その方法として、独居の高齢者、要支援の可能性がある方へ個別の案内を行う。また、民生委員が訪問時に渡せる簡単な案内カードというか、ポケットチラシ、そういったものを作成してお渡しをする。

また2つ目としては、利用者がこのサービスを使いたいけど使えない理由の把握と改善をしていただきたい。

まずは、利用者、未利用者へのアンケート調査をお願いします。制度を知らない人がどれくらいあるのか、価格負担が理由なのか、味の好みやサービスの柔軟性に問題があるのか、見守り機能の周知と評価をちゃんと理解しているのか、こうした実態をちゃんと把握して、エビデンスに基づく改善策へつなげることを提案いたします。

ただ、やっています、市ではこういうことをやっていますというのでは全く私は意味がないと思っています。当初の目的を果たすために利用者を増やして、利用者の満足度を高めて、25年も取り組んでいращやるなら、今までの実績をデータ化するまで取り組んでいただきたいと思います。

では、仮に私が今、この25年間の実績をデータ化してくださいと言っても、きちんとした資料とかデータ報告、実際できますでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） ご利用者の状況でございますとか安否確認の状況につきましては、現在、実績報告書として、毎月、委託業者よりご提出がされている状況でございます。その中で利用者ごとの1か月間の利用状況でありますとか、日にちごとの安否確認状況を報告していただいております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） もう今既にあるこの事業なので、いつから、誰がどのように進めるかという具体的な方向性を早急に、検討というよりは、ご対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次、2点目ですね。市として課題認識、改善、利用促進に向けた取組の方向性なんですけれども、実際にサービスを利用している高齢者、配達員の声を聞くと、弁当のメニュー自体が合わない、嗜好が合わないといった現場の声があります。すぐに行われるものとして、やはり実際の利用者のアンケート、聞き取り調査を行ってください。本事業の見守り機能を生かし、より多くの高齢者に届けるため、4つご提案します。

まず、情報の届け方を変えます。広報だざいふ、公式LINE、ホームページに定期掲載枠を設ける。あるいは介護保険更新通知、マイナンバーカード交付時にチラシを同封する。あと、窓口で一緒にこのサービスを申請できるような申請サポートの強化をすとかご提案します。

2点目は、地域と現場を結ぶ。民生委員とかケアマネ、地域包括支援センターへの紹介報告制度とか、そういったものをしっかり皆さんに認知していただいて、そういった制度を導入したらどうかと思います。あと公民館とかで、実際にお弁当を試食会とか相談会というのを開催して、味と安心をしっかりと体験していただきたいと思います。そういったものを行っていただきたいと思います。

そして3点目、見守り弁当として、配食サービスというのはちょっと、すごい素っ気ないというんですかね、何か配食サービスというイメージが、聞かれる方にもあんまり湧かないかなと思いますので、例えばあなたを見守るお弁当とかね、そういうブランディングをされたらどうかと思います。あと、家族や地域が安心に、このサービスを買う仕組みとして訴求をしていただきたいです。

利用動機というのは、結構その子どもさんからの勧めが非常に多いというのも聞いております。あと、民間サービスとしっかり差別化をしてください。安否確認がありますよ。栄養管理もしっかりできてますよ。緊急時連絡もちゃんとできてますよという明確化をされることかなと思います。

あと、すぐにできることとして4つ目は、他の機関への連携の推進ですね。例えば市内にあるスーパーとか、ドラッグストア、病院にそういうパンフレットを置くとか。退院支援とか、介護予防の一環として、包括ケア体制に位置づけるとか。将来的には、配食プラス見守りアプリを導入すとか、こういった新しいアプローチ4つを提案したいと思います。

近年、高齢者の方とご家族と同居が難しい時代背景に、すごくこれはマッチしているんじゃ

ないかなと思います。何かあったらどうしようという不安は多くの家族が抱えています。例えば電車とか車で行けるような距離だったらまだしも、遠方に住んでいる家族にとって独り暮らしの高齢者の心配というものは、本当にいつもなくなりません。この安否確認つきの配食は、その不安を解消する安心の購入だと思っております。

また、過去の孤独死事案の多くは、日常の見守り不足から発生するため、配食の日時接触、お届けして、お顔を見て、お話をするという、そういったものは、そういった孤独死とかのリスク低減にも直結します。また、訪問介護ほどコストが高くない、効率的に見守り機能を提供できる。行政にとっても費用対効果が高いんじゃないかなと思います。

以上の理由から、利用促進に向けた取組を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それと、次、利用促進に向けた施策、利用しやすい価格設定についてなんですけれども、現在太宰府市、ご説明いただいている450円、729円のところ市の補助が279円で450円、春日市は465円、筑紫野市は460円、他市と比較しても同等あるいは安い水準です。

ただ、利用者の方、ちょっと数十人に尋ねたら、350円から400円ぐらいが個人負担だったらいいなというお声もあります。そういった利用者の経済的負担を軽減する観点から、補助拡大や料金の見直しは、本来利用者が必要な人が経済的理由でそれをできない、継続は困難という問題解決にもつながりますが、そこで、市として利用者負担を軽減する具体的な方策を示すことは可能でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 議員も先ほどおっしゃられましたように、配食サービスの費用につきましては、現在1食税込で729円のお弁当を提供しておりますが、そのうち450円を利用者負担とし、残り279円を市が委託料として補助しているところでございます。近年の物価高騰に伴いまして、お弁当1食当たりの単価も前回契約時より上昇しておりますが、増加分は市が負担することにより、利用者負担額が上がらないように努めているところでございます。

なお、現在の委託契約につきましては今年度末で満了となり、次期契約に向け、物価高騰等による事業者の運営コストが増加している現状も踏まえながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 試算はしてないんですけども、例えば400円とした場合は、小幅の補助拡大で割安感は出ると思います。350円にした場合は、利用促進には有効ではありますがけれども、財政面では結構きつくなるんじゃないかなと思います。

このような利用者負担を減らす補助拡大は、今後検討される余地は、考えるとおっしゃっていただけますけれども、また、ご提案の一つとして、補助だけではなくて、例えば所得に応じた段階的な補助とか、毎日利用する方への上限設定であるとか、あるいは低所得者の方への特別措置、

そういった利用者拡大に有効的だと思いますので、そういった今お話ししたものはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 今ご提案いただきました件につきましても、他の自治体のほうの事例等を参考にしながら調査検討してまいりたい、研究してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 早めに調査研究をお願いします。

あと2番目、選択型サービスなんですけれども、嗜好に合わないとかね、お弁当、自分の食べたいものを食べれないとか、そういう理由でこのサービスを受けられてない方がいらっしゃるということを先ほどおっしゃってました。本市の配食サービスというのは、結局、委託先が1社です。1社による提供。その委託先の弁当が好みに合わない、利用者の満足度向上の観点から、私は、複数業者を選べる選択制が重要であると思いますが、本市はなぜ1社の委託なんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 本市の配食サービスにつきましては、安否確認を含めた高齢者支援の一環として、安定したサービス提供体制の確保を重視しております。その観点から、現行では、1事業者と契約しているものでございます。以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 健康管理にしても、利用者が増えないことには意味がないと思います。嗜好が合わない、量が多い・少ないなど、途中で解約されたなどもあると思いますが、その際に、複数業者の導入の必要性というのは感じられなかったのでしょうか。利用者が伸び悩む原因の一つだというふうに、認識はなかったのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 複数事業者の導入につきましては、利用者の選択肢が広がるという点で一定の意義があるというふうに認識をしております。

一方で、安否確認の情報共有の仕組みが複雑化すること、サービスの均等性の確保といった課題もあると思われま。

こうしたメリットと課題を総合的に踏まえて、現時点では慎重な判断が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） メリットおっしゃっていただいたんですけども。選択型の配食サービスは、まず利用者が、選ぶ権利が保障されてます。それと、事業者にとっても、逆に選ばれるこ

とで味とかサービス、そういったものの向上が期待されると思いますので、今後、市として利用拡大に向けて、選択型サービスの導入、そういったものを早急にご対応をお願いします。

次3点目、最後です。ICTの活用による見える化なんですけども、現状ICT活用によるリアルタイムの可視化、ダッシュボード形式で市民も見られる見える化は限られており、多くの栄養管理士とか、自治体内部でのデータ把握にとどまっているというのが現状だと思います。配食事業者によってデータ管理の方式が異なったりするので、自治体の横断的な、標準化された、そういった見える化プラットフォームというのはなかなか築けないのかな、自治体ではまだまだ少ないのかなと思いますが、ただ、将来的には必ずこれは必要になってくるものだと思います、このICT化ですね。その根拠、なぜかという、高齢者の独居増加で人手の見守りだけでは限界がある。行政内部の情報共有が不足する。家族の遠距離化で自治体の見守り負担が増える。いろんな場面での予防重視の政策にはデータが不可欠。そういった、いろんな意味で将来的には必要になってくるかなと思いますが、そこで、質問です。現在、市が把握している配食サービス利用者の利用状況とか、安否確認、栄養状況などデータ、今まで1社の委託業者が報告されたそういったデータは、どの範囲まで管理されているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 利用状況とか安否確認の状況につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、事業者の方から実績報告書として、毎月提出がなされているところでございます。利用者ごとの一月間の利用状況でありますとか、日にちごとの安否確認状況を報告してもらっているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） その報告内容なんですけども、配食事業者からの市への情報提供というのは紙なんですか、メールなのでしょうか。あるいはシステム、エクセル、そういったものでちゃんとした収集は行っているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 利用状況、安否確認状況につきましては、紙媒体にて委託業者から提出を受けているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） しっかり管理をいただいているものだと思います。

それらのデータは、市の内部で実際、分析できる形になっているのでしょうか。職員の手入力、そういった程度なのでしょうか。どのような対応になっているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 委託業者の方からご提出のありましたデータというのは、データにつきまして、市職員の方が電算システムの方に入力しております。

分析等につきましては、利用者個人の利用頻度、また、全体では1週間のうち何日利用されているかなどの統計的なものが分析できるような状況でございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。さらに進んで質問いたします。

今後、先ほど述べた理由から、ICTによる見える化、ダッシュボード化、リアルタイム情報共有の導入に関して、厚生労働省が地域支援体制整備の中で、そのICT活用は、高齢者見守り、安否確認の見える化が推奨されていると思いますが、市の認識はどうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 現在、様々な自治体の中において、自治体のDXの推進というのが掲げられているところでございます。その中におきまして、状況によりまして今回の配食サービスのICT化というのがどのような方法が望ましいのかということも考えながら、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） そうですね、ぜひICT、ツール導入の可能性、そういったものを今後検討するというので、ぜひよろしく願いいたします。

ICT化は、福祉サービスの質を上げる手段で、まず、やるかやらないかではなくて、どうやって実現していくかということだと私は思います。今後、ICT化を近隣市よりもね、いち早く、この太宰府市が早く導入するためのロードマップを今後作成するお考えというのはどうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 配食サービスにおける安否確認のICT化につきましては、サービスの質向上につながる有効な手段の一つであるというふうに認識をしております。

一方で、ICT化を進めるに当たっては、事業者側の機器導入や運用体制の整備、利用者である高齢者の負担感、機器トラブル時の対応、個人情報取り扱いなど、整理すべき課題もございます。

本市といたしましては、現在、対面での安否確認を基本としつつ、今後、他の自治体の事例を参考にしながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

ロードマップの作成につきまして、配食サービスにおける安否確認のICT化につきましては、現在のところ、現行対面での安否確認を基本としつつ、こちらにつきましても今後、自治体の事例を参考にしながら調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

いろいろとご質問させていただいて、ご回答ありがとうございます。私としては、この25年間もこのサービスが存在するのに全く利用者が伸びていない、65世帯に今とどまっているということが、とても残念でなりません。それで、この配食サービスについての拡充をぜひお願いしたいと思ってご質問させていただきました。ご回答ありがとうございます。

今後は、配食サービスの拡充に向けて取り組んでいただきたいのをまとめさせていただくと、まず1点目は、情報の届け方を変えるということですね。必要な人に確実に届ける周知。そして2点目が、利用しやすい仕組みへの改善、価格の見直し、あと選択制サービスの導入。あと3点目は、見守り機能の強化とICT化です。将来に向けた基盤整備をお願いしたいと思います。以上、3点を徹底していただきたいなと思います。

以上、申し上げてきましたけれども、本市の配食サービスというものは、その価値が十分に今、市民の皆さんに届いていない。そして、本来支援につながるはずの方に行き届いていない。この現状こそが一番の課題だと思います。ただやっていますよって、それでは意味はありません。役に立っています。この配食サービスが皆さんの役に立っていますと胸を張って言える事業にすること、そして、ただ続けるのではなく、必要な方に確実に届いて、そして安心と安全を支える実感できる視点として磨き上げていくこと、それをお願いしたいと思います。

高齢者が増えて、家族が離れて暮らす今の時代において、この配食サービスは、単なる弁当宅配ではありません。命を守り、孤独を防ぎ、家族の不安を支える地域のライフラインです。だからこそ、埋もれたままにせず、本市が本気で向き合って周知の強化、利用しやすい仕組みづくり、サービス内容の改善、ICT導入、これを並行して進めていただきたいと思います。市民にとって使ってよかった、家族にとって安心できた、そして、市としても効果があったと言える事業へぜひ押し上げてください。どうか、配食サービスを市民に喜ばれる事業としてしっかりと拡充していただくよう強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員の一般質問は終わりました。

ここで、12時5分まで休憩します。

休憩 午前11時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後0時05分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より、一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って2件質問させていただきます。

1件目は、本市の道路整備計画について、2項目伺います。

1項目めは、市道宮脇・土居線整備計画についてです。

この件につきましては、令和元年9月、令和3年9月にも一般質問を行いました。本路線は吉松三丁目から大野城市への抜け道として車両の往来が激しいにもかかわらず、幅員が狭いため離合に苦慮し、しばしばトラブルも発生している道路です。

過去の一般質問時の回答では、関係機関と協議を行い、通行しやすくなる方策について検討を行うということでしたが、その後の協議の進捗及びこの路線の拡幅に当たっての課題と今後の整備方針について伺います。

次に、2項目め、土井踏切、中道踏切の整備計画について伺います。

国土交通省の踏切道改良促進法は、踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に昭和36年に制定されました。平成28年6月、国土交通省は、踏切の交通量、事故発生状況等の客観的データに基づき、緊急に対策の検討が必要な踏切として1,479か所を抽出しました。また、それらの踏切について、全国の鉄道事業者と道路管理者が、踏切道安全通行カルテを作成し、踏切の現状を見える化しました。その後、令和3年10月、緊急に対策の検討が必要な踏切は1,336か所と更新されています。

本市においても、平成29年1月、2か所が改良すべき踏切として国から指定を受けました。しかし、土井踏切、中道踏切は指定を受けていません。どちらの踏切も道幅が狭く離合するのが困難な踏切です。特に、土井踏切は、事故多発、踏切内一旦停止禁止と提示しているほどの危険な踏切です。

令和元年9月、令和4年3月にも一般質問を行っていますが、土井、中道両踏切の整備計画の現状と方向性について改めて伺います。

2項目めは、企業版ふるさと納税について2項目伺います。

企業版ふるさと納税は、制度としては平成28年に始まりました。令和7年度税制改正において3年間の延長が示されましたが、特定の企業に利益を誘導するような不適切運用が見られたりするなど、課題のある制度であることは事実であろうと考えます。また、内閣府が地域再生法の枠組みで運用しているがゆえに、地方自治体に事務負担をかけている面があるのも否めません。

本市でも、企業版ふるさと納税のメリット、デメリットを把握し、どのように運用していくべきかが重要と考えます。

そこで、1項目め、本市の企業版ふるさと納税政策推進の基本方針について伺います。

次に2項目め、寄附活用事業に係るチェック機能の強化や活用状況の透明化等のための見直しについて検討しているか伺います。

以上、再質問は、議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 1項目目についてご回答いたします。

まず、1項目目めについてですが、ご質問の宮脇・土居線の整備につきましては、これまでも複数回議会でご質問いただいておりますが、議員ご指摘のとおり幅員が狭く、離合が難しいこ

とは課題として認識しているところであります。

当該地は特別史跡水城跡の一部であることから特別史跡水城跡保存整備基本設計の方針に基づいた文化財の保護・活用も考慮した道路改良計画を検討しているところであります。

また、交通規制による対策も併せて検討しており、筑紫野警察署との協議を行っているところであります。

さらに当該道路は大野城市との市境でもあることから、道路改良計画及び交通規制についても両市での協議が必要となってまいります。

このようなことから、引き続き特別史跡水城跡の整備と調和した道路改良計画及び交通規制による対策について関係機関と協議してまいります。一方では、早期に実現できる対策についても併せて調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、ご質問の土井踏切及び中道踏切につきましては、法に基づく対策が必要な踏切には指定されておられません。これまでも複数回議会でご質問いただき、地元自治会から踏切拡幅や安全対策について要望書も提出されております。

このことから、市といたしましても現状は認識しているところであり、両踏切に関しては、周辺道路整備も含めて検討する必要があると考えております。現時点では両踏切の具体的整備計画はありませんが、令和5年度には警察とも協議を行い、土井踏切周辺道路の安全対策として逆走禁止の標識設置や移動式ガードレールの設置などを行ったところであります。歩行者及び車両が安全に通行できるように、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

吉松というところは、もともと田んぼが多くて、田んぼ道で、かなり吉松の道路もよくなってはきているんじゃないかなと思います。

ただ、やはり一般質問、今回も上げた宮脇・土居線、それとやっぱり踏切ですね、中道の踏切はやっぱり変わらないので、ちょっともう一回、しつこいようですが質問をさせていただけたらと思って、今回も上げました。

資料で配らせてもらった、1番が、この宮脇・土居線の道路なんですね。見ていただくと分かるように、非常に狭い道路。なおかつ手前が太宰府市ですけども、奥側が、もうすぐ大野城市。ちょうど水城堤防の真ん中にその区切りがあるんですよ。もう太宰府から大野城、それで水城堤防がある。なかなか課題があって難しい、変わらない状況。

ただ、この道路のちょうど右側になるんですけど、もう草になってますけども、ここは国有地になってるんです。この手前に6軒おうちがあるんですけど、3軒目の一番奥も、もう国有地で、家はもう全部壊されて、平地になってる。うちの裏が、結構大きいうちがあったんですけど、そこももう売られて、もう平地になってる。結構、質問してからその辺の変化はあるんですね。それで、結構な予算がかかっていると思うんです、それだけでも、やっぱり水城堤防について。だから、うちも入ると思うんですけど、60メートルかな、50メートル、水城堤防から、そ

の距離についてはもう国有地にしていく。何年かかるか分からんけど整備していくと思うんですけど。やはりこの文化財の考え方というのが、この道路についても影響してくると思うので、ちょっと関連して、水城堤防の今後の方向性というか、どういうふうに水城堤防を保護しているのか、文化財保護でどうやっていこうと思っているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 宮脇・土居線の関連の、水城跡ということでお答えさせていただきます。

水城跡の整備事業は、平成27年3月に策定した特別史跡水城跡保存整備基本設計に基づき進めているところでございます。前期15年の整備事業では、西門エリア、中央エリア、東門エリアの3つのエリアを設定し、各エリアの拠点施設の整備や遺構の復元、見学路の整備や樹木整理など環境整備を進めることとしております。条件が整っていない箇所は、計画の遅れが生じているところですが、今後、後期計画を検討していくこととなっておりますので、その中で西門跡の整備や道路や鉄道、河川により分断された水城跡を一体的に見学できる動線の整備などを検討してまいります。

現在の基本設計では、基本理念として上げている、時代と向き合う水城跡の継承と未来への伝達の実現に向けて、努めております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ちょっと文化財と市民生活みたいにネットで検索したら、文化財は、地域住民にとって重要な財産であり、地域の文化や歴史を守り、発展させるために欠かせない存在です。地域住民は、文化財に関わる思い出や記憶を持ち、文化財を大切にすることで地域の魅力を高め、観光客を誘致する役割を果たしています。文化財の活用は、地域の活性化や観光振興にも寄与し、地域住民の当事者意識を高めることが期待されていますというふうに載ってたんですけど、この考え方に間違いはないですかね。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） そのとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 水城堤防に関しては、その辺がちょっと市民としてはなかなか湧かない。政庁跡は、いいんですよ。もう年取って車椅子になっても行こうかなと、バリアフリー化している。水城堤防に行くか政庁跡に行くかといったら、やっぱり政庁跡に行く。水城堤防に魅力が足りないというのはそこというか、東門にしても結構、水城館があって広いけど、やっぱり道路が、軽トラがいたり、何かよく分からない。やはり個人的な希望としては、水城堤防から歩いていけるような、だけん、そういう、市民生活が、水城堤防はやっぱり桜とか立派やし、コスモスとか、やっぱり市民も誇りを持てるような、そうすれば協力してやっていくみたいなことがあると思うんですけど。

原点に戻って道路ですね。だけん、その史跡地というか保存なんだから、もうこの道路を広

げることではできませんと。文化財のほうがもう、文化財課のほうが早く出していただければ、次があると思うんですよ。一方通行にしようとか車両通行止めにするとか、やはりこの放ったらかしの状態、大野城市のほうは、結構石の低いやつが並んでるんですよ。多分あそこで車をぶつけてる人はいっぱいいると思うんですよ、離合で。やっぱり自転車も多いんで、車とぶつかるとか、やっぱり危険なんで、ルールをそこで、そのためには文化財のほうが、この水城堤防保護のために、そこを譲らないと。そこで進むと次に進むような気がするんですけど、部長のお考えがあれば。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） いいですか、私で、最後なんで、すいません。

それで、もうここだけじゃないんですけど、先ほどお読みいただいたのがちょっと出典が、ごめんなさい、分かってなかったんですが。私からしますと、やっぱり文化財を守ることももちろん大事なんですけども、文化財は、あくまでも今の生活において、地域の中で、国全体においてもですけども、やっぱり当然人が活用する、人がやはりそうして誇りに思う、愛する、そういう気持ちが湧き起こるような史跡じゃないと、文化財じゃないと、結局守る価値もないし、守る意味もないし、守らないほうがいいという意見のほうが強くなると。

本市においても昭和40年代、そういうもう宅地開発、企業誘致、そうしたものをしたほうが、税収もいいたろうというような意見もかなりあったやに聞いていますから、そういう意味では、例えば学業院中学校もいつも思うんですけど、文化財があるために、運動場広げられないと。子どもたちのために私はそちらを広げたほうが、文化財を少し遠慮してもらってと思うほうなんで、今でも。そういう意味では、私も大蔵号で、ここ通り抜けできるんだと思って、新鮮な思いを持ってたことも思い出しますけれども。やっぱりそうした結論がなかなか出せてないという私の責任もありますので、そうしたことをもう一度、文化財の必要性というか重要性というか、何を優先するのか、人の生活なのか。そういうことをやっぱりもう国全体でも整理してもらって、その上でこの場所をそういうふうに、もう広げられないと。水城跡を整備するために優先するので、さっき言われたように一方通行にするとか、時間差にするとか、そういうこともあるでしょうし、むしろ逆に、人の生活のために両市でもっと協力をして拡張するとか、そういうことをやっぱり結論を出していかないと、おっしゃるようにご指摘、これまでもされながら、そのまま放ったらかしというのが一番悪い状態だと私も思いましたので、改めて、今後しっかりと受け継いで、引き継いで、結論を出せるようにということは考えていかなきゃいけないと改めて認識したところであります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 最初の頃の質問では、もう道を何とか広げてという思いで質問してたんですけども、近頃は何か、議員しよったら考えが変わってきて、やはり史跡地って大事やし、例えばこのとこに大野城が造ってるみたいにトイレを造るとか、何かちょっと雨除ける、そこで説明できる。結構5人10人と興味のある方が来られるんですよ、ここの。だけん、その割に

は何もないんですね、ここにね。やはりそういうふうには人を置くか、もしくはそうすれば、何か行事で灯籠やないけど、いろんな年間の中でやるとか、何かそういうことをやっていただくと、市民としても何か水城堤防に誇りが持てるというかな。なおかつ、やっぱり危険な道路があるんで、ここは一方通行でもいいし車両通行でもいいんで、やはり危険な道路は排除しなきゃいけないんで、ぜひ文化財のほうが中心になって、やっていただければなという希望で終わりたいと思います。

次、2項目め、2番ですけど、これ中道の踏切です。これが、大体田んぼがあったんです。ちょうどこのガードレールが出た部分が広がったんです。何か将来、30年後、希望が持てるような、ちょっと雰囲気。もちろん離合はまだできないんですけど、かなり広がって、大分通りやすくなってる。もうこっちに立派な家がいっぱい建ったんですけどね。中道の踏切については、今ちょっと広がっている状態です。

裏のほうの5番、市民の方からもよく言われるんですけど、何でこれと、なぜだと。この左側、白い車のところに白い側道の線があるんですけど、地元でない方は、この側道沿いに止めしやるとですね。それは正しいんです。そうすると、後ろの車が行けないんです、我慢できて行ったりしてあるみたいやけど。もう地元の方はびたっと寄せるんですよ。そしたら後ろの車が行くんですね。だけん、これはどういう安全面で考えられるとか、説明していただけますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘の白線につきましては、自転車、あるいは歩行者等を含めました道路利用者が安全に通行するための路側帯を明確化するものでありまして、現状、必要なものともと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 2020年でしたかね、吉松のマルキョウのところで、人がやっと通れるぐらい。そこで、バイクの人が、特急と、あれから2回引かれて亡くなった事件があったんですけど。僕は、個人的にあれはもう整備のミスというかな、枕木で滑りやすかった。やっぱり朝雨でぬれてるとこに多分バイクで滑られたと思うんやけど。

同じように、この土井の踏切は、いつ事故が起きてもおかしくない。左折するときに、ちょうど踏切内に入ったときに、直進するときにぶつかるんですよ。だけん停止する、踏切内で。僕もまた一般質問するとき、また通りよったら、また同じ思いしたんですけど、踏切が上がるやないですか、それで行くでしょ。左折車が来て止まる。そこでまた遮断機が下りるんですよ、カンカンカンカンと。あれは何回経験しても焦る。あんとき、やっぱり焦ってアクセル踏む人も出てくると思うんですよ。やっぱり事故が起きる可能性が非常に高い。だから、どっちかという、これがもっと左にやって、左折したほうがぶつからないんですよ。だけん、1回目の質問のときは、ここにまた用水路もあるんでね、そこを埋め立てて広くしてとか考えてたけど、そういう予算もないやろうから、自分としては、もういっそのこと、ここも一方通行に

できないか。だけん、出るだけです、出るだけ。こっこの裏の3番なんですけど、これは中道の踏切から出てきてから右折・左折するんですけど、やっぱりここは見えない交差点で、ここも事故が起きるんですね。だから、ここも中道の踏切でも一方通行にしてもらって、新しくできたセブンのほうに行くというか。こっち側の土井の踏切は、もう出るだけ。そうせんと、視野は広いんやけど直進でやってくるんですね。だから、できればちょっと10センチぐらい高くしたあれをしたほうがいいと思うんやけど、ブンと来る車もあるんでなかなか、ここもルールがもうぐちゃぐちゃな状態で、直進する車もあれば一旦停止で走る車もある。かなり危ない状況にあるんで、いろいろ、いろいろ考えたんですけども、もう一方通行というような方向で、ちょっと自治体、自治会とかも、ちょっと話し合っていて、やっぱりとにかくこのままは危ないです、この状況は。ぜひその辺で安全という部分で、いろんな方策を自治会とも話し合って、部長、いただけますかね。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 土井踏切、それから中道踏切、それぞれの一方通行ということですが、一方通行にした場合の影響が非常に広範囲にわたることになります。ですので困難な面もあるかとは思いますが、交通規制に関しましては、地元のご意見も参考にしながら、警察と協議して調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 分かっております。でも諦めずに、ぜひ話し合っただけだと思います。

2件目、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、平成28年度に創設された企業版ふるさと納税・地方創生応援税制は、国が認定した地域再生計画に位置づけられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から最大9割が税額控除される仕組みであります。地方創生の取組をさらに加速化させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して、地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要があることから、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度となっております。

本市では、企業版ふるさと納税制度の活用が現在ほど広がっていなかった令和3年度に、制度適用に必要な地域再生計画の認定を受け、その計画に基づき現在は、太宰府の底力総發揮構想など、現総合戦略の4つの基本目標に基づいた4つの推進プロジェクト並びにそれら4つを包含した課題解決先進都市だざいふプロジェクト、そして、令和の都だざいふ「梅」プロジェクト、合計6プロジェクトを、企業版ふるさと納税の対象としております。このように限定的なプロジェクトではなく、包括的なプロジェクトを設定しておりますのは、本市のまちづくり

にご賛同いただける企業からの寄附を幅広くお受けし、総合戦略に基づく事業を積極的に実施していくためであります。

直近では、太宰府の底力総発揮構想にご賛同いただき、福岡国際音楽大学の設置支援をご所望される多くの企業から多額の寄附があったことから、これを原資として大学設立支援を行ってまいりました。結果、先日、設置認可を受けられましたことは、世界に羽ばたく人材育成を掲げる本市にとっても、子どもたちの将来への可能性を大きく広げるものであり、教育文化水準の向上や地域経済への好影響、地域コミュニティの活性化、人口減少対策や関係人口の拡大、地域ブランディングなどの観点からも、今後大いに期待しているところであります。

ご質問の本市の企業版ふるさと納税政策推進の基本方針についてですが、国の制度拡充や全国的な寄附実績などの拡大の流れがある中、国の制度に基づいた適切な運用を図るとともに、積極的に本制度を活用した寄附の受入れ拡大に力を入れ、貴重なまちづくりの財源としてさらなる活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、令和7年度税制改正により、チェック機能の強化や寄附活用事業の透明性向上を目的とした制度改正が行われたところであります。具体的には、事業実施に際しての留意事項を確認するチェックリストの導入や、契約手続などにおいて一定の条件を満たした場合に国への実施報告を義務づけることや、寄附法人名の公表が求められる内容が含まれております。

本市では、これまでも寄附法人名や寄附額の公表を適切に行ってまいりましたが、令和7年度以降、この制度改正内容に基づき、既にチェックリストを導入しているところであります。

引き続き、企業版ふるさと納税制度をより適切に運用していく考えであります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

学校法人高木学園福岡国際音楽大学2026年4月開学。高木学園音大とは、学校法人高木学園が2026年4月に開学する福岡国際音楽大学を指します。この大学は、福岡県初の4年制大学で、音楽だけでなくICTスキルや音楽療法士の資格取得を目指せる点が特徴ですということで間違いはないですかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やっぱり企業名を公表してないこともあって、寄附額も何かばらばらなんで、僕はちょっと把握できてないんで、寄附額の総額と、国際音楽大学の、寄附された企業数、それとまた事業費は範囲内となっていると、寄附額はというふうに乗ってたんですけど、福岡国際音楽大学の事業費も、もし分かっていたら教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、寄附額についてでございますが、令和6年度と

令和7年度を併せ、9社から約7億円の寄附を頂いており、希望される寄附対象事業については、福岡国際音楽大学設立支援を希望されていることから、その寄附の意向をしんしゃくしつつ、最終的には本市の判断として、全額を学校法人高木学園に設立支援金として支出しておるところでございます。また、福岡国際音楽大学への支援を希望する寄附につきましても、まず、市の事業費の範囲内での寄附を受け入れておるところでございます。

また、大学の事業費についてですが、事業費のうち12億円を寄附で受け入れるという計画となっているものと伺っておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） すいません、総額幾ら、ちょっと聞き損ねて、すいません。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 令和6年度と令和7年度を併せ、今現在9社から約7億円の寄附を頂いておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 寄附額は、高木学園に対してのみ行ってるんですね。太宰府市にということではないですよ。太宰府市の教育に対して、その寄附額の一部はとか、そういったことはないんですよ。全て高木学園でいいんですかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） お見込みのとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） そういう企業との記録みたいなものは残ってるんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 企業からの寄附の申出をいただいた際には、企業版ふるさと納税制度の、まず説明を行っております。また、寄附金額のほか、寄附の活用希望や寄附情報の公開意向などを記載しました寄附申出書を提出いただいております。

また、寄附企業に対しましては、市から寄附金受領証明書を発行しております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 今度はふるさと納税も、高木学園にした、高木学園でのふるさと納税みたいなのが下りてきてるんですけど、それで間違いないですかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 先ほど説明しましたとおり、福岡国際音楽大学設立支援を希望されている企業様からの寄附になるんですが、まずは、そもそもが太宰府市のほうでプロジェクトのほうを立ち上げておまして、太宰府の底力総發揮構想、こちらにご賛同を、まずいただいております。その上で、福岡国際音楽大学の設置支援をご所望される多くの企業から、多額の寄附を頂いておりますというところになっております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） いや、企業版やなくて個人のふるさと納税も今度、高木学園に出た場合、違ったですかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 個人版のふるさと納税ということでございますね。こちらにつきましても、非常に本市に大学設立していただくことは大変喜ばしいことですので、個人版ふるさと納税につきましても、今後、支援のほうを行って、市が主体的となって、支援のほうを行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 個人的な意見なんですけどね、やっぱり太宰府市では、地域創生で、学生まちづくり課題解決プロジェクトということで、学生の自由な発想を生かして提案を形にして、太宰府市のまちづくりに貢献する人材を育成する。何かすっきりするんですよ。やはり企業版ふるさと納税の寄附金は、公金として扱われる。やっぱりそれをすると、今回、太宰府市が高木学園にしてやってることは、何かちょっと疑問を、個人的にはちょっと感じる場所があるんです。

その部分で、今度は、先ほど回答にもありましたけど、やはりそういう企業版ふるさと納税でいろんな問題が起きて、今度、下りてきたじゃないですか、地域創生税制の延長ということで、寄附活用事業の実施に当たり、地方公共団体によるチェック機能の強化、事業の実施に当たり留意すべき事項のチェックリストを導入し、各実施段階でチェックを行う。寄附活用事業の透明化ということで、寄附手続等において、一定の場合、国への実施報告を義務づけ、寄附法人名を公表。寄附法人が非公表を希望する場合は、地方公共団体において第三者を含む審議会等により、非公表とする理由の確認を行った上、国へ報告し、国はその理由を公表するというふうの下りてきてますけど、そういった部分では、本市はもう十分検討されてるんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題がある事案が発覚し、地域再生計画の取消しがされた事案が生じたために、必要な改善策について、今回、国のほうで検討を行い、令和7年度からチェック機能の強化や寄附活用事業の透明性向上を目的とした制度改正が、まずされておるところでございます。

本市におきましても、制度改正の趣旨を踏まえまして、寄附活用事業の企画立案段階から入札契約などの準備段階、事業実施段階に至るまで、チェックリストによるチェックをまず行っております。また、公平性・透明性を確保するとともに、国の基準に該当する場合には寄附企業名を公表するなど、企業版ふるさと納税制度をより適切に運用してまいり所存でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 問題になった福島県の国見町ですかね、高規格救急車の開発のリース事業、この事業は、町が企業版ふるさと納税で集めた寄附金を基に一般車両をベースとした独自のリースをする計画でしたが、手続の公平性や透明性の欠如、受託企業との関係などが問題視

され、事業は中止されました。内閣府も、寄附した会社へ便宜上の供与があったと判断し、国見町の地域再生計画の認定を取り消しましたということで、これはやっぱり町の事業ということで、百条委員会をもって調査し、第三者委員会で報告してるみたいですけど、これをここで聞いてもおかしいかなと思いつつながら、基本的にこういう課題があれば、議会のほうで百条委員会で対応するという基本方針でよろしいんですかね。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっとすいません、百条委員会の是非については、私も議会側の判断が基本でしょうから何とも、今の時点で申し上げにくいのですが、もう一回ちょっと今までのやり取りをお聞きしながら原点に立ち返りますと、我々としては、私としては、これまでも筑陽学園が甲子園へ行ったとき、また、日本経済大学がウクライナの学生を受け入れたときなどに、この企業版、個人版のふるさと納税、クラウドファンディングというのをやってきました。これは、要は甲子園、僕大好きですし、ウクライナの方もかわいそうだったんで、本当は市として補助したい、支援金を出したいという思いもあったんですけども、やっぱり市民の中に、これはもう甲子園は別に興味ない、ウクライナ人、何で外国人にお金さなきやいけなとかそういう声もあったもんですから、そういう中で、やっぱりもう応援したいという方が、ふるさと納税という制度を通して寄附をしていただいたものを、基本的にはもう手数料だけ差引いて、そのまま直接お渡しする。それが寄附者の意向でしよし、それが実際にそういう事業に役に立つはずだと。音楽大学も、まさにその例だと私は思っていますので、そういう意味では、逆にその部分から寄附者の意向に反してほかのことに、何か我々として使うということになれば、それはそれでまた寄附者の人もそうですし、受け取る側もそうですけども、また音楽大学も、我々が何か支援金を今、市として出しているわけではありませんで、いろんな意味でふるさと納税制度を使って、そうした寄附が集まるということで、市に、廃校になってしまうかもしれない大学が、新たな福岡唯一の音楽大学に生まれ変わることは非常に望ましいことだろうということをお願いをする上で、それを使う、その制度を使っているということでご理解いただければと思っています。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり9割が、税金がね、企業にとって、その辺でいろんな課題とか問題が出てきやすい。そこの選択というのは、ちゃんとやっぱりチェック、透明化が必要だろうと思うんですね。

ちょっと調べてみると、これが何で分かったかというたら、河北新報の新聞記者の方が、会社に連絡があった。総務課長、町長、副町長、教育長の給料が上がったと、もう災害があったのに。それで、そこを調べに行っとなすよ。そしたら実際、上がった。そして、議会の議事録を見たら、この救急車のリース事業を見たわけですね。これは何かおかしいぞということで、これが分かったみたいなんです。

ただ、この会社は多賀城市にあるんやけど、やはりほかの自治体でも10年ぐらいそういう

コンサルタントもしてるし、ここの国見町でもそういうコンサルタントをやってたんですね、防災・災害に対しての。その流れで、この救急車のリース事業が下りてきたみたいで。でも金出すところは税金というか企業なんやけど、それがもう3社、グループ会社でこうやるんで、利益を誘導する。

その新聞記者が言うには、ユーチューブでの放送だけなんですけど、今その自治体が狙われてると。ここの企業は、今度は教育委員会を牛耳ってやると言っていたらしいんですね。やっぱり行政が、教育とか福祉とか、いろんな部分で、やはり財政もちょっと厳しいし、人手不足というところで、おいしい話をコンサルタントが持ってくる。そこのチェック機能というのは、やっぱり市で持つておかななくちゃいけないんじゃないかなと。いろいろ、いろんな課題がありますよね、教育にしても、今からの地域の部活動移行にしても、いろいろ人が来て、金もあつたら、やっぱりそこで、その辺のチェックが組織としてというかな、一課長、部長の判断でいいのかなというような気がするんですね、その企業版ふるさと納税のこういうお誘いというか、そういうことについて。だから、もうちょっと市としても持つてたほうがいいと思うんですけど、市長、お考えを。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 徳永議員も、最後のご質問・ご指摘ですから真摯に受け止めたいと思いますし、ただ1点、今のさっきの例と違いますのが、我々が、例えば音楽大学を市として造りたいと、私、市長として、例えば公約で造りたいと言っていました。だから、どっか音楽大学を造ってくれそうなところ探して、それを、支援金を調達するためにいろんな企業に私どもがお願いをしてということの中で何か、何で音楽大学なのかとか、音楽大学を造る上で何か癒着があるとか、そういうことだったら、そういうことかもしれませんけど、もう本当にこれは、もう皆さんの前で率直に申しまして、職員たちもそうでしょうけど、音楽大学ができることは、後から、構想があることは、まず、女子短期大学が買収といいますか経営者が替わったということもやはり事後的に知ってますし、その中で音楽大学、短期大学はありましたけど設備ももっていないので音楽大学4年制で、それは長年の経済界なり福岡県全体の思いでもあったという中で、そういう中で、我々としては後から知りながら、それは悪いことじゃないし、そのまま学校がそのまま棚ざらしになって、跡地利用など考えるよりは、そういう有効利用をしてもらったほうがいいということの中で応援をしようという自然な流れですので、こちらから何かつくり上げて、こちらからコンサルなんか癒着して何かするということでは全くありませんので、その点は、ぜひご理解はいただきたいと最後申し上げておきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり本市にとってやっぱり教育、子育て、やはりこれは重要な政策だと思いますので、ぜひやっていただきたいと。高齢者も、私も今から高齢者も住みやすい太宰府市にさせていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで、13時30分まで休憩します。

休憩 午後0時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について質問させていただきます。

まずは1件目、楠田市政2期8年における高齢者支援策について伺います。

楠田市長におかれましては、2期8年の任期最後の議会となりました。この8年間で中学校完全給食をはじめとした子育て支援策については一定の成果が出ており、評価しております。今後は、小・中学校の給食無償化等さらなる施策を期待するものであります。

では、今回の項目に上げております高齢者に対する施策に関してはいかがでしょうか。私は、高齢者支援策の大きな目玉施策がなかったように感じております。

そこで、楠田市政2期8年で実施してきた高齢者支援策について総括をお願いいたします。

次に、2件目は本市の教育施策についてお伺いいたします。

1項目め、不登校児童生徒が全国的に増加傾向にある中、過去にも質問させていただいたこともありますが、私は不登校になる前の事前の対策がとても重要だと考えております。

そこで、本市には不登校を未然に防止するための施策としてどのような施策があるのかお伺いいたします。

2項目め、本市のコミュニティ・スクールについては地域との連携が必要不可欠だと考えております。しかしながら、私の知る限りでは、学校側が地域に対して一方的な押しつけを行っており、すなわち学校側が都合よく地域を利用しているようにしか思えません。そのため、地域との連携は全く感じられません。これではコミュニティ・スクールとは言えないのではないかと思います。

教育委員会は各学校側からどのような報告を受けているのかお伺いいたします。

最後に、3件目は民泊についてお伺いいたします。

近年、非常に多くの外国人観光客が本市にも訪れるようになってきています。それはありがたいことではありますが、文化の違いから様々なトラブルが起きている現実もあります。

本市には、宿泊施設が少なく一部ではトイレの利用とごみを捨てにきているだけといった声も聞かれます。

質問に入ります。

近年、全国的に空き家を再利用した民泊が増えてきておりますが、閑静な住宅街において民泊施設の宿泊者と地域住民との間でごみ捨て、騒音等のトラブルが発生している地域が本市に

限らず増えていると聞き及んでおります。

そこで、民泊施設を認可する際には、民泊業者から地域住民に対して、理解と納得を得られるよう事前説明会が必要だと考えますが、見解を伺います。また、空き家等を宿泊施設として利用する場合に市の許可が必要なものか、併せてお伺いいたします。

以上、3件4項目のご答弁をお願いいたします。再質問は、議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 1件目についてご回答いたします。

本市では、「地域で支え合い高齢者が安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、その実現に向けて、高齢者支援計画に基づき総合的な高齢者支援施策を推進してまいりました。

高齢者支援施策につきましては、継続的な支援が必要なことから、高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進として、敬老事業、長寿クラブ活動支援事業、地域介護予防活動支援事業などにおいて、その充実を着実に図ってまいりました。特に敬老事業につきましては、高齢者の数の増加に伴い、敬老会の会場となる公民館等の収容能力などの課題がある中、補助金の対象年齢引き上げの検討も行ってまいりましたが、これまで長きにわたり地域の発展にご尽力いただいた高齢者の皆様のことを考えますと、対象年齢は変更せず、継続して事業を実施したところでございます。

また、人生100年時代と言われておりますが、毎年、100歳を迎えられ、ご希望される皆様に対しては、全ての方に市長が直接お会いし、お祝いの言葉をかけさせていただいたところでございます。

さらに、健康づくりや介護予防・生活支援として、各種介護予防教室の実施、配食サービスや紙おむつ給付サービスなどの在宅福祉サービス、民間事業者との見守り協定の締結、また、支援体制の充実としては、地域包括支援センターの機能強化、認知症総合支援事業、老人保護措置事業など、その充実を努めたところであります。

新規や拡充しました主な事業につきましては、令和2年度に地域包括支援サブセンターを開設し、担当圏域を市内の東西に分け、地域の実情に応じたきめ細やかな対応ができる支援体制の強化を図ってまいりました。

令和4年度には、認知症高齢者等事前登録制度を新たに実施し、行方不明となる可能性がある高齢者の情報を事前に市へ登録し、所在が不明となった際の早期発見と安全確保・事故防止、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ってまいりました。

令和5年度には、高齢者物価高騰緊急支援対策商品券給付事業を実施し、電力、ガス、食料品などの価格高騰による負担増に伴い、特に家計への影響が大きい高齢者が属する世帯に対し、商品券を給付し、生活の安定及び市内における消費の喚起を促し、地域の活性化を図ってまいりました。さらに、老人クラブ補助金については、会員数に応じて補助金額の段階を設け増額を行い、老人クラブ活動のさらなる活性化・充実を図ったところでございます。

令和7年度には、介護予防に役立つ住民主体の通いの場の運営や地域活動などを行っている自治会に対して、交付している地域介護予防活動支援事業補助金の上限額を65歳以上の人口数に応じて加算する方式に拡充し、地域介護予防活動のさらなる活性化、充実を後押ししてまいりました。

また、帯状疱疹予防接種事業においては、本市ではいち早く令和4年度より助成を始め、令和7年度から65歳以上の定期予防接種を開始し、病気の発症や重症化を抑え、健康で安心して暮らすことができるよう取り組んでまいりました。さらに、日本一の猛暑のまちの暑さ対策として、市民一人一人の生命健康を守るため、特に気候変動の影響を受けやすい高齢者に対し、エアコン購入費用の助成を新たに実施いたしました。

一方で、独居高齢者や認知症高齢者の増加などの課題も顕在化しており、今後は、さらなる見守り支援の充実や、地域での支え合い体制の強化に取り組むことが重要であると認識しているところでございます。

今度とも本市の高齢者の皆様が安心していきいきと暮らせる地域社会の実現に向け、高齢者支援施策のさらなる充実を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。

今、部長からご答弁いただいたんですけども、敬老会には積極的に、活動的というか行動的に動いて、お一人お一人に挨拶をされたと。あと認知症予防や介護保険ですね。あと物価高の支援、それとかエアコンですね。これは存じ上げておりますので、2期8年間あったわけですから、何かもうちょっとこうあってもよかったんじゃないかなと。もっと目玉になる、皆さんが、これしてくれたという、喜ばれるような、そういうこともあってよかったんじゃないかなと思うんですが、まず、私が1点目にお伺いしたいのは、公共交通を利用して、やはり高齢者の外出支援、免許を返納した場合のですね。そのような外出支援策をどのように行ってきたのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 高齢者の外出支援についてですが、本市では、買物や通院など、高齢者の日常生活の外出支援として、丘陵地にある高齢化が進んだ団地住民に向け、地域サポートカーの運行を継続して行ってまいりました。

また、令和2年4月から開始いたしました高齢者運転免許自主返納等支援事業につきましては、70歳到達以降に運転免許証を自主返納した方を対象に、交通系ICカード5,000円分を交付することで、公共交通の利用を行うきっかけづくりの一つとして取り組んでまいりました。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ICカード5,000円分というのは、免許を持っている方が返納した

場合ですね。しかしながら、全ての高齢者が免許証を持っているわけじゃない、これも一部に限られますね。ですので、できたら幅広く、高齢者と言われる年齢層の方にもっとできたらよかったですね。というふうに思います。

では、私は不登校のことを調べようと思って、新聞を調べてましたら、たまたまなんですけど太宰府市五条の、先ほどもありましたように、地区のスーパーが1店舗になるということで、この記事を見つけました。やはり地域のスーパーが撤退、また閉店が、もう本当に何か相次ぐ中と言っても過言ではないんですが、移動販売車の導入の提案を行ってきて、民間業者による、とくし丸とか、移動販売車が運行開始になったんですけども、残念ながら先ほど言いました、この五条のスーパーが閉店することによって、移動スーパーとくし丸も一緒に撤退をしまうと、こういった現実があります。

その中で、部長が答えられるのかどうか分からないですが、楠田市長は、このような買物支援に対して、どのような施策を行ってきたのかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 時間も限りがあるでしょうから、買物支援を、私、前、ですから結果として、なかなか張りもありますし優先順位もありますので、やっぱり子どもを優先してきたということは、もう率直にお認めした上で、しかし高齢者の方ももちろん、全世代居場所と出番構想などで、若い人もいますので、そういう助け合いも含めてと思ってまいりましたが、少なくとも移動販売車が継続できるように補助を続けるなど、さっきの高齢者、敬老会などもそうなんですけど、今までやってきたことを止められそうなものを、何とか踏みとどまる、公共交通もそうですけども。そういうところにちょっと守りですけども、そこを固めてきたということは上げられると思ってます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 地域によっては、スーパーがなくなるというのは本当に非常にもう生活ですけど本当にもう命に関わる問題なんです。今回この五条地域においては、過去最大で3店舗あった。それが1店舗になってしまう。私が住んでいる地域においては、もう周りはコンビニしかない。ほかのところもそういうところありますけど、コンビニしかないところありますけど。ですから、やはりもうちょっと買物支援策を充実させていかなければいけないというふうに思ってるんですけどね、私自身も。ましてや移動販売車も撤退するというので、やはり地域によっては、近隣市、例えばうちで言うと筑紫野市が隣にあるとか、五条周辺の方、ちょっと山沿いに住んでる方も、近くに行けば、近くは宇美町にあるとか、筑紫野市のところにもあるということで、もっとそういったところと連携していかなければいけないんじゃないかなと思うんですね。市を超えた、やっぱり連携が必要だと思いますね。ですから、今後はこういった施策も非常に重要だと思いますし、本当に生活、命に関わってきますからね。楠田市長はこれで、今期で終わってしまうのが残念なんですけども。そういったことで、買物支援を今後やはり本市の重要課題として、行っていただけたらと思います。

それでは、3つ目に入ります。健康寿命を延ばす、体力向上の施策をどのように行ってきたか伺いたいんですが、昨日、市のLINEで、こうやってケアランポリンやってますよというLINEが入ってきた。こういったことも含めて、やはり健康寿命を延ばす体力向上の施策、これをどのように行ってきたのかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 高齢者の健康寿命の延伸でありますとか体力づくりの支援についてでございますが、具体的には、すこやか運動教室、健幸リズム教室や体力測定などを開催いたしまして、通いの場の充実を図り、また、介護予防に係る専門職による出前講座を地域で開催し、フレイル予防などの啓発活動を実施して展開してまいりました。

議員ご質問の点につきましては、今後、高齢者支援施策の中でもいろいろと重点的に支援を図っていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。今後、高齢者増加に伴い、それぞれの支援も含めて、高齢者の総合的な支援について、さらなる充実を図ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 自治会行事とか小学校区行事の中で、ありがたいことなんですけど、やっぱり出てきてる、出場してくださる方が、結構やっぱり同じメンバーが多いんですよ。ですから、周知はしてるんですけど、なかなか新しい方が入ってこれてないので、今後はやっぱり地域としてもいろいろ考えていかないといけないし、市としても、どのようにすれば、スポーツ大会とか、そういった行事にたくさん参加していただけるか。やはりこれも課題だと思いますので、今後ともご検討をよろしくお願いいたします。

高齢者支援策につきましては、ちょっと簡単ではございますが、これで終わります。

2件目、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 2件目について、ご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、不登校児童生徒の増加傾向は、全国的な重要課題として認識しており、福岡県においては、福岡アクション3として、不登校の早期発見・未然防止に向けた全県的な取組が展開されており、本市としてもこれを積極的に導入し、児童生徒一人一人への適切な支援を実現するよう取り組んでおります。

一旦、不登校になってしまうと児童生徒の学校復帰は容易ではなく、このことが学びを止めることにつながっております。不登校になってからの支援だけではなく、不登校の兆候が現れる前に組織的に手を打つことが肝要であると考えております。

そこで、本市では、独自の不登校未然防止策として、児童生徒の状況を把握するためのチェックシートの活用に取り組んでおります。チェックシートは、支援を必要とする児童生徒の支援レベルを分析する客観的なツールであります。各学校で作成したチェックシートの分析結果

を基に、不登校及び不登校兆候ではない児童生徒の状況を早期に把握します。そこで配慮が必要であると明らかになった児童生徒に対して、教職員が重点的に声かけをするなど、チームとして組織的に支援を行い、未然に不登校を防ぐように努めております。

次に、2項目めについてですが、コミュニティ・スクールは、学校、家庭、地域が連携し協働することで、地域全体で子どもたちの教育や成長を支える重要な取組であり、本市では全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定しております。各学校の学校運営協議会では、学校運営の基本方針や学校の教育活動、行事の運営など、学校運営に関する協議が行われております。

学校からは、自治会と連携した防災学習や、夏祭りや秋祭りなどの子どもたちの地域行事への参加、放課後の子どもたちの居場所づくりである放課後子ども教室など、地域と連携した取組を行っているという報告がっております。

市内の中学校では、生徒自らが地域行事に関わる取組が行われております。夏祭りや秋祭りに参加した中学生は、人の役に立ちたいという生徒が多く、地域行事は人や地域のために役に立ちたいという生徒の気持ちに応えることができる大切な活動の場であり、将来、地域で活躍する人材を育てることができる大切な場となっております。

各地域との関わりについて、各学校が工夫しながら、学校、家庭、地域と連携した活動を行っているものと考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。

まず、これが2025年10月30日の新聞記事なんですけども、特に九州で、九州の不登校です。3県で増ということで、福岡県は、前年度と前々年度ですね、23年度と24年度を比べた場合に、福岡県においては5.7%も増えてるんですね。本市においては、分かる範囲でいいんですけど、この不登校の児童生徒、児童は小学生、生徒は中学生なんですけど、小・中学校においてどのような増減があるのか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 令和6年度の太宰府市における不登校児童生徒数は、小学校では前年度より減少しており、中学校も前年度より増加しているものの、増加の仕方が緩やかになっています。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 安心しました。安心はできないですけど、これから先、何が起こるか分かりませんが、これ前年度の、聞いて少しちょっと安心しました。よかったです。

不登校児童生徒が全国において35万人いるということで、ちょっとすごい数なんですけど、本市の人口の約5倍弱ぐらいいるんですけども。やはり学校が行き詰まるということで、それが引き金になっている。理由が、隠れ校則があるとか、不条理のルールに苦しむとか、こうい

ったことで行きたくない。要するに何ていうか、昔だったら学校の先生から言われたら、そのようにという感じで、そのように動きますみたいな感じだったんですけど、今何か多様化というか、その枠にはまらない。やっぱりそういった個性を持った児童生徒が多いのかなというふうに思っています。

それで、なかなかこの校則とかを見てたら、結構緩いと思うんですよね、私たちの時代に比べたら、正直なところ。私、太宰府中学校ですけど坊主でしたからね。今、坊主にしてる子は部活生の生徒とかぐらいしかいないんですけども、今そういった校則はもう全部撤廃されて、例えば靴の色も少し、ワンポイントだったらオーケーとか、靴下の色も変わってきましたし。髪の毛の長さとかも、ちょっと全然、私たちの当時と比べると全く違うなというふうに。それでもやはりまだこのルール、理解できない児童生徒がいるということで、なかなか不登校児童生徒が減少傾向というか、ほぼほぼゼロに近くなるようなのは難しいのかなというふうに思ってるんですけど。

やはりそこで、国、県、市が、やっぱり連携しながら、地域もですけど、何かしら策を立てていかなければいけないなということで、ちょっと他市の事例を紹介させていただきたいんですけども、広がる設置、公立小・中の46%ということで、福津市の小学校なんですけどね。1月からPTA用の和室の不登校児童の居場所として利用しているとか、教員に余裕がないため保護者と、ここは何か地域住民が協力して運営をしているそうなんです。そしたら効果がすぐに出たということで、ある児童は1年ぶりに登校し、明日はないのというほど気に入っているということで。その学校に足を向けさせるための、こういった場所の設置ですね。

それとあと中学校なんですけど、これは自分で決める多様な学びということで、福岡市なんですけども、今日はちょっともう体がきついなと思ったらもう休んでいいとか、制服や校則はない。1人学習がオーケーで、定期テストを受けるかは自由ということで、学習の遅れ等々はあるかもしれませんが、まずやはり学校に足を運んでもらいたいというところで、このような学校も新しく開校したということで、紹介させていただきますが。

ではちょっと入りますね、質問のほうに。

不登校未然防止ということで、これには、まず1つ目に学校全体での取組ですね。2つ目に、個別の状況に応じた対応。3つ目に、家庭や地域との連携が重要だと考えるというふうにあります。

ここで、具体的な取組についてお伺いしたいんですけども、まず、安心できる居場所づくり、人間関係の構築ということで、本市はどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） チェックシートの分析結果を基に児童生徒が不登校兆候を示す前に、校内の教職員チームが、チームとして組織的に支援を行っている結果、学校が安心できる場所になっているとも考えております。

また、人間関係においても、同級生との関係の強化とかもありますが、教職員の声かけによ

り、子どもの自信につながっていると考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） そうですね、今は結構学校に、例えば欠席しますというときにメールで送ったり、そういう連絡がない場合は必ず朝学校から電話かかってくるんですね。今日はどうされますかみたいな電話ですね。あと、休むときもやっぱり夕方から夜にかけて、学校の先生から連絡があるということでございます。その何か配慮は素晴らしいんですけど、ちょっと言い方はおかしいけど、うちの家庭だけそんなにさせていただいていいのかなというのちょっとあるんですね、正直なところ。

すいません、ちょっと1つ聞き漏らしてました。現在は、30日の欠席があつて、そこから不登校という基準になっておりますが、不登校にみなされるということで、平日の30日だったら、約1か月半ぐらいあるんですね、日数30日と数えていった場合。この日数を、もうちょっと早めて、基準を30日で、これは全国的に決まってるのかもしれませんが、この基準をもうちょっと早めて、速やかな対応ができるようにしてはいかがかなと感じるんですが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 確かに文部科学省の不登校の捉え方は、欠席30日以上となっておりますが、本市では、欠席が続く児童生徒には、もう早めに学級担任やサポートティーチャーが連絡するようにしております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

そうですね、先ほど言いましたように速やかな対応は、実際あると思います。もうちょっと何か過去、数年前を見ると今はやはりかなり手厚くなっているというか、そのようになっています。あと大体、申し訳ないですけど経験者の保護者なんで、あえてここで話させていただきますけども、週に1回は必ず担任の先生がうちにうかがってくれます。そのような状況が、やはり以前よりもかなり改善されたと思いますね。

では、すいません、具体的な取組について、2点目いきます。

やはり理事が先ほどから申されてますように、早期の不登校児童生徒に陥る兆候の、その発見は、恐らくチェックシートでされてあるんでしょうけど、学校の担任の先生と保護者と、やはり密にその兆候が出た場合、連絡の取り合いが必要だと思うんですけど、この早期の兆候発見について、今変わった点とか、今行っている取組があれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 繰り返しにはなりますけれども、チェックシートの分析結果、これで見える化して、不登校及び不登校兆候ではない児童生徒の状態を早期に把握し、潜在している様々な課題を発見することで児童生徒が不登校兆候を示す前に、校内の教職員がチームとして組織的に支援を行っているところです。

実践した、このチェックリスト、チェックシートですね、実践した学校において、ある学年では、年度末にかけて不登校の対応がなくなったとの報告も受けております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） それはすばらしいことですね。実績として、そのクラスじゃなく、それがね、その学年に広がり、その学校に広がり、本市の小・中学校に広がるといいですね。期待しています。

では、3つ目の具体的な取組についてお伺いいたしますけども、やはり不登校児童生徒、不登校に陥ると、学習の面で後れをやはり取るんですね。それで、やはり教育の機会を確保しなければいけないということで、個別の学習支援等が必要になってくると思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 不登校の未然防止として、校内の教職員がチームとして組織的に支援を、組織的に行うというところがとても重要だと思います。児童生徒の頑張りを多くの大人が認めること、声かけすることで学級での学習が安全にできていると考えております。

また、児童生徒が安心して学校に来られるよう、学級活動で、グループ活動や学校行事を通して生徒同士のつながりをつくる取組を進めて、学校の居場所づくりを行っているところです。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） そうですね、学校内でチーム、やはり組織をつくって、何ていうのかな、不登校児童生徒たちを見守り、できたら学校に来るように促す。今まではチームとか組織という言葉が聞かれなかったから、非常にすばらしい取組だと思いますので、これからも先生たちの負担にはなるとは思うんですが、ぜひとも誰も、何ていうのかな、もう抜け出せないような不登校児童生徒になるのではなくて、もう学校に行ったら楽しいよとか、例えば勉強嫌な子もいます。集団行事が嫌な子もいます。ですから、それでも頑張ってくれるような、何ていうのかな、学校環境の整備ですか、そのようをお願いしたいと思います。

それで、やはり不登校児童生徒になって、学校に行こうと思うには、やっぱりサポートティーチャーと何か話ができるとか、そのようなことを聞いたこともあります。だから今日は、あの先生とこの話をしに行くために学校に行くとかですね。ですから非常にサポートティーチャーの、何ていうんですか、趣味とか、そういうのがばっちり合えば、不登校から絶対脱却できると思いますので、今後とも、なかなかそのサポートティーチャーの確保も難しいし、大変だと思いますけども、積極的に確保していただきたいと思います。

それでは、この項目については終わります。

コミュニティ・スクールのほうに入りますね。

コミュニティ・スクールは、壇上でも申しましたとおり、やはり学校からの押しつけ的なものがあるというふうに感じてるんですね。その押しつけというのがどういう意味なのかと言われると、学校の、要するにもうこの日のこの時間に決まったから、これをやってくれとい

うふうな感じで、事前の打合せも何もないわけですよ。いきなり連絡があると。ということで、地域の役員さんたちも、まず準備ができない、この日はもうちょっと無理よという人も多くてですね。ちょっと話の中であったんですけど、特に中学校におけるんですけど、校長先生や教頭先生の顔も見たことがないとか、地域の役員をしながら。それはもちろん自治会長さんあたりは、卒業式、入学式、あと体育祭ですね、そういったのに顔を出してるから何となく分かるんですけども、ほかの役員さんたちは、見たこともない、会ったこともない、もちろん話したこともないということで、あの人は誰と言ったので、全然、私に言わせば、本当にこれはコミュニティ・スクールなのかなど。本当、不思議でならないですね。

もちろん理事がおっしゃったように、児童生徒が、特に生徒ですね、中学生の生徒が、夏祭りやる。そういったところに出てきて手伝ってはくれています。しかしながら、その生徒だけは来るんですよ。紙を持ってきます。手伝ってくれたら、そこに自治会長の名前を書いて、印鑑を押して、はいと。それだけなんですよ。だからそこが、生徒と地域の連携であって、学校ではないんですよ。だからちょっと、それがコミュニティ・スクールなのかどうか、ちょっと私の中では全然腑に落ちないところがあるんですけどね。できたら、昔あったようなこういう行事を一緒にやるとか、小学校、中学校も考えていかないといけないと思うんですね。もちろんそれには打合せ等々が必要になるので、もちろん学校の先生も忙しいんで、そんな時間はないと言われたらそれまでなんでしょうけど。でも実際、本当にコミュニティ・スクールの確立のために、私は非常に重要なことだと思います。教育部理事からご回答があったように、本当に生徒は一生懸命手伝ってくれます、やってくれます。そこに学校の学校長や教頭、教職員の顔が見えないというのは、私の中でコミュニティ・スクールじゃないと思ってますので、今後とも、やはりそこら辺を本当にコミュニティ・スクールにしたいのであれば、もっとやっぱり密な関係性を築くのが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

コミュニティ・スクールに関しましては愚痴しか出ないので、ここで終わります。

3件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 3件目についてご回答いたします。

一般的に民泊とは、法令上の明確な定義はありませんが、住宅の全部または一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供することなどを指しております。急速に増加する、いわゆる民泊につきましては、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図ることを目的として、平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行されております。

議員ご指摘の民泊につきましては、従来の旅館業法の許認可を必要とせず、年間の宿泊日数上限を180日とする住宅宿泊事業についてのご質問と推察いたしますが、この事業を営むに当たっては、関係法令等を遵守し、都道府県知事等、本市におきましては、福岡県生活衛生課への届出によって事業開始が可能となります。

本市では、開業前に窓口や電話等で民泊の営業が可能かどうかといった問合せを受けること

があります。その際は、市から建築基準法における用途地域等に基づいた回答を行うとともに、法的義務、権限はないものの、開業予定地の近隣住戸や自治会等に対して事前に丁寧な説明を行い、意見や要望等を確認していただくよう依頼をしており、周辺住民・地域の不安解消やトラブルの未然防止に努めているところであります。

また、事業開始のための届出及び開業後の対応等は、基本的に都道府県の権限事項となっておりますが、本市から福岡県に対して、事業者へ周辺住民に対する事前説明の実施を徹底していただくよう要望もいたしているところであります。

いわゆる民泊の営業件数は増加傾向でありますので、今後も周辺住民・地域の不安解消やトラブルの未然防止に努め、苦情やトラブルが発生した際には、迅速な対応等ができるよう福岡県とのさらなる連携体制の強化、構築を引き続き検討し、あわせて県の条例制定の可能性や市独自の対応についても調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。市のほうには権限がないので、一応、県のほうということで、今ご答弁をいただいたんですけど、私が言いたかったこと全て言っていたいてありがとうございます。やはり入念に、県のほうと協議を行っていただいて、やはり市としてもある一定の基準的なものを持ってないとなんか厳しいかなと思うんですよね。やはり条件を基に認可するような、認可するような基準やガイドライン等も作成が必要だと思うんです。これは馬場議員が6月議会でおっしゃったこととほとんど一緒になるんですけど。

ただ、やはり民泊に関しては、このような課題が、同じような課題ばかりなんですよね。全然地域住民は知らされてなくて、いきなり何か大きい荷物を持った人たちがうろうろしているとか、そういった話を聞くんですよ。あの家は空き家やったかな、どうかなというところに入っていくるとか、そういったことがあります。

それとか近所に空き家が出たときに、売主のほうから、ひょっとしたら民泊になる、民泊業者が買うかもしれないとなると、やはりテレビ等で言われているトラブルですね。このトラブルが引き金になって、いろんな様々なことがある。まず、やはりごみ出しの問題、それとか騒音ですね。注意したって言葉が通じないから、こういうことは起こってないと思うんですけど、最終的には何かもう言葉が通じなければ何になるかという、下手すると、例えば暴力沙汰とかになっても、相手も旅行に来て楽しいのに、こっちも閑静な住宅街に住んで、いつも静かなのに観光客のおかげでこんなうるさくなったとなると、やっぱりお互いいい気持ちにならないので、これは非常に重要だと思うんですね。

現在、本市に何件ぐらいの民泊施設があるか把握されてますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 福岡県に届出されております市内の住宅宿泊事業の件数でございますが、10月末時点で35件でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。やはりこれ、すいません、増加傾向にあると思っておりますね。

近隣市は、これもニュースでちょっと見たんですけども、外国人が8割居住するであろうマンション建設計画に、建設反対のデモが起きまして、建設を断念したと、そういった話もあります。

先ほど申しましたけども、民泊施設の宿泊客、それと周辺住民とのトラブルは、過去に起こったことがありますか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今年度につきまして、民泊に伴うといいますか民泊に関連するご相談、苦情につきましては、騒音やごみ等のほか、民泊施設と一般住宅を間違えたりとかってする方もいらっしゃるらしくて、そういったお問合せといいますか、苦情は、3件といいますか3施設分いただいております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

質問は以上になるんですけども、やはり今後も外国人観光客が、ちょっと今中国とのいろいろ問題で、渡航はするなとかいう話にもなってるんですけど、もしそれが明けてしまえばやはり、また来年度から増える可能性もありますので、十分運営会社には、市のほうからも注意喚起を行っていただいて、やはり地域住民の納得を得られないとなかなか厳しいと思うんですね。ですので、そこは重々お願いしたいと思います。

今期、私も一般質問は最後になりますので、またご縁があればよろしくお願ひします。

楠田市長におかれましては、最後に何か一言お話しすることはありますでしょうか、なければ、もうそのまま大丈夫です。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 話していいですか、ありがとうございます。

すいません、長谷川議員とも、かれこれ20年ほどのお付き合いで、市議になられる前からお世話になってまいりましたし、就任当初、懐かしく思いますのが、最初の質問で、いつまで市長を続けるんだということを聞いていただいて、結果として8年何とか続けられたということは、もう皆さんのおかげであります。本当にありがとうございます。今後とも、いずれにしましても、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで、14時25分まで休憩します。

休憩 午後2時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時25分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、4件について質問します。

議員になって16年、4期目、最後の一般質問でございます。

1件目は西鉄路線バス星ヶ丘線の乗合ジャンボタクシー運行について伺います。

今年の3月定例会において、西鉄路線バス星ヶ丘線の運行維持補助金を含む令和7年度当初予算が、一部反対もありましたが、賛成多数で可決されました。市執行部のご尽力のおかげで、当初予算令和7年3月31日をもって路線廃止の申出があっていた星ヶ丘線ですが、期限が延長され、現在も運行が継続されています。

私が初当選した時期である平成21年4月、高雄地区にまほろば号が開通しました。そのことによって星ヶ丘地区にも運行されていた当時の老人福祉センターバスが廃止されました。私はまず、星ヶ丘、梅香苑、東ヶ丘、五条など高台にある地域で老人福祉センターバスを利用されていた方に対しては、その代わりになるものを準備すべきだとして、まほろば号の運行や高雄回り線を星ヶ丘や東ヶ丘も通るルートに変更するように幾度となく要望しました。また、まほろば号の運行ができない場合は、路線バスの運賃をまほろば号同様に100円にできないかと提言してまいりましたが、力及ばず、今に至っております。

今年6月の定例会では、慢性的な運転士不足などの理由により、10月1日から減便されている星ヶ丘線の代替交通運行に係る補正予算が可決されました。現在、星ヶ丘線では、西鉄の路線バスが運行しない昼間の時間帯で、乗客定員8名の乗合ジャンボタクシーが運行されています。

そこで、3点伺います。

1項目めは、10月1日から1カ月間の乗車人数について。

2項目めは、運賃については交通系ICカードが使えないため、現金での支払いとなっております。このことについて、利用者からはどのような声が寄せられているか、また、障害者手帳を持つ方の運賃割引について、お聞かせください。

3項目め、この乗合ジャンボタクシーの定員は8名であるため、満員で乗車できない場合があったと聞いております。今後、このような事態にならないように対策を考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

2件目は、災害時の障がい児の居場所について伺います。

災害時に障がいのある子どもとその家族が避難できる、福祉子ども避難所が必要と考えます。また、一般の避難所での生活は難しい事情を考慮すると、普段通う特別支援学校を指定することが理想的であると考えます。

現在、本市では福祉避難所として6か所が指定されています。その中には福岡県立太宰府特別支援学校があり、受入れ対象は、身体障がい児者、知的障がい児者とされています。

市ホームページには、要配慮者とその家族以外は避難できませんと記載されています。指定緊急避難場所において避難者があふれた場合、障がいのある子どもは避難生活で様々な困難を抱えやすく、その家族は自宅にとどまり、車中泊を選んだりすることが予想されます。障がい者と家族は一緒に避難するべきと考えます。

福岡市は、2018年に市立の特別支援学校を障がい児とその家族のこども福祉避難所に指定しており、鹿児島市も2024年6月に国立、県立の特別支援学校7校と協定を結んだと聞いております。

本市でも、子ども福祉避難所を行政、学校、地域で議論し、災害時を想定した協定を結ぶべきと考えます。市の考えを伺います。

3件目めは、水質調査について伺います。

私たちの生活に欠かせない水は、安心・安全のために検査が行われています。令和6年度の決算審査において、水質調査を実施されたとありました。

そこで、2点伺います。

1項目めは、井戸水、水道水も含め、定期的に水質調査を実施されている場所があるか、また、それは年に何回実施されているのでしょうか。

2項目め、一般家庭において、水の異臭がしたり、さびのような水が出た場合、市に水質調査をお願いすることはできるのでしょうか。

4件目、遺族年金制度について伺います。

遺族年金は、亡くなった被保険者の遺族に支給される年金です。

また、遺族年金は、国民年金や厚生年金に加入している、または加入していた人が亡くなった場合は、その方の収入によって生計を維持されていた配偶者や子どもの遺族に対して支給される年金です。国民年金の遺族年金は、遺族基礎年金、厚生年金の遺族年金は、遺族厚生年金と呼ばれています。厚生年金加入者が亡くなった場合は、遺族年金が年齢によっては男性の配偶者には支給されない仕組みになっております。これは、男女平等の観点から、問題があると考えます。

そこで、2点伺います。

1項目め、配偶者とは誰を指すのか。

2項目め、生計を維持している妻が亡くなった際、夫の年齢によっては支給されない仕組みについて、市の見解を伺います。

以上、4件についてご答弁をよろしく申し上げます。再質問は発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、これまでの定例会や議会連絡会等でご説明してまいりましたが、西鉄から廃止申出がなされている路線バス星ヶ丘線につきましては、地域の実情や分析、沿線地域のお声やバス利用者のご要望などを基に様々なレベルで粘り強く協議を重ね、廃止期限を令和8年3月末まで延長する方向で協議が調い、現在も運行が継続されているところであります。

しかしながら、本年10月1日以降につきましては、慢性的な運転士不足等の理由により、1台のバスを2人の運転士で運行していたところ、1台のバスを1人の運転士で可能な限り運行することとなり、一部の時間帯で減便がなされているところであります。この減便では、特に昼間の時間帯において連続した交通空白が生じることとなるため、ご利用される方々が一定数おられますこと、また、周辺に補完できるような乗合交通がないことなどから、本年第2回定例会におきまして代替交通に関する補正予算を議決いただき、まずは本年度中、激変緩和のための緊急的な代替交通として、乗合ジャンボタクシーの運行を行っているところであります。

運行開始の10月1日から1か月間の乗車人数につきましては817人であり、平日と土曜日のみの運行としておりますので、運行日数としましては26日間、1日の平均乗車人数は約32人、1便当たりの平均乗車人数は約4人となっております。

次に、2項目めについてですが、利用者の声といたしましては、現金のみの支払いのため、ニモカ等の交通系ICカードが使えず不便であるというお声もいただいておりますが、緊急的な代替交通として、運行事業者である福岡西鉄タクシーが所有する車両を利用していることもあり、車載器等を設置するなどの対応が難しいところでありました。

一方で、4時間にも及ぶ連続した空白時間帯において、この代替交通という移動手段を準備できたことに対しまして、身に余る言葉もいただいているところであります。

割引制度につきましては、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方とその介護者を対象としており、運賃額につきましては、路線バス星ヶ丘線と同様に大人110円、小児60円となっており、車内の料金表でもご確認できます。

次に、3項目めについてですが、現在、緊急的な代替交通として乗合ジャンボタクシーを運行しておりますが、先ほどご説明しましたが、現金のみの利用であることや、乗客定員に達して乗車できないときがあることの利用者の声は認識をしているところであります。乗車できない場合の対応としまして、運行事業者によるタクシー配車の支援や、五条駅ロータリーに待機中の個人タクシー等への輸送依頼など、可能な限りの対応をいたしつつも、ご不便をおかけしているところであります。

現在、新しい公共交通といたしまして、AIオンデマンド交通（予約型乗合交通）について、沿線周辺の各自治会での座談会等も実施しながら地域にお住まいの皆様のご理解をいただきつつ、準備を進めているところでありますので、1月下旬の実証運行開始に向け、鋭意取組を進

めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。

西鉄路線バス星ヶ丘線での乗合ジャンボタクシー運行の概要を議会に説明された折、もしも8名乗り乗合バス、8名乗りとなってますけれども、私のほうに、自分が9名だったと、私は乗れなかったと、そういった声を私、直接聞きまして、その1名に対してどういうふうな説明をして、今日、今答弁でありましたように、待機中のタクシー等に可能な限り対応していきたいと、そういうようなことを話されとったら、私のほうも、そういうふうに来たときには、そういうふうなこともおしゃべりができるんです。そして、市の広報紙にも、そういうふうにして8人しか乗れないので、1人もしも増えた場合にはこのような手段ができますというようなことも、市民の方々へ乗合バスが運行するところにおいては、お知らせする箇条書が少し足らなかったんじゃないかなと思っております。もう本当に無理して運行していただいたことに対して、それ以上のことは質問じゃないんですけれども、ありがたいと思ってあると思います。特にそういうふうな8名乗りですので、ちょっといいです。すいません。

その10月1日から1か月間利用者人数については今おっしゃったんですけれども、1日平均32名、1便が、乗車人数が4人ということで説明がありました。思ったよりの半分ですよ。32名ということは、私が考えとったの64名ぐらい、1か月間丸々4回動いて、8回ですね、1日行きと帰りで8便ですので、それを六、六、三十六で計算すると、四、六、二十四か、ごめんなさい。1日平均64名ぐらいだろうと思ってたんですけど半分しか乗車がないということは、せっかく市のほうがこういうふうな乗合タクシーをしてくれたのに半分しか利用がなかったと、1か月間でですよ。乗合バスの運行が今度どうなるかなと思ってます。皆さんが、星ヶ丘の方、東ヶ丘の方が言われるように、何か乗車されてなかった、半分しか乗車されてなかったことについては、いろいろ言われてましたけれども、利用者が少ないということは、ちょっと残念な気がします。今後どういうふうになっていくかは分かりませんが、このバスも代替交通ですので、いつなくなるかどうかは分かりません。今、この乗合タクシーが運行しているので、皆様にもご利用していただくように、この場を通じて説明したいと思って、今回このような質問をさせていただきました。

それと、障害者手帳を持つ方の値段が、この広報紙を通じても書いてなかったのも、今回そのこともお聞きしたところです。

今後の運営につきましては、またどうなるか分かりませんが、私も初めに登壇して言いましたように、初めから老人福祉センターバスがなくなったときからの、高台にある星ヶ丘、東ヶ丘は、本当に格差地域であると。路線バスに、バスに対しては、そこだけまほろばも通ってない、路線バスは通りましたけれども、今このような乗合タクシーに変更になった。そしたら、その高台の私たちの地区のほうはどういうふうにして買物に行かなければいけないのか。年取って、病院に行かなければいけないのか。バスも、自分で自家用車も運転できない高齢者

の方に対してどのように説明していったらいいのかな。本当にそういうふうなバスがなくなる、8人乗りのバスさえなくなるということは、本当にもう残念なことで、今、高雄、もう一度言いますけれども、高雄に西回り東回りがあってると思いますけれども、それをバイパスを通らずに、もう一度、東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑でもいいです。梅香苑、東ヶ丘、星ヶ丘、そして五条に下りてくるようなルートを、もう一度、私のほうからお願いしたいところがございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 令和8年4月以降の路線バス星ヶ丘線につきましては、西鉄に対し、その利用状況や地域の実情などを伝え、今後の交通手段の検討、それらの施行や運用を行うまでは廃止期限のさらなる延長や、朝の多客時間帯の運行継続など、ご配慮いただくことを基本として協議を重ねております。

そういった中、コミュニティバスやA I デマンド交通など、新たな地域公共交通システムで、その補完ができないかということにつきましても、あわせて現在検討を進めておりますところです。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今後とも地域格差になっているような東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑、路線バスにつきましても、今後ともよろしく願いまして、1件目を終わらせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 2件目についてご回答いたします。

本市では、指定避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる避難施設として、とびうめアリーナの軽運動トレーニング室等を指定福祉避難エリアとして位置づけており、太宰府市総合福祉センター、福岡県立太宰府特別支援学校、特別養護老人ホーム同朋園、特別養護老人ホームサンケア太宰府、障害者支援施設幸府園、児童発達支援センターすみれ園の計6か所を協定福祉避難所として位置づけているところであります。

県立太宰府特別支援学校は平成25年6月に、障害者支援施設幸府園は令和3年9月に協定を締結しており、身体障がい児と身体障がい者、知的障がい児と知的障がい者、そして介護などに当たるご家族を受け入れることを想定しております。

議員ご指摘の障がい児とご家族に限定した、子どものための福祉避難所の協定につきましては、現在のところ具体的な予定はございませんが、今後、新たな施設との福祉避難所の協定締結に努めるとともに、障がい児及びそのご家族のみを対象とした子どものための福祉避難所の必要性について、他自治体の事例を参考に検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。

太宰府市のハザードマップの中に、今おっしゃった福祉避難所6か所については、きちんと掲載されております。一般の避難生活が困難な要配慮者、高齢者と障がいのある人などを受け入れるための施設と書いてあります。この要配慮者とその家族というのが、もしも災害規模が大きくて、避難する要配慮者が多数に上がった場合には、子どものための福祉避難所は運営ができるかなと思っておりますけど、それに対してどう思われますか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 1 答目の繰り返しにもなりますけれども、障がい児とそのご家族に限定しました、子どものための福祉避難所の協定につきましては、現在のところ具体的な予定はございませんが、今後、新たな施設等の福祉避難所との協定締結に努めるとともに、障がい児及びそのご家族のみを対象とした子どものための福祉避難所の必要性について、他自治体の事例を参考に検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 私、初めに特別支援学校、太宰府特別支援学校のことを言いましたけど、受入れ対象者が、身体障がい者と知的障がい者って書いてあるだけで、発達障がい、または障がい者とは書いてなかったのも、やはり障がい者も身体障がい者と知的障がい者だけがここに入られるというような形に、このハザードマップでは考えられますので、そのところをきちんと防災拠点として、きめ細かい配慮を届けられるということも含めて、今回、太宰府特別支援学校が、この2つの障がい児の方だけではなくて、子どものための福祉避難所も使えるんだよというような形で持っていてもらいたいと思います。先ほどの部長がおっしゃいましたように、また改めて施設の開設、避難所の、福祉避難場所を協定するというのを言われましたけれども、改めて新しいというのはどこを指してるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 今現在、皆様お困りのところというのは多々あるかもしれませんので、そこら辺のニーズというのを考えながら、また、それぞれの施設においても受入れ可能な状態というのがあるかと思っておりますので、そういった施設のほうとお話しさせていただきながら協議をして、協定のほうが締結できそうな場所がございましたら、協定締結に向けて、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） この災害対策は、教育担当と一緒に、異なるところがあると思います。ですので、防災安全課が中心にとかいうことではなくて、教育もこういうふうに避難場所をするときには、教育も入っていかなくちゃいけないと思いますので、皆さん連携をしていただいて、大きな地震がないことを望みますけれども、いつ、どういうふうに太宰府市にも

大きな地震が来て、避難所を運営するかということで、警固断層も太宰府西中学校のグラウンドを通っているところでございますので、中学校の生徒さん、あそこの、言えば地域、西校区の地域の方は、特に大きな地震が来た場合には危ないと思いますので、それも含めて、学校の教育現場もよく考えていただいて、警固断層がもしも動いた場合には、そういうふうにして西のほうは危ない。また宇美断層も、天満宮から上、北谷のほうにも宇美断層が通っておるといふことで言われておりますので、太宰府小校区のほうも危ない断層が先に動きますので、しっかりと連携つけていただきまして、頑張ってもらいたいと思います。

市長にこの件で、災害についてお聞きしたいんですけども七、八年、まだ市長になられる前に、いろいろなところで私とボランティアでいろいろさせていただきました。私も市長、本当にいろいろなところでお会いしたときに、現場をよく知ってあると思います。今回、来月で辞められるということですけど、本当はこういうふうな災害を、ボランティアをしてきた人というのは、やっぱり地震があったとき、あのときは大雨でしたけど、そういうふうな災害場所を、現場を結果を見ておられるので、本当はまだまだ長くおってほしかったんですけども、もうこれは仕方ないこととございまして、そのことを含めて、この災害については申し送りをきちんとしていただきたいと。災害、何かがありましたときには、そのときに豪雨があったときに、三条台の1軒が全壊したということで、最終的には私、全壊、家屋がもう全壊ということで、全壊ということで補助金も10分の10頂いて、本当に中がずさんで、土砂撤去をした状態とございました。そして、そういうふうな、本当は社会福祉協議会が中心になってしていかなくちゃいけないんですけども、こればかりは、まだ、太宰府市には大きな災害がないので動き方がちょっと分からないということとありますけれども、市長が経験した結果を踏まえて、本当に申し送りをしていただきたいということを約束して、この2件目は終わりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。朝倉の水害の後、いろいろな場所で、これまた市長になる前から大変ご指導いただきました。

私の原点は、やはり東日本大震災のとき、今の防衛政務官を退任した直後でしたけども、比較的早い段階で小郡から赴いていた自衛隊の人たちに案内をいただきながら現場を見させていただいて、その後、仲間と一緒にボランティアにも入りまして、そうした中で本当に弱者の方こそ、本当に災害の中で厳しい状況、寒い中、また暑い中、そうした中で厳しいことになる。そして、朝倉のときは、本当にボランティアのさばきが、社協を中心と言いつつもなかなかうまく回っていなかった当時の問題意識などもありました。ですので、太宰府市においても申し送りももちろんですけども、私も退任後も基本的には地元に残りますので、一ボランティアとして何かお役に立てないかもしれませんが、駆けつけることもあるかもしれませんが、求められれば何かサポート、アドバイスさせていただければとも思っておりますので、どうぞ引き続き、今後ともお互いに切磋琢磨できればと思います。ありがとうございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。

では、3件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 3件目についてご回答いたします。

まず、1項目めの水道水についてですが、水道水の水質検査につきましては、水道法及び関係法令で定められており、本市におきましては、法令に基づき定期的を実施しております。

検査の場所は、市内の公園等の給水栓（蛇口）で採水しており、回数は検査項目によって異なりますが、毎日行っている検査、毎月または3か月に1回行っている検査がございます。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 次に、飲用井戸の水質検査についてご回答いたします。

個人宅の飲用井戸の衛生管理につきましては、福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に定められており、設置者が自らの責任において適正な管理等に当たるものとされております。

このことから、市及び筑紫保健福祉環境事務所では個人宅の井戸水の検査を行っておりません。そのため、井戸水の検査に関する相談に対しましては、民間の検査機関をご案内するとともに、市のホームページ上にも飲用井戸の水質管理に関する情報を掲載して、市民へ周知を図っております。今後につきましても福岡県保健福祉環境事務所とも連携しながら、引き続き飲用井戸の衛生確保に関する正しい知識の普及、啓発に努めてまいります。

なお、議員ご指摘の公害対策費にある水質調査につきましては、水質汚濁防止法に基づいて、市内を流れる河川2か所の水質調査を行っております。

検査地点は、御笠川の都府楼橋付近と鷺田川の田中橋付近の2か所で年4回測定しており、検査項目は水素イオン濃度のほかBOD、CODなど全部で17項目について測定を行っております。今後も引き続き河川の水質調査を継続してまいります。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 次に、2項目めについてですが、水道水からの異臭、さびのような水が出た等の異常について連絡があった場合は、まずは現場に赴き、状況を確認させていただいております。その結果、異常の原因が個人の給水施設等によるものと思われる場合は、個人で対応していただくようご説明しております。

逆に、周辺でも異常が見られる等、市の浄水や配水上での問題が考えられる場合は、市が臨時検査等の対応を行っております。

水道水につきましては、今後も関係法令等に基づき検査を行い、安心・安全な供給に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。

令和6年度の歳出決算書を見ましたら、公害調査事務委託料として171万4,900円という決算書でございました。その中には水質調査ということで、先ほど答弁であった御笠川のほか4回の測定をされているということで間違いないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） お見込みのとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 私が聞いているのは河川の水質調査ではなくて、今回、先ほど私質問しましたように、井戸水、水道水を質問したかったんです。回答は、されました。年に、いや要望があった場合、臨時に検査を行っていくということでしたけれども。その水の定期検査を実施しなきゃいけない場合というのはどういうふうな場合ですかね。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 水道水の場合で言いますと、まずは、先ほど申し上げましたように、例えば異臭がするとか、さびのような水が出た等の異常について連絡があった場合、現場に赴き、状況を確認させていただきますが、その結果、異常の原因が個人ではなくて周辺でも異常が見られる等、市の浄水や配水場での問題が考えられる場合は、市が臨時検査等の対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） あと2点をお伺いします。

貯水槽の水質検査というのは、したことはありますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 貯水槽、例えば東ヶ丘配水池等につきましては、毎年度、配水池内の調査と5年に1回の清掃を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） もしもですよ、私の家の水道水の水が臭いと言ったら、すぐに市のほうから飛んできてくれるんですか、先ほど市のほうから出向きますということをおっしゃったけれども、対応していくということでしたけども。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 報告いただいたときは、可能な限り現場のほうに赴かせていただきます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 費用については、後で請求ということになるんですか。自分、個人負担でございますか、その水質調査をするための費用についてお伺いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほど申しましたように、市の浄水や配水場での問題が考えられる場合、こちらの臨時的な検査につきましては、当然市のほうで対応いたしますが、個人に、何ていいますかね、原因がその個人の給水施設等によるものと思われる場合は、個人様での負担ということになってまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今おっしゃったように井戸水は個人でしてるとは思いますけど、個人の井戸水についても一緒ですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 井戸水の検査費用でございますが、料金につきましては自己負担ということになります。依頼される検査内容によって違ってきますので、その際は、事前に業者等に問い合わせいただくように今お願いをしている状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 個人である場合には、業者のことは市のほうで分かるということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） お見込みのとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 水は、初めから言ったように、災害でも水は大事なものでございます。水を大切に使うようにしていきたいんですけど、やっぱり体に影響のある水ですので、水質調査をお願いされたときには、初めから負担してくださいとか業者を教えますとか、水質調査の番号とかを教えていただければ、市民が安心して、安全に使えるような水になると思います。

今日じゃなくても、北九州の芦屋町のほうから発がん性の指摘される化学物質P、F、O、Sという、PFOSという検査で問題が発生したということですので、太宰府もどこでそういうふうな、がんの、発がん性のある指摘した化学物質が出てくるかもしれませんので、水にはそういうふうな水質検査をお願いしたいといったときには、気持ちよくしていただきたい。個人負担は分かりましたので、個人負担でするようにしてもらえばいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次、4件目。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 4件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、国民年金に係る事務につきましては国の法定受託事務として、市町村は国の年金制度における一部の事務を受託して実施しております。

年金制度における配偶者とは、主に国民年金における3号被保険者や加給年金、振替加算及び遺族年金の対象になる方を指し、被保険者が夫の場合は妻が、妻の場合は夫が配偶者に該当します。

遺族年金のうち、遺族基礎年金の受給要件に該当する配偶者は、国民年金法において被保険者または被保険者であった方が死亡されたときに生計を維持されていた、事実婚も含む子のある配偶者とされており、遺族厚生年金の受給要件に該当する配偶者は、厚生年金保険法において被保険者または被保険者であった方が死亡されたときに生計を維持されていた事実婚も含む配偶者とされています。

次に、2項目めについてですが、遺族基礎年金、遺族厚生年金どちらも受給権者を、夫と妻のいずれかに限定した規定はありませんが、遺族厚生年金における給付の仕組みについて、被保険者である夫が死亡し、妻が遺族の場合は年齢に関係なく遺族厚生年金が支給されるのに対し、被保険者である妻が死亡し、夫が遺族の場合は、55歳未満の死別の場合には給付がされないなど、被保険者の死亡時年齢による違い等、一部に男女差があります。

国におきましてはこうした男女差の解消に向け、令和10年4月から段階的に遺族厚生年金に係る給付の仕組みについて男女とも同一の取扱いとする見直しが実施される予定となっております。

本市におきましては、太宰府市男女共同参画推進条例に規定する5つの基本理念に基づき、行政施策のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、総合的かつ計画的な推進に取り組んでおりますが、遺族年金制度につきましても、男女平等の観点から多様な生き方や家族構成が尊重され、遺族がより安心して暮らしていけるよう、時代に即した制度となっていくことが望ましいものと考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 年金って、本当に年金をもらう年になりましたら、年金のことを物すごく考えることがありまして、今おっしゃったように、今は夫が亡くなったら奥様に、妻のほうに年金がそれが頂けるようになってると思いますけれども、男性が、妻が亡くなった場合、所得が多くて妻が、今はもう女性も男性もなく働くようになりましたので、年金もついていると思います。女性が亡くなった場合には、男性には年金は行かないようになってると思いますけれども、それで私、今回一般質問をさせていただいたんです。

母子年金というのもありました。それは父子年金というのはありませんよね。それから、これはいいですね。そういうふうに男性がもらえない年金というのがいっぱいあると思うんですよ。私は女性ですけども、旦那から遺族年金とか頂くようになりましたけれども、これが逆の場合、今もう本当に、何回も言うようですけど、女性が所得が多くて男性が少ない場合は、やっぱり男性にも行くべきだと思うんですよ。それが私、今回、男女平等になってないんじゃないかなということで話をさせていただいたんですけども。原則、もしも先ほど言われたように、55歳未満の場合に給付がされていないということなんですけど、妻が死亡した場合、

夫が、遺族の場合は55歳未満の死別と言われましたけど、そこがもうちょっと分からないんですけど、もう一度教えていただけますか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 現行といいますか、法律がちょっと5月に施行されておりますので、それ以前という、現行ということでご説明申し上げますと、現在、厚生年金加入者の方、女性が、男性が亡くなった場合について、いわゆる配偶者である方、この方につきましては、年齢関係なく有期・無期ございますが、給付というのはございます。現在、議員ご指摘の男性のほうがもらえないというのは、現行でも55歳未満で配偶者、女性の方がお亡くなりになった場合については、これが給付がないと。現行制度でも55歳以上、男性の側が、もう夫が55歳以上、女性の方が亡くなった場合について、これは、60歳から遺族厚生年金というのが発生するというところでございます。

先ほど説明申し上げましたように、今年の5月の16日に社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する等の法律、これが提出を国会のほうにされまして、議員ご指摘の男女の平等、差があると、こういったものにつきまして、この法律6月13日に成立をしております、施行日は令和10年4月、ここからそういった男女の差をなくそうというところの法律が施行されるわけでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 部長、ありがとうございます。その話を聞いて、ちょっと安心したところでございます。

今、まだまだ男女共同参画とって、女性のほうがいろいろなところで特典があつてるようですけども、男性のほうもよく考えていただいて、男性、女性関係なく、男性らしく女性らしく、今後とも、この年金についても、また、なった場合には、この施行10年の4月になるということです、またそういうようなときには、幅広い形で広報をしていただきたいと思います。

以上で4件目、全部終わりましたので、これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで、15時25分まで休憩します。

休憩 午後3時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時25分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔17番 橋本健議員 登壇〕

○17番（橋本 健議員） ただいま、議長より質問の許可をいただきましたので、通告書記載の

2件について質問させていただきます。

1件目は、計画的なまちづくりの推進についての質問です。

先月上旬、栃木県宇都宮市で開催されました第87回全国都市問題会議の研究セミナーに議員4人で参加させていただきました。宇都宮市長をはじめ大学教授や民間企業の社長、また、有識者の方々の講演や意見を拝聴し、知識を深める機会をいただきました。

京都大学名誉教授の「人口減少社会に対応する都市の構造改革」や早稲田大学理工学術院教授の「次世代交通とコンパクトで持続可能なまちづくり」などの講演がありました。近年は、コンパクトシティやスマートシティの考え方が注目され、IT企業や環境団体との連携が増加しているとも言われています。

2日目のパネルディスカッションにおいて、印象的だったのは北海道室蘭市長の報告でした。総括の中の見解を一部抜粋しますと「人口減少が進み、全国の地方都市が将来的に直面する課題に先行する形で取り組んでいる室蘭市は、課題先進地から課題解決先進地となることで、全国の自治体の発展につながり、国民の幸せにつながるよう、これからも成長を続けたい。」と言う自信に満ちた報告でした。

一方、本市には、公共施設の統廃合や将来のまちづくりについて、どこを中心にどのようなまちづくりをしていくのか具体的なプランがありません。誠に残念であります。

福岡県保健環境研究所がいよいよ令和9年度中にみやま市に移転することが決定しておりますが、本市にとっては千載一遇のチャンスです。保健環境研究所の跡地を県から払い下げいただき、ここを拠点に、とびうめアリーナと連動した文化スポーツゾーンやおしゃれな商業ゾーン、そして若い世代を引きつける住宅地の開発など将来を見据えた、安全で暮らしやすい魅力ある太宰府の計画的なまちづくりの推進を心から念願しております。

そこで、次の3点について質問させていただきます。

1項目めは、福岡県保健環境研究所跡地の取得について伺います。

2項目めは、佐野東地区の区画整理について伺います。

3項目めは、(仮称)JR太宰府駅の設置について伺います。

次に、2件目は、NHKのど自慢の誘致についての質問です。

これまで何度か質問させていただきましたが、何ら経過報告もありません。市制施行45周年、あるいは50周年記念行事として誘致を積極的に進めていただきたいのですが、その後の進捗状況についてお伺いします。

再質問は、発言席にて行います。

○議長(門田直樹議員) 総務部長。

○総務部長(経営企画担当)(轟 貴之) 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、福岡県では、人の健康と環境の保全に関する調査・研究を担う保健環境研究所と、動物の保健衛生を一元的に扱う動物保健衛生所が相互に連携する、福岡県ワンヘルスセンターの整備を進めてあり、11月5日にみやま市にて起工式が執り行われた

ところであります。

跡地の利活用につきましては、まずは福岡県で跡地の利用について検討されるものと考えております。いずれにしましても状況を注視しながら、引き続き福岡県と緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 次に、2項目めについてですが、佐野東地区のまちづくりにつきましては、昭和63年のJR九州との覚書締結以降、議会における特別委員会の設置や地元関係者で構成された、佐野東まちづくり懇話会における協議、佐野東地区まちづくり構想検討委員会による議論、平成28年度に実施した佐野東地区まちづくり調査など、議会、地元関係者、さらには有識者も含め取り組んできたところであります。その後は、予期せぬ令和のご縁やコロナ禍への対応など、本市を取り巻く状況や社会情勢は大きく変化しており、そうした状況を踏まえつつ、佐野東地区のまちづくりにつきましては、これまでの議論のとおり、民間施行による土地区画整理事業を基本とし、土地所有者等関係権利者の動向を見守り、対応していくこととしております。

また、人口減少や高齢化社会を迎えるにおいても、本市は自立持続可能性が極めて高いとの評価をいただいておりますが、さらに安心・安全で持続可能なまちづくりを進めるため、立地適正化計画の策定に取り組み、本年10月1日に当該計画を公表したところであり、佐野東地区等の市街地発展の際に必要な応じて拠点の設定を見直す旨も記載しているところであります。

さらに、まちづくりの考え方と密接に関連する都市交通につきましても、移動需要の回復や交通輸送に関わる運転士の労働環境確保など、全国的な課題と同様に、深刻な運転士不足など厳しさを増す環境の変化に対応するため、本市に望ましい将来にわたり持続可能な地域公共交通の再構築を目指し、全力で取り組んでいるところであります。

このような市全体を包括する計画や関連する施策を検討しつつ、佐野東地区を含めた都市の将来像や今後の在り方については、令和の都だざいふとしての誇り得る歴史や文化、自然、風情ある街なみなどを維持してきたこれまでの取組や客観的データを参考に、財政の健全化などの視点も踏まえながら、より自立持続可能性の高い、市民の方にとって住みやすいまちづくりを目指してまいります。

次に、3項目めについてですが、2項目めのご回答と重複いたしますが、佐野東地区のまちづくりにつきましては、昭和63年のJR九州との覚書締結以降、議会における特別委員会の設置や地元関係者で構成された、佐野東まちづくり懇話会における協議、佐野東地区まちづくり構想検討委員会による議論、平成28年度に実施した佐野東地区まちづくり調査など、議会、地元関係者、さらには有識者も含め取り組んできたところであります。

その中において、（仮称）JR太宰府駅につきましては、駅単体での整備ではなく、佐野東地区のまちづくりと一体的な検討が必要であるとの方針に至っておりますので、前述のとおり、これまでの議論を踏まえまして、民間施行による土地区画整理事業を基本とし、土地所有者等

関係権利者の動向を見守り、対応していくこととしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

1項目めの福岡県保健環境研究所跡地の取得についてということでご回答いただきましたけれども、何ていいますかね、印象的には非常に消極的な回答だったかなというふうに思っております。

昨年の6月に、20年後を見据えた本市のまちづくりの構想について質問をさせていただきました。重複するところがあるかもしれませんが、お許しいただきたいと存じます。ただ今回は、楠田市長が退任されますので、ちょっと白熱したやり取りというのができないかも分かりません。部長の皆さんの回答に希望を託して、再質問させていただきます。

1点目ですけれども、保健環境研究所の取得については、先ほど申しましたようにとても消極的だなというふうな印象がしております。この地を取得することによって、まちづくりを進化させ、必ずや将来、太宰府が発展する可能性を秘めた価値ある場所だと私は考えております。そこで、再度伺います。

県から払い下げていただくという執行部の意思はございませんか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） こちら繰り返しになりますが、まずは福岡県にて跡地利用について検討されるものと考えております。いずれにしましても、状況を注視しながら、引き続き福岡県と緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 令和9年度中にみやま市に移転するわけですが、移転後の保健環境研究所の跡地に対して、福岡県の具体的な計画をお聞きになっていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 跡地の利用につきましては、まずは福岡県による利用について検討されるものと伺っておりますが、具体的な計画等につきましては、まだ聞き及んでいない状況であります。今後も引き続き、福岡県と緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 分かりました。じゃ、まだまだ見込みはあるわけですね。

移転時期は令和9年度ということですが、スケジュール等は何か発表されておりますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） みやま市で建設中の福岡県ワンヘルスセンターは、令和9年12月の完成を目指しており、その後、令和9年度中に供用開始予定となっております。

現在のところ、このスケジュールに基づき、福岡県保健環境研究所は、福岡県ワンヘルスセンターの中核施設として、令和9年度中に移転予定であると伺っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 具体的なスケジュール等は分かってないような感じですね。

福岡県保健環境研究所は、市民の健康と安全な生活を守るため、感染症や食中毒の検査や食品等の試験検査、また、大気汚染などや海、川の水、排水等の分析試験などが行われております。長い間の業務により、化学薬品などによる土壌汚染が心配されますが、前回の回答では、土壌調査は県が実施予定で、汚染状況も含め3年から5年を見込んでいるということでした。調査の実施や市民への情報提供については、県と連携を図ってまいりますとの回答をいただいております。

そこで、質問いたします。

前回の質問から1年4か月が経過いたしました。福岡県とは緊密に連携を図るとのことでしたが、その後、調査の時期や期間について、どうなったのか確認はされてるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） こちらにつきましては、再度、福岡県のほうに確認を取っておりますが、福岡県は土壌調査を実施予定であるということは表明されているところですが、状況に応じて汚染除去の対応を行う必要があるということから、これらに要する期間として、やはり3年から5年を見込んでいるということで回答を得ておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 具体的な、何ていいますか、除染といいますかね、地質検査が分かりましたら、また詳細に教えていただければというふうに思います。

2項目めの佐野東地区の区画整理についてお尋ねいたします。

平成29年7月に第2次太宰府市都市計画マスタープランが策定されました。次の第3次太宰府市都市計画マスタープランの策定予定について、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 平成29年7月に策定いたしました現行の第2次都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて、大きな道筋を明らかにするものであり、市全域を対象区域とし、計画目標年次は2036年度（令和18年度）、計画期間は20年間と長期にわたるため、10年目をめどに見直しを行う予定としております。現在は、策定から8年ほど経過したところでございますが、この間、未曾有の市政混乱期を経て、楠田市長への交代、元号令和発祥の地としての取組、さらに予期せぬコロナ禍への対応など、本市を取り巻く状況や社会情勢は、計画策定当時から大きく変わっております。今後は、これまでの経過やその後の社会情勢の変化を踏まえた上で、令和の都だざいふにふさわしい都市の将来像を描いてまいりたいと考えており、都市計画マスタープランにつきましては、計画の折り返し時期にとらわれず、公共施設の在り方などとの整合なども含め、適切に見

直し等、対応してまいりたいと考えております。

なお、第3次都市計画マスタープランにつきましては、本市の都市計画に関する基本的な方針をお示しするものでございますので、しかるべき時期に策定するものと認識しております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。20年間、2036年が予定だということでした。分かりました。

もう一方、今年の10月に私たち議員に配付されました太宰府市立地適正化計画についての計画書を頂きました。立地適正化計画のまちづくりの目標は、令和の都だざいふとして、歴史資源と豊かな自然に囲まれ、災害に強い適度なまとまりを持つまちの中で、暮らす、働く、過ごすことができ、住まう人も訪れる人も安心・安全に快適な移動ができるまちづくりとうたわれておりました。

ところで、太宰府市都市計画マスタープランには、市街地開発として、西鉄五条駅周辺地区、それから西鉄二日市駅周辺地区、佐野東地区が対象となっておりますが、立地適正化計画においては明確にされておらず、佐野東地区が少々軽んじられている印象を受けましたが、いかがなんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） まず、都市計画マスタープランでございますが、こちらは都市計画法に基づき、市自らが定める都市計画の方針として市域全体を対象区域とし、まちづくりの具体性ある将来ビジョンや地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めるもので、まちづくりの理念や都市づくりの目標、全体構想、地域別構想などをお示しするものであります。

一方、立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を計画区域とすることを基本とし、居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画であり、居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導する施設等をお示ししております。立地適正化計画では、佐野東地区などの市街化調整区域については、居住誘導区域、都市機能誘導区域に定めないものとされておりますが、本市の計画におきましては、目指すべき都市の骨格構造の拠点設定について、都市計画マスタープランにおける市街化調整区域のまちづくりの方針と拠点の設定として、佐野東地区に言及しており、本市における立地適正化計画のイメージでは、将来のまちづくりの可能性のある市街化調整区域も含めた選択肢の幅が広がる居住環境として、公共交通によって設定された拠点とつなぎ、将来にわたり生活利便性を維持していくものとお示ししているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 私がちょっと勘違いした部分があったかも分かりません。それはおわびいたします。捉え方がちょっと違うんだなということが分かりました。

それで、立地適正化計画と都市計画マスタープラン、この違いを今説明をしていただきましたけれども、都市計画マスタープランは、要するに基本的な方針で都市づくりの理念や都市像を示す総合的な計画なんだと。そして立地適正化計画は、将来都市像を実現するための、分かりやすく言うとアクションプラン、具体的な実施計画、実行計画をうたって計画したものだということで、これ、どっちが上というか、この辺は上位法、何ていいますかね、計画の上位、どっちが上になるんでしょう、これ、都市計画マスタープランと立地適正化計画とは。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 上とかという話でございますが、立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版と言われておりまして、都市計画マスタープランと調和を保ち、整合を図るべき計画になっておりますということで、今後も整合を保ちながら運用していくこととしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 今の質問は、都市計画法のほうが上にあるわけですね。その下に立地適正化計画があるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） こちらが、都市計画マスタープランは都市計画法に基づくもの、立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づきということになっております。そちら、両者が整合を保つと、調和を図るといようなことで進めていくということになっております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） どっちが上はないんですね。それでいいですよ。

冒頭申し上げましたように、とびうめアリーナと連動した文化スポーツゾーンやおしゃれな商業施設の設置、住宅建設による数多くの居住地の確保など、佐野東地区のまちづくりには非常に夢があります。大佐野地区や幸都地区が、若い世代の流入によって子どもたちが増えました。思い切った先行投資により、魅力的なまちづくりを推進していただくことによって、さらに若い世代が増え、課題であります人口、それから税収、こういったものも大幅に増えるという見込みが立つわけでございます。どうぞこの辺を勘案していただきまして、しっかりと議論していただければなと思っております。

佐野東地区の区画整理については、市長がやるとおっしゃれば、当然動きが変わるんでしょうけれども、市長が退任されますので、ちょっとお答えは厳しいかなと思っております。であるならば、残られる執行部の皆さん、ぜひテーブルに乗せて、この件に関してはご検討をお願い

いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もうお互いにちょっと最後になるかもしれませんが、辞められた後も私も、辞めた後も、発言は、するかもしれませんがあれなんですけど。いずれにしても、いろいろな法律も今説明ありましたけども、もともとの、よって立つところが違うとかいろいろあるかもしれませんが、根本は結局、市民なり市が、そして議員の皆さんなり、そして市長なり職員なりが、太宰府市をどうしたいかということに尽きるとは思いますんで、そうした中でも佐野東もそうですし、五条もそうですし、やっぱりそういうある程度開発して、魅力的なものにして、そうした税収を増やして多くの人が行き交うまちにしたいと思うのか、それともやっぱり時代において、やはり開発ばかりで、ビッグバンなどもやってますけど、なかなか将来見通しが、充足、いわゆる満員、何と申しますか物件が全て埋まる時代でもありませんので、そうした中で、持続可能な形を本市も自立持続可能性自治体にも指定されてますので、自立持続可能な形で自然との調和なり歴史を大事にするなり、そういうやり方もあると思います。ですから、6月の時点で私が次に出ないと言ったときに、やっぱり時間がかかる話なので、市民も巻き込まなきゃいけないので、新しい体制の中でもう一度様々な計画を、総合計画も含めて立て直すということも選挙の中で議論していただいて、通じて、そうした新しいまちづくりに踏み出してもらいたいという私も期待をしますし、そうした意味では、私の代ではそこまで至らなかったということは、もう率直にご指摘を認めながら、将来に期待していきたいと、そうした思いであります。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ご丁寧な説明ありがとうございました。

まちづくり、将来を考えた場合に思い切った開発を断行するのか、小規模なまちづくりに終始していくのか、これはもう執行部の皆さん、アイデアを出し合って、そして情熱を燃やし、大いにその情熱に期待をしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

では、3項目めの（仮称）JR太宰府駅について質問をさせていただきます。

JR太宰府駅の設置につきましては、昭和63年に締結した九州旅客鉄道株式会社との覚書は有効であるという、前回、回答をいただきました。これからの質問は、仮の話で大変答えにくいとは存じますけれども、よろしく願いいたします。

今回、（仮称）JR太宰府駅を取り上げましたが、私は、まず駅ありきではなく、向佐野地区の周辺整備が先決だというふうに考えておりますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどのご回答と重複するかもしれませんが、（仮称）JR太宰府駅につきましては、駅単体での整備ではなく、佐野東地区のまちづくりと一体的な検討が必要であるとの方針に至っておりますので、これまでの議論を踏まえまして、民間施行による土地区画整理事業を基本とし、土地所有者等、関係権利者の動向を見守り、対

応していくこととしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 向佐野に待避線がまだ残ってるわけですよね。あそこを太宰府駅にするという計画でございましたけれども、そこに太宰府駅を設置したとして、前回も申し上げましたけれども、水城駅からその向佐野間、それから向佐野から都府楼南駅間、それぞれ約300ずつしかないんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、距離が300メートル。（仮称）太宰府駅に急行を止めるには無理があると考えますが、その辺のご意見、何ていいますかご意見をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一）（仮称）のJR太宰府駅、こちらにつきましては、JRとの覚書に伴うものと、先ほど申し上げましたけど。そちらから続いておるところですが、覚書につきましては現在も有効であると認識しております。このことから、将来の佐野東地区のまちづくりに併せて鹿児島本線水城駅、並びに都府楼南駅間に新駅を計画するということが基本線ではなかろうかと考えておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ちょっとこれ仮の話で難しいでしょうけど、私は、前回申し上げましたように都府楼南駅を太宰府駅に改名して駅前開発をし、都府楼南の団地を活性化するというふうな考え方でいったらどうかと思っておりますが、この点についてもお考えをお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今、議員ご提言のJR都府楼南駅の名称変更等につきましては、本市を取り巻く状況、それから社会経済情勢が厳しさを増す中で、様々なご意見について、こちらを踏まえながら慎重に議論していく必要があると考えておまして、今後さらに多様化するニーズに応えつつ、持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 1件目は、これで終わります。

2件目、NHKのど自慢の誘致についてお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 2件目についてご回答いたします。

「NHKのど自慢」は、NHK全国放送公開番組の一つとして、全国の自治体に対して誘致申請のご案内がされております。

本市では、第3期まち・ひと・しごと総合戦略における移住・定住戦略としまして、市民の

皆様に身近で親しみのある文化芸術に関心を持っていただき、また触れる機会として、様々な年代を対象とした文化芸術振興事業を市民ホールで実施しておりますが、親しみのあるNHKの全国放送公開番組を本市で実施することは、文化芸術の振興を図る上で大変有意義であると認識しております。

NHK全国放送公開番組については、毎年誘致の申請を行っておりますが、NHK側より、のど自慢については、会場の規格を考えると市民ホールでの開催は難しいとの助言を受けております。この助言を受けて以降においては、機会あるごとにNHKの担当者とコミュニケーションを図りながら、市民ホールの規格に応じた番組について誘致の申請を行うとともに、のど自慢の開催について、調査研究をしてきたところではあります。

今回、改めてNHK福岡放送局の担当者に誘致の可能性を問い合わせしましたが、市民ホールでは、客席数や舞台の広さが足りないことから開催は難しいとの、以前と同様の回答でありました。

しかし、「NHKのど自慢」は、文化芸術の振興に有意義な事業であることの認識は変わりませんので、昨年度の「光る君へ」スペシャルトークショーの開催実績を踏まえ、大きな節目となります周年事業などにおいて、記念行事においては、とびうめアリーナにおける開催も視野に入れ、誘致ができるようNHKの担当者ともコミュニケーションを深め、実現に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

私、後で言うんですが、私、市民ホールはもう駄目って分かってます。私が言ってるのは、とびうめアリーナで開催しようということをお願いしてあります。その考え方で質問をさせていただきます。

NHKのど自慢は、アマチュア出場者が歌の歌唱力を競う公開番組で、全国各地でロケを行い、出場者の歌声と地元の人々の熱意を届けている人気番組であります。NHKのど自慢の誘致については、これまで何度も訴えてまいりました。人事異動で課長さんが替わり、文化学習課の職員の方々も入れ替わったりして、このNHKのど自慢誘致の本気度がなかなか伝わってきませんが、ご意見をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） これまで様々な方法において、担当者が替われば申し送りをしてきておりますが、今後とも周年事業において、のど自慢が誘致できるよう、とびうめアリーナでの開催も視野に入れて調査研究してまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） カラオケが私たちの地元でも、あるいはいろんな地域で非常に盛んでございます。やはり歌好きの人が非常に多いんですが、カラオケは、そもそも日本が発祥の地

であります。1970年代に歌声喫茶が流行りました。その二、三年後にカラオケが誕生いたしました。そして、カラオケボックスは、家族や友人と楽しんだり、職場やサークルの親睦を深める場として利用され、今ではもう海外にも普及し、さらに進化し続けております。日本全国カラオケを愛する皆さんも、子どもから大人まで一緒に歌い、楽しむことで、元気で朗らかな人生を送っておられますが、そこで、質問したいと思います。

文化芸術振興事業として、本市では、歌うま選手権、これはもう私、とてもよい企画だというふうに思っております。NHKのど自慢の前哨戦みたいに感じておりますけれども、去年、今年と2回開催されました。歌うま選手権、来年も開催される予定はございますか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 令和の都だざいふ応援大使にご協力いただいて、文化芸術振興事業ということで、これまで司会を高田課長さんをお願いして実施してきたところでございます。今後につきましては、実施の成果を担当課で検証しながら、開催の可能性を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 本市は、2年後の2027年（令和9年）で、市制施行45周年を迎えます。先ほど回答がありましたように、昨年11月23日の3時から、とびうめアリーナで、大河ドラマ「光る君へ」で出演された紫式部役の吉高由里子さんをお迎えして、大河ドラマ「光る君へ」i nだざいふスペシャルトークショーが開催されました。私も参加させていただきましたけれども、大変な人出で大盛況だったと思っております。NHKさんとは、十分こういったことできっかけができて、関係性も高まったのではないかと考えております。

そこで、市制施行45周年記念行事として、NHKのど自慢を企画してはいかがでしょうかということですが、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 今後、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 副市長にお尋ねしたいんですが、私は、やっぱりとびうめアリーナ、ここがやっぱり1,000人以上収容の会場と、NHKの条件がありますのでね。プラム・カルコアの開催は606名ですから無理です。これはもうはっきり、最初から分かっていますから、私はここを言ってるんじゃないくて、とびうめアリーナで固定観客席600席、移動観客席720プラス車椅子が6席で、合計1,326席でございます。十分これをクリアできるわけですよ、NHKのおっしゃる1,000人以上というのが。収容人数の会場としてクリアできますけれども、課題は音響面が厳しいというご意見もあります。

しかし、これは実証実験を実際にされたのか、されてないのか、そこのちょっと前向きな姿

勢が見えないんですよ。試してみるとかね、音響を。ご意見を聞かせてください。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） ありがとうございます。実は、私も職員のほうから、あそこは音響が悪い、音響が悪いとさんざんちょっと言われて、小さな胸を痛めておったところでございますけど。具体的に、基本計画の時代から説明してきましたけど、音響的には、基本やれることはやっているとということなんです。

ただ、どうしてもバドミントンとかすると高さが14メートルぐらいいるんですね。ですから、中の容積が非常に大きいので、それは音楽ホールと構造的にも違いますし、何が重要かということ、今ある音響設備を柔軟に運用しながら、さらに補足する設備がやっぱりいるんだということでございます。

特に「光る君」のときは、見てましたけど、やっぱり空間が大きいと反射する音が後から聞こえてきて聞きにくいというのが実際ございますので、その反射音じゃなくて直接スピーカーから音を聞くという形で、小さめのスピーカーを少し点在させるということと、演者、しゃべる方が聞こえるようにモニタースピーカーを置くというようなことをたしかされてたと思うんです。一応そういうふうな工夫というのは、どうしても運動施設ですから、運動施設のスペースに、スピーカーを最初から置いとくわけにいきませんから、やっぱり持込みになるかなと。そうなれば、それ相応の費用がやっぱりかかってくるということでございます。

あと舞台についても、あれだけ備付け分じゃ、やっぱり足りないでしょうから、設置がやっぱり必要になってくる。

ですから、そういうふうな、もう恐らく大きな空間というのはそういうふうな、専門家を少し入れて、アレンジに沿った音響を少しつくり上げてるということをやっぱり、どこでもやっているとと思うんですよ。そういうことがやっぱり必要になるかなと。重々そこら辺の周年事業としては、検討に値する可能性は十分にあるというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

やっぱり空間が大き過ぎる。実はテレビを見てますと、今日は、どこどこ市の体育館から放送いたしておりますという、あるんですよ、そういうお知らせ、お伝えが。だから私はできるんじゃないかなと思いましたが、今お聞きすると、もっとちょっとやっぱり高い。非常に容積といますか空間が高いんで、ちょっとこれ調査、実験していただいてね、ぜひ開催に向けての努力をしていただければというふうに思ってます。

やはりこれは市民の皆さんの楽しみでもあり、娯楽でありますので、何とかその辺を意図を酌んでいただきまして、前向きに前向きに取り組んでいただければというふうに思います。

実際に、歌うま選手権をやってらっしゃるわけですから、来年あたりは、とびうめアリーナを会場にしてやられたらいかがですか、実験も兼ねてね、いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） ありがとうございます。

令和の都だざいふ応援大使のご協力をいただき、文化芸術振興事業ということで高田課長さんをお願いして実施してきたところですが、今後につきましては、実施の成果を担当課で検証しながら、開催の可否可能性を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） とびうめアリーナでやりますと人数も観客も多くなりますしね、大変盛り上がると思ひますので、ぜひご検討いただければというふうに思ひます。

とにもかくにも市民の娯楽でありますNHKのど自慢誘致を45周年、あるいは50周年事業として積極的に進めていただくことを切にお願いしておきます。

議長をはじめ議員の皆さん、4年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。それから私、6期23年間議員を務めさせていただきまして、職員の皆様方にも、いろいろご迷惑を多々かけた部分があったかやにしれませんが、どうかその辺はご容赦いただきまして、大変お世話になったことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

これからは、太宰府市、そして地域のためにボランティア活動を続け、努力をしていきたいというふうに思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、11月19日午前10時から再開します。

本日は、これをもちまして散会します。

散会 午後4時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 太宰府市議会第4回(11月)定例会会議録

令和7年11月19日（水）再開

（ 第 4 日 ）

太 宰 府 市 議 会

1 議 事 日 程（4日目）

〔令和7年太宰府市議会第4回（11月）定例会〕

令和7年11月19日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目  |
|----|-----------------|--|
| 1  | 木 村 彰 人<br>(7)  | <p>1. 筑紫地区における本市の立ち位置と未来像について</p> <p>本市は、同じ筑紫地区に属する筑紫野市・大野城市・春日市と比べて、予算規模や人口において継続的な差が見られる。こうした状況を踏まえ、本市の筑紫地区内での位置付けや評価、そして今後のまちづくりの方向性に関して、3点伺う。</p> <p>(1) 一般会計の予算規模が、筑紫地区5市の中で長らく4番目に位置している背景について</p> <p>(2) 本市が人口10万人規模の都市を目指していない理由について</p> <p>(3) 市街化区域における高度利用（再開発）及び市街化調整区域の有効活用（区画整理）の方針について</p>  |
| 2  | 小 島 真由美<br>(15) | <p>1. 物価高騰から高齢者を守るための支援策について</p> <p>高齢者の生活をめぐる課題については、これまで様々な質問をしてきた。現在進行中の物価高騰に対し、支給される年金額が追いついていない現状がある。そこで年末年始の高齢者の生活支援策として、商品券の配布を提案したい。地域経済の活性化にも期待できるものと考えているが、見解を伺う。</p> <p>2. イノシシによる人的被害を防ぐための対策について</p> <p>(1) 10月28日に市内で死亡していた野生イノシシに、本市として1例目となる豚熱ウイルス陽性が確認された。地域住民への対応と各自治会への説明、登山客への影響や周知など、豚熱ウイルス陽性事案に対する市の対応について伺う。</p> <p>(2) イノシシによるゴミあさり被害の現状と対策について伺う。</p> <p>(3) 通学路におけるイノシシ出没危険地点などを総点検し、注意喚起や柵の設置などの対策を市をあげて行う必要があると考えるが、見解を伺う。</p> |
|    |                 | <p>1. 政治倫理条例の今後の姿について</p> <p>本定例会において、太宰府市長等政治倫理条例案が上程された。</p>   |

|   |                |  |
|---|----------------|--|
| 3 | 森 田 正 嗣<br>(4) | <p>その内容について、条例案に盛り込まれていない条項が見受けられる。そこで、市長等及び議員の政治倫理条例について、今後どのような姿を考えているのか伺う。</p> <p>(1) 資産公開について</p> <p>市長の資産公開については、現在、政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例が定められている。一方、議員の資産公開については太宰府市議会議員政治倫理条例があるものの、資産公開義務に関する条項が存在しないことから2点伺う。</p> <p>① 資産公開は政治倫理条例の条項として設けられるべきと考えるが、市長と議員とで扱いが異なっていることをどのように解消していくのか伺う。</p> <p>② 市長の資産公開を義務付けている現条例には、その公開に疑義を生じた場合の市民からの調査請求に関する規定がない。他方、本条例案にも、報告義務について市民からの調査請求に関する規定がない。今後、どのように実効性を確保していくのか、考えを伺う。</p> <p>(2) 政治倫理条例が市長と議会とで別々の条例として規定されていることについて、今後も別の扱いとするのか伺う。</p> |
| 4 | 笠 利 毅<br>(11)  | <p>1. 地域公共交通の今後について</p> <p>今後の本市の公共交通の在り方について、以下の視点から市の見解を伺う。</p> <p>(1) 住民の暮らしを支え居場所と出番の確保</p> <p>(2) 五条地区など、市の拠点地区の活性化</p> <p>(3) 隣接自治体への乗り入れ</p> <p>(4) 脱炭素社会の実現</p> <p>2. 本市の自治と共生社会の実現について</p> <p>自治基本条例の検証が求められる時期が来ていることを踏まえ、以下の観点から本市の自治の理念がどの程度具現化されたのか見解を伺う。</p> <p>(1) 子どもや若者</p> <p>(2) 女性</p> <p>(3) 外国人</p>  |
| 5 | 今 泉 義 文<br>(3) | <p>1. ポイント付与廃止に伴う本市のふるさと納税への影響と今後の対策について</p> <p>2025年10月から総務省の制度見直しにより、ふるさと納税ポータルサイトでの「ポイント還元」が原則禁止となった。</p> <p>これまで寄附促進の一要素となっていたポイント付与が廃止され</p>  |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>ることで、寄附額の減少や返礼品事業者への影響が懸念される。</p> <p>本市のふるさと納税の現状を踏まえ、今後の対応方針について3点伺う。</p> <p>(1) 本市のふるさと納税実績の現状と推移について</p> <p>(2) ポイント付与廃止による影響の見通しについて</p> <p>(3) 今後の展望について</p> <p>2. 令和の都だざいふ応援大使「おとものタビット」の更なる活躍について</p> <p>市制施行40周年を契機とした新たな取組として、「おとものタビット」は、令和の都だざいふ応援大使として委嘱された。本市のホームページには、市の記者会見やイベントへの登場や、企業とのコラボ商品など様々な場面で本市をPRしているとある。</p> <p>熊本県のくまモンの事例に見られるように、自治体キャラクターの育成には、「戦略」「ストーリー」「商品化」「情報発信」の4つの柱が不可欠である。</p> <p>本市においても、太宰府ブランドの象徴として「おとものタビット」をより活躍させ、市内経済の活性化につなげる取組が必要であると考える4点伺う。</p> <p>(1) これまでの活動実績と評価について</p> <p>(2) 今後のブランド展開方針について</p> <p>(3) キャラクターグッズ等の販売促進について</p> <p>(4) 他自治体の成功事例との比較・検討について</p> |
|--|--|---|

**2 出席議員は次のとおりである（16名）**

|                |                |
|----------------|----------------|
| 2番 馬場 礼子 議員    | 3番 今 泉 義 文 議員  |
| 4番 森 田 正 嗣 議員  | 6番 入 江 寿 議員    |
| 7番 木 村 彰 人 議員  | 8番 徳 永 洋 介 議員  |
| 9番 船 越 隆 之 議員  | 10番 堺 剛 議員     |
| 11番 笠 利 毅 議員   | 12番 原 田 久美子 議員 |
| 13番 神 武 綾 議員   | 14番 陶 山 良 尚 議員 |
| 15番 小 畠 真由美 議員 | 16番 長谷川 公 成 議員 |
| 17番 橋 本 健 議員   | 18番 門 田 直 樹 議員 |

**3 欠席議員は次のとおりである**

な し

**4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）**

|                              |                             |
|------------------------------|-----------------------------|
| 市 長 楠 田 大 蔵                  | 副 市 長 原 口 信 行               |
| 教 育 長 井 上 和 信                | 総 務 部 長 轟 貴 之<br>(経営企画担当)   |
| 総 務 部 理 事 杉 山 知 大<br>(市長室担当) | 総 務 部 理 事 宮 崎 征 二<br>(総務担当) |

市民生活部長 友 添 浩 一  
 健康福祉部理事  
 (子ども担当) 添 田 朱 実  
 観光経済部長 竹 崎 雄一郎  
 教育部理事 平 野 善 浩  
 経営企画課長 宮 原 竜  
 地域コミュニティ課長 高 田 政 樹  
 環境課長 大 石 敬 介  
 福祉課長 山 崎 崇  
 都市計画課長 古 賀 千年志  
 国際・交流課長 瀧 上 幸 治  
 社会教育課長 井 本 正 彦

健康福祉部長 大 谷 賢 治  
 都市整備部長  
 (併公営企業担当) 伊 藤 健 一  
 教 育 部 長 添 田 邦 彦  
 総 務 課 長 鳥 飼 太  
併選挙管理委員会事務局長  
 総務課和室担当課長兼経営企画課広聴  
 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長  
 市 民 課 長 平 嶋 香代子  
 人権政策課長  
 兼人権センター所長 今 村 江利子  
 子育て支援課長 立 石 恵 子  
 上下水道課長 松 尾 克 己  
 産業振興課長 田 中 潤 一  
 監査委員事務局長 満 崎 哲 也  
 松 尾 誓 志

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名 (5名)

議会事務局長 野 寄 正 博  
 書 記 木 村 幸代志  
 書 記 三 舛 貴 市

議 事 課 長 花 田 敏 浩  
 書 記 陣 内 成 美

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

なお、本日、7番木村彰人議員から、一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付しておりますので、お知らせいたします。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

7番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔7番 木村彰人議員 登壇〕

○7番（木村彰人議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従い、1件質問いたします。「筑紫地区における本市の立ち位置と未来像について」です。

市制施行で10年先行する筑紫野市、大野城市、春日市の近隣3市に対し、本市はどのような強みを持ち、どのような課題を抱えているのでしょうか。

本市の立ち位置と、今後目指すべき都市像について伺います。

近接する4市、筑紫野市、大野城市、春日市及び本市は、それぞれの地理的条件や都市構造を生かした独自のまちづくりを行い、特徴のあるまちへと成長しました。

筑紫野市は、「産業・観光・自然・農業」の複合型都市としてポテンシャルが高いまちとなり、大野城市は、交通結節点に都市機能を集積した便利なまちに、春日市は、成熟した住宅都市になりました。

一方、本市は、歴史と文化を生かした観光都市としてのブランディングには成功したものの、市民生活を支える都市機能の充実において、3市に比べて大きく立ち後れているように思います。

自治体の定量的な要素である「予算規模」と「人口」について4市を比較すると、本市は3市に対して決定的な差が継続しており、いつまでもこの差は埋まらないように思われます。

こうした状況を踏まえ、本市の筑紫地区内での位置づけや評価、そして今後のまちづくりの方向性に関して、3点伺います。

1項目め、一般会計の予算規模が、筑紫地区5市の中で長らく4番目に位置している背景について。

令和元年度の予算を比較すると、本市とほかの3市との間には65億円から111億円程度の差がありました。あれから6年が経過し、令和7年度には4市全ての予算額が増加していますが、

本市とほかの3市との予算差は88億円から170億円へと、さらに大きく拡大しています。

こうした状況の中で、本市がほかの3市に追いつけない要因について、見解を伺います。

2項目め、本市が人口10万人規模の都市を目指していない理由について、市の見解を伺います。

人口7万人台の本市と10万人台の3市とでは、大規模な都市施設の立地、市民サービスの充実度、行政機能や財政力などに明確な差が見られます。とりわけ「人口10万人」という規模は、行政運営、都市機能、財政規模といった実務面において、重要な分岐点となっています。にもかかわらず、本市が7万人都市のままであり続け、10万人都市を目指そうとしないのは、なぜなのでしょう。

3項目め、市街化区域における高度利用、つまり再開発及び市街化調整区域の有効活用、つまり区画整理の方針について。

市域の約16%を史跡地が占める本市では、市街化区域が限定されているため、もし人口増加を図るのであれば、既存の市街地を再開発し、限られた土地を有効に活用することが重要です。それに加えて、区画整理によって市街地の面積を拡大することも必要です。

これらの方策は、都市計画マスタープランにおいて約30年にわたり記載され続けているテーマであり、本市が今まさに取り組むべき喫緊の課題ではないでしょうか。これら市街化区域における高度利用、つまり再開発及び市街化調整区域の有効活用（区画整理）といった、言わば本市のまちづくりの方針について、見解を伺います。

以上、再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 皆さん、おはようございます。

それでは、ご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、地方自治体の予算規模に影響を与える要素の一つとして、人口規模が挙げられます。本市と筑紫地区3市の予算規模の差については、この人口の差が要因の一つであるものと認識しております。

地方自治体の予算規模は、住民サービスに一定の影響を与えるものの、必ずしも直接比例するものではありません。効率的な行政運営や地域の特性を生かした施策等により、限られた予算でも質の高いサービスを提供することは可能であります。

本市は、これまで公有化された史跡地や宗教法人、学校法人など地域特有の状況を抱えながらも、これを課題ではなく特色と捉え、歴史資産や自然環境の保全を基本とした持続可能なまちづくりを目指してまいりました。この方向性により、良好な住環境と景観保全を実現し、市民の皆様からの支持を得ているところであります。

また、本市は財政基盤の強化を図るため、独自の取組として、歴史と文化の環境税の導入やふるさと納税の推進などを積極的に行ってきております。これにより、財源の多様化や交流人口・関係人口の増加を促進するなど、好循環が生まれているものと考えております。

昨年度決算では、実質収支16億円超の黒字を達成し、市税収入も定額減税の影響を除き初の90億円台、91億円超となり、楠田市長任期中の8年間で歳入予算全体が約100億円増加するなど、安定した財政運営が確立されております。その間、市民への還元を進めながら基金を過去最高額まで積み上げ、市債の着実な削減にも成功しております。

本市では、予算規模を一律に他市と競争的に比較するのではなく、これまで培ってきた独自の取組を市民生活の満足度向上に直結させることを重視してまいりました。これらの成果として、直近のまちづくり市民意識調査での「本市の住みやすさ」の満足派は8割を超え、「効果的な行政運営に対する評価」の肯定派は7割を超えるなど、主要項目は過去最高を記録しております。また、大東建託の自治体ブランドランキングでは、県内で初の1位、全国でも26位を獲得することができました。

今後も、財政基盤の安定化を図りながら、市民生活の向上と持続可能なまちづくりを目指し、堅実な財政運営に努めてまいります。

次に、2項目めについてですが、地理的条件や産業構造など各自治体が置かれている状況が異なる中、本市では、太宰府市らしさを保ちながら持続可能なまちづくりを進めてきた経緯があります。すなわち、量的な拡大より質的な充実を優先し、都市の規模や人口を主要な評価指標とせず、歴史と自然に抱かれた豊かな自然環境を次世代に継承し、市民生活の満足度を向上させることを重視してまいりました。

全国的な人口減少が進む現状などを踏まえますと、観光客や子育て世代などに選ばれる魅力ある自治体として、持続可能な発展を息長く続けていくことが重要であり、現在の人口規模を前提に質の高い行政サービスを提供することが求められているものと考えております。

本市では、これまでの方針や総合戦略に基づく施策を着実に実行し、自立持続可能性自治体を選定されるなど明るい見通しも得ております。

今後も、市民生活の満足度向上にもつながる好循環を次世代へ引き継ぐことで、人口減少を最小限に抑え、100年後も続くまちづくりを実現してまいります。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 次に、3項目めについてですが、本市は、これまで「歴史とみどり豊かな文化のまち」をキャッチフレーズに掲げたまちづくりを進めてまいりましたが、多くの史跡地や宗教法人、学校法人などが要所を占め、高さ規制なども残り、人口も伸び悩み、法人税や固定資産税収も著しく制限されるなど厳しい財政構造を抱え、市民への還元も限られてきたことから、新たな公共施設の建設を契機として市政の混乱も生じてきたところであります。

一方、こうした状況を打破するため、令和への改元後は、令和の都だざいふとして、ふるさと納税や子育て支援などに力を入れ、歳入増を実現してまいりましたが、都市整備においても新たな観点を持ち、経済税収効果の高い持続可能なまちづくりを行うべきと考えてまいりました。

しかしながら、令和のご縁後コロナ禍などの影響もあり、こうした考えは一旦封印せざるを得なかったのですが、令和の都だざいふとして、さらに持続可能なまちづくりを進めていくため、都市計画マスタープランの高度化版としての意味合いを持つ「立地適正化計画」の策定に取り組み、本年10月1日に当該計画を公表いたしました。

また、さらに交流人口・関係人口による経済税収効果を高めるべく、五条駅をはじめとする公共施設の再編についての調査に着手し、現在の都市計画マスタープランと策定した立地適正化計画及び関連計画との整合・連携や都市計画に対する市民意向等の実態把握に向けた作業も進めているところであります。

議員ご提言の高度利用や市街化調整区域の有効活用など今後のまちづくりの方向性につきましては、本市を取り巻く状況や社会経済情勢を勘案しつつ、様々なご意見を踏まえながら慎重に議論していく必要があると考えており、今後、さらに多様化するニーズに応えつつ、持続可能なまちづくりを目指してまいります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 楠田市長とこの場でお話ができるのは最後になりますので、今回、かなり期待してテーマを絞って質問をさせていただいたんですけども、最後まで折り合えなかったですね。残念です。

今回、資料をお配りしています、これなんですけれども、まず①の令和元年度予算（左）と令和7年度予算（右）の4市比較、これについて、これは単純な棒グラフ、小学生レベルです。これを比べてみたら、今まで本市市政最高の予算額ということで、楠田市長は懸念されていたけれども、これを見ると、すごく見劣りするんですけども、先ほどのお答で、本市は予算額にこだわっていないと、内容、質ですよ、質を重視すると。ですから、競争なんてしないというふうには聞こえたんですけども、確かにそれは当たっている部分があるんですね。

これ、本市は、予算額も、この4市の中で一番少ないんですけども、人口も少ない。人口1人当たりの予算割り振りを計算すると、そんなに低くないですよ。とすると、予算1人当たり当たる分、市民一人一人に対しての予算割当て、サービスは行き届いている。むしろ、多いところもある。しかしながら、予算規模が大きいというのは、それだけじゃないんですよ。

こんな状況なんですけれども、楠田市長、本市の広報では、本市だけの予算額を、これ、グラフを多用して分かりやすく説明していらっしゃいますけれども、この①の表を見て、4市の中で本市が一番低い。さらに、令和元年度から令和7年度の予算を比べた場合に、大野城市はすごいですよ、すごく増えています。この予算額だけじゃなくて、この伸びの大きさ、これを比べて、どういうふうにお考えか、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 残り45分で分かり合えるかもしれないと思って、最後、頑張りたいと思いま

す。

それで、私としまして、いろいろできるだけ分かりやすくといいますか、もちろん市民の皆様にご期待もいただいていたし、その結果も、ある程度出ているということは、お伝えをすることの中で、市民の信頼度も高まり、職員をはじめ私どもも仕事も安定して行うことができるんじゃないかという思いで、できる限り私も自分でいろんな「くすの記」なども書きながら説明責任を果たしてきたつもりであります。

そうした中で、ちょっと分かり合えない一つとしまして、令和元年度からの表を出されまして、私が就任したのは平成30年1月ですから、平成29年度の終わりからやってきたわけで、そういうことも含めて、私の就任前の予算から比較ということをよくやってきました。ですので、今、お手元にある分は令和元年度からということだと、少し私としては、比較としては、もう少し前から行っていただきたかったと。

念のため、私どももこれをつくって、実は平成29年度からこうですと、僕もそれをこう置こうかと思ったんですけども、ちょっと間に合いませんでしたので、平成29年度からしますと、大野城市の伸びが44.8で、うちの伸びが44.7でして、全く遜色なく40%で、那珂川も42.7なんですけれども、あとは30%台ということで、ほぼトップ級の伸びではあると。あと、人口比からしますと、先ほど1人当たり、GDPなど1人当たりとよくありますけれども、1人当たりからしましても遜色ないとは思いますが、いずれにしてもそういう伸びの中で、あと、ふるさと納税の分もありますので、そうした中で完全給食などができるようになってきたことは事実でしょうから、私も昨日も議論がありましたけれども、まちづくり、箱物、いろいろ開発がありましたけれども、私はその点は抑制をしまして、コロナなどもありましたから、私としては、やはり歳入増、予算規模の増、こうした中で、市民への還元をできるだけ増やすことを、太宰府の底力を発揮して行うことに注力した8年であったと総括はしております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございました。

まず、1件目なんですけれども、これ、ご回答をいただいたのは、いろいろ成果を報告されましたけれども、楠田市長の8年間の成果をいささかも否定するつもりは全くありません。全くありません。しかしながら、さらにもう一步先に進んでいただきたいというところで、この最初の①のグラフですね、この予算額の推移、4市の比較を出したわけなんですけれども、1つ、私ちょっと前から気になっていたんですよ。ご回答の中でもありました自治体ブランドランキングでは県内初の1位、全国でも26位を獲得することができました。ここのフレーズなんですけれども、これ、私もちょっと調べたんですけれども、この自治体ブランドランキングのそもそものランキングづけ、これについてご説明いただきたいんですけれども。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 各市の自治体ブランドランキングの関係になるんですけれども、複数の自治体ブランドランキングで評価結果が出されておるところでございます。

大東建託さんがされております自治体ブランドランキングにおきましては、県内で初の1位、全国でも26位を獲得しております、1,700を超える全国自治体の中で、昨年の48位から大きく上回り、ベスト30入りを果たしているというところでございます。

また、都道府県魅力度ランキングでもおなじみの地域ブランド調査でも39位と、昨年とほぼ横ばいのランクを維持することができておりまして、今後も市の魅力をPRして、さらなる上位獲得を目指していければと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 質問の仕方が悪かったですね。このランキングのつけ方なんですけれども、私はこれを見てびっくりしたんですけれども、まずいいイメージと思う人、悪いイメージと思う人、それを差し引きして、それ掛けるの認知度なんです。あくまで、太宰府市がどうしているかというサービスがあって、どういう市民サービスが高まっているかというわけじゃなくて、あくまでイメージなんです。イメージ先行です。これは、誇る意味がありますか。市長、どうぞ。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 誇るといいますか、何といいますか、もちろんいい数字が出たら、ぜひ共有したいという意思があって、一方で悪いデータがありましたら、できれば許してほしいなと思ってしまうというのは人情でありまして、そういう中での一つでありますけれども、いずれにしてもよいイメージというのはありがたいことですし、悪いイメージが少ないというのもありがたいことですが、これについてはそうだったかもしれませんが、いろいろありますけれども、市民意識調査も、いわゆる住みやすいという、先ほど8割台だと、信頼度で77%ぐらいまでいったんですけれども、私が一番関心を持ってきたのは、市政の効率度というんですかね、市政運営が、行政の運営が効率的かどうか、これが混乱期は20%台だったのが70%台まで上がってきたということは、これはイメージというよりは、本当にそういう認識をいただいたものであろうと思いますし、あとどこか最近あったデータの中で、概してあんまりよくなかったんですけれども、やはり市政のサービス、行政のサービスが、いわゆる2桁に急上昇してきたところがありまして、そういうのは、やっぱり給食がなかったものができるようになったとか、様々昨日も申したように、高齢者の方も若い子どもたちも含めて、様々な歳出の中でできるようになってきたこと、そうしたことが評価されている部分もあろうかと思えますので、もちろん全てが私も成功したとは言いませんし、全てが悪かったとも言いませんけれども、客観指標の中で、概していい傾向は出てきたんじゃないかと思っています。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） この自治体ブランドランキングなんですけれども、私は、あくまでもこれはムードですよ、雰囲気、イメージだと思います。それがいいということは、いいことです。これ、まさに本市がブランディングに成功した証ではないかと思っていますけれども、この①の表は、これ、予算規模を比べていますけれども、これはイメージじゃないんですよ。

本当の実利的な、どういうまちづくりをしているか、どのくらいの規模のまちづくりをしているかというところで、実質的な部分をそこで勝負していただきたかったと思うんですけれどもね。

そこで、本市は、今、7万人台の人口ですけれども、それを維持する方向でこれからも、次の市長さんは分かりませんが、行くということですから、まず10万人ですよ、私はこの10万人という数字を出しましたけれども、この10万人セオリーというのがあるのをご存じでしょうか。

10万人というのは、読みますね、人口10万人がまちの充実度のボーダーラインになっているというのは、これ、実は明確な研究がございまして、人口10万人は自治体の行政効果、財政規模、都市機能の成熟度を測る上で、実績・政策的に重要な分水嶺なんですよね、何となく10万人ではなくて。これは、実際に総務省、国交省、厚労省などが使う統計でも、10万人以上の自治体という線引きがあります。やっぱり、それが中規模以上の自治体であるということですよ。人口10万人から30万人程度の自治体が最も効率的な行政を行えると、その10万人というのはその最下限になります。

そこで、これをもっと具体的に言うと、国交省の都市圏分析では、商業施設、医療、教育、交通などの都市機能が一定水準に達するのが10万人前後であると、何となく分かりますよね。例えば、この近隣で考えますと、まずショッピングセンター、モールですよ、モール、これは近隣の3市にはございます。筑紫野市、春日市、大野城市、本市にはない。次は、交通ですよ、交通、特急・急行が止まる駅が本市にはない。本市は無人駅です。そして、もう一つ基幹病院、基幹病院は本市にはありませんよね。そういう形で、10万人というのは、何となくの10万人ではなくて、明確なまちのクオリティーを表す指標として厳然とあるわけです。

もう一つ10万人を強調したいのは、本市の位置的なものですよね。この筑紫地区で、本市、筑紫野市、大野城市、春日市、あと那珂川市ですね。特に、隣接しています大野城市、筑紫野市とは、もう行政境が分からないような形で密接に生活しております。そこで、本市だけが7万人規模のまちのクオリティーとサービスでいいというのは、非常に私としては残念。というのが、私もどちらかというと大野城市寄りの吉松に住んでいますけれども、ほとんどサービスは大野城市もしくは春日市なんですよ。

皆さんも、そうだと思います。グループで、お酒を飲む、食事をする場合、太宰府市内でなかなか店舗が見つからない。例えば、大野城市の下大利、春日原もしくは春日市、あと筑紫野市の二日市でお酒を飲んだりお食事をしたりするんじゃないですか。

先日も、韓国からお客様が来られました。そのときに、ある一定の人数がありますので、本市議会との懇親会ですね、懇親の場をどこで設けようかというところで、普通だったら太宰府市内で行うのが当たり前でしょう。でも、しかしながら大きな会場を持っている場所がなくなったということで、何と大野城市ですよ。何か残念に思います。

そこで、今、7万人台の人口を維持する、これで行くといふ今の楠田市長さんは言われましたけ

れども、10万人台のこの意味、これはあると思うんですよね。これについて、全然関係ないと言えますか。10万人台のこのセオリーですね、これについてご見解をいただきたいと思ます。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 10万人という規模のラインの意義があるということは、私も、今、お聞きも改めてしながら認めないわけではもちろんありませんが、こればかりは、もう本当に太宰府町と水城村の合併でしたから、筑紫郡全体が、かつて薬院ぐらゐまで筑紫郡だったようですから、そういうことも含めて、合併のやり方によっては、これは10万人になっていたんでしょうし、そういう意味では、もう選択の余地もなかったといひますか、面積なり、そうした規模の中でということもありますが、やはり決定的に違ふのは、もう全市協でもよく国会の先生方にも説明してきましたけれども、やっぱり16%が史跡地ということは、これは市として非常に珍しいといひか、なかなか難しい運営になるということがありました。

加えて、20メートルの高さ規制ですね、7階建てまでしか基本的には建てられない。こういうことも、景観なり日照権から始まったようでありますけれども、そういうことも含めて、結果として太宰府市としては、私がというよりは、前々から人口を増やし過ぎない、景観などもやっぱり維持をする、歴史や文化・自然などを大事にする、こういう伝統が、逆に言うと、結果としては、増やし過ぎなかったからこそ、近隣市は入っていない自立持続可能性自治体、本市と那珂川市も実は入っているんですね。

ですから、この4市で今比較されていますけれども、太宰府市と、ここに入っていない那珂川市が、逆に言うと減りにくいまちであったということからしますと、10万人にこだわらなかったことが、最終的には住みよいまちなり、誇りを持てるまちなり、そういうことにつながったとも言えますので、一概に全て10万人だけで考えるわけにもいかないとも思っているところでもあります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 本市は、人口を維持する形で今までまちづくりを行ってきたということですが、ちょっと振り返りました、私ね、振り返りました。振り返って、佐藤善郎市長の時代まで振り返ります。そのときは、佐野区画整理という形で、大きなまちづくりをしました。そこで、ある程度、にぎわいと人口というところで頑張ってきたと。その後、佐藤善朗市長の時代だったと思ひます。（仮称）太宰府駅ですね、佐野東の区画整理、それを引き継いだところで、井上保廣市長でした。この時代までは、現状維持というよりも、やはり今まで歴史と文化という形でまちづくりを行ってきたんだけれども、やはり一定の人口が必要だといひところで、まちを拡大してやっていこうというようない動きが見られたんですが、それがその後、芦刈市長、楠田市長、この10年間で止まってしまったんですけれども、なぜ前のやり方、方針ですよね、これはすごくいいことだったと思ひますよ。これを引き継がなかったのか、私、この10年間、私も市議会議員を10年間やっていますけれども、何でぱったりとやめてしまったの

か、芦刈市長時代は「箱物ノー」と言っておりました。その後、楠田市長に変わりました、総合戦略の中でも、具体的に言うと、再開発とか区画整理、ほとんど触れてあるけれども実行していないですね。これは何で触れなくなったんですか、これでいいんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 時代もやっぱりどうしてもあるとは思いますが、うちの父は、筑紫野市長時代、筑紫野インター誘致なり様々開発を手がけた市長だったんですけれども、おかげでイオンなり、ゆめタウンなり、そういう誘致もできてきたと思うんですが、同じ親子ですから、そのときのことを覚えていますけれども、タイプは、見た目はそっくりなんですけれども、中身は全く違うくて、タイプは違うんですけれども、タイプもあるかもしれませんが、やっぱりバブルに向かっていく、そこからはじめて、でもそのときにつくった計画がそのまま維持されてきたとか、そのことは大きいと思っています。

私も氷河期真ただ中ですから、基本的には、もう箱物など、ビッグバンなどもそうですけど、つくるのはいいけど、そこに本当に充足できるのか、そうしたものが長く維持できるのか、そういうふうな、ちょっとある意味守りで考える癖もありまして、やっぱり自分の人生がそうだったものですから、そういう意味では、そういうものに慎重であったということは間違いありません。

ただ、箱物をノーと言った記憶はもちろん僕はありませんでしたけれども、それともう一つ、最終日も触れようと思うんですけれども、芦刈市長なり私で合わせると10年余りなんです、任期で言いますと。その間、全くよそ者、彼もとかと言ったら怒られますが、芦刈さんも後から住まれたでしょうけれども、もともと太宰府の方でもないし、僕もそうでありますので、そういう意味では、井上さんまでの地元の人でやってきた時代と、また、外から来た人のやり方、そして今後は、また、そこをどうするのか、市民がどう選んでいくのかもありますけれども、やっぱり僕も8年間の、ある意味、短期・中期の中で何か箱物をつくって開発をしてというよりは、先ほど申したように、まずは底力を生かして、できるだけお金を使わずに税収などを増やして、できるだけ市民の生活にいい影響を及ぼさせるようなことに注力してきた。これに加えて、コロナ禍などもやっぱり大きな原因でもあったと思っていますので、これからを否定するわけではもちろんありませんので、発射台というか、準備環境は整えてきたつもりですので、これから少し時間もかけながら市民を巻き込んで、そうした市の新しい在り方を議論いただきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） なかなか折り合いませんね。何とか皆さんに10万人のまちを目指していただきたいという思いで、お話を進めますね。

じゃあ、次、これ、表②-1です。これは、当たり前の棒グラフですよ。これは明確です。これは、4市の人口を並べた棒グラフですけれども、10万人というところで、皆さんの頭に刷り込むために、丸で10万人を囲んでおります。ここまで行こうと、いきなり10万人になりませ

んから、あと3万人足りませんので、ここまで向かおうということだけでも大分違ってくると思います。

そこで、②-2、筑紫地区4市の人口推移です。これは、総務省統計局の国勢調査のデータを、4市をグラフにしたものです。これはすごく興味深いです。

私、太宰府市はずっとこの4市の中では4番目とっておりました、人口も予算規模も行政能力も。しかしながら、これを見ると、太宰府市は、このグラフは昭和5年からスタートしておりますけれども、戦前ですよ。戦前を見ると、当然、筑紫野市は、この4市の中で一番ですよ。

振り返ると、筑紫野市は国鉄ですよ、国鉄の二日市駅及び二日市温泉という物を持っていましたんで、人が集まる大きなまちでした。これは普通です。

けれども、ほかの3市ですね、我が市を含めて3市、我が市と大野城市、春日市、これはまだ市じゃないですよ。市域というふうに考えてください。これを見ると、太宰府市は2番なんですよ、2番。ここ、驚くところですよ。驚きませんか。

それがいつ変わってきたかと言ったら、これは戦後です。戦後、昭和20年代、30年代に、何と大野城と春日に追い抜かれます。これは何ででしょうか。これは、やっぱり福岡市に近いという地の利があったところで、人口が増えてきたんでしょうね。そこで、簡単に追い越されてしまいます。

それから、どんどん変わっていきます。昭和四、五十年代は、人口上昇のカーブが傾斜ですよ、角度が全然違います。春日市、筑紫野市、大野城市は急カーブ、うちは緩やかですよ。それはなぜかと言ったら、歴史と文化というところに重点を置いたところでまちづくりを行ってきた。これは正解でした。これ、史跡地を保存するとか、そういうことをしっかり行いましたところで、太宰府市のブランド力、ブランディングが成功したのが今にもつながっていると、これは成功したんだと思います。

その後が問題です。これ、平成に入ってから、うちグラフはほぼほぼ横ばいなんです。ここで、実は手を打てなかったんですよ。それこそ、先ほどちょっと取り上げました佐藤善朗市長、井上保廣市長のときは、動きはあったんだけど、その後が続かなかったのが、こういう形です。

また、振り返りますと、市制施行も3市は昭和47年、本市は10年後の昭和57年、10年間、市制施行の時間、タイムラグがあるんですよ。それをずっと引きずって、こういう状況です。

しかしながら、戦前は、太宰府市域はかなり一定の人口があったというところで、ここは非常に私は心強いデータだと思うんですけども、このグラフを見て、楠田市長、何か所感があれば。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 分かり合うことを目指すのかどうかをちょっと考え出したら、残り20分ぐらいですけども、いずれにしても、もうかつてのトレンドはいろいろあったと思います。

れども、まず筑紫野が、私は筑紫野で生まれ育ったので、それなりに詳しいんですけども、もちろん電車とか温泉とかもあるでしょうけれども、何より筑紫野町は1町4村合併ですから、めちゃくちゃ広い。二日市町と御笠村と山家村と山口村と筑紫村ですか、これだけ合併していますから、うちは太宰府町と水城村の合併ですから、そもそももう発射台から違うところもあったでしょうけれども、そうしたことも含めて、あと春日、大野城は、やっぱりどうしても地の利が、太宰府はやっぱりちょっと引っ込んでいますし、二日市で乗り換えたり、なかなかあれですし、逆に言うと、いろいろな旅館なり、そういう「さいふまいり」なり、そういう中で発展してきた独特の歴史もあったでしょうけれども、そういう意味では、戦前のにぎわいをどう見るか。何といたしますか、全くもうその当時の栄え方も全然違うでしょうし、二日市温泉は、逆に言うと近過ぎて寂れてしまったと。私が小学生のときは、まだまだ玉泉館とか魚源とか、何かいろいろありましたけれども、延寿館とかがありましたけれども、そういうのも全部マンションになっちゃいましたから、そういうことを考えますと、もうこの時代の流れの中で、もともとのよかったものも残念ながらマイナスになることもあるし、マイナスと思われたことが、自然なり歴史なりも含めて非常に価値があるものにもなってくるし、そういう意味では、一概に何か手を打たなかったから人口が増えなかったということよりは、先ほど来申していますように、高さ規制などもなくさずに来た。

私は、ニュー太宰府構想という中で、なくすことがあり得るのではないかと思ったときに令和になって、令和になったからには、やっぱり歴史・文化、これを最優先しなければいけないし、コロナになると、開発はやっぱりストップせざるを得なかったということも含めて、これはもう本当に不可抗力的なものもありますので、ただ、今後について何か否定するわけではありませんので、まだ間に合いますから、木村市議には市長選にチャレンジされたらどうかと前々から思ってきたんですけども、あんまり言っちゃいけないですね、ごめんなさい。削除されるかもしれないですけども、終わります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） このグラフですよ、このグラフ、これは筑紫地区4市の人口推移なんですけれども、これは例えばさっき言いましたように、平成の約30年、これ、何もしなかったと言っているわけではなくて、これは本市のルーツを探ると、かなりポテンシャルが高い土地柄、立地であるということをちょっと言いたいわけです。可能性があると、それを時間をかけて熟成して、さらにこれから発展する可能性があるということを皆さんに分かってもらうために、この4市の人口推移をつけました。これを心の支えに私はこれからも頑張っていきたいと思うんですけども、そこで、このグラフ、次に行きます。

3項目めなんです。なかなか10万人都市を目指すという言葉を引き出すことができませんけれども、非常に10万人都市というのは、魅力ある目標だと思います。そこで、まだ皆さんはじっくり来ていないかもしれませんが、10万人都市を目指す前提で、そのための政策をどういうふうにするかというところで、ちょっとご提案をしたいと思います。

10万人の都市を目指すのであれば、今の都市計画、まちづくりのままでは、これはなかなか人口増は進まないと思います。そこで、ちょっと再開発と区画整理ということを3件目で持ち出しましたけれども、なぜかと言ったら、人口10万人のまちを目指す鍵になるのが、これ、再開発と区画整理であると思うからなんですよね。

この再開発のほうなんですけれども、具体的に言うと、佐野東地区及び高雄地区というのはイメージができると思うんですが、ちなみにこの佐野東、高雄にしても、そこを、向佐野1丁目の人口密度をちょっと借りてきまして、面積を掛けると、それぞれ1,000人規模のまちが出現するわけです。すごいことですよ、1,000人のまちができるということはね。すごく魅力的なことだと思います。人口増だけじゃなくて税収もありますし、まちのにぎわいということもあり得ます。

もう一つは、これ、子育て世代、若い世代が移り住んでくる可能性が大いにある。ニュータウンが出来上がるわけなんです。非常に魅力的だと思いませんか。

そこで、人口を高めるための方法としては区画整理、もう一つは、西鉄五条駅周辺ですよ。ここは長らく動いていないんですけれども、これ、私がちょっと聞いたところによると、とある方が、保健環境研究所、あそこの跡地の問題が喫緊の課題じゃないかと楠田市長に投げかけたところ、いやいや、本市においては、五条駅周辺地区の再開発が、これが喫緊の課題だときっぱり言われたということを知りました。これは本当ですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっといつ頃のどなたに話したかまで全然分からないので、あれですけれども、いずれにしても保環研、昨日、橋本議員からもありましたし、大切なエリアですし、あの可能性をどう探っていくかは大事なことです。決して買取りを否定しているわけでも私ありませんし、一帯としてどう考えていくかが重要なんですけれども、ただ、いろいろスーパーが出ていったとか、老朽化とか、そういうことを考えると、やっぱり五条のほうはもちろん喫緊というか、優先順位は高く置いているということをごなたかに、どなたかだけじゃないと思いますけれども、常々言ってきたことも否定はしません。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そして、また区画整理の話に戻りますけれども、昨日も橋本議員の質問の中でのやり取りで、区画整理、そのときは佐野東地区でしたね。私、今回、佐野東プラス高雄をちょっと引っ張り出しました。佐野東の区画整理については、民間主導でやっていくという方針は変わらないということでしたけれども、もう一回、民間主導にこだわる理由をご説明ください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 昨日の回答でも申し上げましたが、土地区画整理を進めていく上では、土地所有者等関係権利者の動向を見守ることがまずは大事じゃないかということがありまして、そのような回答にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） また、ちょっと振り返りますね。これは、佐藤善郎市長時代の佐野地区の区画整理、これは私はまだ議員じゃありませんでしたので、このときの事業実施の方法についてご説明ください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） あの時も、佐野東じゃなくて、佐野区画整理が、まだ、終わってあったんですかね、あったと思いますけれども、その状況も踏まえまして、基本的には民間施行による土地区画整理事業を基本としていたと記憶しております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 佐藤善郎市長時代の佐野地区の区画整理は行政主導だったんですよね。行政主導だったんですけれども、その後、例えば吉松東とか通古賀とかの区画整理は民間主導になっちゃいました。これから先も、佐野東、高雄も民間主導という形で言われていらっしゃるんですけれども、何で昔は、ちょっと前ですよ、佐野地区は行政主導だったのに、いきなり民間主導になったのか、何で行政主導というのをやめてしまったのか、ここをちょっと聞かないと、先に進めないんですけれども。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 様々な理由があるとは思いますが、経済の状況とかもありますし、もう一つ、うちのほうが大きな災害を抱えたということもございました。そういった財政状況を踏まえてのことだったと思います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 一般的に区画整理を行う場合に、行政主導か民間の組合主導か2つに分かれますけれども、行政主導というのは、行政の持ち出しが大きいんですよね。恐らく佐野地区の区画整理は、かなり行政の持ち出しが大きかったのではないかと思います。

その一方、民間主導の組合施行については、これは比較的行政の持ち出しが少なくてスピーディーに行われるから、比較的小さな区画整理は民間主導というのが非常にメリットがあります。

ここで提案なんですけれども、昨日のご回答でも、これからの区画整理は民間主導でということが変わらないということだったんですけれども、この2択ではなくて、行政主導と民間主導のいいとこ取りですよ、民間主導寄りの行政主導とか、行政主導よりの民間主導とか、これは非常に選択肢が広がるところで、これ、他市でも、こういう形で、2択じゃなくて、ハイブリッドのやり方というのが実はありまして、そうしないと、民間主導であると、例えば、ここを聞きましょう、高雄の区画整理は民間の組合の動きがあると私は聞いていました、都市計

画課から。その後、何か動きはありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 高雄区の区画整理につきましては、民間施行の土地区画整理事業ということで、令和元年度に土地区画整理組合設立準備委員会が立ち上がっており、委員会のほうで地権者の方々と協議を重ね、区画整理の同意を求められているという状況とお聞きしております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうですね、令和元年スタート、今、令和7年ですよ。

やっぱり民間主導と言っても、スピーディーなはずがスピーディーじゃない。何かしら問題があるんでしょう。そこを行政が何かしら手助けをしてやるということが、ハイブリッド型のこれからの区画整理の手法だと思っています。これを、いわゆる調査研究ですよ、調査研究をしていただけないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどの回答と同じになるかもしれませんがけれども、議員さんご指摘のことも踏まえまして、民間施行による土地区画整理事業を基本とはしております。そういった中で、土地所有者等関係権利者の動向を見守りつつ対応していきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 昨日の一般質問では、橋本議員は佐野東を取り上げました。私も佐野東地区の区画整理に非常に興味があるし、これからの太宰府市にとって、10万人を目指すのであれば、そこを抜きには考えられないと思いますけれども、今日は、私、高雄地区の区画整理について、ちょっとスポットしてみたいと思うんです。

高雄地区の区画整理、もしこれが進んで1,000人規模のまちが新たにできたとしますと、それは人口増だけで税収が上がってだけじゃないですよ、これって。今の既存の住宅地、高雄と、片一方は青山と梅香苑、両方、これは一種低層住宅なので、店舗はないですよ、皆無。皆さんはどこに買物に行っているか、筑紫野市ですよ。

それは、なぜ私が気づいたかと言ったら、市民意識調査。市民意識調査を見ると、この高雄地区ですね、ここら辺の方は買物がすごく不便だと、交通も不便だとなっています。ですから、市域全部を見回したところで、すごく地域差がある中で、特に一種低層の地区しかないところというのは、非常に不便なんですよ。そこで、この高雄地区の区画整理ですね、これは非常に意味があることと思います。

これ、今、民間主導と言いましたけれども、行政が背中を押して、もうちょっと早くスピードアップをさせなきゃいけないと思うんですけれども、これについては何かお考えはありますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 高雄地区の区画整理につきましては、先ほどから申し上げていますように、準備委員会により進めてあるところでございますが、その事業の推進につきましては、様々な課題もあるかと思っております。

例えば、高尾川の改修ですとか交差点の整備ですとか、いろいろあるとは思いますが、その辺もしっかり踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 最後に、五条駅周辺地区の再開発について、最後、お聞きしたいと思います。

改めて、楠田市長にお伺いします。この五条駅の再開発は必要ですよ。どうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん、やれるものならやれたらいいと思っています。ちょっと私の代でなかなか進まなかったことは、じくじたる思いであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 必要だから聞いているんですけども、もう一回、改めて質問しますね。改めて素朴な質問です。太宰府市内のにぎわいの中心というのは、天満宮参道を除いて、どこでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） なかなかにぎわいの中心と言うと、また難しいです。いろいろ計画では、駅周辺ということで、五条もそうですし、都府楼もそうですし、二日市の東口方面もそうですし、いろいろな可能性はあると思いますけれども、できるだけ多くにぎわいがあるエリアが多いほうがいいとは思っています。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） やはり、太宰府市におけるにぎわいの中心は、天満宮参道を除いたら、五条というお答えをする方が多い。私も五条と答えちゃうんですけども、でも、ここですね、都市計画上の用途分類では、近隣商業地域と言います。商業地域じゃないです。近商、近隣商業地域は、住宅地に隣接した生活密着型の施設が集まるまちなんですよね。ちょっと商業地域よりは規制が厳しくて、いろんな店舗を展開することが難しい地域、ずっと近商です。近商自体が非常に問題があると思うんですけども、でも、これ、都市計画の近商を外して商業地域にするだけでは駄目ですよ。まちづくりに伴ったところで用途の変更をしていくのが定石だと思うんですけども、これについてはどうですか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） お答えいたします。

当然、そこら辺、五条というのは、もう中心に据えるような、やっぱり主要な場所だと判断しております。その条件づけといいますか、ここ五条を、そういうふうな形で発展させていこうということをもって、やはり立地適正化計画もその目的の一つであったわけです。

今後、いろんな、例えば議員がおっしゃるような高度化とか、高さ規制とか、そういうのも検討しながら、そこに見合った用途に変えていくということも十分考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 今回の一般質問、なかなか前向きな答えを引き出すことが、私の力不足でできませんで、ちょっと残念でしたけれども、でも、今回の一般質問で、このテーマを取り上げたことについて、これが何かしら皆さんの心に残っていただければと思っております。

今回の一般質問は任期最後ということもあり、大きなテーマを取り上げました。お聞きいただいた皆様、どのように受け取られたでしょうか。

本市は、まず人口10万人の達成を目指していただきたいと、あえて申します。そして、将来的には、筑紫野市と共に20万人規模の中核市を目指すべきだとも考えています。

太宰府市には、大きなまちに成長する可能性が私は秘められているとずっと信じております、10年間。しかし、その可能性が十分生かされないまま時間だけが過ぎていることに、もどかしさをずっと感じておりました、今も。

次期市政においては、太宰府市のまちの可能性を具体的な形として実現できるのか、それともこのまま歴史のまちに沈んでしまうのか、行政と市民が力を合わせて未来のまちづくりを進めていただくことを心から願っています。

以上で終わります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時5分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔15番 小島真由美議員 登壇〕

○15番（小島真由美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い、2件質問をさせていただきます。

1件目、物価高騰から高齢者を守るための支援策について。

物価高騰が長期化し、特に年金生活を送る高齢者世帯に大きな影響を与えています。生活必需品や食料品、光熱費などの値上がりが続く中、物価高騰に対して支給される年金額が追いついていない現状があります。

そこで、まず現在の高齢者世帯に対する物価高騰の影響や対策の現状を伺います。

また、高齢者の生活支援策として商品券の配布を提案させていただきたいと考えます。商品

券を利用することによって、地元商店街や小規模事業者への消費が生まれ、生活支援と同時に地域活性化の呼び水となることが期待できます。市内の地域振興の現状と課題についてお示しいただき、今回の提案について見解をお聞かせください。

2 件目、イノシシによる人的被害を防ぐための対策について。

イノシシ被害は、農業への被害だけでなく、近年では住宅街でも頻繁にイノシシが目撃されるなど、地域の防犯・防災の課題として、市民の安全を脅かす大きな問題となっています。地域住民が少しでも安心して暮らせるようにするため、3 項目について質問させていただきます。

1 項目め、10月28日に市内で死亡していた野生イノシシに、本市として1 例目となる豚熱ウイルス陽性が確認されました。人への感染はないということで安心いたしました。地域住民への対応や各自治会への説明、登山客への影響や周知など、豚熱ウイルス陽性事案に対する市の対応について伺います。

2 項目め、現在、市内の住宅地でイノシシによるごみあさり被害が増加しています。ごみ袋を破られ生ごみが道路に散乱している現場では、ごみ回収業者がご厚意で掃除をして帰られるとも聞きます。市としてどのような被害実態を把握されているのか、現状と対策について伺います。

3 項目め、通学路におけるイノシシの出没危険地点を総点検して、草刈りやごみ集積所の位置の見直し、注意喚起、防護柵の設置など通学路の環境整備を行うべきだと考えます。見解をお聞かせください。

以上、再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 1 件目についてご回答いたします。

議員ご指摘のとおり、原材料価格やエネルギー価格の上昇などにより、日常生活における物価高騰の影響が続いており、特に年金生活者をはじめとする高齢者の皆様にとっては大きな負担となっているものと推測されます。

また、市内の小規模事業者におきましても、エネルギーや原材料価格の高騰、人手不足、そして物価高騰に伴う消費者の節約志向の高まりなど、依然として厳しい経営状況が続いている状況も承知しております。

本市では、これまでも「太宰府市エネルギー・食料品価格等高騰低所得世帯支援給付金支給事業」「太宰府市住民税非課税世帯に対する給付金支給事業」や「太宰府市高齢者物価高騰緊急支援対策商品券給付事業」など低所得世帯や高齢者世帯に対する給付金の支給などを通じて、生活支援と地域経済の活性化の両立を図ってまいりました。

議員ご提案の商品券の配布につきましては、地域経済の活性化と高齢者支援の一定の効果が期待できるものと認識をしております。

一方で、対象者の設定、財源の担保や公平性の確保など、整理すべき課題もございます。

今後、国や県の動向を注視するとともに、議員のご提案や他自治体の取組事例も参考にしな

がら、効果的な支援策の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。

今、食料品や電気料金、生活必需品など、ありとあらゆる分野で物価高騰が続いている状況なんですけど、本市の補正予算の増額などを見ても自明の理であります。

特に年金生活を中心とする高齢者世帯では、実質的な可処分所得が減少し、日常生活に大きな影響が出ているという状況であります。

高齢者からは、「節約にも限界がある」、また「腰や足が弱くなった」「外出するのもおっくうになった」「バスも減便された」など、本当に力を落とされるお声を聞くことが多くなってきたと私は思っています。コロナ禍に似たような閉塞感を感じるのは、私だけでしょうか。

団塊の世代が高齢者となる本年、2025年、高齢者のこういったお声というのは、今、現場ではどういう状況なのか、もう少し詳しくお伝えいただけたらと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 令和5年に実施いたしました「太宰府市高齢者物価高騰緊急支援対策商品券給付事業」の折には、「生活が苦しい中、大変助かりました。ありがとうございました」というお声が多数ございました。

そのように物価高が長期化している現在におきましても、やはり生活が苦しいとか、毎月のやりくりが大変などのお声があるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 楠田市政も、12月で任期満了という形になります。私自身もそうなんですけど、楠田市長ご自身も、恐らく今、目の前にある物価高騰を何とかして手を打って終わろうというようなこと、これも大きな、私自身もやり終えて終わりたいという気持ちがいっぱいございまして、今回、この質問をさせていただいた次第です。

2023年に物価高騰対策として、先ほどご回答にあった「太宰府市高齢者物価高騰緊急支援対策商品券給付事業」ということだと思いますが、この2023年、私も頂きまして、たしか500円券が20枚だったと思いますが、ちょっとわくわくしたのを覚えているんですけど、この2023年の事業について、どういう事業だったのか、詳しく教えてください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 2023年、令和5年度に実施いたしました高齢者物価高騰緊急支援対策商品券給付事業につきましては、目的といたしまして、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増に伴いまして、特に家計への影響が大きい高齢者が属する世帯に対し商品券を給付させていただいており、生活の安定に役立てるとともに、市内における消費の喚起、下支えをすることを目的に事業を実施したところでございます。

財源といたしましては、国のほうから交付されております地方創生臨時交付金を活用いたしまして実施をいたしております。

給付対象者につきましては、本市の住民基本台帳に記載されております65歳以上の高齢者が属する世帯の世帯主の方に給付を行ったところです。

先ほどお話もありました給付額につきましては、1世帯当たり1万円の商品券、1冊20枚つづりの商品券のほうを郵送でお送りしたところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） このときは、たしか非課税世帯には国からの給付金があつて、その対象外の方たちへの商品券配布だつたと記憶しているんですが、これが間違いないかどうかと、この予算規模について、対象者が何世帯で、予算規模についても、もう一度ご説明ください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 先ほど申し上げました高齢者物価高騰緊急支援対策商品券給付事業、これの前に先立ちまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業というのを実施させていただいておると同時に、また価格高騰緊急支援給付金というのを実施させていただいております。

また、その後、同年度にエネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金というのを実施させていただいているところでございます。

高齢者物価高騰緊急支援対策商品券給付事業につきましては、給付世帯が8,640世帯の方に給付のほうをさせていただいております。

価格につきましてはですが、配布額につきましては8,640万円の配布をさせていただいて、そのうち換金額につきましては、8,230万8,500円の換金状況であつたということでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 2023年には、約9,000万円いかないぐらい、約9,000万円の金額の予算ということでの配布事業でございました。このときは給付があつたということでしたが、今回は、高市総理が給付は行わないと断言をされております。

今回は、そこを考慮して対象者を考えていく必要もあるし、財源といたしましては、恐らく、間違いなく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が下りてくる予定であります。これも、結構増額されて下りてくるというようなことでございますので、大体1億円規模での商品券配布をやっても大丈夫じゃないかなというふうに私の中では試算をしております。

今、大事なのは、試算をして、どう配分するかをもう想像しながら手を打つこと。そうしなければ、すぐに12月、市長の満了も来ますし、私たち議員も満了が来ます。ですから、目の前にある物価高騰に対して、じゃあうちの市はどうするんだということの姿勢をきちんとはつきりしておくこと、これが今回の私の定例議会での大事な位置づけであると思っております。

今回、給付は行わないと断言された故に、対象者を幾つかシミュレーションをしながら財源の規模も探っていきたいと思っておりますので、一緒にちょっとシミュレーションをお願いしたいと思っております。

まず、高齢者のみの世帯と独り暮らしの高齢者を合わせて1万円の商品券を給付したという設定でいくとしたら、対象者がどのくらいで、予算規模がどのくらいになるのか、これ、ざっとで構いませんので、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 高齢者のみ、あるいは独居の方とか、高齢者のみの場合の対象世帯数は、おおむね1万世帯強ぐらいになっております。その中で、仮に令和5年度と同様の形で対象者を選定しまして事業を実施した場合に関しましては、約1億2,000万円強ぐらいになるんじゃないかなというふうに試算をしているところです。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） それは、逆に、給付は今回ないということですので、低所得者、非課税世帯であれば、どのくらいの世帯でお幾らぐらいに予算を立てればというのは、お分かりになりますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 高齢者がいらっしゃる均等割非課税世帯の対象者数というのが、おおむね大体5,000世帯弱になっております。その中で1万円の給付というのを考えた場合には、事務費等も考慮しながら、約5,700万円弱ぐらいの金額になるかというふうに試算をしているところです。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 今、ざっとシミュレーションをしたとおりです、市長。大体6,000万円から1億円ぐらいの見積りの中で、この商品券配布の実効性がある効果的な内容としては、2つ最初に申し上げましたとおり、高齢者を物価高騰から守ると、年金生活者を守るという点、そしてもう一つが、地域経済の活性化を図るという一石二鳥な政策だと私は思っています。

さらに言えば、高齢者の方たちが買い控えだとか、本当に先ほど申しましたように閉塞感がある中で、やはり商品券をもらって、何か買おうかという、そういう気持ちを起こしてもらったり、その中で認知症の予防になるのが料理だとか、いろんなことを想像する気持ちだそうですね。なので、この商品券でどういうものを買って何をつくろうかとか、どういうふうに使おうかとか、ちょっと年末年始の中で少し心の余裕を持っていただけたらなという思いもありますし、そういった効果もあるとも思っております。

先ほど回答にありました平等性というところについてなんですけれども、今回、政府のほう

は、来年1月から3月までの間、電気・ガス料金に補助を入れるということを明言されていますね。それから、ガソリン税についても全体的に廃止をする方向で、これも、ガソリンもだんだんちょっと値下がりしてくるということ、そして現役世代になりますと、定額減税の中で、果実を受け取られた方、今から受けられる方という形になります。

例えば、年収500万円ぐらいのサラリーマンの方で、奥様は専業主婦であった、子どもが2人いる、そういう平均的な世帯の中でも、住民税と所得税を合わせて、たしか16万円ほどになると思いますけれども、受けられるんじゃないかというふうに思っています。数字が間違っていたら、すみません。

このように、やはり現役世代には軽減税率、今回は、一番この物価高騰の中で大変な形になっているのが高齢者世帯。

前回の定例会の中では、赤ちゃんから高校生までのお米券を配布しますということで、この準備が今進められているところでありますが、1つお願いがあります。このお米券についても、実際に受け取れる金額と、3,000円満額と皆さん思っていらっしゃいますので、どこかの段階でこの説明を入れたほうがいいと思っています。

これは、お米券の性質として、そうだというようなことを、お手紙と一緒に配布するとか、ホームページ、LINEなどで、そうしないと、市民側からしたら、3,000円丸々使えるんだという認識の方がとっても多いです。

なので、せっかくいい事業をしたとしても、誤解というか、ちょっとそこがボタンを掛け違ったときに、ちょっと損をしたかなという気持ちにならないように配慮をお願いしたいと思います。

国のほうも、お米券というふうなことの選択肢を持って、今回の交付金も考えてあるようですけれども、お米券に限らず、高齢者が何を買おうかとするような商品券のほうが私は実効性があると思っておりますので、ぜひ検討をいただきたいと思っております。

物価高騰が続く中で最も影響を受けやすいのが、固定収入の高齢者の方々、先ほど申し上げたとおりです。このようなときこそ、市が率先して安心できる支援と地域を元気にするという2つの仕組みを打ち出すことが大切ではないかと思えます。

最後に、私のこの提案について、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もうおっしゃるとおりでありまして、お米券も高校生まで拡大ということもご指摘もいただきながら、実現もしてきたところであります。

先ほどの実質の買える値段も、お手紙の中に書かせていただいていると思っておりますので、その上で、本当に高齢者、昨日も高齢者施策についてのご指摘もいただきましたので、私も最後、改めて高齢者の方々にも感謝の思いを持って、また、おっしゃるように、非常に年金なども物価高に追いついていないという中で、また収入の向上もなかなか見込めない中で、そうした方にこそ行き渡るような、そしてまた地域経済にも貢献するような形というのは、非常にもうご

もっともだと改めて感じましたので、私の任期中にどこまでできるかちょっと分かりませんし、次の新たに選ばれる方なり議会の意向もあろうかと思えますけれども、担当は基本的には一緒でありますので、そうした担当の中で、まず検討を進めさせながら、よりスムーズに、よりスピーディーに、現在苦しい状況である市民の皆様、特に高齢者の皆様に行き渡るような方策を今の時点からシミュレーションをしておきたいなと改めて感じたところであります。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。

2件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 2件目について、ご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、本年8月19日に久留米市において、野生イノシシにおける豚熱感染事例が県内で初めて確認されて以降、うきは市、糸島市においても確認され、10月28日に市内内山地区で、死亡していたイノシシから本市として1例目、県内では19例目の豚熱ウイルスの陽性が確認されております。

豚熱につきましては、以前は、豚コレラとも呼ばれていましたが、2020年に名称が豚熱に変更されております。豚やイノシシがかかるウイルス性の感染症であり、主に「豚熱ウイルス」というウイルスが原因で、発熱・食欲不振・歩行異常・全身の出血斑などを引き起こし、一度感染すると、死亡率が非常に高い病気でもあります。人への感染はなく、感染した肉を食べても健康への影響もなく、市場に出回ることもありません。

豚熱ウイルスは、野生のイノシシや感染した家畜豚の間で広がりますが、特に野生イノシシが「ウイルスの保菌源」となることが多く、山間部や農地周辺で感染が広がる場合があります。

家畜豚が感染すると、農家の経済的損失が非常に大きく、発生が確認されると、感染拡大防止のため家畜豚の移動制限・殺処分などが行われることとなります。

本市及び発生地点から半径10キロ圏内に養豚農家はありますが、蔓延防止のため発見後、速やかな防疫対策が必要とされております。

本市の具体的な対応であります。まず10月30日に市内において死亡イノシシから豚熱ウイルスが検出されたことが県から発表され、同時に市ホームページで周知いたしました。その後、県や猟友会と連携しながら野生イノシシへの豚熱ウイルス経口ワクチンを散布するため、去る11月6日に福岡県主催による緊急散布計画会議が開催されました。

会議では、半径10キロ圏内の関係市町及び地元猟友会が参加の下、各市町の域内での経口ワクチンの散布箇所を確定し、本市では11月12日に市内5地点でワクチンの散布を実施したところでございます。

それに先立ち、11月7日から地域住民や自治会、さらには登山客に対し、チラシ配布や看板設置により、イノシシに近づかない・触れない・山林から土を持ち帰らないなどの周知を行い、特に山林に立ち入った際の靴底消毒の励行をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 次に、2項目めについてですが、イノシシによるごみの食い荒らし被害の現状につきましては、令和5年10月から収集業者の報告による被害件数を集計しており、昨年度は1年間に469件、今年度は10月末までの7か月で81件の被害報告を受けております。

被害が発生する時期については、秋から冬にかけて件数が増加する傾向にあることから、時期的に、これから被害が増えてくるのではないかと予想しております。

ごみ出しの対策につきましては、市民からの相談を受けた際、必要に応じて現場確認などを行い、自己防衛対策として、ごみ袋の周りに忌避剤の散布や、イノシシが届かないような壁などの高所につるしてごみを出すなどの、荒らされないようなごみ出し方法のアドバイスを行っております。

また、散乱してしまったごみにつきましては、収集業者の協力を得て、収集する際に道路上に散乱したごみの片づけを行うよう対応しております。

そのほかにも、鳥獣被害対策として、令和6年度から活動を開始した「すぐやる班」により、有害鳥獣出没時の出動対応やイノシシ用箱わなの点検及び捕獲などを行っております。

しかしながら、現状の対策では抜本的な解消に至っておらず、主に三条区、連歌屋区、観世音寺区、国分区など四王寺山に隣接した地域に被害が集中している状況となっております。

今後につきましても、引き続き収集業者による道路上の散乱ごみの片づけを行うとともに、参考となるような取組事例等について調査研究を進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 次に、3項目めについてですが、通学路など住宅地でイノシシの目撃情報が寄せられた場合、まずは通学路となっている学校への情報提供を行うとともに、出没の状況によりましては、すぐやる班の有害鳥獣専門員を中心に注意喚起のアナウンスやパトロールを行うことといたしております。

市では、各所管課により市有地の定期的な草刈りなどを行っているほか、市内の約100か所にイノシシ捕獲用の箱わなを設置し、今年度、令和7年10月末現在、成獣55頭、幼獣59頭の合計114頭の捕獲をしております。

また、市民からイノシシ出没の相談が寄せられた場合は、すぐやる班の有害鳥獣専門員が現地にて侵入経路を確認し、考えられる予防策の助言を行っているところであります。

議員ご指摘のイノシシ通学路における出没危険地点の総点検につきましては、出没地点の地理的状況のほか、年によっても、また、出没の時期・時間帯によっても変わってまいります。草刈りやごみ集積所の位置等の確認を含め点検し、当該箇所における有効的な対策につきまして、関係所管課とも調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小嶋真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。

改めて、イノシシ問題が本当に年々ちょっと大きくなってきているのかなというふうにも、ご回答をいただきながら思いました。

今回は、太宰府が初めての例となる豚熱陽性ウイルスということも確認をされたということでございます。そもそも、この過去5年間の捕獲状況をちょっともう一度教えていただきたいと思えます。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 過去5年間の捕獲状況でございますけれども、令和2年が282頭、令和3年が183頭、令和4年度につきましては427頭、令和5年度198頭、令和6年度は393頭となっております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ある時期、すごく増えた時期もあるようございますが、大体、この400頭ぐらいずつこれからも増えていく可能性が大きくなるかなと思いつつ、今、お聞きをしておりました。

この捕獲状況をちょっと見て、改めて思いましたけれども、今回、そういう中において、豚熱についても改めてこうやってご説明をいただいたところ、人間にうつらなくてよかったなどと改めて思いました。

山の中では、この豚熱ウイルスの陽性のイノシシがどれくらいいるのかというのは分かっていない状況だと思います。この豚熱について改めて伺いますけれども、人への感染はないとのことなんです、例えば犬や猫、ペットを飼っていらっしゃる方、散歩をさせても安全性は大丈夫なのか、また、今、ジビエ料理のお店も随分増えてきていますし、ジビエということに特化しながら、何とかイノシシの肉を有効活用しようという動きも県としてもあったように思います。そういったところの状況も踏まえて、影響について教えていただきたいんですが。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） こちらの豚熱につきましてはですけども、犬や猫等、ペットに感染することはないというふうに聞いております。

また、ジビエ料理等につきましてはですけども、豚熱に感染したイノシシの肉は、食品衛生法等の法律によって食用にはできないこととなっておりますので、検査で陽性または疑いがあるイノシシの肉は出荷販売禁止となります。ジビエ料理のジビエ処理の施設では、必ず全頭調査を行いまして、陰性のみ食用にできるというような仕組みになってございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。

この豚熱については、福岡県が主導しながらワクチンの散布であるとか、またそして地元猟

友会が参加して、各市町の域内でワクチンの散布が行われたというところであるという回答が先ほどありました。

チラシ配布によっては、イノシシに近づかない、触れない、山林から土を持ち帰らないといった登山客への周知が、このような説明をいただいたんですけれども、実際にこのワクチンについては、餌の形だと思ふんですが、これを拾う可能性が登山客にあるのだろうかとか、ちょっと心配があるんですが、この福岡県の対応に対する登山客への周知についても含めて、登山客への周知、そして対応について、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 登山客に対する具体的な周知についてですけれども、豚熱が発生していること、人には影響がない旨の説明を既にホームページに掲載しており、さらにはポスターを作成して、登山口の見やすいところの樹木等に所有者の了解をいただき掲示をしたりなどを行っている状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。

餌の形をして散布をされてあって、それを食べて倒れているイノシシもいるでしょうし、また餌の回収を全部というわけには多分いかないとも思いますし、その辺の山の中の様子もちょっと変わっているということをしつかりと登山客に知っていただかないと、今から紅葉シーズンになって、ますます登山客が増えていく現状がありますので、この注意喚起については、ぜひとももう一度徹底していただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2項目めに入りますけれども、この2項目めのごみあさりの件数があまりにも増えていたので、ちょっと驚いたところでもあります。

以前、今泉議員と、また森田議員が質問いただきました。この議事録をちょっとしつかり読ませていただいて、今回、質問をさせていただこうと思ったんですけれども、なかなか有効な手だてがないということで、防衛する、防衛の仕方、要するにこっち側がどうやって防衛していったらいいんだろうかというような、イノシシが届かない壁などの高いところにごみをつるしてくださいというのも、これも私も高齢者にお聞きしました。市役所からそう言われたけれども、高齢者には無理ですという回答も返ってきたんですけれども、荒らされないようなごみ出し方法のアドバイスにとどまっているという、決定的な解決策が今のところ見当たらないということが現状のようでございます。

本市は、こういう460幾つという件数ですが、他市、近隣市の状況の、ごみあさりの状況が分かれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） これまで情報収集のために、県内の福岡地区内の市町村と情報交換を行いました。本市と同様のイノシシによるごみ荒らしの課題を抱える市町村はあまりない

というような報告でございました。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 太宰府市が飛び抜けて多いということなんですか。これはどうしてかということ、専門家を交えてちょっと一度検証していただけたらいいですね。四王寺山はつながっているんですけども、何で太宰府だけこんなに多いんでしょうね。

本当に、このごみ問題というのは、現場は大変で、市役所の方たちも、そのたびに相談や苦情や様々な対応をしてくださっていることに対して、本当に敬意を表したいと思っております。

市民の方たちも、そうやって市役所の方がすぐ来てくれるということに対しては、すごく安心感を持たれてありました。

ただ、やはり決定的な解決策がない中で、どうしてこうかと私もずっと今泉議員の議事録を読み、森田議員の議事録を読みながら、ずっとこのことを考えてきました。

やはり、これはもうしっかりしたごみ置場に対する補助金制度をつくるべきではないのかなということの結論に私の中では至ったんですね。

その話をちょっとさせていただきたいと思っているんですけども、ごみについては、自己防衛のアドバイスというところでのご回答でございましたけれども、ごみ置き場設置に関して、そもそも今の段階では、どのような補助金が見えるのか、こういうイノシシに対する補助金があるのかないのかということからお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 現在、イノシシ対策を目的とした補助金制度というのはございませんが、環境課のほうで太宰府市地域美化推進事業補助金交付規則、こういった規則がございますのですが、これで、ごみ箱設置を目的とした補助金の利用が可能ではございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ぜひ、これは私がお話をお聞きした自治会では、組内が18世帯ありました。四王寺山の麓なんですけど、ここは組長さんがすごくやはり前向きにいろんなことを取り組んでくださって、18世帯が1万円弱ぐらいのお金を出し合って、ごみ集積所に頑丈なものを購入したというようなお話をお聞きしました。その場所の許可を環境課からいただいていることではございますが、ぜひこういうところに補助金を使っていただきたいと思います、これは可能でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 補助金そのもので、そういった購入をするのは可能ではございますが、そういった場所の設置、これにつきましては、底地である所有者、あるいは例えば集積所をつくるとなると、その集積所の近くのお住まいになっていらっしゃる方、こういった方々の心情等も考慮する、そういったいろんな課題解決をしないといけないというところはございますので、そういった合意が取られるということであれば、補助金を活用して、ごみ箱等の設置をしてというのは、ある意味できるのではないかなと。ただ、そういった合意形成、これが一

番大事ではないのかなというふうに思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。

部長がおっしゃるとおりだと思います。イノシシに荒らされるからというところで、ごみ集積所を頑丈にしたというところで補助金を出すという仕組み自体が今ないということなんでしようけれども、環境美化というところでの補助金で何とかいけないかというような工夫とか、様々なやり方があるとも思います。

で、あるお宅では、四王寺山の、これはちょっと山の上の方だったんですけども、3世帯で頑丈なごみ箱を買って、そこにごみを入れるようになって、イノシシがもう来なくなったというようなことで、喜ばれていました。そこも、やはり同じような金額を出し合いながら置きましたということでした。

このように、やはり現場では、もうどうにもならないというところまで来ていますので、自分たちで工夫をされながら何人かで集まってつくったり、また、組内が一つになってつくったり、また、個人的に蓋つきの頑丈なものに変えたり、様々なやり方で、このイノシシに対するごみ荒らしを防いでいこうという自己防衛ということでの機運は高まっているようです。そこに関して特化した形で補助制度ができないものかなというふうに私は思っていたんですが、ある一定の条件をつくりながら補助制度ができないものか、可能性としてはいかがなものか、お聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） そういったごみ出し用のかごの設置に特化した補助金というのは、先ほど申したような形で、特化した補助金の制度はございませんが、議員ご提案いただいておりますもの、それとほかの自治体の取組事例等も参考にしながら、効果的な対策について調査研究はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） この問題は、文化財を抱える地域でお住まいのところは、ごみ、そういった場所に置くところが許可が下りないとかというお声も聞いたりもしておりますし、様々なこの問題については課題があるなというふうには認識しておりますが、まずやれるところからやればよいと思いますので、自治会の中で、そういった組内でこうなったとか、何かしら形になってごみステーションが出来上がりましたというときに補助金を出すとか、例えばごみステーション整備事業であるとか、蓋つきコンテナ型のごみボックス設置支援事業とか、そういった事業として何かしら形になればよいなというふうに、これは思ひまして、今回、ごみ置場についてのごみ荒らしについて質問をさせていただいております。

森田議員の一般質問の中でも、やはり農業に対する補助金はあるようでした。柵をつくったり、田畑に柵を置いたりとか、そういったことも有害鳥獣被害防止対策事業補助金というのが広域であるということをお聞きして、その増額補正を市議会でも今までやってきた記憶があり

ます。

こういったところの農業に特化したところの、イノシシに限らずですけれども、こういった補助金がある。しかしながら、生活圈域まで下りてきた、この大きな問題に対する支援をしていくという補助金が見当たらないといったときには、市で独自で何かできるところを模索する、これが結構一番これから大きな政策の肝になってくるのではないかと思いますので、これはもう高いところにつるしてくださいという次元ではもうなくなってきているということの認識だけはお願いをしたいと思っております。

3項目めに入りますけれども、この3項目めは、これは本当にけがが今のところどのくらい人的被害があっているのか、私もちょっと把握はできていないんですけれども、この住宅地の出没や通学路とか家庭菜園を掘り起こしたとか様々なことは聞くんですけれども、この住宅地出没について、人的被害があったかどうかとか、これまでご相談があったとか、ほかについても結構ですので、ご相談内容がもしあれば、ちょっと少し教えていただきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 人的被害につきましてですけれども、今のところ人的被害に関しての報告はあっておりません。

ただ、イノシシ出没や被害状況等の相談はあっておりまして、相談がありましたときは、すぐやる班のほうが出動しております。令和7年4月から10月までで、現在27回、相談確認に行っております。

ただ、その相談内容の大半は、やはり住宅地付近の出没に対しての相談ということになっております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小畠真由美議員。

○15番（小畠真由美議員） ありがとうございます。

一番考えなければいけないのは、やっぱり子どもの安全・安心だと思っています。通学路が市有地であるとか、雑木林だとかが近くにある、イノシシが出現しやすい通学路というのは、たくさんあると思いますので、これはもう教育部のほうにはご提案だけさせていただきますが、一回きちんとそういったことの通学路の危険箇所の点検はやっていると思いますが、そこにイノシシの出没状況などもこれからは入れていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

もし万が一通学路に出没した通報があったという際は、庁内での情報の伝達はどのようになっているのか、また、子どもたちへの万が一遭遇したときのため、学校への対応とか、学校への指導というのはどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 通学路に出没したときの対応でございますけれども、まず市に通学路等でイノシシの目撃情報が寄せられた場合、関係課及び学校教育課と情報共有をして、学

校教育課を通じて各学校へ情報提供を行っている状況でございます。

また、イノシシと遭遇した場合には、学校から児童・生徒に対しまして、近づかない、走って逃げない、静かにその場を離れる、大人や先生にすぐ知らせるという4点が重要になりますので、各学校から対応等の指導を行っていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。

これは、ちょっと私も素人でよく分からないんですが、ある程度場所を特定して柵とかの設置ができないかどうか、よく市民の方からはご相談をいただくんですが、そういった場所を特定して柵の設置を進めていくというようなことは、市としてはどうのお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） イノシシは、日によって行動範囲が変わりますので、特定の場所を囲っても、別の経路により侵入するというケースが多く、限定的な効果となることが考えられます。

また、設置や維持には土地所有者の同意や設置の維持管理費の費用が必要であり、市が単独で広範囲を整備することは財政的にも困難でありますので、限られた予算を鑑みながら、効果的で持続可能な対策を調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） イノシシの行動範囲が変わるということ、範囲の特定が難しいということ、それから財政的に困難だということ、3点ほどのご回答だったと、今、思います。

通学路など、特に優先順位が高いところを決めて、そして市有地の草刈り、市有地に面するところを、まずは市有地がきれいに草刈りができているということを気かけながら、そういう優先順位を決めて対応をする。金網とか柵なども設置する必要があるとも思うんですけれども、通学路と市有地というようなところでの、ある程度ちょっと限定されながらの政策というのは踏めないんでしょうか、すみません、もう一度お聞きいたします。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 市有地を管理する関係所管課と情報共有をいたしまして、定期的な草刈りや、先ほどご提案の柵の設置が可能であるかどうかは検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。

やはり、これは様々な問題がはらんでいるなというふうに改めて思いました。

箱わなも、もう100か所設置をしているというふうにもお聞きしておりますし、400頭を超す捕獲になってきたという現状もあり、ごみ荒らしも400件以上の相談になってきているということ、太宰府市が飛び抜けて多いということも今日分かりました。

このイノシシ問題については、予算立てが非常に難しいというのも、私、この質問をしようと思ったときによく分かりました。

まずは、やはり草刈りをして、餌を下に求めてこないような、要するに雑草とか、いろんなところからイノシシが出る隙がないような環境美化に努めていくということも非常に大事なかなと思ひまして、これは各所管で維持管理費というんですかね、維持管理費をイノシシとか、この鳥獣害を念頭に置きながら、きちんと予算立てを増額していくということも必要かなというふうに思ひましたし、これは様々な部署が連携しながら考えていく必要があるかなと思ひます。

この大きな問題となったイノシシの被害状況でございますけれども、安全で清潔なまちをまずつくるという観点からの予算立て、土木工事も含めてですけれども、この太宰府市は、そういった予算が少し少ないようにも思ひますので、当初予算では、しっかり予防保全も含めた予算としても、このイノシシ対策としても、環境美化としても、維持管理、そして土木費をしっかり取っていただきたいなというふうに、これは切にお願いをしたいと思ひています。環境対策として取り組む姿勢こそが、まず市民が安心して生活ができるのではないかと思ひます。

最後に、市長、ご見解をお伺いしてもよろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 退任時期との関係で、来年度予算には、私、あえて関わらないようにしているところもあるのですが、いずれにしましてもちょっとデータがよく分かりませんが、間違いなく増えてきているごみあさりをはじめ、市民の方が心配になるケースも増えてきているということは間違いないでしょうから、市としてももっともっと積極的にやっていかなければいけない時期を迎えているということは改めて認識をした上で、今後、担当もよく認識しているでしょうから、新たな執行部に受け継いでもらうようには徹底しておきたいなと感じたところであります。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。

今回の一般質問、1件目、2件目とも、今現在大変な思いをしている、また、今現在イノシシと格闘しながらごみを出している、そういう現状があるからこそ、今、手を打つべき内容を今回まとめさせていただいて、一般質問をさせていただきました。

どうぞ、スピード感を持った対応をお願いして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで12時10分まで休憩します。

休憩 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後0時10分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、あらかじめ通知しておりました「政治倫理条例の今後の姿」について質問いたします。

本定例会において、太宰府市長等政治倫理条例案が上程されました。これは、私が令和4年12月議会において倫理条例案をつくっていただきたいというふうなご提案を申し上げた、その結果だと思えますけれども、非常に残念ですけれども、市長の最後の時期になって、これが出てきたということは、これの実効性をどこかで実験しなきゃいけないと思っていた私にとりましては、非常に残念なことではございますが、少なくともかつてといいますか、今まで政治倫理条例が市長についてなかったということにおいては、積極的に理解したいと思います。

そこで、今回提案された条例案には盛り込まれていない事項がございます。条例案そのものは既に上程されておりますし、その内容につきましては、常任委員会や本会議のほうで検討されると思いますので、私としては、規定されなかった事項を、どういうふうに関後議案として出されるご予定なのかという方向性におきまして、質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1項目めです。資産公開について。

市長の資産公開につきましては、現在、政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例が定められております。一方、議員の資産公開につきましては、一応政治倫理条例が議会についてはございますけれども、その規定は、この議員の倫理条例にはございません。

そこで、2点伺います。

1点目、資産公開は政治倫理条例の条項として設けられるべきだと考えますが、市長と議員とで扱いが異なっていることをどのように解消していかれるのかを伺います。

2点目、市長の資産公開を義務づけている、今のこの先ほど申しました政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例という条例につきましては、その公開に疑義が生じた場合、市民からの調査請求に関する規定がございません。他方、今回出されました条例案の中にも、報告義務について市民からの調査請求に関する規定が予定されておられません。今後、市長の資産公開に関する疑義が生じた場合に、それを確認していきますというか、市民からの疑義に対してどういうふうにお答えする方法を確立されるのか、そういう考え方を伺いたいと思えます。

2項目め、政治倫理条例が市長と議会とで別々の条例として規定されていることにつきまして、今後も別の扱いとされるのかを伺います。

以上、再質問は、議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） ご回答いたします。

まず、1項目めの1点目についてですが、本市におきましては、現在、「政治倫理の確立の

ための太宰府市長の資産等の公開に関する条例」、また「太宰府市議会議員政治倫理条例」があります。

そのような中において、本定例会で、市長等が市民全体の奉仕者として、市のため市民のために、その人格と倫理の向上に努めることにより、政治の透明性を高め、市民の皆様の信頼を確保することを目的として、「太宰府市長等政治倫理条例」を上程しております。

上程に当たりましては、まずは既存の本市条例等も考慮し、バランス等を考えて作成しております。

議員ご指摘の点につきましては、既存の「政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例」「太宰府市議会議員政治倫理条例」、そして今回上程しております「太宰府市長等政治倫理条例」を総合的に検討していく必要があると考えております。

「太宰府市議会議員政治倫理条例」もありますことから、今後、議員の皆様とも十分に連携協議を行いながら検討する必要があると考えます。

次に、2点目についてですが、さきに申し上げましたとおり、「太宰府市長等政治倫理条例」の上程に当たりましては、まずは既存の本市条例等も考慮し、バランス等を考えて作成をいたしました。

議員ご指摘の点につきましては、こちらも既存条例等を含め総合的に検討していく必要があると考えます。

次に、2項目めについてですが、こちらにつきましても「太宰府市議会議員政治倫理条例」もありますことから、まずは今後、議員の皆様とも十分に連携協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

まず、そもそも論になりますけれども、倫理条例、特に倫理基準と言われるものが予定されておりますけれども、この倫理基準というのは、当選された議員、当選された市長が自己の地位を利用して市政の本務といいますか、公務がねじ曲げられるとか、あるいはいろんな金銭的な利益を得られるとか、不当な利害関係が生じてくるとか、そういった形で、いわゆる事後的に就任された後の態度を、市民が、あるいは審査会がとすべきなのかもしれませんけれども、審査をするという形で、議員もしくは市長の政治家、あるいは公務を遂行する人物として適切なのかということを経るという意味合い。現在、いろいろな形で、マスコミで論じられておりますけれども、それは事件性としての中身をよく見てみますと、選挙の遂行においていろんな問題があったとか、あるいは伊東市の場合は、疑義の卒業証書が出てきたという、いわゆる当選の問題でありまして、倫理条例が扱うというのは、あくまでも当選された後の当該市長もしくは議員の資質について市民が問うというのが倫理条例の本質だと思っておりますけれども、この点のご見解はいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 政治倫理条例の核心というところかと存じますが、議員がおっしゃったとおり、政治倫理条例は道義的や倫理的な行動基準を定める条例というところで捉えられるところでございます。

本条例につきましては、市長等が市政に対する市民の厳粛な信託に応えるため、市民の代表者として、市のため市民のためというところで、責務を有することを深く認識し、人格と倫理の向上に努め、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するところというところを目的で、今回上程している政治倫理条例についても作成をいたしているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 事後的に就任された後に、その方の、いわゆる仕事ぶりが市民の信頼に値するかどうかということが要だと思っておりますけれども、例えば資産の公開というのは、確かに市長の場合は、この条例の中に従いますと、就任して数か月の間に自分の資産公開をしなければという形で出されておりますけれども、その後1年を経た後とか、そういう形でもう一度出さなければという形で出されて、その間の財産の金額の変更、資産としての変更について、市民の方が、この程度は普通にあることだから問題はない。ただ、異常に膨らんでいるということを目にいたしますと、何か市長がその在任中に、楠田市長がやったというわけじゃありませんよ、何らかの形で疑いが生じるということだろうと思います。

そうしますと、いわゆる資産公開というのは、決してその方の属性が問題ではなくて、問題は、就任した後の点検事項として必要なのではないかという気がいたしますけれども、特にこの点について、この近隣の筑紫野市、大野城市、それから那珂川市、春日市、あるいは少し飛びますけれども、福岡市というふうなところで、この資産公開というのは、政治倫理の基準として設けられているかどうかをまずは確認させていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 資産公開についてというところで、本市のほうは、市長等は、いわゆる別条例で制定してあるところなんですけれども、筑紫地区で申しますと、近隣4市の政治倫理条例につきましては、まず春日市さんのほうが、市長と議員別々の条例になりますけれども、政治倫理条例の中で規定してございます。残り大野城市、筑紫野市、那珂川市につきましては、政治倫理条例が市長等と議員さんとで一本になっておりますので、その中でそれぞれ規定してあるというような状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 資産公開というのは、非常に面倒くさいというところがあるのかもしれませんが、市民の目から見ますと、そういったご当人の資産の動きを見ながら、当該公職にある方の仕事ぶりを推測すると、そういう手だてしかないのかもしれませんが、これは一つの重要なファクターだろうと思っております。

そこで、今回の市長についての倫理条例の中に、実を言うとばらばらになっているんですね。資産公開に関する条例だけが先行して存在し、そして今回、条例案として出された中には、資

産公開に関するものを基準としては挙げておられませんし、そしてなおかつ疑義が生じた場合、それを審査する審査会の権限として資産公開に関する審査をするという条項も今回盛り込まれておりません。

そこで、さきに作成されました資産公開に関する条例を実効的なものにするにはどうしたらいいかということ、どうしても考えざるを得ないわけですが、今回、この非常に条例案そのものが別個独立に存在していますので、簡単に横断的に、クロスオーバー的に前の条例の資産公開に関して後の条例の審査会が審査するという条項を求めることが可能かどうかという論理的問題はありますけれども、この考えについて、基本的に、今回、この資産報告についての審査というのを今回の条例案の中に盛り込まなかったというのは、どういった背景がございましたのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 先ほどのご答弁でも少し触れたところですが、本市には、いわゆる既存の条例が2つございまして、議員ご指摘のように、他条例からの影響で新しい条例に審査請求をいただくような形を盛り込めるかどうか、あと議員のご質問にもありました、議員の皆様方がお持ちの政治倫理条例と今回上程するところのバランス等を考えまして、他市の条例等も当然比較はさせていただいておりますけれども、本市の状況、バランスというところで、まずは出来得るところでの案を作成し上程しているといったような今回の上程の流れとなっております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） そうなりますと、やっぱり資産報告を前の条例で、いわゆる市長に一応義務があるということで規定してあるわけですね。

そうすると、今回、もしこの太宰府市長の倫理条例という議案を出されるときに、前の倫理条例の、特に資産報告に関する実効性というのを考えようと思ったら、その修正案を今回出されても私はよかったんじゃないかなという気がするんですね。

つまり、今回出された条例案には、いわゆる倫理基準というのが幾つかずっと書いてございますよね。その中に含まれていないんですけれども、審査会はその倫理基準違反を審査しますというふうな規定の仕方がなされています。

そうすると、どうしても当然のことながら、審査会は法令で与えられた職務しか執行しませんので、その倫理基準違反だけを扱うという形になっております。

ところが、時間的に前に施行された、いわゆる資産報告についてのものが書かれていながら、これを審査するという審査会とか、そういう審査会の権限とかと言われるものを用意していらっしゃる。

これは、ちょっと市長が、私は、ある意味では、公明正大に仕事をしておりますということ、を市民の方に訴えるということであれば、当然のことながら、そのところも審査会というものを予定していないと、恐らくきちんと整合がつかない。議員、議会の場合の資産公開とか審

査会については、また別論という話になりますけれども、少なくともそういうふうに矛盾が生じているのではないかというふうに私自身は受け取ったんですが、この点、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 資産公開についての疑義というところでございますけれども、公開をいたしまして、疑義をお持ちの方が例えばいらっしゃって、何らかの今回、政治倫理基準、議会の条例のほうと基準自体は同じような形で設定をさせていただいておりますけれども、基準に絡み何か疑義がまた生じたら、その部分で審査請求をいただくことも可能かとも思いますし、何か疑問をお持ちであれば、市のほうでもお聞きするというような機会もあるかと思っております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 私どもは、非常に条文とか法文については、厳格に解釈をしていきながら、つまり拡大解釈をしないというのが私たちの立場だろうと思います。

先ほど、なぜ資産公開というのは倫理基準じゃないんですかというふうにお話を最初に申し上げたのは、資産公開というのは、単に資産公開という事実だけが問題ではなくて、その推移において資産が異常に膨らんだということをきっかけに、市長の公務に対する信頼について確かめるという手法というものを持っておく、これを審査会が実行するんだというシステムなんです。

それを、そこのところは、一つも、いわゆる市民からの審査請求も入っておりませんし、それからかえって、これはたしか持ち出し禁止とか、公開禁止とかという、何か非常に難しい、少し言葉が変な終わり方になっていると思いますけれども、つまり市民からの要求は、この部分について、つまり資産報告については入っていないんですね。

だから、これはやっぱり後に、今回出されました上程案の中で、倫理基準に違反したものについて、市民からの監査請求があったときに、審査請求ですね、監査請求があったときに、それを審査会が受理して、そしてそれを審査会が審査して客観的に判断するというシステムを取っているということを、やはり同じようなシステムとしてその部分も設けておかないと、ちょっと前後関係が矛盾しているのではないかという感じがいたします。その点は、すみませんね、もう一度ご意見を。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もうこれは率直に不備といいますか、完全ではないということは、私も改めて認識をいたしまして、ただ、一方で非常に付け焼き刃的になってしまっていたかもしれませんが、必要なものとして、まず資産の公開の条例を平成7年の時点で作りました、そして議会のほうも、いろいろ事件もあった中で議会側が先に政治倫理の条例をつくられて、平成29年ですね。結果として、意図的ではなかったつもりですが、三役のほうが整っていなかったというご指摘を令和4年に受けまして、どうしたものかということで、我々としても議会側ともすり合わせをしてきたところですが、結果として、私ももう年内で去りますし、

議会側も12月14日の選挙で新たな構成が変わりますので、今のメンバーの中では、同じものの一本化というのはなかなか難しいという結論に至りまして、じゃあ整わないので、よくある政治家のやり方として、整わないので、もうそもそも出しませんというわけにはいかないと思ひまして、まずはもとある資産公開の条例はそのままだ、そして議会の条例もそのままだ、そして整っていなかった三役のほうをまずは最低限整えると、3つそろって、今の時点では、最低限の役割を果たせると。ただ、今後、新たな執行部なり新たな議会構成の中で、これを一本化するという努力がされることは期待していますし、そうされるべきだろうと考えております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 市長がおっしゃっていることは非常に現実的なんですけれども、非常に論理の矛盾があるという、法の体制としての体裁がおかしいということだけは申し上げておきたいと思ひます。執行部の皆様も、この点について少しお考えを練っておいていただきたいと思ひます。

それで、どうしても、今、市長の資産公開について申し上げましたけれども、本来、議会の倫理条例ということは、どっち側に、つまり議員、議会の固有の権利なのか、その定めることがですね。それから、それともいわゆるたたき台といいますか、そういったものを執行部がおつくりになるのか、ここは少し私のほうでははっきりいたしませんけれども、今までのお話からいたしますと、資産公開というのは、結局、そこに職に就いた方の公務執行が疑いを持たれないという形の一つの担保するものになっていますけれども、これについて議員の場合は、あったほうがよろしいと考えられているのかどうか、その考え方をちょっとお示してください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私も国会議員時代は、議員としてやってきましたので、資産公開というのは当然のこととして、もう政治活動を始めてからずっとやってきましたけれども、残念ながらというか、残念じゃなかったかは分かりませんが、中古車1台しか資産がなくて、結局、普通預金は今後変わるかもしれませんが、資産公開しなくていいということになっていますので、定期預金も株も何もなかったんで、家もないし、何もなし、土地もないんで、結構若手の議員は、資産ゼロですと、もしくは車1台ですとか、そういうことで出してきましたので、二十数年ですね。そういう意味では、あんまりあってもなくても私はあんまり気にはしてこなかったんですが、ただ、おっしゃるように、本当に議員としてなり、市長としてなり、三役としてなり、その地位を濫用して資産を形成するような人もいないとは言えなかったわけですね、過去も現在も。

ですから、そういう方に対して厳しい目を向けさせる、その上で市民からなり国民から何かしらマスコミなり、そうした論評をする上で、もしくは様々な明らかにさせる上で、そういう制度があるということも、今、政治家への信頼が地に落ちていますから、より必要だと思ひますし、政治家自身が率先して、やはり自らそうしたことを明らかにしていく姿勢も重要という意味では、法律制度はあったほうが良いと私も思っています。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 非常に議会と太宰府市という、少し片一方は執行部、片一方は監督機関というふうな機関の権限分配がありますので、一概に一義的に話を進めることはもちろんできないとは思っておりますけれども、資産公開の持つ意味合いは、議員であろうと市長であろうと変わらないと、そういうことだろうと思います。

今回、資産公開について疑義が生じた場合の取扱方がすっぱり抜けているということでお伺いしているんですけれども、資産公開について疑義が生じた場合、どういうふうな審査手続きとございますか、事後的なものがなされているかという点について、この近隣、筑紫でも結構です、4市の取扱いについて教えていただけませんかでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 疑義が生じた場合というところでございますけれども、春日市さんの場合は市長と議員が別になっておりますが、そのほかは一つの政治倫理条例というところで皆さん規定されております。

そのような中において、審査会のほうに、それぞれ疑義が生じた場合は審査請求をすることができるというふうな規定となっております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 全部大体似たような規定だと思いますけれども、選挙管理委員会の認定を受けながら市民の何十人かの署名をもって審査請求を行うと。市長がそれを受けられたら、それを審査会のほうへ諮問といたしますか、審査というものをだされて、審査会が独立機関としてそれを審査するという形の図式で、この後ですけれども、審査会が出された結論について、市長の、いわゆる是正といたしますか、それはいろんなバリエーションがあると思うんですけれども、どういったものが、例えばこれが議員の場合と市長の場合で異なる、市長というのは、この場合、市長等という文言になっておりますけれども、市長、副市長、教育長ですかね、それぞれに対する是正のもの、審査会が出した結論が事実関係として疑義がある、間違いなく違法ですと、そこまで踏み込むかどうかは分かりませんが、事実認定において、その疑義がそのとおりですという認定をされたときに、審査会が、例えば本人の辞職を求めなさいとか、あるいは本人に対して譴責をなさいとか、いろんな形のものがあると思いますけれども、この点についても、実を言うと、本件の条例案の中には記されていないと思います。この点については、どういうふうにお考えだったのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 審査会に審査をいただいて、その後、再度資料の提出であったり説明を受けたりとかという審査をしていただいたりとかというところがあるんですけれども、今、上程させていただいている条例案につきましては、近隣市も見た内容でもございますし、議会の政治倫理条例等も参考にさせていただいた中で、様々ほかの市町村もいろんな規定の違いが若干ありますので、その中で、近隣市と本市の条例を見て規定をさせていただ

ているという状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 最終的には、疑義を解消する手続、つまり疑義が出されて、審査会が審査をして、疑義が確定されたときに、それをどういうふうの実効性を上げるかというのも一つの執行部、あるいは議会側の自分の襟を正す方法として大事なことだと思います。

これが、この条例案の中には、いわゆる市長は審査会の審査を受けてという形だけで出されておりますので、その辺りも、どういう対応をするのかと、いわゆる概括的に対応をするというだけでいいのかどうか、そこのところを少しきちんとしていただければなという感じがいたしました。

最終的には、これは議員たる身分の者、それから市長たる身分の者が、結局、倫理審査基準に違反したときに、独立系の審査会の審査を受けて、そしてその審査の結果について従うという形のもので予定されておりますので、これはこのままいろんな形で、議会と市長という構成機関は別でしょうけれども、一応、共通する精神は同じだろうと思いますので、今後、こういったものの整備をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

ここで13時30分まで休憩します。

休憩 午後0時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔11番 笠利毅議員 登壇〕

○11番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、2件質問させていただきます。

1件目、地域公共交通の今後について。

私の住む団地を走るバス路線がなくなるという話が浮上してから1年余り、今度は西鉄バスからまほろば号の大幅な減便の申出もあったと聞いています。地域公共交通がどうなるか、いや、今後どのようにしていくかは、焦眉の急と言うしかありません。

私は、ここまで、とにかく毎日の今の必要を満たすこと、通勤、通学、買物、病院通いなどに使う交通手段の確保を最優先に考えてきましたが、同時に将来の地域公共交通の在り方を考えていきたいと思います。

デマンド交通という新しい交通手段も具体的な選択肢として言及し得る段階に入る今、このまちに暮らす人々がどのような動線を描き、どう暮らしているかを、全庁的に再認識・再確認しつつ、今後の太宰府市をもう一度デザインし直していく必要があると思っています。

そこで、1項目め、まず何のために地域公共交通はあるのかということに関わることをお尋ねします。

地域公共交通を再編する際、市は住民の何を支え、どのような居場所と出番を確保することが大切だと考えていますか。

2項目め、1項目めの一つの具体例として考えていただければいいのですが、施政方針では、西鉄五条駅前の公共施設、恐らく具体的には、まずはいきいき情報センターがイメージされると思いますが、西鉄五条駅前の公共施設の再編や市街地の活性化に取り組むことが掲げられています。

そこでは、「交流人口・関係人口による経済税収効果」が市街地の活性化の要因として指摘されていましたが、五条のまちとバスやタクシーで五条に通う住民との相互往還が市街地の活性化、地域公共交通の持続に果たす役割をどう位置づけていくのでしょうか。

車内広告を出していただいたり、定期的な地域公共交通の利用者には特典を付けるといったこともできようかと思いますが、いかがでしょうか。

3項目め、大野城市や筑紫野市との間を日常的に行き来している太宰府の住民はたくさんいます。西鉄下大利駅や西鉄二日市駅への相互のコミュニティバスやデマンド交通などが乗り入れる、乗りつけができると、利便性が高くなると考えます。相手のあることではありますが、現時点で利用できる制度をフルに活用すれば、どのようなことまで実現可能でしょうか。

4項目め、太宰府市気候非常事態ゼロカーボンシティ宣言を紹介する市ホームページには、市の取組として、コミュニティバス等の公共交通機関の利用促進や、その電動化をうたっています。デマンド交通の導入やバスの減便が不可避という事態に、脱炭素社会の実現という観点からはどう取り組まれるのでしょうか。

2件目、太宰府市の自治と共生社会の実現に向けて。

今年3月の一般質問で、令和7年度、今年度が太宰府市自治基本条例の検証が求められる年であり、そのためには市民との情報共有が不可欠だという指摘を行いました。

1件目の地域公共交通に関わる課題が、自治基本条例の求める市民参画のよい実践例となることを期待しています。

さて、前回の検証の成果という意味合いを持つであろう令和3年8月の太宰府市自治基本条例審議会からの答申、「太宰府市自治基本条例に関する提言」から、ここまでの太宰府市の取組、自治の理念がどの程度具現化されたのか、見解を伺います。

1項目め、子どもや若者について。

現在、子どもの権利条例の制定に向けて準備が進められていますが、その進捗状況、併せて「太宰府市自治基本条例に関する提言」13ページに、具体化が期待される事項として記載されている事柄が現状どのようになっているのかを伺います。

その際、子ども、あるいは若者に「太宰府市に住んでよかった」と実感してもらえた、そう言える取組や事例があれば、言及をお願いします。

2項目め、女性の参画について。

「提言」5ページにおいて、「審議会等の委員構成における女性割合を増やす工夫を行うこと」「審議会等の開催に当たっては女性が参加しやすい環境の整備に努めること」が求められています。どのような取組を進め、どのような成果が得られたかを伺います。

3項目め、外国人について。

自治基本条例第29条が社会情勢への配慮を念頭に置いた検証を求めているとも考えられることから、昨今の社会情勢を踏まえての質問です。

太宰府市自治基本条例は、第3条で市民を次のように定義しています。「市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内にある事務所又は事業所に勤務する者、市内にある学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体（以下「事業者等」という。）をいう。」とあります。この定義は「外国人」を排斥するものではないと市は解しているか、確認を求めます。

以上です。再質問は、議員発言席より行わせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、地域公共交通は、地域住民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関として定義されており、市民の豊かな暮らしの実現や地域社会活動に不可欠な社会基盤として重要な位置づけであるものと認識しております。

ご存じのとおり、地域公共交通につきましては、人口減少やニーズの変化、深刻化する担い手不足の影響により、非常に厳しい状況に置かれております。

そのような中、現在、策定中の地域公共交通計画におきまして、基本方針の一つとして、住まう人も訪れる人もともに使いやすい地域公共交通の構築を掲げ、まちづくりと連携した公共交通軸の形成など様々な目標、施策の方向性について検討を重ねており、第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標2「だざいふ型全世代居場所と出番構想」をはじめとする様々な施策などとの整合や連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、今後さらに多様に変化するニーズや社会問題、深刻化する人口減少、少子高齢化などに対応するため、持続可能で安心・安全な都市構造への転換を図ることが必要との認識の下、住宅、医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、本年10月1日に太宰府市立地適正化計画を公表いたしました。

本計画におきまして、本市の活力とにぎわい機能を向上させる中心拠点の形成、本市の魅力を向上させ、地域の暮らしを支える地域・生活拠点の形成、広域的な役割として観光や文化機能の充実を図る交流拠点などを設定し、地域の活性化等に向けた施策・誘導方針、誘導施策の方向性をお示ししております。

また、拠点間をバス等の公共交通でつなぎ、拠点の特性に応じた都市機能を補完し合う本市のイメージなど、公共交通に関する事項もお示ししており、住宅及び医療・福祉・商業、その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図り、持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

なお、策定中の地域公共交通計画におきまして、本市が定めるまちづくり全体及び分野別の各種関係施策・計画及び都市機能の増進に必要な施設の立地適正化に関する施策との整合・連携を図ることとしており、ご提案いただきました車内広告収入や利用者特典など地域公共交通を支える仕組みについて、多様な主体との連携も視野に入れながら、検討を重ねているところであります。

次に、3項目めについてですが、本市は近隣市と生活圏を共有するほか、活気ある福岡市のベッドタウンにも位置することから、市域を越える移動も多く、広域連携の視点は重要な要素となっております。

市域を超える移動につきましては、西鉄天神大牟田線やJR鹿児島本線の鉄道路線、西鉄路線バスのバス路線、市内外のタクシー事業者によるタクシー輸送等があります。

現時点での使える制度とのご質問であります。まずは既存の公共交通を継続的・持続的に維持・確保するという観点から、可能な限りご利用いただきたいと考えており、地域の生活拠点等から、その交通結節点までをどのようにつなぐことができるかが重要であるとの考えも持っております。

現在、検討を進めている総合交通計画、地域公共交通計画の策定に向けた議論の中で、地域公共交通の連携強化の必要性も十分認識しておりますことから、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、4項目めについてですが、令和2年10月、国におきまして、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されました。

また、本市におきましても、令和3年6月25日、健康で文化的かつ快適に生活を営むことができる良好な環境を将来の世代に引き継ぐために、全ての市民、事業者、団体等と共に、気候変動がもたらす影響が危機的な非常事態であることを認識し、連携を図りながら積極的に気候変動対策に取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現を目指すため、太宰府市気候非常事態ゼロカーボンシティ宣言を発出したところであります。

脱炭素への取組が求められる中、複数の利用者が共有する公共交通は、エネルギー効率が低いというメリットがあるほか、バスやタクシー等の公共交通に用いる商用車両につきましては、経済産業省、国土交通省の連携による電動化促進事業としての補助制度もありますことから、まずは本市にとって望ましい将来にわたり持続可能な地域公共交通の再構築を目指し取組を進めるとともに、その体系に応じ、車両の電動化導入など、脱炭素社会の実現に向けた調査研究につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。

最初に、一言だけ質問の趣旨だけ言っておきますけれども、1件目も2件目も、これが最後になるかもしれないので、今後、こういうことを忘れないで市政運営を進めていただきたいという気持ちが入っているんですけども、逆に言うと、私なりの危機感があるということです。どういう危機感かというのは、機会があれば触れます。

順に、まず1点目、住民の暮らしを支える居場所と出番と。居場所と出番というのは、楠田市長の言葉を借りたわけですけども、大事な考え方だと思うので、そのまま使わせていただきました。

まず、1項目めについてなんですけれども、1件目ですね、4点お尋ねしていますけれども、1点目と2点目は関係しています。3点目と4点目は少し独立なんですけれども、1点目、法律の定めであるとか、計画のことであるとか、まず答えていただいたんですけども、これは市長にお伺いしたほうがいいのかと回答を聞いて思いましたので、市長にお願いしたいんですけども、私が市に回答していただきたかったのは、ご承知のとおり、住民は困ったという実感を持っているんですね。

今いただいた回答ですと、法律の定めであるとか、一般的な厳しい状況等、もしくは総合戦略の話とか、市民の生活実感からすると、ちょっと距離の遠いところの回答が続いたと思います。実際、もう既に変化が起き始めている中で、市民は一体日常の生活の何を支えてほしいと思っているのか、これはできれば市長の見解として答えていただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もう今回、ある意味答弁につきましても、私の第一答の答弁は、今回、あえて遠慮いたしまして、職員に基本的にはもうつくってもらった答弁で担当部長から答えてもらうということでやっております。

そうした中での表現だったと思いますが、私自身の個人のということで、改めてこの時期に聞かれたということで答えますと、要は、やっぱり市民の方々、それぞれ今はニーズも千差万別ですし、やはり非常に高く求められる方から、基本的にはあんまり行政なんか頼りたくないと思われる方までそれぞれおられると思いますし、そもそも無関心という方もかなりおられて、それぞれ個人差があると思いますけれども、ただ、この地域公共交通という観点に关しましては、やはり高齢者の方が増えている、これはもう日本全国そうでありますし、そうした中で、津々浦々基本的には、こうした公共交通はカットされる方向になっていて、事業者のほうも、それぞれ理屈はあるでしょうけれども、経営もなかなか簡単ではないと、そういう中での非常にかつてに比べるとドライな選択をされるケースが増えてきているのかなと。

そうした一方で、やはり実際の生活をされている方は、本当に日々暮らしがきつい、いわゆる所得の話などもありましたけれども、いろんな意味で、かつてに比べると暮らしにくくなっ

ているという切実なお声は、これは政治家だからこそ感じ取らなければいけませんし、それに対してどう対処するのか、対応できるのか、解決に導けるのか、これをもう全精力をかけて行っていくべき課題でありますので、そうした意味では、私も何とか自分がある間なり、年度中なり、可能な限りの対応をしてきたところではあります。一方で、これ以上、私が続けることで緊張感がなくなったり、私自身もアイデアが出てこなくなったり、そういうことも感じておりましたので、新しい執行部の中で、もう一度原点に立ち返って、市民の声に寄り添って、よりよい対応策が生み出されればよいなど、そういうことをまず思ってもいますし、そのために最後まで、ぎりぎりまでいい引継ぎなり私なりの対応ができればと思って、最後まで頑張っていきたいという心境であります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

1項目めで私が言いたかったことを簡単にまとめますけれども、今、市長の言葉から借りれば、寄り添ってやっていきたいということ、引き継いでいきたいということかとは思いますが、当初の原稿にも示唆は入れておいたことなんですけれども、本当に支えてほしいと私もそう思うわけなんですけれども、近所の人たちとか、みんなが言うのは、毎日の学校に行くとか、買物に行くとか、病院通いとか、今、もう状況が変わりつつあって、次の計画で具体化しようというときに、私としては、執行部の皆さん、市役所の皆さん、これから住民と話し合う機会を増やしていくと聞いていますから、そこで自分たちの口から、皆さんの買物を支えますよ、通院を支えますよ、まずそこをしゃべれるようになってほしいというふうに思っています。そのための1項目めですので、そのつもりで住民との対話を今後やっていただければいいなど、おのずとそういうふうになっていくと思っております。

2項目めですけれども、2項目めは、さっき1項目とペアだと言いましたけれども、じゃあこれは特に市長にということではなくてお聞きしますけれども、仮に五条のまちを再活性化するという話は、昨日も今日もほかの議員の質問でも出ていましたけれども、どこに重点を置いて五条のまちの再活性化を図っていきたいと思っているのか、簡単に言っていいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 五条駅周辺は本市の中心拠点でありまして、立地適正化計画、こちらにおきましても、本市の活力とにぎわい機能を向上させるべく、検討を行っていくエリアとなっております。

まずは、今年度、五条駅前をはじめとする公共施設の再編についての調査、こちらを実施しているほか、都市計画に関する市民意向等の実態把握についても今後行うこととしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 2項目めについて、どういうことを伝えたいかということなんですけ

れども、ご回答いただいた中で、最初に都市構造というのを今後変えていきたいという、一環として、五条の再開発というようなことも考えていくという文言があったかと思えます。また、それによって地域の暮らしを支えるという表現も入っていたかと思えます。その観点を持っていただきたいんですよね、一番強く。

1件目でお願いしたことは、五条のまちに、私は青山にいますけれども、なぜ行くかと言うと、日常の必要を満たすために、まずは行くんですよね。それを忘れないでいただきたい。

関係人口・交流人口という言葉が施政方針に挙げられているというふうに壇上で言いましたけれども、そのこと自体は、よう分かります。ただ、五条のまちを本当に支えたとしたら誰かと言うと、私たち住民でないことには、本当の持続可能性、本当に持続あるまちにはできないだろうと思えます。

それは、楠田市長が市政のかじ取りをされている間にあったコロナであるとか、令和のご縁とか、浮き沈みという言葉は使いたくありませんけれども、外の事情というのが、インバウンド等も含めて、痛感されたと思えます。本当に支えるのは、毎日買う必要にある私たちだというふうなつもりで、今後の計画、五条の再活性化も考えていただきたい。

車内広告とかという話をしましたけれども、実際、これ、こういうことを考えるのが私の身近にいるんですよね。前も言いましたけれども、自分たち住民が五条に行くことでできることをやりたい。まずは、バスや何かに乗ることだと思いますけれども、同時に、じゃあ来てもらう人たちも私たちのためにできることをしてほしい、広告をとか。それによって、最低限ここまでの、仮にバスを保つとすれば、バスに必要な経費のどの程度までを自分たちで担保できるか、確保できるかということを考えてほしいということを言っています。

その上での、例えばバス料金が上がるかというようなことがあったとしても、それは説明もできるし納得もできるというふうになっていこうかと思うので、2項目めの質問で往還という言葉を行いましたけれども、住宅地と市の拠点とは、別々に存在するわけではなくて、お互いに保ち合っているんだということを認識した上で、もう分かってはいるとは思いますが、なかなかそういう言葉が答弁としては出てこないというのを10年間経験していますので、忘れずにやっていただきたいと思えます。まちを支えるのは、本当に支えているのは、住民の皆さんだということですね。

もう一つ、関係することなんで、ここで言いますけれども、市内の回遊性を高めるという言葉が、ずっと芦刈市長のときからもそうだと思いますけれども、あります。ほぼ常に外から来る関係人口・交流人口と言われる人たちの動き方を問題にしてきたかと思えますけれども、今の話の延長で、住民が市内を回遊と言うかどうかはあれですけれども、単に日常の生活を満たすだけではなくて、足を延ばして政庁跡まで行ってみるとか、うちから行った場合ですけれどもね。水城跡まで行ってみるとかといったようなことに関して、これまで市としてはどのような位置づけを与えて、どういう政策を打ってきたか、簡単に紹介していただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 都市整備部の回答とさせていただきますが、私どもにつきましては、まほろば号とか地域公共交通、こちらで回遊できるようにということにこれまでも注力をしてきました。

また、今後につきましても、先ほどから言っておりますが、立地適正化計画に書いておりますが、拠点間をバス等の公共交通でつなぐというようなこともうたっておりますので、そちらの方針にのっとり、今後につきましても、市民が回遊しやすいような地域公共交通について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 今の質問は、拠点と住宅地を結ぶのは、生活の必要を満たすだけじゃなくて、その先に行くのが、古い言葉で言えば、剰余価値とか、付加価値になると思いますけれども、それがないとまちの活性化にはなりませんから、ぜひ市民・住民そのものがこのまちを楽しめるような政策と交通網等を組み合わせていただきたい、そういう趣旨です。

3点目ですけれども、3点目、これも1つだけ伺います。様々な検討をされるということでしたけれども、もう一度伺います。質問は、隣市との相互乗り入れのようなことに関して、現在の制度上、全てうまくいった場合には、どのようなことまでだったら可能かという質問なんです。

頑張りますという返答はいただきましたけれども、答えられる限りの範囲で、例えばデマンド交通で西鉄二日市まで行くことを、うまくやりくりすれば制度上はできますよとかというようなことを、言える範囲で答えていただければなと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘のデマンド交通での広域化といいますか、例えば西鉄二日市駅への乗り入れということでございますが、こちらはまだ実証実験を1月末からさせていただくということもございまして、そちらの検証結果等を踏まえて検討してまいりたいとは考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 今のは現実的なお答えだと思いますけれども、よく使われる、今後調査研究をしますというのがありますけれども、調査研究の対象としてどこまで知識を得ているかという趣旨の質問なんです。

これから議会も市長も変わることはありますけれども、隣市でも同じようなテーマを市長選で掲げられていた方もいるぐらいです。避けては通れない問題だと思います。昨日も今日もかな、ここの議会でも話題になっていることなので、調査研究がどこまでできるか、具体的なイメージを持ちながら調査研究を進めてください。それが政策のスピード感だと思うので、返答は求めませんが、最後にハッパをかけて任期を全うしていただきたいと思います。

4項目めは、比較的、具体的に答えていただいたので、様々な制度を活用して、補助もあるので検討していきたいということですよ。3項目めも、そのレベルで回答していただければよかったなというのが、先ほどの趣旨です。

1件目は、簡単ですけども、これで終わります。

2件目をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、子どもに関する取組といたしましては、子どもを令和の都だざいふの宝としてまんなかに位置づけ、絶対的にその命を守り、すくすくのびのびと成長できるよう、居場所や出番づくりなど、子どもの施策を推進しているところです。

子どもまんなかパッケージの全世代交流フリースペースの活用推進事業として、いきいき情報センター1階、全世代交流フリースペースでは、多くの学生に自主学習スペースとして利用されるなど、にぎわいを見せております。今年度には、自習スペースの拡張を行うとともに、eスポーツ体験会を開催するなど、全世代の交流ができる場所として、フリースペースの有効活用を図っております。

このほかにも、プラム・カルコア太宰府、男女共同参画推進センタールミナス、とびうめアリーナといった公共施設において、自由に使える学習スペースを開放しております。公園遊具等の設置・整備事業として、市内の公園には子どもたちの思いを取り入れたブランコをはじめ公園遊具などの設置を行っており、子どもたちが集いやすい居場所として整備しております。

給食パッケージの中学校給食の実施では、小学校と連携しながら、物資の安定供給や衛生管理の徹底、アレルギー対応など、生徒に安全・安心な給食の提供を行うとともに、活発な食育活動を実施し、年間を通して安心・安全な給食の提供ができるよう取り組んでおり、生徒の皆さんからは「温かいご飯が食べられて、栄養も満点なのでよかった」などの感想も寄せられております。

また、世界に羽ばたく人材育成パッケージでは、小学生から大学までの児童生徒・学生から学校現場や本市の課題解決につながる提案を受け、学生まちづくり課題解決プロジェクトや子ども学生未来会議などの場で議論し、予算を付けて、まちづくりに実際に反映する取組を通じ、子どもや学生のまちづくりへの関心を高め、令和の都だざいふから世界に羽ばたく人材育成を図っております。

また、令和の都だざいふらしい次代を担う若い才能を顕彰し育成する取組として、次代を担う若者の目標とされる表彰を行う「世界に羽ばたく人材育成表彰」や「子ども学生美術展」を毎年開催しております。

高校と大学の連携につきましては、「学問のまちだざいふ」の強みである4高校・5大学短大との連携を太宰府キャンパスネットワーク会議などを通じ、さらに密にし、学生の飛躍と本市の交流人口・関係人口の相互発展につなげております。

加えて、全国大会出場子ども・学生などへの支援として、全国大会に出場する子どもや学生などの出場経費の一部を助成する取組の充実を図り、令和の都だざいふから世界に羽ばたく人材の育成を行っております。

中でも、全世代交流フリースペースや公園遊具の整備につきましては、利用者の増加につながっており、様々な世代の方から喜びの声をいただいております。

あわせて、子どもの施策を推進するに当たっての子どもの権利を保障するという市の姿勢を示すものとして、令和6年度の施政方針におきまして、最重点項目の一つであります「子どもまんなかの施策展開」における取組として、施政方針の中で子どもの権利条例の制定に向けて検討を行っていくことを表明いたしました。

令和7年度の施政方針におきましても、引き続き子どもを令和の都だざいふの宝とまんなかに位置づけ、社会問題化しております子どもに関する課題解決のため、子どもに対する支援の充実などに取り組んでいるところであります。

また、子どもの権利条例につきましては、市の姿勢を具体化するとともに、子どもの人権や生きる権利をしっかり守り、安心して健やかに育つことができる権利を保障していくことを目指す内容を想定しているところであります。

素案の作成に当たりましては、大人の方々のほか、本条例の当事者である子どもたちへのアンケート及び子どもたちのワークショップによる意見収集を行い、検討を進めているところであります。

いかなる取組におきましても、全ての子どもが差別されず、命が守られ成長でき、子どもの意見を尊重し、そして子どもにとって最善の利益となることが基本的な考え方と認識しております。

このような取組を通じて、自治基本条例に規定されております子どもの権利等が確保されるよう努めているところであります。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 次に、2項目めについてですが、第3次太宰府市男女共同参画プランに施策として政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を位置づけていることに加えて、太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第4条に、女性委員の構成比率における計画目標達成の規定を設けております。

審議会等の委員構成における女性割合を増やす工夫といたしましては、第3次太宰府市男女共同参画プラン施策実施の進捗状況について所管課と協議を行い、女性委員の登用について周知徹底を図っております。

さらに、団体からの委員選出においては、役職にかかわらず女性を推薦していただくなどの依頼をしております。

審議会等の開催に当たり、女性が参加しやすい環境整備としましては、太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第5条に、附属機関等の会議の開催に当たっては、夜間、休日等

を含め、委員が出席しやすい日程を設定することとあり、各所管において対応しております。

これらの取組の結果、審議会等の委員登用率については、令和7年4月1日現在31.3%となり、令和3年4月1日現在の26.7%から4年間で4.6ポイント改善いたしました。

また、女性の参画を阻害する要因の一つである性別による無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組として、本年度は女子小中高生を対象とした体験教室など、女性が少ない分野のジェンダーギャップ解消事業を実施しております。

こういった将来を担う女性人材の裾野の拡大に取り組むことが、審議会等委員の女性登用率の向上に寄与するものと考えております。

多様な市民の意見は、市の施策や方針決定に公平公正に反映されなければならないことから、人口の半分を占める女性の参画は重要であると考えており、今後も第3次太宰府市男女共同参画プランに基づき、男女共同参画の視点をあらゆる分野に反映させるとともに、市民主体のまちづくりの理念を継承し、さらなる施策の充実に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 次に、3項目めについてですが、太宰府市における在住外国人は令和7年3月31日現在711名であり、さらに市内の大学には、令和7年5月1日現在で1,633名の外国人留学生在籍しております。多くの外国人の方々が本市での生活や学業に励んでおられます。

議員ご指摘のとおり、太宰府市自治基本条例におきましては、外国人に特化した文言や位置づけについては明記されておりませんが、同条例第3条第1号において、「市民」は「市内に住所を有する者、市内にある事務所又は事業所に勤務する者、市内にある学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。」と定義づけており、本市に住所を有する者のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人など、本市に関わりを持つ全ての人を市民として広く定義づけております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。

1項目めの子どもと若者について、子どものことについて、様々な施策を打たれて、力を入れてこられたということは重々分かっているので、いいんですけれども、たくさん挙げられたので、一つ一つにどうこうということはないのですが、壇上で言及した自治基本条例審議会の提言で言うと、審議会からの意見として出てきたことが幾つかあります。ページで言うと、13ページ。これは、結構やっているんですね、一つ一つを見ると。

1つだけ、これは楠田市長にお尋ねしたいんですけれども、たくさん様々なことをやられましたけれども、子どもまんなか施策といいますか、様々な取組が完成形に近づいているのか、それともずっと試行錯誤を続けながらやってきたのか、簡単でお願いしますが、率直なところを。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） どちらかと問われれば、まだ試行錯誤でやってきましたし、まだ試行錯誤をしているところであります。

これは、もう先ほど来も申しましたけれども、やっぱりニーズはそれぞれ違いますので、あれですけど、「次代を担う子どもたちのために」というフレーズ自体が、これも最終日に言おうと思うんですけども、実は、うちの父が市議会議員なりからやっているときから使っていたフレーズでありまして、僕にはあんまり厳しかったんですけども、子どもたちのことを考えていたんだなというのがありまして、おやじはおやじなりに。ですから、次代を担う子どもたちを考えていたというのが、あの時代からあったんだなというのはありまして、私なりに試行錯誤をしながらやってきたんですけども、ただ、どれが正解だったかとか、予算全体の中でどれほどの割合を割けば十分なのかというのがありますし、私としては、直接的な時代もありますから、SNSなんか、ダイレクトメールなんかで、率直に語ってくれる、相談してくれる、そうした子どもたちに、直接、スピーディーにそれを形にすることによって、僕が子どものときに感じていた大人の冷たさとか、相談はするけれども、あまり形にならないし、聞いているか聞いていないかもよく分からないような、そういう政治家が多かったような気がするので、そういうことを、まずは政治家なり政治に対して、何といたしますか、ちょっと最近、言葉がしっかり出てこないんですけども、がっかりさせないように、期待を持ってもらえるようにするためにどうしたらいいかということを試行錯誤をしながらやってきたというのが本当のところ、全体として、ですからフレーズとかはいろいろありますけれども、個別はありますけれども、全体として、本当にこの国にとって、この地球上にとって、地域にとって正解だったかというのは、まだ、もうこれは本当に後世が判断されることかなとも思っています。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 試行錯誤中だと言ってくだされればよかったといいますが、それはちょっと失礼な言い方ですけども、この審議会から出ている意見というのは、機会をつくる、取組を行う、場をつくるといった具体的な例が幾つか書いてあります。

それぞれ解釈の仕方もありますけれども、機会とかなんとかは、単発的ででもつくろうと思えばできる。だから、試行錯誤でいろいろやってきたけれども、今後、今度、子どもの権利条例をつくるという形で条例化されれば、ここまで市長がということではなくて、皆さんで取り組んできた、私たちで取り組んできたことが、一定の根拠を持って行われていくということになるので、これまで試行錯誤を重ねながらいろいろやってきたものの検証をしていかないといけないと思います。

同じく、審議会からの意見の中で、試行錯誤はそこから取っているんですね、年齢に合わせてというふうなことではありますけれども、もう一つ大切だと思ったことがあって、これは一例として子ども議会ですけども、子ども議会が開催されたが、定期的な開催など、さらに充実を図ると。充実を図ってきたと承知しています。工夫もしてきました。ただ、やり方が変わ

ったというようなことはちょっとあったかと思うんですけども、定期的であるというのは、意外と大切なことだと思います。

去年あったこれが来年もあるだろうというふうに思えるんだったら、それに向けての準備を子どもたちはしやすくなるし、それは大人でも同じことだと思いますので、先ほどここまでの試行錯誤をぜひ検証して、条例に基づいた形でやっていただきたいと言ったものは、これはいけると思ったものは定期化する、その努力を忘れずにしていただきたいなと思っています。

それが、審議会で言うと、意見のほかに具体化が期待されることというふうにありますけれども、ここは環境をつくるというふうな表現に、全てだと思いますけれども、なっているんですね。

環境というのは、この場所に私たちがいれば、今度、これができるぞというチャンスと自信を与えられるものだというふうに思いますので、子どもの権利条例に合わせて、これまでの試行錯誤を一つの環境として子どもたちに提供できるように、これをぜひ言い残していつてあげていただきたいなと思います。

もう今回は、質問というよりも言いたいことを言うためのあれなんで、でもちょっと何か聞きましょうかね。

では、じゃあ2項目めに移りますけれども、女性の参画について、30%を超えたというふうに書いてありますけれども、市として、じゃあこれを40%に持っていかうとかというような議論は進められているのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） こちらの達成目標につきましては、男女共同参画プランの中で明示をしているものでございまして、こういった目標につきましては、毎年、各所管課のほうに調査依頼をかけまして、実績等を提出いただき、その後、各課と人権政策課のほうで毎年協議・議論を重ねてまいっております。

毎年、そういった形で公募を40%に達するための意見交換を毎年実施しておりますので、そういったことの共通認識というのは全庁持っているものというふうに思っております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） はっきりした回答ではなかったことは思いますけれども、努力は続けてください。

もう3項目めに行きますね、最後にまとめようかと思っておりますので、3項目め、外国人について、特定の定めがないので、市民という枠組み、直接そういうご回答をいただいたわけではありませんけれども、これは確認ですけれども、外国人であろうと、条例に定められている定義を満たす方であれば、市民として太宰府市の自治基本条例では考えていると。確認ですけれども、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） まさに、議員ご指摘のとおり、第3条において、市民の

方を幅広くちょっと定義しているところがあるかなというところに見てとれるところがあると思います。

制定の過程においても、そういった議論で、外国人というそのものではありませんが、幅広い定義でと。特に、太宰府市は国際観光都市とか、いろいろ言われる中で、そういった視点が大事であろうというご意見もあったかと記憶していますので、決して排斥されるものではないというふうに我々も認識しているところです。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 今回、件名に共生社会という言葉を入れましたけれども、過去の議事録を見た限り、共生社会というのは、ほとんど地域共生社会という文脈でしかここでは議論されてこなかったんですね。

昨今、今年の夏ぐらいから特にかと思いますけれども、外国人どうこうという問題がありますけれども、もうぜひ、太宰府は観光等で来られる外国の方は話題になることが多かったんですけれども、当たり前隣に外国出自のと言っていいんでしょうかね、人によっては見た目判断されているかもしれませんが、分かりませんが、同じ太宰府のまちづくりを担う仲間だということを確認しておきたかったというのが、この質問の趣旨です。

最初に、一定の危機感を持っていると、裏返しだと言いましたけれども、1件目もそうなんですけれども、2件目に即して言うならば、子どもの権利については反対意見と、認めないという意見はやっぱりあります。つくると決めているので、しっかりと論駁とは言いませんけれども、こうやっていくんだという主張ができるような準備をしていただきたい。

女性についても、女性の総理大臣がなられたことで、かえって様々な女性なら喜ぶべきなのかとか、ちょっといろんな議論がありますけれども、常に女性の参画という言い方自体も、今は悩ましいところもありますけれども、引き続き大きな問題であり続けると思いますので、しっかり取り組み続けていただきたい。外国人も同じです。

条例をつくったり、計画に基づいて男女共同参画を進めたり、自治基本条例を踏まえると外国人とされる方々も、私たちと同じまちづくりの主役、新しい公共の担い手の一人だというふうに言ってもいいかと思えますけれども、その大原則を守ることがとっても大切だと思っています。

最後に、1つだけちょっと申し訳なかったと思うことがあるので、それで質問を締めたいと思えますけれども、春に自治基本条例の検証をしなきゃいけませんよねと言いました。ホームページがまだ変わっていないので、ちょっと駄目だよと言いたいですけれども、そのときに議会は審議会に委員も出しているので、議会基本条例の検証をしっかりやるだろうと安心していると言いましたけれども、議会基本条例の検証を行いました、私が傍聴した限り、この提言は生かされなかったと、議会についてのこともたくさん書いてありますけれども、生かされなかったと思っています。

条例や法律を、ある以上はしっかり守って、その上でその先の議論をしないことには、議会

も行政も先に進まないと思います。そういうことが良識と言うんだというふうに、二、三日前の西日本新聞で早稲田大学の長谷部教授が言われていましたけれども、全くそのとおりだと思います。

良識は英語でコモンセンスと言いますが、コモンは、みんな共通のとか、あるいは庶民の意味ですよね。高校の英語の恩師が、これだけは忘れるなど言っていたことなんですけれども、庶民の立場、住民の立場で、みんなに共通のものを大切にして、ルールを守って地域社会をつくっていければなと思っての質問です。1件目も、その点では一緒ですので。

最後になるかもしれないので、言いますが、何回か強硬に主張したことがあります、自衛隊に関することとか。私としては、絶対に揺るがせにできないものというときには、もう断固たる態度を取るというふうなつもりで議会活動をしてきたつもりです。行政の皆さんにもそういうものがあると思うので、そこに自信を持って、今後も市民のために頑張ってくださいと思っています。

これで終わります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで14時35分まで休憩します。

休憩 午後2時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番今泉義文議員の一般質問を許可します。

〔3番 今泉義文議員 登壇〕

○3番（今泉義文議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2件について質問させていただきます。

1件目は、ポイント付与廃止に伴う本市のふるさと納税への影響と今後の対策についてです。

2025年10月から総務省の制度見直しにより、ふるさと納税ポータルサイトでの「ポイント還元」が原則禁止となりました。これまで、さとふるやふるなび、楽天ふるさと納税などで寄附をするとポイントが付与される仕組みが広く利用されてきましたが、国としては、ふるさと納税を「お得な買物」ではなく、「自治体を応援する寄附」として位置づけし直す方針です。

これまで寄附促進の一要素となっていたポイント付与が廃止されることで、寄附額の減少や返礼品事業者への影響が懸念されますので、本市のふるさと納税の現状を踏まえ、今後の対応方針について、3点伺います。

1項目め、本市のふるさと納税実績の現状と推移について。

2項目め、ポイント付与廃止による影響の見通しについて。

3項目め、今後の展望について。

2件目は、令和の都だざいふ応援大使「おとものタビット」のさらなる活躍についてです。

市制施行40周年を契機とした新たな取組として、「おとものタビット」は、令和の都だざいふ応援大使として委嘱されました。本市のホームページには、市の記者会見やイベントへの登場や企業とのコラボ商品など様々な場面で本市をPRしているとあります。

以前、元号「令和」のゆかりの地とされる坂本八幡宮を盛り上げるためにつくったTシャツにも、旅人のたびと・れいわ姫・おとものタビットをプリントさせていただき、コラボ商品として、ふるさと納税返礼品に登録していただきました。ありがとうございます。

全国的には、数百を超えるご当地キャラクターが存在し、注目を集め続けるためには、単なる「マスコット」ではなく、戦略的にキャラクターを育てていくことが求められています。

熊本県のくまモンの事例に見られるように、自治体キャラクターの育成には、「戦略」「ストーリー」「商品化」「情報発信」の4つの柱が不可欠であると考えられます。

本市においても、太宰府ブランドの象徴として「おとものタビット」をより活躍させ、市内経済の活性化につなげる取組が必要であると考え、4点伺います。

- 1 項目め、これまでの活動実績と評価について。
- 2 項目め、今後のブランド展開方針について。
- 3 項目め、キャラクターグッズ等の販売促進について。
- 4 項目め、他自治体の成功事例との比較・検討について。

以上、よろしく願いいたします。再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、本市へのふるさと納税寄附額の実績について、本市がふるさと納税に関する取組を本格的に開始した平成29年度以降の受入額について、年度ごとにご回答いたします。

平成29年度の受入額が約4,000万円、平成30年度が約7,000万円、令和元年度が約2億8,000万円、令和2年度が約4億3,000万円、令和3年度が約9億円、令和4年度が約12億7,000万円、令和5年度が約18億3,000万円、令和6年度が約14億7,000万円となっております。令和5年度から令和6年度にかけては、ふるさと納税制度改正の影響などにより減少していますが、各種取組の成果により、全体的には大幅に受入額を増やしてきたところであります。

次に、2 項目めについてですが、ご質問にもありましたとおり、ポータルサイトにおけるポイント付与に係る競争が過熱していた状況を受け、ふるさと納税の適正な運用を確保する観点から、本年9月末をもってポータルサイトでのふるさと納税寄附者に対するポイント付与が禁止されたところであります。

本市における状況ではありますが、ポイント付与禁止前の9月末までに、いわゆる駆け込みでの寄附が増加しており、個人版ふるさと納税の本年4月から9月までの受入額は、前年同期比で約2.3倍の実績となっております。

10月以降のポイント付与廃止に伴う影響につきましては、駆け込み需要の反動による一時的

な落ち込みが想定されますが、ふるさと納税は、例年12月に寄附のピークを迎えることから、本年も12月にかけてさらに寄附が伸びるものと想定しております。

また、これまで全国のふるさと納税受入額は毎年増加傾向にあり、令和6年度の実績では、前年度比で約1.1倍の約1兆2,728億円となっております。

こういったデータなどからも、令和7年度の全国のふるさと納税受入額はさらに伸びる可能性が高いものと分析しております。

次に、3項目めについてですが、本市におけるこれまでの取組として、まずインターネット上で寄附を受け付けるポータルサイトは、当初の1つから現在では13サイトにまで増設しております。

また、寄附者への返礼品については、本市限定の品や魅力的なお礼品を増やすために、職員が市内外の事業者のもとへ直接出向き商談を行う取組が成果を上げ、平成29年度の登録数49点から令和6年度末には1,114点にまで大幅に拡大いたしました。

さらに、返礼品登録事業者向けの大商談会や新作発表会、梅プロジェクトなどを通じたトップセールスをはじめ、各種イベントや太宰府駅前でのプロモーション活動、関東圏で開催されるふるさとチョイス大感謝祭への参加、インターネット広告など、多様な取組を行ってきたところであります。

本年度も、ポータルサイトの増設や競争力のある返礼品の拡充に加え、ふるさと納税インスタグラムの開設や西鉄福岡（天神）駅電光掲示板での広告、ふるさとチョイス大感謝祭をはじめとする各種イベント出展等に取り組んでおり、年末には太宰府天満宮参道へ、ふるさと納税をPRするフラッグの掲出を計画するなど、積極的な取組を継続してまいります。

ふるさと納税制度は、これまで自治体間競争の過熱化への対応などを目的として、毎年のように制度が改正されてきております。本市もその影響を少なからず受けている状況ではありますが、これまでどおり、ふるさと納税の本来の趣旨と制度を十分に踏まえ、適切な運用を継続してまいります。

加えて、ふるさと納税による寄附金は、まちづくりにおける貴重な財源であるため、寄附受入額をしっかりと確保するとともに、さらに増加させていくことが非常に重要であると考えております。

特に、受入額の向上を図るためには、地場産品である返礼品を提供いただいている事業者の皆様との連携協力を深めることが不可欠だと認識しております。

これらの観点を大切にしながら、柔軟な発想を持って取組を進め、今後も力を入れて推進してまいります。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ご回答ありがとうございます。

先ほど、平成29年から毎年受入額ということで、令和5年度が18億3,000万円ということで、これは20億円に到達するかなという勢いかなと思ったんですけども、14億7,000万円と

ということで、これは納税制度の改正の影響ということでお話がありました。

今回、ふるさと納税自体の額が伸びてきているということで、あまりふるさと納税の額が減るというような心配はされていないように感じるんですけども、その辺りは今後も伸びそうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 答えます。すみません、最後なんで。

それで、これは本当に分からないところがあるんですけど、率直に言うと、今、担当としては、こういう言い方になったんですけど、やっぱり制度のぎりぎりのところで、どういう値段設定をするのかも結構やっぱり重要でして、ふるさと納税自体が、企業版も含めてですけども、ちょっと最初の純粋な趣旨から変わってきたところもありますけれども、ネット上で、ここはお得とか、そういうランキングがどんどん出ていまして、値段というか、寄附額の割には量が多いとか、そういうのがもうつぶさに分かるようになっていまして、本市は、ちょっとやっぱり総務省も厳しくなってきたので、寄附額設定を少しちょっと守りに入ったというか、適正さをさらに増そうとしたということも含めて、やっぱり減ってしまうということもあります。逆に言うと、そこをちょっと攻めていって増えるということはあるかもしれませんが、やっぱり総務省から、例えばですけど、我々も付き合いがある総社市なんか、また、佐賀県のまちなんかも、やっぱり結局控除が認められないとなると、企業版もそうですけど、9割控除がもうないと言うと、寄附はされない方も当然出てくるでしょうから、そういうことも含めて、なかなかちょっと制度自体が、額を増やせばいいだけでもないし、ただ、減っていくと、やっぱり今までやれていたことがやれなくなるので、ちょっとそういうことも含めて、何かもう少し、あと何よりも産品があるところが当然強くて、米なり肉なり魚なりお酒なり、そういうところが強いんですが、うちはやっぱりどうしても物が少ないので、どうしても宣伝勝負になるとか、そういう不公平感がもともとありますので、そういうことも含めて、そろそろこの制度自体が、もう一回、どういうふうにやっていくのかということは考えていく時期かなど。だから、増減だけにあんまり傾注できない状況かなとは思っています。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 先ほど参道のほうでも、ふるさと納税が目につくようにとか、そういう手法とか、いろいろされているということも、すみません、初めて知ったんですけども、そういう営業とかもいろいろされていらっしゃるんだと、プロモーションとかいろいろされていらっしゃるんだと感じました。

今回、10月1日からポイント付与が廃止になったということで、9月の間に駆け込みがありました。先ほどのご回答の中では、大体12月がいつもピークを迎えているということで、また増えるんじゃないだろうかというお話でしたけれども、9月に駆け込んでやってしまったから、12月頃にやる人がもう少なくなっちゃって、最終的には、そこが伸びないように私は思ってしまうんですけども、その辺りで何か手を打ったりとか、キャンペーンを張ったりとか、

PRをするとか、何かそういう考えとか対策とか、そういうのはお考えはありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 実は、駆け込み需要につきましては、令和5年度も同じような現象がございまして、このとき、国のほうが募集費用及び地場産品基準の厳格化というところを凶った関係で、9月末までに駆け込み需要があったんですが、その後、一旦、やはり10月に寄附額が落ち込むんですが、年末に向けてはかなり伸びて、令和5年度は最終的には今までの過去最高額の寄附を達成したというところになっております。

先ほどもご説明いたしました、年末に向けてというか、昨年、寄附額が減ったことに対して、いろんな今年度、対策のほうを、市長の率先したプロモーションも含め、担当のほうもいろいろ頑張ってくれていまして、例えばポータルサイトであれば、今年度、2つのサイトを追加して、今、13サイト、さらに事業者のほうへ直接出向いての営業数というのめかなり今年度増やしておるところでございます。

また、競争力ある返礼品の拡充なども、いろいろ県産品各ジャンルのトップライン級の調査とか、事業者商談などを行って、県産品返礼品のバリエーションを増やしていくとか、そういったところもやっておりますし、あと一番大事なのは、地域資源というか、地場産業の活性化も含めたということになりますので、その辺りで行きますと、市内事業者さんがお節を返礼品として出しているところもございまして、さらに太宰府ゴルフ倶楽部さんの利用券も、今年度、オリジナルとして出しておるところでございます。さらに、梅ヶ枝餅のバリエーションのほうも追加というようなところで、様々な工夫のほうは行っておるところでございますし、先ほど申し上げましたインスタグラムの開設や、西鉄福岡駅電光掲示板の広告、あと参道フラッグは、今後、12月からの掲示のほうをさせていただき予定としております。それと、アビスパ福岡応援デーや、ふるさとチョイス大感謝祭にも出展のほうをするなどして、本当にいろんな方策でPRのほうを行って、寄附増額に努めておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 様々なことをやっていらっしゃるということで、私が幾つか残った中で、職員の方が直接営業をかけていらっしゃるということですがけれども、そのときは、どちらかという私は企業版ふるさと納税というイメージがするんですけども、それは個人の方へはあまり直接営業というのはしにくいかと思うんですけども、それは企業版のふるさと納税のお話でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今の職員による営業ですが、こちらにつきましては、個人版のふるさと納税につきましても、もうとにかく市内でいろいろと事業展開をされてある、あと事業所を開設されてあるような情報のほうを、アンテナを張って仕入れておりまして、ふるさと納税で出展いただけないかというようなことが考えられる場合は、もう率先して職員のほうが事業者様のほうにお伺いして、ちょっと相談のほうをさせていただいておるところ

ろでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 私、買ってもらう人に営業をかけていらっしゃるという意味かと思ったら、商品を探すとか、そういう意味の直接営業ということだったんですね。

ふるさと納税も個人版とか企業版とかがあると思うんですけども、個人版のほうで話をしていきますと、誰が買うか分からないから、1回買った人がリピーターとして再度毎年買ってくれるとか、その数が増えていくとか、そういうふうな広がりがあったほうがいいとも思うんですけども、購入される側の方に対して、継続的とか、何か感動を与えるようなとか、何かそういうことをやられたりはされていらっしゃいますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、個人版につきましては、毎年多くの皆様から寄附をいただいているため、申し訳ございません、正確なリピーター数の把握というのは困難な状況にはなっておるんですけども、ポータルサイトでのレビューに対するお礼の返信や、あとメールマガジンの配信、あとプロモーションはがきの送付などの取組を継続しておるところでございますので、その点でリピーターの獲得につながっているのではないかと考えておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そうですね、メルマガとかだったら定期的に配信とかができるので、気づき直してもらえないとか、そういうのがあるからいいのかなとも感じます。ほか、直接ダイレクトメールで、こういう新しいものをまた開発しましたとか、商品が増えましたとか、そういうのもいいのかなとも感じます。

そういうときに、例えば文字とかだけだと、さっと流してしまうので、その辺りを動画のリンクを張ったりとか、誰か登場してPRをすとか、そういうような案とかは出たりはしませんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 例えば今年度から開始しましたふるさと納税のインスタグラムですね、こちらにつきましては、まずインスタグラムを見ていただくために登録者数を増やさなくてはいけないんですけども、先ほど申し上げましたアビスパ福岡応援デーとか、あとふるさとチョイス大感謝祭等で、太宰府市のふるさと納税として出展いただいています一蘭ラーメンさんの試食等を行っておるんですけども、試食のほう、もちろん無料でしていただけるんですが、その際に、ぜひ太宰府市のインスタグラムのほう、ふるさと納税のインスタグラムのほうもご登録をお願いしますというような形をお願いしております、そういった方たちに最新の情報をインスタグラムで、もちろん画像つきでお送りのほうをさせていただくなど工夫を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員）　そうですね、あと、ふるさと納税をされた方というのも、ポイントがたまったとか、おいしいものが食べれたとか、税控除が受けられたとか、そういうのもメリットとしてあるんでしょうけれども、例えば納めていただいたものを、こういうふうなものに使いましたとか、使途というんですかね、使い道とかというのとかを、こんなに役立たせていただきましたみたいな、そういう報告とかをされることはあるんですか。

○議長（門田直樹議員）　総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之）　そうですね、先ほども申し上げた分にはなと思います。ですが、毎回、昨年度ご寄附いただいた方につきましては、プロモーションはがきのほうもお送りのほうをさせていただいております、そのときに、こういった形で活用させていただきましたというところも記載のほうをさせていただいております。

○議長（門田直樹議員）　3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員）　やっぱり、どういう使い道なのかとか、ああ、そんなに役に立っているのかというのあれば、そういうポイントとか、おいしかったとか以外の何か心が喜ぶみたいな、そういうのがあるので、いいのかなと感じたりしました。

あと、気になる場所としてなんですけれども、私の中では、どちらかというと、一旦ちょっとふるさと納税が減るのかなと、県産品とかもあるでしょうけれども、地場の企業さんたちが出されている商品とかに対しても、ちょっと売行きが減るとか、そういうような心配をされていらっしゃる方もあると思うんですけれども、その方々と何かポイント付与廃止になる、それ以降、何かどういふふうにやっていきましょうとか、協力体制とか、話合いとか、何かされたりとかはありますか。

○議長（門田直樹議員）　総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之）　まず、可能な限り商談を行う際に、寄附につながりやすい返礼品の企画や価格の提案というのを行っております、そちらの事業者さんのECサイトやSNSへのPR方法なども提案のほうをさせていただいております。

本市においては、市内事業者を可能な限り優先的に掲載するよう心がけておりますが、今のご意見のほうを踏まえまして、さらに市内事業者に寄附が集まるよう取組の強化に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員）　3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員）　そうですね、どんどんつながっていただければと思います。

先ほどふるさと納税も個人版とか企業版とかがあるという話をしましたけれども、やはり企業版でやっていただいたほうが額が大きいように感じるんですよね。そこもリピートしていただければありがたいですし、そういう高額納税ではないですけども、よくやっていただける方とか、例えば太宰府出身の社長さんが県外にいらっしゃるとか、そういうのを探しながら、職員さんのほうで営業をかけるとか、市長の知り合いで声をかけるとか、そういうような展開とかというのはあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、企業版におけるリピーターについてなんですけれども、令和6年度の実績を申しますと、寄附をいただいた企業の半数以上が令和5年度以前にも寄附をいただいたリピート企業となっておりますのでございます。

また、企業版についての営業等についてなんですけれども、以前は、寄附募集に関して、企業版について業務委託のほうを行っておったんですけれども、さらなる寄附額の向上や業務効率化を図るために、本年度からは、それこそまた企業周りやダイレクトメールの送付、寄附勧奨など、職員自ら行う形へ発展的に切り替えておりまして、取組のさらなる強化を今行っているところでございます。

実際に、既存の寄附企業や、あと包括連携協定先の企業様、あとふるさと納税返礼品提供事業者様、他自治体で寄附実績のある企業様など、約450件の企業版ふるさと納税の案内チラシの送付を行ったところです。

そのほかにも、個人版ふるさと納税の商談時と合わせて企業版ふるさと納税の案内を実施したほか、既存寄附企業への訪問営業やダイレクトメール送付後の電話勧奨などを実施したところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そうですね、ダイレクトメールを送っただけだと、ぽいっと捨てられるかもしれませんので、その後の電話勧奨とかというのとか、訪問しながらとか、そこ辺りは、職員さんの仕事量とか、そういうバランスとかもあるでしょうけれども、ぜひ続けていっていただきまして、20億円を超えるようにやっていただければと思います。

これで、1問目を終わります。2件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（市長室担当）（杉山知大） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、初めに「おとものタビット」の誕生についてご説明いたします。

遡ること1300年前の天平の世、当時の大宰帥大伴旅人により催された「梅花の宴」の情景を描いた万葉集から元号「令和」が生まれ、本市は「令和発祥の都」として、全国から改めて注目を集めることになりました。

この貴重なご縁を機に本市は「令和発祥の都」となったことをPRするため、様々な事業を展開する中の一つとして、新PRキャラクターを作成することになりました。そして、第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略、通称太宰府市まちづくりビジョンの基本目標の3「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」のうち、交流人口・関係人口の拡大の観点から、太宰府にゆかりのある人材をキャラクターの選定に積極的に活用すべく、本市が作成した4案を基に、令和元年12月8日に開催したキャンパスフェスタにて行われた現地投票並びにネット投票の結果をもって、「旅人のたびと」「れいわ姫」、そして「おとものタビット」が誕生い

たしました。

その後、市制施行40周年を契機とした新たな取組として、太宰府市にゆかりのある著名人や将来性豊かな人材などを起用した令和の都だざいふ応援大使を創設し、あらゆる機会を通じたシティプロモーションを展開することとなりました。その中で、本市のPR活動が目覚ましい「おとものタビット」が候補者の一つとして挙げられ、令和5年2月11日に正式に委嘱を行ったところであります。

その後は、令和の都だざいふ応援大使として市主催イベントをはじめ、他自治体や官公庁との共同イベントからテレビ出演に至るまで数多くの場面に登場し会場を盛り上げるなど、本市の様々なPR活動を行っております。

また、以前より開催されていましてゆるキャラグランプリの後継イベントである「ゆるパース2025」に本年初めてエントリーし、東京の隅田公園で行われました決選投票におきまして、占用ブース並びにステージでのPR活動を行いました。その結果、全国299キャラの中で77位を獲得したところであります。

加えまして、本市の製作するノベルティーグッズ、「梅」プロジェクトのロゴマーク、原動機付自転車ご当地ナンバープレート、本年8月25日に太宰府館に設置しましたご当地プリントシール機「太宰府プリ」のシールデザインに加えて、本市の選挙啓発の一環として発行するオリジナル「投票済証」など、市の各種事業におけるデザイン起用をはじめ、他団体や企業からもデザイン使用申請や着ぐるみの借用依頼、ノベルティーグッズの商品展開として多くの申請、ご相談をいただいているところです。また、他団体主催のイベントなどにお声かけをいただくなど、多くの方々の目に触れているところであります。

このように、市内のみならず県内から全国区まで様々なイベントや商品の一部として本市をPRし、本市のシティプロモーション推進に大きく貢献していると評価しているところであります。

次に、2項目めについてですが、一つのブランドとして、「おとものタビット」が持つ、また「おとものタビット」ならではのストーリーや背景を生かしながら、新しいシティプロモーションの展開を図ってまいる必要があると考えております。

これは、第3期となる太宰府市続まちづくりビジョン基本目標の1「太宰府の底力総発揮構想」のうち、施策1の「戦略的まちづくりの推進」や施策2の「一体的情報発信の推進」に位置づけられます令和の都だざいふ応援大使及びキャラクターを活用したシティプロモーションの推進へとつながるものでもあります。

そのためにも、これまで説明いたしました本市のPR活動を通じての知名度アップのさらなる取組を今後も継続して行っていくことが大切であり、キャラクターの育成とともに議員ご指摘の「戦略」「ストーリー」「商品化」「情報発信」の方向性が定まっていくものであると考えているところです。

次に、3項目めについてですが、現在「おとものタビット」を中心としたノベルティーグッ

ズを各種イベントや視察、表敬訪問など来場者や表彰式などの際に、来訪者へ歓迎、激励、PRの記念品として配付することを主軸に展開しているところでありますが、議員ご指摘のような本市におけるシティプロモーションのさらなる展開の一つとして、キャラクターグッズの販売を検討することも有効な手段の一つとして考えられ、これまでもその可能性について検討を重ねてきたところであります。

これからも、「おとものタビット」が子どもから大人まで多くの人に愛され、大切な本市のキャラクターとして活動を続けるために、ノベルティーグッズの販売と公用での配布に関するバランスをはじめ、販売方法、価格設定や、公用配布基準など、利潤追求のみにシフトしない在り方も踏まえながら、シティプロモーションに有効なノベルティーグッズの開発、活用方法につきまして、他自治体の例も参考に、さらに調査研究を行っていく必要があると考えております。

次に、4項目めについてですが、ご指摘のように全国的にも有名であります熊本県の「くまモン」や彦根市の「ひこにゃん」をはじめ、大阪・関西万博の「ミyakミyak」、その他多くの民間企業のキャラクターなど、国内には様々な団体や企業などでその価値を高めている成功事例と言える多くのPRキャラクターが存在いたします。

一方で、本市の「おとものタビット」は、PRキャラクター「旅人のたびと」「れいわ姫」との3キャラクターの一員でありながら、福田愛依さん、宮本雄二さん、道下美里さん、高田課長さんといった令和の都だざいふ応援大使の一員でもあるという、自治体では珍しい二面性を持った位置づけで展開しているキャラクターでもあります。それぞれの応援大使の方々の特徴と位置づけを意識しながら活躍していくためにも、他自治体のブランド展開方法を注視しながら、その特徴を最大限に活用し、「おとものタビット」ならではのブランド展開とはどのような方法が最適か、今後も検討を行っていく必要があると考えております。

「おとものタビット」がいつまでも多くの方々から愛され、そして令和の都太宰府市の今後ますますのPR展開ができますよう、様々な角度から展開を図ってまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） いろんなところで活躍しているんだなということで感じました。

「おとものタビット」が令和の都だざいふ応援大使として委嘱されていると。どうしても、キャラクターとかと思うと、私、「くまモン」を想像してしまうんですね。「ふなっしー」とかもいましたけれども、「くまモン」とかの新聞報道とかを見ると、経済効果が1,600億円を超えていますと、1年間で。累計にすると、今、2兆円弱ぐらい経済効果があるということの情報があるんですけども、そっちの道に「おとものタビット」が進むとか、そういう考えはありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（市長室担当）（杉山知大） もちろん、このキャラクターを生かしまして、本市の

経済効果・税収効果が上がるような形につながっていくというのが、やっぱり最終的な理想でもあると思います。

「くまモン」の場合は、県単位で取り組んでいるキャラクター展開ということもありますので、圏域全体での幅広、それ以上に、世界的に取り扱われているキャラクターでもありますので、これらの展開というところは非常に我々も注視して興味を持って、これまでの「くまモン」の活動というのを見ているところでもあります。

やはり設定として、どのようにスタートのところを、キャラクターの位置づけをしていくかということも、やはり「くまモン」の最初の生まれたときの形であるとか、その辺りの考え方が非常にやっぱりつくり込まれているなということも実際感じるところでありますが、実際の見たと、また今後の展開が適切な形でそれが成功するのか、でもそうじゃない場合が逆に成功するのかといった様々な不確定要素の中で試行錯誤されていらっしゃるということも見受けられます。

まずは、最初のご答弁でも申し上げていましたように、まずいかに市単位ではありますが、「おとものタビット」という、このキャラがまず名前として認知していただけるかということにまずは重点を置いて今は展開しているという状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そちらで、私が先ほど話したときに、坂本八幡宮のTシャツをつくるときに、最初、坂本八幡宮の写真だけをここにプリントしようかなと。でも、太宰府とかは固有のものとかということで、「旅人のたびと」と「れいわ姫」と「おとものタビット」の3キャラクターが入ったものを関係課のほうに行き使わせていただくとかという相談をさせていただいたときに、その辺りは無償で使えますよと、今あるデザインのものということで、その辺りは非常に柔軟に対応していただいているのかなと感じています。

ただ、どこかでそういうのを販売、キャラクターが入っているものを販売しているかというのは、私は目にしたことがないんですけども、今、販売しているものというのは何かあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（市長室担当）（杉山知大） 今、販売はやっておりませんで、ノベルティグッズとして様々な行事等でお配りするところまでで今やっているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 中学生とか高校生とかがかばんに、よくUFOキャッチャーで取ったようなものを幾つもぶら下げていたりとか、かばんに安全ピンでつけているようなとか、ああいふようなのを見ると、ああ、ここに「おとものタビット」も入ったらもっといいなとかと感ずることもあるんですね。

「くまモン」のほうは、熊本県の共有財産ということで、行政と企業と市民が一体となつてつくり上げられたということでお伺いしています。

これ、「くまモンの成功の法則」という本が出ているんですね。これは、いろんな関係部署の人が、こう考えてやりましたとか、その辺りがずっと書いてあるようなもので、こんなに分厚い本がちょっと出ているんですけども、こういうのとかもぜひ参考にさせていただきながら、やっぱりどこにターゲットを置くかというのが一番大事だと思うんですね。

先ほどお話がありましたけれども、応援大使としての一面もあれば、3人組としての一員という面もあればというので、そういう経済的なところに行くのか行かないのかとかというのもあると思うので、方向性としてはどちらとかというのが決まっているところはあるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと杉山理事が長過ぎるんで、私が最後なんで、ちょっと思い入れがありまして、例えばこのバッジを僕はつけているんですよ。でも、みんなはつけてくれないんですね、副市長はつけている。つけてくれないんですよ、みんな、三役だけは仕方なくつけている感じなんです。アベノマスクみたいに、またこんなことを言ったら怒られるんですけども、なかなかやっぱり皆さん公務員って、さっきのふるさと納税もそうなんですけど、やっぱり営業に慣れていないし、営業にかまけ過ぎると、何か罪悪感等は多分あると思うんですね。僕ですら、やっぱりあんまりやり過ぎると、結構批判も来ますんでね、そればかりやっているんじゃないかという中で、やっぱりどこまで、本当に大変ありがたいご指摘なんですけど、どこまで本業として考えるかというのがいまだに整理がついていないというのが率直なところで、「くまモン」も僕もあんまり知り切れていないですが、蒲島知事なんかは、大学時代からちょっと大学の先生としておられたんで、そういうことも含めて、多分、仕掛け人とか、デザインした人も非常に有名な人だったり、本当にそこに特化して、県ですし、ですから人員もかけられたところもあるでしょうし、とにかくふるさと納税も、ですから地域商社みたいにすれば、もっとバイヤーみたいな人もいてできる可能性も十分あると思いますけど、そういうことをしてこなかった。このタビットについても、ウサギのイベントなんかで、もう本当に買いたいで、お金を払いますから買わせてくださいと言う人もいるんですよ。でも、やっぱりそれをやり出すと、そっちのほうで手がかかるんで、いろいろ権利関係とか、お金の精算をどうするかとか、そういうことを考えると、やっぱり僕も言い切れなかったというのもありまして、ですからちょっともう中途半端になってしまったなという反省もあります。

ですから、今後、これをどこまで本当に市の仕事としてやっていくかというのは、新体制なり議会の皆さんのご意見をいただきながらによっても大分変わってくるのかなと思っていますところでは。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 直接、市の職員さんが販売するというのではないと思いますので、それが地場の企業さんとかが手を挙げて、こういうのをつくりたいとか、「おとものタビットまんじゅう」とか、「おとものタビットクッキー」とか、そういうのとかもいいのかなどと思

たりもしました。

その辺りが、地場の企業の方の強化じゃないんですけども、支援につながったりとかというふうに広がるといいのかなと。特に、参道のほうとかでは、人も来られていますし、天満宮のところの牛とか黒刀は、みんなが触ったりとかというので、ぴかぴかになっているじゃないですか。写真も撮っていらっしゃる方がいる。そしたら、「おとものタビット」の銅像じゃないですけども、そういう何か写真が撮れるコーナーみたいなものをすれば、目にする。目にしたら、ちょっと自分も何かマスコットとしてかばんにつけたいとか、何かそういうような展開も進んでいったらいいなと思っています。

この「おとものタビット」とかなんですけども、例えばなんですけども、先ほど誕生の話とかをしていただきましたけれども、梅香苑に子どもみこしというのがありまして、それは太宰府市の市民遺産に登録してもらった分があるんですけども、ただつくただけだと、何か印象に残りにくいというので、誕生の秘話みたいな冊子とかをつくったりもしていただいたんですよ。というので、例えばそういう冊子を子どもたちに配るとか、学校とか、例えば絵本をとか、動画をとか、何かそういうふうな展開とかをぜひやっていただければなど。

そうすれば、子どもたちがちっちゃいときに親しみがあれば、大人になってもじゃないけれども、どんどんどんどん広がっていくという感じもあるので、教育の分野とか、学校とか、そういう連携とかというのは考えたことはありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 結論から言うと、考えたことはないし、僕も考えていなかったですけど、ただ、本当にやりたいことはいっぱいあったんですね。ゆるキャラ選手権も、もうもっと早く出したかったんですけど、結果として、強く言って、ようやく今回初めて出したんですけど、77位という謎の順位でしたけど、本当にやろうと思ったらいっぱいあるんですけど、やっぱり職員にちょっとなかなかそれをさせるわけにはいかないという中で、言われるように、やり方によってかなり変わってくるというのも私も分かりますし、道真さんは、もうとにかくストーリーが確立していますから、いまだに大伴旅人が道真さんと区別がついていない方も、もう全国に行くと、ほとんど道真さんと思っている、時代も一緒だと思っている、そういう方が多いんですね。

ですから、そういうことも含めて、どこまでタビットにこだわるのか、令和にこだわるのか、旅人にこだわるのか、これはもう本当に次の、私の代ではちょっとなかなかそこは突き抜けられなかったの、どこまで本当に今後やっていくか、今泉さんのような議員さんがどれだけおられるか、市民の方がおられるかにもよって変わってくるのかなと。やり方はいっぱい、本当に無限にまだあると思っています。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） やり方としてなんですけども、やっぱり市単独とか、企業さんとかというのは、どこととかいろいろ考えたりとかが必要になってくるとも思いますので、例えば

太宰府市の観光協会さんとか、太宰府市の商工会さんとか、そういうところと連携しながらとか、そういうのも多分されていないと思うので、今後していただければなと思います。

せっかく元号令和の発祥の地であるところから誕生した、楠田市長が在任中に生まれたキャラクターでもあるので、ぜひ成長していただきたいと思いますので、「おとものタビット」に対する今後の思いとか、楠田市長のほうで今までいろいろ言われたかもしれませんが、ほかにもしあればお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 答えるはずだったんですが、ごめんなさい。写真を使っておられるんで、許してください、これで。チラシが昨日入っていましたら、僕の写真が許可なく入っていたんで、どうぞ使ってください。

それはいいんですけど、それで、タビットに限らず、実は梅プロジェクトで、令和の都だといふ梅プロジェクトで、まず名前が長いんですけど、これもほとんど皆さん、梅プロジェクトしか言ってくれなくなって、もともと令和と梅のつながりが、もう何か結局使われないというか、梅と言うと、市の花も梅ですし、何て言ったら天満宮さんが梅ですから、結局、令和の梅と言っても、もうほとんど天満宮さんの梅だと思われているんですね。

結局、ここもなかなか厳しい苦しいところで、逆に天満宮さんの梅は使えないと、政教分離とかがいろいろあって。ですから、梅の量が少ないんで、大量生産はできないとかもあって、商工会さんなり、いろんな事業者の方にも、企業紹介者の方にも、梅プロジェクトを独立して何かできないかと、大量生産もして、梅も栽培してもらってということでチャレンジしてきたんですけど、結果としてなかなかうまくいかず、スモールな形で少しずつ今植えながら、実もなかなかならないしという中で、バリエーションは少しずつ増えてきましたけど、まだまだちょっと発展途上だということでもあります。

タビットも同じようなことで、やっぱり令和のタビットとして、大伴旅人を売ろうということの中からスタートしたんですけども、大使にもしたし、いろんなことをしていますが、やっぱりそもそも旅人自体があまり知られていないという中で、タビットって何なのという説明から入らなきゃいけないということもあるし、そういう意味で、本当にまだまだ可能性はあるかもしれませんが、太宰府市として、このまちとして、令和なり、タビットなり、梅なり、そういうものをどこまで、いわゆる利益を追求するというか、そういうことにどこまで職員の手をかけられるか、市長がそこまで力を入れられるか、こういう本質的なことにも関わってくると思っていますので、議員さんも含めてですね。

ですから、そういう意味で、もう僕の残り少ない任期の中では、もうこれ以上は難しいでしょうけど、これからそれを生かしていくのか、場合によっては、もうやめようと、もうこのキャラクター自体も終わらしましょうという人が出てきたって全然おかしくないし、職員もそういう人がほとんどになったっておかしくないし、それはもう仕方がないとも思いますので、そういう意味でも、私は令和自体がもともと想定していないことでしたから、令和が来たので、何

かやらなきやいけない、旅人を売らなきやいけないと。

それまで、僕は旅人と家持がどちらが親か子かすら知らなかったです、本当に。これはいろんなところで言っていますが、それぐらい日本全体としては本当に知られていないまだキャラクターでもありますので、これからの皆さんのまさに議論に委ねていきたいなというところでもあります。

長くなりました。すみません。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 太宰府から生まれた令和のゆかりのものですので、今後ともさらなる活躍をしていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、11月21日午前11時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 太宰府市議会第4回(11月)定例会会議録

令和7年11月21日（金）再開

（ 第 5 日 ）

太 宰 府 市 議 会

## 1 議事日程（5日目）

〔令和7年太宰府市議会第4回（11月）定例会〕

令和7年11月21日

午前11時開議

於議事室

- 日程第1 議案第53号 大宰府展示館の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第54号 水城館の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第55号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第56号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第57号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第58号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第59号 大宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第60号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第61号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第64号 太宰府市立大宰府遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第65号 太宰府市長等政治倫理条例の制定について
- 日程第12 意見書第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第13 議案第62号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第63号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第66号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第67号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第68号 太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第70号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第71号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第72号 令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第73号 令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第69号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第23 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（16名）

2番 馬場 礼子 議員  
 4番 森田 正嗣 議員  
 7番 木村 彰人 議員  
 9番 舩越 隆之 議員  
 11番 笠利 毅 議員  
 13番 神武 綾 議員  
 15番 小畠 真由美 議員  
 17番 橋本 健 議員

3番 今泉 義文 議員  
 6番 入江 寿 議員  
 8番 徳永 洋介 議員  
 10番 堺 剛 議員  
 12番 原田 久美子 議員  
 14番 陶山 良尚 議員  
 16番 長谷川 公成 議員  
 18番 門田 直樹 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長 楠田 大蔵  
 教育長 井上 和信  
 総務部理事  
 (市長室担当) 杉山 知大  
 市民生活部長 友添 浩一  
 健康福祉部理事  
 (子ども担当) 添田 朱実  
 観光経済部長 竹崎 雄一郎  
 教育部理事 平野 善浩  
 市民課長 今村 江利子  
 都市計画課長 古賀 千年志  
 観光推進課長兼  
 地域活性化複合施設太守府館長  
 監査委員事務局長 松尾 誓志

副市長 原口 信行  
 総務部長  
 (経営企画担当) 轟 貴之  
 総務部理事  
 (総務担当) 宮崎 征二  
 健康福祉部長 大谷 賢治  
 都市整備部長  
 (併公営企業担当) 伊藤 健一  
 教育部長 添田 邦彦  
 総務課長  
 併選挙管理委員会事務局長 鳥飼 太  
 福祉課長 山崎 崇  
 上下水道課長 田中 潤一  
 社会教育課長 井本 正彦

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 野寄 正博  
 書記 陣内 成美

議事課長 花田 敏浩  
 書記 三舛 貴市

再開 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1から日程第12まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」から、日程第12、意見書第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された、議案第53号から議案第61号、議案第64号、議案第65号及び意見書第3号について、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第53号から議案第61号までの9件について、全て指定管理者の選定に関するものであり、期間は令和8年度から3年間、公募によらない候補者として選定するものであるとの説明がありました。

以下9件について、議案ごとに報告をいたします。

まず、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」。

公益財団法人古都大宰府保存協会を選定するものであるとの説明を受けました。

委員から、建物の老朽化や事務スペースの広さ等について課題があると思うが、施設改修を検討しているのか、また、指定管理者はどのように運用されているのかとの質疑がなされ、執行部からは、施設の改修については大宰府市公共施設等総合管理計画に基づいて行っているが、令和改元の時期に補修を行ったこともあり、現在大きな不具合や改善要望は出ていない。また、老朽化の問題については、特別史跡大宰府跡整備基本計画に基づいた基本設計の中で検討していく。施設の運用については、今ある施設機能を指定管理者に最大限使っていただきながらやりくりしていただいている状況であるとの回答がありました。

また委員から、学芸員の方々は保存協会で雇用されていると思うが、保存協会への市からの

人的な補助の状況はどうなっているのかとの質疑がなされ、執行部からは、学芸員の方にはマスコミ対応や学校での出前講座への対応をしていただいております、大宰府展示館の入館者数や、本市の史跡への理解に大いに貢献いただいていると考えています。給与などの人件費について、保存協会から上がってくる内容に基づいて、市からの補助金を出している状況であるとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号「水城館の指定管理者の指定について」。

公益財団法人古都大宰府保存協会を選定するものであるとの説明を受けました。

委員から水城館であることを示す看板などの設置についてこれまでに提案などはあったのかとの質疑がなされ、執行部からは、水城館だけでなく、水城跡そのものについても、もっと大きな表示を設けるべきではないかという議論がこれまでもあったが、史跡地の中であるということもあり、設置が難しい現状がある。県や大野城市とも協議しながら検討していきたいと考えているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第54号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第55号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定するものであるとの説明を受けました。

委員からは、文化スポーツ振興財団の管理運営の実績への評価について、特に来館者数や満足度、読書推進事業等の実施成果について質疑がなされ、執行部からは、財団にはこれまで図書館利用率の向上や読書活動の啓発等に取り組んでいただいている。図書館本館への来館者数とスタッフに対する満足度はどちらも増加・向上している傾向である。一方移動図書館は、小学校の昼休みの時制の関係もあり利用者が若干減少しているため、全体の利用者は若干減少している。そこで、学校司書と連携しての中学生の利用者カード発行の促進活動や、移動図書館の高齢者施設への訪問等を行うなど、取組を進めているとの回答がありました。

また委員からは、今回、非公募での選定となっているが、他の事業者から指定管理について興味があるなどの問合せはあっているのかとの質疑がなされ、執行部からは問合せ等はこれまでにあっていないとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第56号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定するものであるとの説明を受けました。  
質疑、討論はなく、採決の結果、議案第57号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」。

一般社団法人太宰府市スポーツ協会を選定するものであるとの説明を受けました。

委員から、団体利用の公平性について質疑がなされ、執行部からは、施設予約システムによって管理されており、公平性は保たれていると考えているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第58号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定するものであるとの説明を受けました。

委員からは、当該公園の面積及び予約時間外の指定管理者の施設対応について、国や県、関係機関からの通知勧告などが行われた事実はないかとの質疑がなされ、執行部からは、国や県からの勧告が行われている事実はないとの回答がありました。

また委員からは、運用上の課題に関して、長年にわたって指定管理者に対して明確な実施要領を策定するなどの、ルール化を指導しなかったことについて市はどのように考えているのかとの質疑がなされ、執行部からは、現在、指定管理者とは条例・規則に基づいて運用を行っているところであるとの回答がありました。

また委員からは、施設の利用者について条例と規則で異なっていれば指定管理者は運用に苦慮すると思われるが、市はどのように指導しているのかとの質疑がなされ、執行部からは現在は太宰府市立運動公園条例施行規則に基づいて、「1日、1目的につき3時間以内とする」という運用を行っているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論では、市の直営に戻して、運営自体を整えてから指定管理にまた戻すというようなことが必要と考えるとの反対討論がありました。

また、多くの市民が日常的に利用する公共施設としての重要性は高く、指定管理者による適正な管理を市がしっかりと担保した上で対応を進める必要があると考えるとの賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第59号は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第60号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定するものであるとの説明を受けました。

質疑はなく、討論では、賛成である一方、当該施設には空調がなく、夏に猛暑の中で市民の

方が利用されていた。この状態は是正すべきであると考えたとの賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第61号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。  
指定管理者の指定についての報告は以上になります。

次に、議案第64号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、観光客、参拝客をはじめとする市外者が多く訪れる本市において、受益と負担の適正化の観点から市外の利用者に応分の負担を求め、市民と交流人口の相互発展を図ることを目的として、大宰府展示館の入館料に市外者料金を設定するため、条例を改正するものです。

内容は、市外者料金を現在の料金の2倍とし、大人400円、高校生・大学生200円とするもので、令和8年4月1日から適用するものです。

委員からは、国の特別史跡の場合、市外者料金の設定は公平性の観点から問題はないのかとの質疑がなされ、執行部からは、史跡の覆屋であり、施設の維持管理を考慮し、負担いただきたいと考えているとの回答がありました。

また委員からは、市内者と市外者の確認方法について質疑がなされ、執行部からは受付の際に確認をしているとの回答がありました。

その他質疑を終え、反対討論の後、採決の結果、可否同数となりました。

よって、太宰府市議会委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が本案に対し可否を裁決することとし、委員長は本案を原案のとおり可決すべきものと裁決しました。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」。

この条例は、市長・副市長・教育長が高い倫理性を保ち、公正で民主的な市政運営を実現するための基準を定め、市民の信頼を確保することを目的としており、この三役には市民全体の代表としての立場を深く自覚し、誠実かつ高潔な行動を求めるとともに、不正や利益の偏向を防ぐための具体的な倫理基準が示されています。

主な内容として、市長等は、自らの地位や権限を利用しての金品の授受、不公正な契約処理、不当な採用推薦などを行わないことが義務づけられています。

また、市民が政治倫理基準違反の疑いを持った場合には、選挙人名簿に登録された50人以上の連署によって審査請求を行うことができます。その審査は有識者などで構成された政治倫理審査会によって行われ、その結果は市民に公開されます。

さらに市長等が職務に関わる犯罪で第一審の有罪判決を受けた場合、職務の継続時には市民への説明会が義務づけられ、判決が確定した場合には辞職が求められる仕組みになっています。

委員からは、第3条以降の請負契約や職員採用についてなど、踏み込んだ内容となった理由について質疑がなされ、執行部からは、県内市町村の条例等にある基準を参考にしながら作成しているとの回答がありました。

また委員からは、市民への周知や条例が運用されてからの評価・見直しについて質疑がなさ

れ、執行部からは、周知についてはホームページや広報を検討している。評価・見直しについては、12月以降に市長及び議会が新体制となった後に、タイミングがあれば検討していくとの回答がありました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、意見書第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、意見書に対して、提出委員から補足説明を受け、質疑はなく、意見交換の後、討論では、内容については賛成であるが、提出のタイミングをもう少し早めるべきだったと考えるとの賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、意見書第3号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を行います。

議案第64号について通告がっておりますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ただいまの報告中の議案第64号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例」について質疑させていただきます。

採決の結果が賛否同数であったので委員長が裁決、こちらの裁は裁判の裁になろうかと思いますが、委員長が裁決することとなり可決すべきと決したということですのでけれども、この裁決、委員長判断は、議事整理上の判断ということになりますから、可決すべきだと委員長が判断された論拠を確認させていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 陶山委員長。

○14番（陶山良尚議員） さきの報告のとおり、本議案は可否同数となり、委員長裁決となりました。議案についての内容等を精査し、原案可決となりました。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 再質問ですけれども、内容を精査しということでしたけれども、委員会条例の14条の第2項に可否同数の場合は、委員長は議決には加わらないという旨の定めがあるかと思います。したがって、一般的にはこの裁決は内容判断ではなくて形式的な判断になるかと思われませんが、そのように理解すべきではない裁決であったというふうに考えられますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 陶山委員長。

○14番（陶山良尚議員） そこは繰り返しになりますけれども、委員会において、あくまでもこれは報告事項ですから、委員会における議案審査内容を踏まえて委員長裁決を行った次第でござ

います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 確認ですけれども、内容を踏まえて判断されたということですね。

○議長（門田直樹議員） 陶山委員長。

○14番（陶山良尚議員） 公正な立場にて判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第53号から議案第61号まで、議案第64号及び議案第65号、そして意見書第3号、以上12件について討論を行います。

議案第59号について通告がっておりますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」、反対の立場で討論いたします。

委員会、傍聴しておりましたが、委員会での指摘にもあったように、歴史スポーツ公園については、公園面積のこと、運営管理のことなど、市としてきちっとしておくべきことがまだまだであると認識しております。

先ほどの報告で、条例規則に基づいて現在運営管理がなされているということでしたけれども、指定管理に出す以上は、それ以上のものが、民間のノウハウといったものが求められてくることになろうかと思えます。指定管理に果たしてこのまま委ねておくべきかどうかについても疑問があります。

市として先に正すべきことを正しておくべきではないかと考えることから、今回の議案に対しては反対させていただきます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」、反対の立場で討論させていただきます。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を非公募により候補者とし、提案されました。長く続く事業者です。

情報公開請求で開示された決裁文書を見ますと、指定管理者候補者の選定方式について公募によらない選定に至った理由書には、老朽化が著しく、採算性が低い水準にあるが、これまでの経緯から、施設管理に精通しているとしています。また、それに添付されていた利用者アンケートから、スタッフ対応満足度が73.9%で評価が好評であるとしていますが、このアンケートは1か月間しか取られていません。また、施設利用者は年間3万人を超えていますが、回答

数は23と評価するには母数が少な過ぎます。

歴史スポーツ公園は市民の方から公園としての機能、みんなが使える場所になっていない、指定管理事業者が利用者に対して、利用規則にのっとった指導ができていないのではないかと  
の声もあります。

このようなことから引き続き、同事業者を指定管理業者に指定せず、直営の施設管理に戻し、公園条例に沿った管理運営を見直すことが望ましいと判断し、反対いたします。

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第64号について通告がっておりますので、これを許可します。

2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 反対の立場で討論いたします。

国特別史跡は、国が国民全体の歴史的価値を守るために指定したものであるため、太宰府のものではなく国民共有の文化財だと思います。

その関連遺構を保存・展示する施設においては、市外者にのみ割増し料金を課すことは、公平性の観点から問題があるのではないかと思います、反対いたします。

1つ目として、国特別史跡は、地方自治体が所有していても、文化庁の指導の下、国民の財産として保護が義務づけられているわけですから、その価値を享受する機会は、全国民に平等でなければいけません。居住地で料金差をつけるのは矛盾していると思われま

す。2つ目に、文化財は自治体のものでなく、国民共有財産という考え方が文化財保護法の基本で、それに基づく国庫補助があります。また、観光振興による地域経済効果も併せてあるため、自治体負担を価格差で補うのは、本来の文化財保護の理念から外れるのではないかと思います。

3つ目、市外者に2倍の料金を課すということは、市外者の文化財へのアクセス機会が縮小したり、観光回避の減少にもつながりかねません。

こういった理由から、料金差はその流れに逆行すると思われ、大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について、反対いたします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 反対の立場で討論いたします。

令和元年第2回定例会において、大宰府展示館に入館料を設ける条例改正案が賛成多数で可決されました。この改正は、開館当初に有料であった展示館をより多くの方々に大宰府の歴史を感じていただき、施設の活性化を図る目的で、長らく無料としていたものを、再び有料化するものであり、私はこの改正に反対しております。

国の特別史跡である大宰府政庁跡は、文化財保護法に基づき指定された史跡の中でも、特に学術的価値の高い貴重な文化財です。しかしながら、現地を訪れただけでは、広大な芝生に整然と並ぶ礎石があるのみで、往時の姿を十分に想像することは難しいのが実情です。

そこで、大宰府展示館において、本物の遺構や政庁の復元模型などを併せて観覧することで

初めて古代大宰府の歴史と政庁の姿を具体的に理解することが可能となります。展示館と政庁はまさに一体不可分の存在であります。入館料を課すことにより、大宰府政庁を訪れながら展示会に立ち寄らずに、政庁跡の本来の価値と魅力を十分に体感することなく帰られた方が少なからずおられたと想像されます。これは非常に残念なことです。

さらに今回、市外在住者に対して、市内在住者の2倍の入館料を徴収する条例改正が提案されています。遠方から本市を訪れてくださる方々に対し、展示館と政庁跡の一体的な観覧を妨げるような料金体系の変更は、国の特別史跡を預かる自治体として極めて残念な方針転換ではないでしょうか。加えて、国の特別史跡は国民共有の財産であり、その関連施設に市外者料金を設けることは、公平性の観点からも問題があると考えます。

以上の理由により、私は本条例改正案に強く反対いたします。

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第65号について通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」賛成の立場から討論いたします。

本条例は、市長・副市長・教育長という市政の中枢を担う方々に対し、政治倫理の基準を明確に定め、市民の信頼に応える仕組みを整えるものであり、その理念には深く共感いたします。ただし、今回の上程が任期満了間際という非常に限られた時間の中でなされたことについて、もう少し丁寧な審議の機会があればと感じるところです。

継続審議や附帯決議など、議会内での調整も十分図ることが難しい状況であり、次期市政・議会においてはより多くの議論と市民的な視点の反映がなされる必要があると考えます。

そこで、森田議員の一般質問でのやり取りも踏まえて、幾つかの懸念を申し上げます。

第1に、市長等を対象とする条例を市長部局が起案・上程する構造は、市政の中立性・信頼性を損なう懸念があります。

第2に、審査会の委員を市長が委嘱する構造は、調査対象が市長自身となる場合に、中立性を損なう恐れがあります。

第3に、別条例の資産公開制度との接続が不十分であり、副市長・教育長には資産公開義務が課されていない点は倫理基準の公平性に課題を残します。

第4に、市議会議員政治倫理条例が既にあり、両政治倫理条例の接続・統合を改めて検討する必要があります。

第5に、パブリックコメントや市民説明会、第三者検討会などの市民のプロセスが一切踏まれておらず、市民の視点が反映されていないことが懸念されます。政治倫理条例は、市民の信託に応える制度である以上、その策定過程こそが市民参加と透明性に基づいてなされなければなりません。

よって、次期議会において制度の見直しを行う際に、第三者機関の設置や市民参画の仕組み

を導入し、制度の信頼性と実効性の向上を図っていただくよう申し送りいたします。

以上をもって私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」、賛成の立場で簡単に討論いたします。

委員会での審査のやり取りや、先日の森田正嗣議員の一般質問でのやり取りを踏まえると、この条例の制定の重要性というのは確かだと思われま。したがって、今回提案が行われたわけですけれども、この条例案に改善の余地がまだあるということについては、執行部とも議会とも共通の認識を持っていることと思います。

今回提案された条例を、議会の政治倫理条例との統合も視野に今後議論が続くものと、以上のような理由で信じておりますので、今回賛成させていただきます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書第3号について通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 意見書第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、賛成の立場から討論いたします。

意見書の項目1について、賃金上昇の流れは、本市の事業にも及び、人件費の増加により行政経費が膨らんでいます。意見書はこうした実態を踏まえた交付税算定の見直しを求めるものです。

項目2について自治体は、国の制度では対応し切れない課題に独自事業で取り組んでいます。意見書はこうした地方独自事業にも財源措置を求めるものです。

項目3について、本市でもコミュニティバスの運行経費が増え続けています。意見書はこれを交付税の算定項目に位置づけ、安定的な財源確保を求めるものです。現在国では、既に地方財政の充実を掲げておりますが、具体的な制度の中身や予算の水準は、これからの予算編成や見直しの中で決まっていくことになります。

だからこそ、今このタイミングで地方から現場の実情や大切にすべき課題をしっかりと伝えていくことが、大きな意味があると感じています。

以上の理由から、私はこの意見書に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」に対する委員長報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第53号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時29分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第54号「水城館の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第54号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時30分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第55号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第55号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時30分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第56号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時30分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第57号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時31分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第58号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時31分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第59号は可決されました。

〈可決 賛成12名、反対3名 午前11時31分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第60号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第60号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時31分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第61号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時32分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第64号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成10名、反対5名 午前11時32分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時33分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13から日程第19まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第13、議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」から、日程第19、議案第71号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔15番 小島真由美議員 登壇〕

○15番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第62号、議案第63号、議案第66号から議案第68号まで、議案第70号及び議案第71号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」。

本議案は、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を、引き続き令和8年度から3年間にわたりルミナスの指定管理者の候補者に選定されるものです。

選定理由としては、当財団がこれまで行ってきた管理・運営面において、十分な実績を有していること及び男女共同参画啓発事業や資格取得事業、就職支援事業など、多種多様な事業を展開され、男女共同参画の推進と女性の活躍推進・自立支援に関する拠点としてふさわしい役割を果たしており、これまで培ってきた経営ノウハウや実績を十分に有しているためとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第62号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」。

本議案は、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を、引き続き令和8年度から3年間にわたり老人福祉センターの指定管理者の候補者に選定されるものです。

選定理由としては、当施設は、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会が設置された総合福祉センターと建物が一体であり、電気設備や安全管理に関する設備を共有していることから、施設の構造上または経済的観点から一体的に管理することが合理的であること。また、衛生管理や感染予防対策を徹底しており、利用者から清掃の徹底や清潔感の保持について評価されていること。

さらに、当協議会は、市高齢者支援課と連携し、福祉的視点から高齢者が安全に利用できる施設運営に努め、必要に応じて福祉相談や高齢者福祉サービスの支援につなげる連携も構築されているなど、高齢者福祉をはじめとする地域福祉に精通し、地域の課題解決や福祉の向上に貢献されてきたためとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第63号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、条例制定の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正等に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第66号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、条例制定の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第67号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号「太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」。

本条例は、児童福祉法の改正に伴い、市町村において乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要が生じたため制定するものです。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、令和8年度から全国の自治体において本格実施されるよう、現在準備が進められており、本市においても、本事業を令和8年4月から実施すべく、設備及び運営に関する基準を定めるものです。

委員から、令和8年4月からの実施に向けての今後のスケジュールに関する質疑がなされ、執行部から、現在市内事業者への照会を行い、調整を進めているところである。条例制定後、事業所の事業実施に関する認可手続を行い、実施前には、市広報紙を通じて周知を行う予定であるとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第68号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」。

本議案は、歳入歳出それぞれ2,405万4,000円を追加するものであり、前年度繰越金に、令和

6年度決算における歳入歳出差引残高7,405万4,000円を計上するため、既決予算5,000万円との差額2,405万4,000円を増額補正し、この前年度繰越金から令和6年度に交付を受けた保険給付費等交付金の超過交付に係る償還金6,353万5,000円を差し引いた額1,051万9,000円を国民健康保険財政調整基金に積み増し、保険給付費等交付金償還金において、既決予算5,000万円と、実際の償還金との差額1,353万5,000円を増額補正をするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第70号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」。

本議案は、歳入歳出それぞれ318万2,000円を追加するものであり、標準化法に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、新たに75歳になられる方への納付通知書のデザイン用紙に変更が生じることによる印刷製本費19万3,000円を増額補正及び令和6年度の事務費負担金の精算により、福岡県後期高齢者医療広域連合から298万9,000円の返還を受けたので、一般会計に繰り出すため、増額補正をするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第71号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第62号及び議案第63号、議案第66号から議案第68号、議案第70号及び議案第71号、以上7件について討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第62号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時43分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第63号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時43分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第66号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時43分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第67号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時44分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第68号「太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時44分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第70号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時45分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第71号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正

予算（第3号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20と日程第21を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第20、議案第72号「令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び日程第21、議案第73号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第72号、及び議案第73号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第72号「令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」。

執行部から、今回の補正内容は、収益的支出、1款1項1目原水及び浄水費に3,729万円を計上している。これは、大佐野浄水場の活性炭劣化診断の結果、活性炭に劣化が見られたため取替えを行うもの。

次に、漏水調査に係る債務負担行為の追加を計上している。これは今年度中に、令和8年度漏水調査業務委託に係る契約事務を行い、年度間を通じて調査を行えるようにするために、令和7年度から令和8年度までの債務負担行為を設定するものとの説明を受けました。

委員から、活性炭は複数箇所取替えするのか、活性炭の使用期間はどれくらいなのかと質疑があり、執行部から、大佐野浄水場に活性炭施設が3施設あり、3施設とも取替えする。使用期間は、一律に定まっているものではない。水質や使用状況によって変わってくるようであり、短いところでは二、三年、長いところでは10年以上使用しているところもあるとの回答がありました。

また委員から、これまで定期的にサイクルをもって取替え等を行ってきたのかとの質疑があり、執行部から、これまで定期的な取替えは行っていない。今回、使用年数が経過しており、劣化診断を行った結果、幾つかの項目で日本水道協会の規格より数値が下回っている等の状況があり、取替えするとの考えに至ったとの回答がありました。

また委員から、今回の補正予算額3,729万円という額は大きく、本来なら定期的な検査の上、当初予算に計上すべきものとする。取替え時期の基準がないのであれば、必要性が生じて対処するのではなく、定期的な検査を実施すべきと思うが、対策は考えているのかとの質疑があり、執行部から、今後は定期的に劣化診断をするなり、平準化して、例えば1年に1施設ずつ取替えを行ったりする形を考えているとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第72号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」。

執行部から、今回の補正内容は、収支的支出、1款3項2目その他特別損失に439万6,000円を計上している。これは、本市が加入している御笠川那珂川流域下水道の令和6年度決算において、維持管理負担金に不足が生じたため、その精算金を計上するものとの説明を受けました。

委員から負担金に不足が生じた要因は何かとの質疑があり、執行部から職員の人件費の増加と動力費、電気代の高騰によるとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第72号及び議案第73号について討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第72号「令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時51分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第73号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は、

起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第69号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○議長(門田直樹議員) 日程第22、議案第69号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

本案は、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 小島真由美議員。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番(小島真由美議員) 予算特別委員会に審査を付託されました議案第69号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしては、まず、8款2項3目地域交通対策費693万5,000円の増額補正について、道路灯、防犯灯、公園灯の一斉LED化事業に伴い点検を実施したところ、灯具のポール等に老朽化による腐食を発見し、緊急に対応する必要性が生じたため増額補正を行うものであるとの説明を受けました。

委員から、老朽化による腐食が発見されたポールは何か所で何本かとの質疑があり、執行部からエリアは2か所で国分共同利用施設前の田中・松本線の18本と、太宰府天満宮参道の4本であるとの回答がありました。

次に、8款4項2目公園事業費1,200万円の増額補正について。星ヶ丘公園、東蓮寺公園、垣添公園、向佐野公園、榎公園、青葉台中央公園の6公園の男性用トイレ及び女性用トイレの各1か所ずつを洋式化するため増額補正を行うものである。

なお、財源は、全額歳入19款1項1目8節令和の都太宰府ふるさと納税基金繰入金を充当しているとの説明を受けました。

委員から、年度途中の予算計上だが、これは市内の全ての公園を調査し、計画を立てた上で予算化なのかとの質疑があり、執行部から当初予算では、毎年1か所ずつ改修を行う方針だったが、計画を変更し、洋式トイレが設置されていない全ての公園のトイレを改修することとなったとの回答がありました。

次に、10款2項1目、細目003小学校施設整備費160万円及び3項1目、細目002中学校施設整備費1,655万9,000円の増額補正について。子どもたちが安心して学び、心身ともに健やかに成長できる教育環境を確保するため、小学校4校の故障している屋外時計の修理、学業院中学

校校舎トイレの洋式化、太宰府中学校運動場バックネット整備、中学校3校の故障している屋外時計などの修理のための増額補正を行うものである。なお財源は全額、歳入19款1項1目8節、令和の都太宰府ふるさと納税基金繰入金を充当しているとの説明を受けました。

委員から、学業院中学校校舎トイレ洋式化の工事とは具体的にどこかの質疑があり、執行部から管理棟や教室棟の女子トイレ8か所、計11基を洋式化する計画であるとの回答がありました。

また委員から、学業院中学校校舎は改築の予定があるが、トイレ洋式化工事をした教室棟は改築しないということかとの質疑があり、執行部から洋式化工事を行った棟のうち約半分は解体し、もう半分はそのまま残す。残す棟も今後長寿命化工事を行う計画であるとの回答がありました。

次に、10款5項2目施設管理運営費905万8,000円の増額補正について。施設利用者が安心してトイレを使用できるよう、太宰府市歴史スポーツ公園内の弓道場女子トイレ、大佐野のスポーツ公園管理棟のトイレ、梅林アスレチック公園管理棟のトイレ、太宰府市体育センターのトイレを洋式化する改修工事を行うため、増額補正を行うものである。なお財源は全額、歳入19款1項1目8節、令和の都太宰府ふるさと納税基金繰入金を充当しているとの説明を受けました。

委員から、学校や公園、またスポーツ施設のトイレの洋式化の改修について工事を行うこととなったのは要望など何かきっかけがあったのかとの質疑があり、執行部から、学校関係のトイレ整備は子どもたちが安心して学び、心身ともに成長できる環境を提供するためである。これは総合戦略で掲げている子どもまんなかの施策展開の一環である。また、公園等のトイレ整備については、子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できる公共空間を確保することを目的としており、これも総合戦略に基づく新しい公共をテーマとした仕組みづくりの視点から計上されたものである。以前から市民ニーズが高い内容であり、基金を活用して対応をする考えであるとの回答がありました。

次に、債務負担行為補正の主なものとして、デマンド交通運行事業関係費について。路線バス星ヶ丘線沿線及び周辺地域において、令和8年1月下旬より運行開始を予定しているが、車両調達などにより不測の時間を要し、今年度の運行期間が短期間となることから、令和8年度も継続して事業を実施するため、4,187万8,000円を計上しているとの説明を受けました。

次に、梅林アスレチックスポーツ公園開放管理業務委託料について。現在公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団と随意契約を結んでいるが、公平性・透明性を担保するため、令和8年度契約から入札により受託者を決定することにした。

令和7年度中に入札等の準備期間を設けるために512万2,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、これまで財団との随意契約としていたが、入札に変更する理由はとの質疑があり、執行部から年々人件費が増加し、委託料が大きくなっているほか、随意契約では1社に固まっ

てしまう点を考慮し、公平性・透明性を担保するために入札に変更することとなったとの回答がありました。

その他の審査についても款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第69号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第69号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」、賛成の立場から討論いたします。

本補正予算は、楠田市政における最後の補正予算となるものであり、その内容については賛成いたします。楠田市長におかれましては、残された任期が僅かとなる中で、やり残した事業を盛り込まれたものと理解しております。

一方で、私自身にとっても、任期最後の補正予算となることから、今後の市政運営に資するよう、以下3点を申し述べます。

第1に、施設整備の計画性についてです。今回の補正により、トイレの洋式化は全て完了するとのことですが、改修は計画的に進められたのでしょうか。学校施設ほか公共施設の改修全般においてはなおさらのことです。学校施設の修繕について、小中学校7校分の時計の故障が放置されていたことから、学校施設の保守管理体制に何らかの課題があるように思われます。

第2に、財源の工夫についてです。今回の施設整備費は全額ふるさと納税基金からの繰入金で賄われています。ただし、特にトイレの洋式化については、整備計画を策定した上で、国庫補助金の活用を検討し、これまで積み立ててきた基金からの繰入れをできる限り抑える工夫が必要だったと考えます。

第3に、施設整備の有効性への配慮についてです。神武委員からも質疑がありましたが、学業院中学校では大規模な校舎改修が間近に控えており、せっかくのトイレの洋式化が無駄にならぬよう、整備の時期や内容については、より慎重な調整が求められます。

以上3点を申し添えた上で、本補正予算案に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午後0時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 閉会中の継続調査申し出について

○議長（門田直樹議員） 日程第23、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から太宰府市議会会議規則第110条の規定により、継続調査についての申出がっております。

お諮りします。

それぞれの申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

ここで、任期最後の定例会でありますことから、市長のご挨拶をお受けしたいと思います。  
市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） ただいま議長の許可をいただきましたので、私の市長任期最後の定例会の閉会に当たりまして、厚かましくもこれまでの2期8年、さらには政治家生活や人生も振り返りながら、いささか個人的にはなりますが、最後の挨拶をさせていただきたいと思います。

まずもちまして、市長選・市議選を間近に控えられた本定例会も、17日間に及ぶ会期を通じ慎重審議の上、本日をもって関係案件23件を原案どおり可決賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

投開票まで既に1か月を切っております。選挙に挑まれる方々におかれましては必ずやまた

この議場に戻られますよう祈念申し上げます。そして勇退される皆様、今まで本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

釈迦に説法ではありますが、選挙の世界は勝ち負けがはっきり出る世界であります。父も2回、私も3回落選いたしました。とはいえ、昔と違い命までは取られません。結果にかかわらず、これからもよろしく願い申し上げます。

そして振り返りますと、私の在任中の40回を超える議会における約700の議案全てについて可決・承認をいただいたこととなります。門田議長をはじめこれまでの議員各位のご理解、ご協力に対し心より御礼申し上げます。

また、その一方で少なからず私の失礼な態度や発言などがあったやもしれません。これは市民の皆様や職員諸氏に対しても共通することであり、一生懸命さからとはいえこの際に改めておわび申し上げます。

さて、市長2期8年の歩みであります、国政で三たび落選し一度は引退を覚悟した私を政治の世界に呼び戻していただいた太宰府市民の皆様のお役に立ちたい、少しでも恩返しをしたい一心でありました。

幼き日より父の背中に学んだ世の為、人の為、次代を担う子どもたちのためにという政治家哲学、人生哲学を実践することで、未曾有の混乱からの脱却を果たし、だざいふの底力を引き出せるよう全力を注いでまいりました。申し訳ありません。この最低限の使命は、先ほど触れました全議案の可決や長年の懸案でありました中学校完全給食の実現、市民意識調査や各種ランキングの急伸、自立持続可能性自治体認定などで一定果たせたのではと考えております。

2期8年では短い、50歳はまだ若いので続けてほしいとのありがたいお言葉や、やり残したことがあるのではという厳しいご指摘もありましたが、私にとってはむしろ逆であり、8年何とか続けられたとの思いであります。

日本の総理でも8年連続で務めた人は憲政史上いまだおりませんし、アメリカの大統領も2期8年しか務められないように憲法で定められております。本気でやればこの期間が精いっぱいというのが本音でもあります。

私自身、予期せぬ令和ブームの際や出口の見えないコロナ禍などの激動のさなかに逃げ出したいという欲望に何度も駆られましたし、この間二度あった衆議院選出馬への野心がなかったと言えましょう。そして、1期目就任間もない頃の予算案修正の危機の際には、いつ辞めても悔いのないようにとの思いで、人知れず辞表をしたためたこともありました。今なおこのようにぼろぼろになった辞表ですが、胸に忍ばせております。

それでもなおここまで続けてこられたのは、まさしく政治家としての命を拾っていただいた市民の皆様のご期待に応えるためには、2期8年は何とか最低でも務めなければならないとの思いからでありました。

そして、その総仕上げとして、自ら身を切り任期を前倒しして退任し、今後も市長市議同日選を可能にすることで、数千万円に及ぶ血税を節約するなど、かつての混乱を名実ともにリセ

ットすることを決断いたしました。

これは、自らの地位にしがみつき信頼をおとしめる昨今の政治家への警鐘でもあります。そうした風潮を一笑に付すネタで政治家として初めてM-1 グランプリ 2回戦を突破できたことも無縁ではありません。

そして、太宰府市長としてのこの時期があったからこそ、決して順風満帆ではなかった政治家としての私個人としては23年、親子2代で50年の集大成を今迎えることができたわけであり、27歳で地元に戻り最初に始めた駅立ちの心細さ、念願の政権交代後、34歳で防衛大臣政務官に就任した着任式、父が県議に初めて当選をした8歳の朝、落選し引退を余儀なくされた21歳の夜、全てのシーンが私の記憶に刻まれております。

一方で、多くのものも失いもしました。もっとできることはなかったものかと今でも自らを責める毎日であります。そうした思いもあり、このたびの市長退任を機に政治の世界から一旦距離を置こうと考えております。

これまでお世話になった全ての方々へ心より御礼を申し上げ、愛する郷土だざいふのさらなる発展と皆様のご健勝、ご多幸、そして次代を担う子どもたちの限らない飛躍を祈念し私の最後の挨拶とさせていただきます。

改めまして、今まで本当にありがとうございました。実力は足らなかつたかもしれませんが、私なりにとにかく一生懸命持ち得る力を出し切った8年間でありました。本日も最後までご清聴ありがとうございました。みっともない姿をお見せして申し訳ございません。本当にこれまでありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 市長のご挨拶が終わりました。

ここで令和7年11月定例会を閉じるに当たりまして、私からも一言ご挨拶申し上げます。

令和7年11月定例会は本日をもって閉会いたしますが、17日間の会期中、議員各位におかれましては、時節柄何かと大変お忙しい中にもかかわらず熱心かつ慎重にご審議を賜り、議長として厚く御礼申し上げます。

楠田市長におかれましては12月末をもって退任されますが、2期8年にわたって太宰府市の発展のためご尽力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、私、令和3年12月に第14代議長に就任をさせていただきました。議長としてこの4年間、議会運営、議事進行につきましては、公平公正を心がけたつもりではありますが、行き届かぬ点も多々あったかと存じます。しかしながら、議員の皆様のご支援、ご協力の下、議長の職責を大過なく全うさせていただきましたことに対しまして、衷心より厚く御礼申し上げます。

私たち議員の任期も来るべき12月11日をもって満了することとなりますが、今期で勇退されます議員各位におかれましては、今後健康に留意されまして、太宰府市発展のためにご指導、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

また、来月14日に迫った市議会議員選挙に再出馬を予定されておられます議員各位におかれましては、全員が当選の栄誉を得られ、再びこの議場にてお会いできますようにご健闘、ご奮

闘を心からお祈り申し上げる次第であります。これ私もです。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご活躍をお祈り申し上げるとともに、太宰府市のさらなる発展をご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

お諮りします。

これをもちまして、令和7年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、令和7年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午後0時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年2月17日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 徳 永 洋 介

会議録署名議員 船 越 隆 之

# 太宰府市議会第2回(12月)臨時会会議録

令和7年12月23日（火）開会

（ 第 1 日 ）

太 宰 府 市 議 会

## 1 議 事 日 程

[令和7年太宰府市議会第2回(12月)臨時会]

令和7年12月23日

午前10時開議

於 議 事 室

- |        |        |  |
|--------|--------|--|
| 日程第1   |        | 仮議席の指定について                             |
| 日程第2   |        | 議長の選挙                                  |
| 日程第3   |        | 議席の指定について                              |
| 日程第4   |        | 会議録署名議員の指名                             |
| 日程第5   |        | 会期の決定                                  |
| 日程第6   |        | 副議長の選挙                                 |
| 日程第7   |        | 常任委員会委員の選任について                         |
| 日程第8   |        | 議会運営委員会委員の選任について                       |
| 日程第9   |        | 筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について                  |
| 日程第10  |        | 山神水道企業団議会議員の選挙について                     |
| 日程第11  |        | 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について               |
| 日程第12  |        | 筑慈苑施設組合議会議員の選挙について                     |
| 日程第13  | 発議第5号  | 特別委員会(議会広報特別委員会)の設置について                |
| 追加日程第1 | 議案第75号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について    |
| 追加日程第2 | 議案第76号 | 令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について             |
| 追加日程第3 | 議案第77号 | 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について     |
| 追加日程第4 | 議案第78号 | 令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について       |
| 追加日程第5 | 議案第79号 | 令和7年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 追加日程第6 | 議案第80号 | 令和7年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算(第1号)について    |
| 追加日程第7 | 議案第81号 | 令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について           |
| 追加日程第8 | 議案第82号 | 令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について          |
| 追加日程第9 |        | 市長の退職の期日に関する同意について                     |

## 2 出席議員は次のとおりである(18名)

- |    |      |    |    |      |    |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 久和満晴 | 議員 | 2番 | 岡林直人 | 議員 |
| 3番 | 原紳次郎 | 議員 | 4番 | 瀬筒義久 | 議員 |

5番 川口親丸 議員  
7番 タコスキッド 議員  
9番 笠利 毅 議員  
11番 入江 寿 議員  
13番 原田久美子 議員  
15番 陶山良尚 議員  
17番 門田直樹 議員

6番 馬場礼子 議員  
8番 今泉義文 議員  
10番 木村彰人 議員  
12番 堺 剛 議員  
14番 神武 綾 議員  
16番 長谷川公成 議員  
18番 小畠真由美 議員

### 3 欠席議員は次のとおりである

なし

### 4 会議録署名議員

1番 久和満晴 議員

2番 岡林直人 議員

### 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長 楠田大蔵  
教育長 井上和信  
総務部理事  
(市長室担当) 杉山知大  
市民生活部長 友添浩一  
健康福祉部理事  
(子ども担当) 添田朱実  
観光経済部長 竹崎雄一郎  
教育部理事 平野善浩  
総務課長兼  
総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴  
広報担当課長兼ソニープロモーション担当課長  
福祉課長 山崎 崇  
上下水道課長 田中潤一  
社会教育課長 井本正彦

副市長 原口信行  
総務部長  
(経営企画担当) 轟 貴之  
総務部理事  
(総務担当) 宮崎征二  
健康福祉部長 大谷賢治  
都市整備部長  
(併営企業担当) 伊藤健一  
教育部長 添田邦彦  
総務課長併  
選挙管理委員会事務局長 鳥飼 太  
市民課長 今村江利子  
都市計画課長 古賀千年志  
観光推進課長兼  
地域活性化複合施設太宰府館長 草場康文  
監査委員事務局長 松尾誓志

### 6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（6名）

議会事務局長 野寄正博  
書記 木村幸代志  
書記 三舛貴市

議事課長 花田敏浩  
書記 陣内成美  
書記 川口晃生

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議会事務局長（野寄正博） 皆様、おはようございます。

一般選挙後、最初の議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、門田直樹議員が年長の議員となりますので、ご紹介申し上げます。

それでは、門田直樹議員、恐れ入りますが臨時議長をお願いします。

○臨時議長（門田直樹議員） ただいま紹介されました門田直樹です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、令和7年太宰府市議会第2回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（門田直樹議員） 日程第1、「仮議席の指定について」を行います。

この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時14分

○臨時議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、初議会に当たり、楠田大蔵市長のご挨拶を受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

それでは、ご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 改めまして、皆様、おはようございます。

本日、去る12月14日に執行されました市長選挙及び市議会議員選挙後、初めての議会となり

ます令和7年太宰府市議会第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

改めまして、議員各位におかれましては、ご当選誠にありがとうございます。我々政治家にとりまして選挙は避けて通れないものでありますが、そのたびごとに様々なドラマがあるものです。

私自身28歳のときから8回、親子2代では50年で14回選挙を戦ってきましたが、私が5勝3敗、父が4勝2敗で通算9勝5敗となりました。一度たりとも楽な選挙はなかったというのが実感であります。そして、いかなる結果であれ、有権者の意思として真摯に受け止めざるを得ません。

一方、今回も投票率は42%台、そして市長選では実に923票、3.67%が無効票だったとのことでありました。2期8年で不出馬を選択し、後継指名をしなかった私の決断も結果に影響した可能性もありがとうございます。そうした市民の皆様の声なき声も、今後の市政の参考にすることは必要なことだと感じております。

さて、11月議会で表明しましたように、私の最後の仕事として任期を来年1月27日から年内に前倒しする決断をし、既に12月20日付の辞表をしたため、市議会議長宛てに提出をいたしております。

これはひとえに、かつての本市の混乱を名実ともにリセットするためであります。昨今の伊東市のように、8年前の今頃、本市でも当時の市長と議会が対立し、市長不信任と市議会解散が行われました。その後、議員各位、市民の皆様、職員諸氏、そして我々三役などが心を一つに混乱からの脱却を果たしてきましたが、今なお残る混乱の遺物とも言えるのが、市長任期と市議任期のずれであります。

公選法34条の2のいわゆる90日特例を活用することにより、今回も同日選となりましたが、これにより市議不在の期間が生じるとともに、選挙後、市長任期が1か月半ほど残ることになっております。今回も12月12、13、実質的には14日と市議が不在となり、結果としては事なきを得た形となっておりますが、もしその期間に災害など予期せぬ危機が生じたとき、議会の招集ができない事態となります。

それ以前に、市議不在の期間があっても事なきを得られる状態は、議員各位のこけんに関わる事態とも言えるのではないのでしょうか。国会では衆院解散時、衆議院議員が不在となるため参議院が存在します。

また、既に14日に新市長が選挙で決しながら、その後1か月半も去りゆく市長が居座るのは私の美德に反しますし、一般論として去り際に専決などの独断を行い得るなどの問題点が生じます。

新市長としてもお礼の挨拶回りや市政運営の構想を練るなど一定の期間は必要でしょうが、時間が開き過ぎれば候補者と有権者としての選挙時の熱が冷めてしまうなどの懸念もあります。

ちなみに私の1期目の際は、前任者が不信任で不在のため投開票の翌朝から早速初登庁し、お礼回りや構想のいとまもなく、前市長からの引継ぎもなく、副市長も教育長も不在というあ

りさまでした。こうした諸課題を解決しつつ、同日選実施により数千万円に及ぶ税金を節約し、投票の利便性にもつなげ、引き継ぎもスムーズ化するためには、退任を年内に前倒しするのが最善と判断しました。

あくまでも、世のため人のため、市のため市民のために、そして、次代を担う子どもたちのためにという私の政治家哲学、人生哲学によるものをご理解いただき、後ほどご同意いただければ幸いです。

その後の来年1月1日からは切りよく、新たに選ばれた市長と議員各位が心機一転、市のため市民のために、そして、次代を担う子どもたちのために、よりよい市政を築いていかれることを願っております。

私自身は、来年4月から大学院に進学し学び直しをしながら、自らの在り方について見詰め直して行きたいと考えております。そして、一市民として愛する郷土のさらなる発展を祈り続けます。

改めまして、これまで2期8年、私なりに持ち得る力を出し尽くし、徳治主義を旨とし、一生懸命やり切った思いであります。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○臨時議長（門田直樹議員） ありがとうございます。

ここで理事者側の退席のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時21分

○臨時議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（門田直樹議員） 日程第2、「議長の選挙」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば、選挙の方法は投票によることとなります。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（門田直樹議員） 投票という声がありますので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで定めることになっています。

それでは、議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○臨時議長（門田直樹議員） ただいまの出席議員は18名です。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に1番久和満晴議員及び2番岡林直人議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

したがって、立会人に1番久和満晴議員及び2番岡林直人議員を指名します。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

したがって、選挙する者1人の姓名、名字と名前をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○臨時議長(門田直樹議員) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(局長点呼、投票)

○臨時議長(門田直樹議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(門田直樹議員) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

1番久和満晴議員及び2番岡林直人議員の立会いをお願いします。

(開 票)

○臨時議長(門田直樹議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 18票

無効投票 0票

白票 0票です。

有効投票中、

小島真由美議員 13票

笠利毅議員 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、小島真由美議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（門田直樹議員） ここで理事者側の入場のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○臨時議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長に当選されました小島真由美議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで確認のため、小島真由美議員の議長当選承諾及びご挨拶をお願いいたします。

小島真由美議長、演壇のほうにどうぞ。

〔仮16番 小島真由美議員 登壇〕

○仮16番（小島真由美議員） ただいま議員各位のご推挙により、議長の要職をお預かりすることとなりました。心より感謝を申し上げますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

本市は、歴史と文化に囲まれたまちであると同時に、少子高齢化や地域交通、子育て支援、公共施設の老朽化など、多くの課題に直面しております。議会の果たすべき役割は、一層重要なものとなっております。市民の皆様の声を真摯に受け止め、議会がその思いを市政に反映させる場であるよう、公正かつ円滑な議会運営に全力を尽くしてまいります。

また、私は本市議会において、女性として議長の職をお預かりすることとなりました。これまで10年間、環境厚生常任委員会委員長として住民福祉の前進、子育て支援などの推進に邁進してまいりました。

今後は、多様な視点を大切にし、誰もが声を上げやすい開かれた議会運営、そして議員各位のご経験と見識を結集し、執行部と緊張感ある関係を保ちながら、市民の負託に応える議会づくりに努めてまいります。

至らぬ点多々あるかと存じますが、皆様のお力添えを賜りながら、誠心誠意職責を果たしてまいります。今後ともご理解とご協力をお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（門田直樹議員） これにて臨時議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

小島真由美議長、議長席へお着き願います。

（議長交代）

○議長（小島真由美議員） お諮りします。

お手元に配付しております議事日程のとおり、日程第3「議席の指定について」から日程第12「筑慈苑施設組合議会議員の選挙について」までを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第12までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議席の指定について

○議長（小島真由美議員） 日程第3、「議席の指定について」を行います。

議席は会議規則第3条第2項により、議長において指定します。

議員の皆さんの氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（野寄正博） 朗読いたします。

|     |        |    |     |       |      |
|-----|--------|----|-----|-------|------|
| 1番  | 久和満晴   | 議員 | 2番  | 岡林直人  | 議員   |
| 3番  | 原 紳次郎  | 議員 | 4番  | 瀬 筒義久 | 議員   |
| 5番  | 川口親丸   | 議員 | 6番  | 馬場礼子  | 議員   |
| 7番  | タコスキッド | 議員 | 8番  | 今泉義文  | 議員   |
| 9番  | 笠利 毅   | 議員 | 10番 | 木村彰人  | 議員   |
| 11番 | 入江 寿   | 議員 | 12番 | 堺     | 剛 議員 |
| 13番 | 原田久美子  | 議員 | 14番 | 神武 綾  | 議員   |
| 15番 | 陶山良尚   | 議員 | 16番 | 長谷川公成 | 議員   |
| 17番 | 門田直樹   | 議員 | 18番 | 小島真由美 | 議員   |

以上です。

○議長（小島真由美議員） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

ただいまの議席指定によって仮議席から議席番号の変更があった議員の方々は、席の移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時51分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（小島真由美議員） 日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、

1番、久和満晴議員及び

2番、岡林直人議員

を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第5 会期の決定

○議長（小島真由美議員） 日程第5、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

ここで、理事者側の退席のため暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時53分

○議長(小島真由美議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 副議長の選挙

○議長(小島真由美議員) 日程第6、「副議長の選挙」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば、選挙の方法は投票によることとなります。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 投票との声がありますので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで定めることになっています。

それでは、議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(小島真由美議員) ただいまの出席議員は18名です。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番原紳次郎議員及び4番瀬筒義久議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、立会人に3番原紳次郎議員及び4番瀬筒義久議員を指名いたします。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票に当たっては、姓名をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(小島真由美議員) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いいたします。

(局長点呼、投票)

○議長(小島真由美議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

3番原紳次郎議員及び4番瀬筒義久議員の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(小島真由美議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 18票

無効投票 0票

白票 0票です。

有効投票中、

木村彰人議員 10票

原田久美子議員 8票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、木村彰人議員が副議長に当選されました。

ではここで、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(小島真由美議員) ただいま副議長に当選されました木村彰人議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで確認のため、木村彰人議員の副議長当選承諾及びご挨拶をお願いいたします。

木村彰人副議長、演壇のほうにどうぞ。

○10番(木村彰人議員) ただいま副議長にご選任いただきました木村彰人です。ご信任に心より感謝申し上げます。

先般の所信表明で述べましたとおり、副議長としての私の担うべきミッション、使命は二つです。

まず、副議長として新たなリーダーである小島真由美新議長を支え、議会改革を前に進めること、そして、18名の議員の力を結集し、議会全体の総合力を高めること、この2つのミッシ

ョンに全力で取り組みます。

市民の信頼に応える議会となるよう、誠実に努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長（小島真由美議員） 日程第7、「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第2条及び第5条第1項の規定によって、総務文教常任委員会委員に

|            |            |
|------------|------------|
| 久 和 満 晴 議員 | 原 紳次郎 議員   |
| 馬 場 礼 子 議員 | 笠 利 毅 議員   |
| 神 武 綾 議員   | 門 田 直 樹 議員 |

次に、環境厚生常任委員会委員に

|            |            |
|------------|------------|
| 川 口 親 丸 議員 | 瀬 筒 義 久 議員 |
| タコスキッド 議員  | 原 田 久美子 議員 |
| 長谷川 公 成 議員 | 小 島 真由美    |

次に、建設経済常任委員会委員に

|            |            |
|------------|------------|
| 岡 林 直 人 議員 | 今 泉 義 文 議員 |
| 入 江 寿 議員   | 木 村 彰 人 議員 |
| 堺 剛 議員     | 陶 山 良 尚 議員 |

をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました各議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩し、休憩中、各委員会を招集しますので、各委員会において正副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後1時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 1 時41分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

総務文教常任委員会の委員長に神武綾議員、副委員長に馬場礼子議員、

環境厚生常任委員会の委員長に長谷川公成議員、副委員長にタコスキッド議員、

建設経済常任委員会の委員長に入江寿議員、副委員長に今泉義文議員が決定されております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（小島真由美議員） 日程第 8、「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 3 条の 2 第 2 項及び第 5 条第 1 項の規定によ  
って、

議会運営委員会委員に

堺 剛 議員 陶 山 良 尚 議員

門 田 直 樹 議員 笠 利 毅 議員

原 紳次郎 議員 長谷川 公 成 議員

馬 場 礼 子 議員 タコスキッド 議員

をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました各議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩し、休憩中、議会運営委員会を招集しますので、正副委員長の互選をお願い  
します。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 2 時49分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

議会運営委員会の委員長に笠利毅議員、副委員長に原紳次郎議員が決定されております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 9 筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について

○議長（小島真由美議員） 日程第 9、「筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について」を議題

とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

筑紫野太宰府消防組合議会議員に久和満晴議員、原紳次郎議員、馬場礼子議員、入江寿議員、原田久美子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を筑紫野太宰府消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました久和満晴議員、原紳次郎議員、馬場礼子議員、入江寿議員、原田久美子議員が筑紫野太宰府消防組合議会議員に当選されました。

ただいま筑紫野太宰府消防組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(小島真由美議員) 以上のとおり決定しました。

着席をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 山神水道企業団議会議員の選挙について

○議長(小島真由美議員) 日程第10、「山神水道企業団議会議員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたい

と思います。これにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

山神水道企業団議会議員に川口親丸議員、堺剛議員、タコスキッド議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を山神水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました川口親丸議員、堺剛議員、タコスキッド議員が山神水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま山神水道企業団議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(小島真由美議員) 以上のとおり決定しました。

ご着席ください。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について

○議長(小島真由美議員) 日程第11、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について」

を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に小島真由美、長谷川公成議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小島真由美、長谷川公成議員が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました。

ただいま福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(小島真由美議員) 以上のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 筑慈苑施設組合議会議員の選挙について

○議長(小島真由美議員) 日程第12、「筑慈苑施設組合議会議員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

筑慈苑施設組合議会議員に陶山良尚議員、神武綾議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を筑慈苑施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました陶山良尚議員、神武綾議員が筑慈苑施設組合議会議員に当選されました。

ただいま筑慈苑施設組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

当選されました議員の承諾を当選人の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(小島真由美議員) 以上のとおり決定しました。

ご着席ください。

ここで資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 午後2時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時58分

○議長(小島真由美議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しました議事日程のとおり、日程第13、発議第5号「特別委員会(議会広報特別委員会)の設置について」を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第13を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第5号 特別委員会(議会広報特別委員会)の設置について

○議長(小島真由美議員) 日程第13、発議第5号「特別委員会(議会広報特別委員会)の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番 笠利毅議員。

[9番 笠利毅議員 登壇]

○9番（笠利毅議員） 発議第5号「特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について」提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会広報の編集、発行を行うための特別委員会を設置するものであります。

名称は議会広報特別委員会。付議事件は議会広報の編集及び発行に関する件。構成は7名。経費は予算の範囲内。常設の特別委員会で、活動は議会閉会中も必要と認めた場合には随時開催することができるとしています。

提出者は議会運営委員会委員長、笠利毅であります。

以上で説明を終わります。

○議長（小島真由美議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第5号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成17名、反対0名 午後3時00分）

○議長（小島真由美議員） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会は7人の議員をもって構成し、太宰府市議会広報に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

|     |         |    |    |         |    |
|-----|---------|----|----|---------|----|
| 1番  | 久和満晴    | 議員 | 2番 | 岡林直人    | 議員 |
| 3番  | 原 紳次郎   | 議員 | 4番 | 瀬 筒 義 久 | 議員 |
| 7番  | タコスキッド  | 議員 | 8番 | 今 泉 義 文 | 議員 |
| 10番 | 木 村 彰 人 | 議員 |    |         |    |

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時31分

○議長(小島真由美議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長にタコスキッド議員、副委員長に瀬筒義久議員が決定されました。

ここで資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 午後3時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長(小島真由美議員) 休憩前に引き続き再開します。

ただいまお手元に配付の議事日程(追加第3)のとおり、追加議案が提出されました。

お諮りします。

議案第75号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」から議案第82号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」までを緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

よって、これらの議案を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1から追加日程第8まで一括上程

○議長（小畠真由美議員） 追加日程第1、議案第75号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」から追加日程第8、議案第82号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを議題とします。

お諮りします。

議案第75号から議案第82号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小畠真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 改めましてこんにちは。まずもちまして、新議長、副議長をはじめ新たな役職に就任された皆様ご就任おめでとうございます。

午前中の市長挨拶でも申し上げましたように、本来間もなく去り行く私が新議会に議案を提案することは望ましくはないかもしれませんが、去る11月議会には間に合わず、かつ年内に提案すべき性質のものであるため、便宜上私のほうから提案をさせていただきます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、条例改正1件、補正予算7件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号から議案第82号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第75号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます

今回の改正は、本年8月7日の人事院勧告に基づき、特別職、一般職、市議会議員及び特定任期付職員の給与等の改定を行うものであります。

内容といたしましては、特別職、市議会議員及び特定任期付職員については、期末手当の0.05月分の引上げ、また、一般職については、給料月額を全体で約3.3%程度の引上げ、期末手当の0.025月分、勤勉手当の0.025月分の引上げとなっております。

本市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に従いまして改正するものであります。

次に、議案第76号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億9,039万3,000円を追加し、予算総額を373億3,479万2,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告や人事異動に伴う職員給与等の調整に係る費用を計上しております。

次に、議案第77号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につ

いて」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ541万1,000円を追加し、予算総額を69億4,836万2,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う職員の給与改定に係る経費等を計上しております。

次に、議案第78号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれに654万4,000円を追加し、予算総額を65億5,653万5,000円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれに105万1,000円を追加し、予算総額を7,963万6,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う職員の給与改定に係る経費等を計上しております。

次に、議案第79号「令和7年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに16万8,000円を追加し、予算総額を4,051万1,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う職員の給与改定に係る経費等を計上しております。

次に、議案第80号「令和7年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに20万9,000円を追加し、予算総額を1億4,698万8,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う職員の給与改定に係る経費等を計上しております。

次に、議案第81号「令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、資本的支出を379万5,000円増額し、総額9億84万4,000円とするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う職員の給与改定に係る経費等を計上しております。

次に、議案第82号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、資本的支出を269万6,000円増額し、総額11億9,226万9,000円とするものであります。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う職員の給与改定に係る経費等を計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小島真由美議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後3時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時15分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議案第75号から議案第82号までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

議案第75号から議案第82号までについて一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

議案第75号から議案第82号までについて一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第75号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後4時16分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第76号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）

について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後4時16分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第77号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補

正予算（第3号）について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後4時16分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第78号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後4時17分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第79号「令和7年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後4時17分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第80号「令和7年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後4時17分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第81号「令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後4時18分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第82号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後4時18分〉

○議長（小島真由美議員） ここで資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 午後4時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時20分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しました議事日程（追加第4）のとおり、追加日程第9「市長の退職の期日に関する同意について」を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第9を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第9 市長の退職の期日に関する同意について

○議長（小島真由美議員） 追加日程第9、「市長の退職の期日に関する同意について」を議題とします。

令和7年12月20日付で、楠田大蔵市長から令和7年12月末日をもって退任したい旨の辞表の提出がありました。

地方自治法第145条の規定により、法定期日前の市長の退職につきましては議会の同意が必要となりますのでお諮りするものです。

事務局長に辞表の朗読をさせます。

○議会事務局長（野寄正博） 朗読します。

辞表。

私儀、このたび市のため市民のために、令和7年12月末日をもって退任いたしたく、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

令和7年12月20日。太宰府市長 楠田大蔵。太宰府市議会議長殿。

○議長（小島真由美議員） 以上でございます。

本件を同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、そしてその他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定いたしました。

これをもちまして令和7年太宰府市議会第2回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認めます。

したがって、令和7年太宰府市議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午後4時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年2月17日

太宰府市議会臨時議長 門 田 直 樹

太宰府市議会議長 小 畠 真由美

会議録署名議員 久 和 満 晴

会議録署名議員 岡 林 直 人